

(愛媛県報令和2年4月28日第100号外1別記)

令和元年度

包括外部監査結果報告書

債権(主に税外債権)の管理に関する

財務に係る事務の執行について

愛媛県包括外部監査人

矢野 和弘

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象期間	1
4. 外部監査の実施期間	2
5. 外部監査の方法	2
6. 監査の対象	2
7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	3
8. 利害関係	3
9. 監査結果の指摘及び意見について	3
第2 愛媛県における債権管理の概要	4
1. 愛媛県の債権管理の事務の流れ	4
2. 債権の概要	5
3. 愛媛県における債権管理	9
4. 愛媛県の債権の概要	12
5. 債務保証・損失補償	28
6. 平成 22 年度の包括外部監査結果の改善状況	29
第3 監査の結果及び意見(総括)	32
1. 総括	32
2. 重要な監査の結果及び意見の要約	33
3. 指摘事項及び意見事項の一覧	43
第4 監査の結果及び意見(個別論点)	47
1. 公営企業(電気事業会計)が有する未収金	47
2. 公営企業(工業用水道事業会計)が有する未収金	51
3. 公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金	56
4. 公営企業(病院事業会計)が有する未収金	73
5. 公営企業(病院事業会計)に対する貸付金	92
6. 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	101
7. 愛媛県奨学資金貸付金	110
8. 生活安定資金貸付金	124
9. 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金	131
10. 愛媛県医師確保奨学基金貸付金	138
11. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	145

12.	児童福祉施設入所措置費負担金	160
13.	地域総合整備資金貸付金	165
14.	瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	169
15.	中小企業振興資金貸付金	173
16.	企業立地促進事業費補助金返還金	182
17.	企業立地資金貸付基金貸付金	185
18.	農業改良資金貸付金	189
19.	林業改善資金貸付金	194
20.	公共用地整備事業貸付金	202
21.	単年度貸付金	206
22.	損失補償契約	220

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

愛媛県の財務書類(平成 29 年度決算ベース)に含まれる貸借対照表(総務省が要請する「統一的な基準」に基づき作成されたもの)に計上されている債権は、長期貸付金 35,999 百万円、短期貸付金 5,680 百万円、長期延滞債権 2,358 百万円及び未収金 631 百万円である。長期延滞債権の内訳は、貸付金 1,246 百万円、県税等の収入未済額 1,112 百万円である。また、未収金の内訳は、貸付金 129 百万円、県税等の収入未済額 502 百万円である。債権総額 44,668 百万円に対する長期延滞債権の比率は 5.3% となっている。長期延滞債権に対して 145 百万円が、未収金に対して 67 百万円が回収不能と見積もられ徴収不能引当金として計上されている。当該財務書類の附属明細書によると、貸付金については、林業改善資金特別会計で単位(百万円)未満の徴収不能引当金が計上されているにすぎない。平成 30 年度の包括外部監査の中で取り上げた愛媛県奨学資金貸付金では、平成 29 年度末時点における履行期限到来債権 278 百万円のうち履行期限到来後 5 年超の滞納債権が 60 百万円と 21.6% を占めていた。これに対して、滞納債権の債務者に関する履行期限未到来債権に含まれる債権の回収手続について意見を述べたところである。回収期間が長期に及ぶ貸付金を中心とした税外債権について、隠れた回収不能(懸念)債権の有無、これらに対する愛媛県の対応について検討することは有意義であると判断した。

また、債権管理については、平成 11 年度の包括外部監査の特定事件に取り上げられて以来、平成 22 年度の特定事件名「包括外部監査結果に対する措置状況等の検証」において平成 17 年度の包括外部監査結果に対するフォローアップが取り上げられているものの、20 年間債権管理そのものが包括外部監査の特定事件として取り上げられたことはなかった。愛媛県においては平成 23 年 4 月に「愛媛県債権管理マニュアル」を策定しており、過去の包括外部監査結果に対する措置状況や最近の債権管理に関する財務事務の執行について、合規性の観点を中心に、有効性・経済性・効率性の観点を考慮して検討することは有意義であると判断し、特定事件(監査テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

原則として平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

4. 外部監査の実施期間

令和元年6月27日から令和2年3月19日まで

5. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 債権管理体制は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、適切に運用されているか。
- ② 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- ③ 発生した債権は、網羅的に把握されているか。
- ④ 請求手続は、適時に行われているか。
- ⑤ 回収した債権は、網羅的に把握されているか。
- ⑥ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- ⑦ 債権の保全手続は、適切に行われているか。
- ⑧ 相手先別の債権残高は、適切に把握・管理されているか。
- ⑨ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- ⑩ 履行期限到来済債権に含まれる滞納債権と同一債務者に係る履行期限未到来債権は、適切に管理されているか。
- ⑪ 不納欠損処理は、適切に行われているか。
- ⑫ 債務保証・損失補填は、適切に管理されているか。

上記の各項目について、必要に応じて有効性、経済性、効率性の観点を考慮して適切に執行されているかを検討する。

(2) 監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ 監査対象とした債権の管理部署への往査
- ⑥ その他必要と認めた手続

6. 監査の対象

(1) 監査の対象部局等

部局等	課所
総務部	総務管理課、財政課
企画振興部	地域政策課、交通対策課
県民環境部	環境政策課、循環型社会推進課

部局等	課所
保健福祉部	保健福祉課、医療対策課、子育て支援課(※2)、福祉総合支援センター
経済労働部	企業立地課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課
農林水産部	農政課農地・担い手対策室、農業経済課、林業政策課、漁政課
土木部	用地課
公営企業管理局	総務課、発電工水課、県立病院課(※1)
教育委員会事務局	教育総務課教職員厚生室、人権教育課

※1 本庁以外に愛媛県立中央病院、愛媛県立新居浜病院に往査した。

※2 本庁以外に愛媛県東予地方局健康福祉環境部地域福祉課に往査した。

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

包括外部監査人	矢野 和弘	公認会計士
補助者	山崎 泰志	公認会計士
同	宮本 豪	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査結果の指摘及び意見について

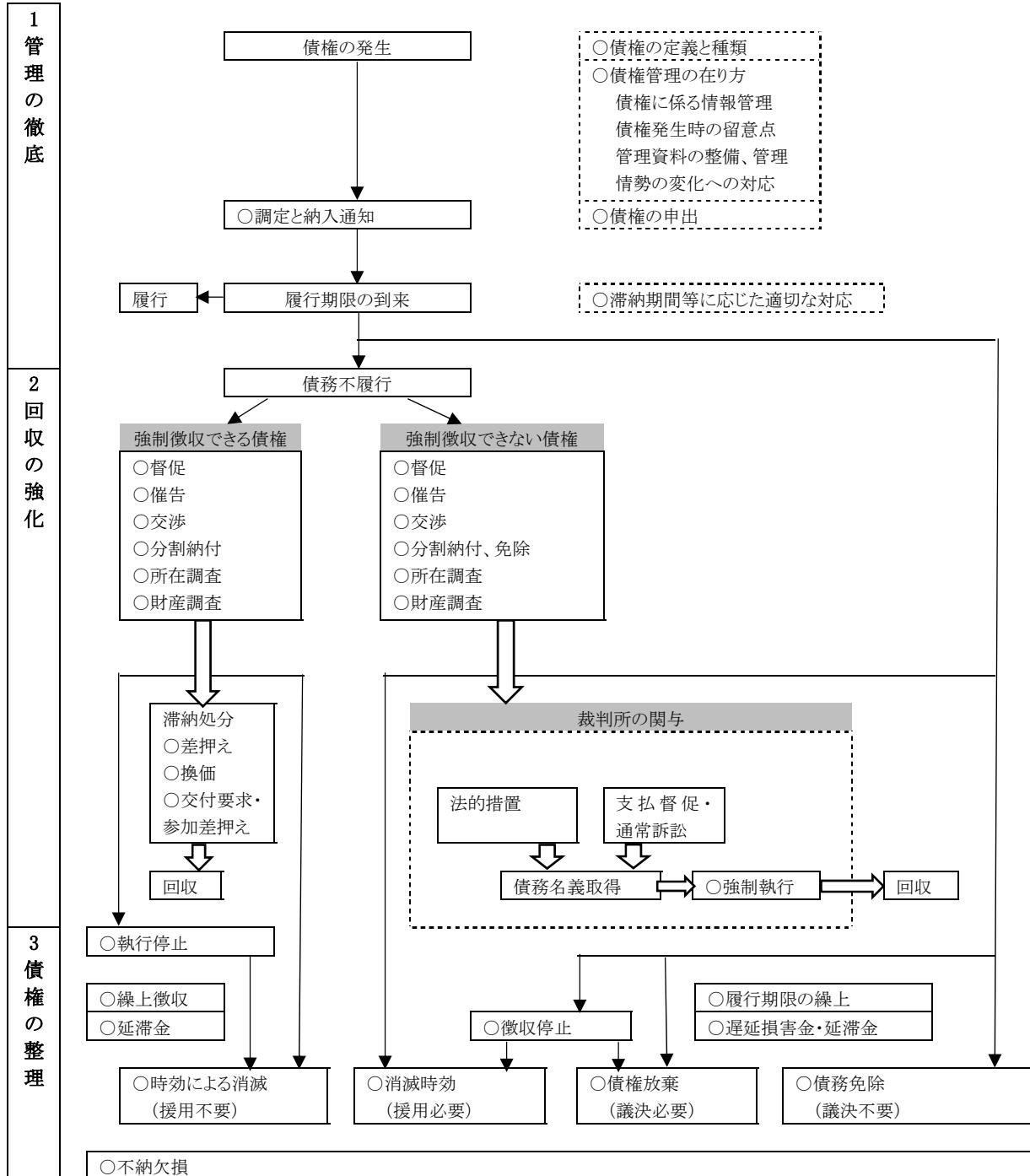
本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入している。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

第2 愛媛県における債権管理の概要

1. 愛媛県の債権管理の事務の流れ



(出典:愛媛県 債権管理マニュアル)

2. 債権の概要

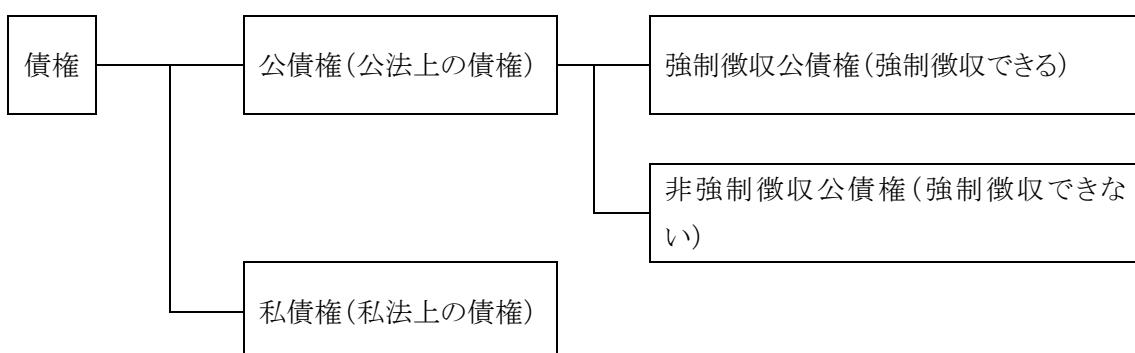
(1) 債権の定義

地方公共団体が有する債権は「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」をいう（地方自治法第 240 条第 1 項）。

(2) 債権の区分

愛媛県の有する債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権である「公債権」と私法上の原因に基づいて発生する債権である「私債権」に判別される。さらに、公債権は、地方公共団体が裁判を経ることなく、自ら強制徴収を行うことができる強制徴収公債権と、これができない非強制徴収公債権がある。

非強制徴収公債権では、強制執行する場合、裁判所に申立てを行い、裁判所が強制執行を行う。



（出典：愛媛県 債権管理マニュアル）

(3) 強制徴収公債権と非強制徴収公債権及び私債権の相違点

債権管理を行う上で、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の区分により、滞納整理の方法や時効制度が異なる。それぞれの債権の特徴は、次表のとおりである。

区分	公債権			私債権
	強制徴収公債権		非強制徴収公債権	
債権の種類	税収入 ・ 県税 ・ 県税に係る延滞金や計算金 (地方税法第1条第1項第4号)	税外収入 ・ 分担金(※1) ・ 加入金(※2) ・ 過料(※3) ・ 法律で定める使用料等(※4) ・ 上記に係る督促手数料や延滞金 (地方自治法第231条の3第3項)	税外収入 ・ 手数料(地方自治法第227条) ・ 県条例・規則で定められている使用料、その他県の公法上の歳入(※5)	契約に基づく貸付金、地所賃貸料、土地売払収入、契約違約金 など

区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
徴収手法	(1)納入通知書等発行→(2)督促状交付→(3)債務者調査→(4)催告 ↓ (5)滞納処分 <ul style="list-style-type: none"> ● 税の滞納処分の手続を経て、強制的に徴収が可能 ● 根拠:地方税法、国税徴収法 ● 執行機関:県 ● 手続:督促→財産調査(搜索) →差押→財産の換価→換価代金の配当 		(5)強制徴収 <ul style="list-style-type: none"> ● 税の滞納処分の適用不可。一般の債権と同様に裁判所の決定・執行を経て、強制徴収が可能。 ● 根拠:民事執行法 ● 執行機関:裁判所 ● 手続:差押、競売、不動産引渡・明渡等
消滅時効・援用等	消滅時効原則 5年(地方自治法第236条第1項)・援用不要 (時効期間が経過→不納欠損処理)		消滅時効原則 10年 (各債権により期間が異なるものがある ¹⁾)・ 援用必要 (時効期間が経過しても、債務者の援用の申出がなければ不納欠損処理不可)

※1 国又は地方公共団体が行う特定の事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対して課する金銭給付義務。特定の事業に要する経費の全部ではなく一部を市町村等に分担させる(地方自治法第224条・海岸法第28条・道路法第52条など)。

※2 旧慣使用に関する加入金、条例の定めあり(地方自治法第226条)

※3 金銭罰、法令違反に対して科す(地方自治法第228条)。

※4 ①地方自治法附則第6条で定めているもの(限定)

- (1)港湾法に定める入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- (2)土地改良法に定める土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- (3)下水道法に定める損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- (4)漁港漁場整備法に定める漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

②他の法律で定めているものの例

¹⁾ 私債権の時効期間は一律ではなく、その債権に適用される民法、商法等に定められた期間となる。例えば、金銭債権については、通常民法上の時効期間は原則10年となっている(民法第167条第1項)が、商法上の時効期間は原則5年となっている(商法第522条)。なお、民法等では短期消滅時効として、債権により5年、3年、2年、1年などの時効期間が定められている。

- (1) 道路法・・・道路復旧費負担金、道路使用料等
- (2) 河川法・・・原因者負担金、流水占用料等
- (3) 海岸法・・・海岸保全区域の占用料等
- (4) 土地区画整理法・・・清算金等
- (5) 児童福祉法・・・児童福祉施設入所措置費負担金

※5 行政財産目的外使用料、精神衛生法負担金、生活保護費返還金、補助金返還金、恩給の誤受給返還金等

(出典: 愛媛県 債権管理マニュアル)

(4) 愛媛県における債権徴収に対する取組み

(i) 県税に対する取組み

愛媛県では、県税収入は、県財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の確保や納税者の信頼に基づく県政を展開する観点から、これまで以上に県税の徴収確保対策に取り組むこととしている。愛媛県は、平成 15 年度を「滞納整理元年」と位置付け、大多数の納期内納税者の視点に立ち、滞納処分(差押)を前提とした滞納整理を積極的に推進することとしたほか、自動車税について、平成 20 年度に「コンビニ収納」、平成 30 年度に「クレジットカード納付」、令和元年度に「スマートフォン決済アプリ納付」を導入するなど、納税機会の拡大に努めている。平成 30 年度は、預金や給与などの差押を中心に効果的・効率的な滞納整理に取り組んだ結果、県税徴収率は 99.11% (29 年度比 0.17 ポイント増) と 8 年連続で上昇し、平成元年度以降で初めて 99% を超え、また、県税滞納繰越額は約 11 億 4,300 万円 (同約 2 億 6,700 万円減) と、着実に成果を上げている。

特に、個人県民税を除く滞納繰越件数の約 8 割を占める「自動車税」について、重点的に徴収確保対策に取り組むほか、滞納繰越額の約 75% を占める「個人県民税」については、県税徴収率向上と滞納繰越額の削減を図る上で”特に重要な税目”であるため、「県と市町の税務職員の相互併任」の全市町への拡大、市町と連携した滞納整理の推進など市町との連携強化を図り、各種の徴収確保対策に取り組むこととしている。

(ii) 税外債権に対する取組み

愛媛県では、部局横断的な取組みをより一層推進するため、平成 23 年度に総務管理局長を会長とし、各部局の主管課長をメンバーとする「愛媛県債権管理推進連絡会議」を設置し、毎年度、取組方針や各部局の情報を共有しながら、県全体の未収債権の縮減に取り組んでいる。

「債権管理マニュアル」の作成、弁護士を講師とする研修会の開催のほか、各担当課では、毎年度「債権行動計画」を策定し、具体的に取組内容や回収の数値目標を設定して回収強化に努めている。また、平成 23 年度以降、総務部総務管理局総務管理課(以下「総務管理課」という。)において債権放棄議案を取りまとめ、2 月議会に上程し適切な債権整理に努めている。

平成 30 年度の取組方針として、全庁的な基本方針「税外債権の管理方策について」(平成 29

年2月20日付け（総務部長通知）に基づき、債権ごとに、原則、収入未済額が前年度を下回ることを目標とし、以下の基本方針に掲げる取組みを総合的に推進することを掲げている。

【基本方針】

(1) 債権管理の徹底と滞納の未然防止

実務の徹底	「愛媛県債権管理マニュアル（平成23年4月作成、平成28年2月改正）」を基に、説明会や研修会を開催するほか、必要に応じて各債権担当課を対象とする連絡会を実施し、債権管理事務の徹底を図る。
滞納未然防止	貸付等の決定時における厳格な審査（申請者の財務状況調査等）や、期限内の確実な回収に向けた債務者等に対する細かな指導等を行う。また、債権情報の共有化を図るほか、債権整理簿をはじめとする債権管理資料の整備等、内部管理体制の強化を図る。さらに、滞納未然防止の効果的な対策（収納方法等、納付しやすい環境づくり等）について検討する。
推進体制の整備	「愛媛県債権管理推進連絡会議」において、各部局の情報を共有し、今後の対応方針について助言等を行い、進捗状況の進行管理を行う。また、必要に応じ連絡会議にワーキンググループを設置し、債権ごとに必要な事項の調査・検討を行う。

(2) 債権回収の強化

債権別行動計画に基づく体系的な債権回収	毎年度、債権別の行動計画を作成し、回収強化に向けた段階的かつ計画的な体制整備、具体的な取り組み内容及び数値目標を設置の上、体系的な債権回収を推進する。
実効性の確保	実効性を確保するため、債権の状況により、回収事務の民間委託（長期・高額滞納者等）や、償還促進の支援に係る関係機関との連携（債務者の状況に応じた生活指導や経営指導を通じた償還促進の支援）等の検討を行う。

(3) 適切な債権整理

適切な債権管理	債権の内容や債務者の実態等、回収の可能性やコスト等を考慮し、適切に債権を整理、また、必要に応じ、債権ごとの整理基準等を検討する。
---------	--

3. 愛媛県における債権管理

(1) 債権管理の在り方

愛媛県では、債権管理マニュアルで債権管理の在り方について次のように定めている。

- 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。
- 債権の発生から始まって、債務の弁済や免除等により債権が消滅したり、あるいは債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、管理していかなければならない。
- 愛媛県公有財産・債権規則で定める債権整理簿や債権管理簿などの整備は、債権管理の最も基本的な事務であり、適切な事務の実施を徹底していく必要がある。
- 債権の種別により、返済が滞り、未収債権が多くなる債権については、その管理の方法、事業の在り方等を検討し、未収債権を減少させる取組が必要である。
- 特に、債権回収については、「債権の適切な管理について」(平成15年総務部長通知)に従い適切に処理しなければならない。

「債権の適切な管理について」の中で、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に定める手続の遵守、弁済困難な債権に対する債務承認、履行延期特約等による時効中断措置の徹底と安易な時効による消滅の回避、長期間の未収債権に対する債務の履行状況及び債務者の状況、債権取立措置の経過等の調査と適切な措置を要求している。

また、この中で、参考として税外債権の回収について次のとおり整理している。

確認事項	<ol style="list-style-type: none">1. 時効期間及び債権区分の確認2. 時効中断措置状況の確認3. 債権管理に関する事項(債務の履行状況及び債務者の状況、債権取立措置の経過等)の調査
------	--



原則	<ul style="list-style-type: none">・ 債権管理簿の整備や督促等、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に定める手続きを遵守する。・ 債務不履行となった債務者に対しては、文書による請求や面談等を行い、債権回収を徹底、継続する。・ 相続人や連帯保証人等についても、文書による請求や面談等を行い、債権回収を徹底、継続する。・ 分割弁済や一部弁済、債務承認、履行延期特約等による時効中断措置を徹底する。・ 債権発生時から消滅時効相当期間が経過した債権についても回収事務を含め管理を怠らない。
----	---

	債権の放棄及び不納欠損処分について		
分類	私法上の債権 (売払代金、貸付金、違約金等)	公法上の債権 (使用料、分担金、手数料等)	
時効	時効の援用を要する。	時効の援用を要しない。	
債権放棄	時効の援用をされたもの ↓	消滅時効相当期間が満了した債権で、債務者の死亡、所在不明等により、今後、徴収又は時効の援用の見込みのないことが公文書等により確認ができるもの等 ↓ 議会の議決が必要 ↓ 各債権管理部局において議案作成 ↓ 議会の議決後、各債権管理部局において不納欠損処分	↓
不 納 欠 損 処 分	各債権管理部局において不納欠損処分		各債権管理部局において不納欠損処分
注	破産手続き等により裁判所から、当該債権への配当不可能通知があったとしても愛媛県会計規則第33条第1項第1号の「法令の規定に基づき債権及びこれに係る損害賠償金等を免除したとき」に該当しない(責任が消滅するのみで、債務は消滅せず、自然債務となると考えるので、債権放棄に係る議会の議決なしに不納欠損処分はできない。		

(出典: 愛媛県 債権管理マニュアル)

(2) 債権発生時の留意点

愛媛県では、債権管理マニュアルで債権発生時の留意点について次のように定めている。

(i) 貸付審査等の厳格化

貸付金等の債権については、貸付審査時点で、申請者の財務状況や資金の必要性等を厳格に審査し、貸付決定に至る過程を第三者が容易に検証できるよう議事録等を文書化し、完済まで保管すること。

(ii) 連帯保証人等の人的担保の確保

債務者や保証人に対して、「債務不履行となった場合には保証人に対しても請求するとともに、

財産調査を実施し強制執行等の手続に着手することを書面等により周知徹底すること。

(iii)物的担保の確保

適切な担保物件の提供を求め、抵当権を設定すること。

(3) 債権管理資料の整備、管理

愛媛県では、債権管理マニュアルで債権管理資料の整備、管理について次のように定めている。

(i) 債権整理簿の作成

債権管理者は、知事の定めるものを除くほか、債権整理簿を備え、その管理する債権の整理について、必要な事項を記載すること。

(ii) 債権管理簿の記録

債権管理者は、その管理する債権で履行期限を経過した債権(翌年度の5月31日までに消滅したもの)を除く。)について、債権管理簿を調製すること。

(iii) 契約書等の関係書類の整理

金銭消費貸借契約書などの債権証書と各種変更届、保証書並びに保証意思確認書類については、いつでも最新の届出内容を確認できるように債務者ごとに整理すること。

(4) 債権発生後の情勢の変化への対応

愛媛県では、債権管理マニュアルで債権発生後の情勢の変化への対応について次のように定めている。

(i) 債務者の状況の把握

貸付金など、債権発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務者が破産等の状態に陥り、債務履行が困難になることもあるので、債務者の状況を把握することが必要である。

特に、債権が高額なものなどについては、債権の安全性を判断するために、年に1回は、登記簿謄本や財務諸表、税務申告書の写し等の提出を債務者に求めるなど、情報の収集を行うべきである。

(ii) 債権の保全

債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置²をとること。

(5) 滞納期間等に応じた対応

個々の債権の滞納期間や債務者の資力等に応じて、適切な対応をしていく必要があることから、愛媛県においては次の表の区分により回収等に取り組むこととしている。

² 必要な措置には、増担保の要求、保証人の変更、債権者代位権の行使、詐害行為取消権の行使、時効の中止措置などがある。

滞納期間	債務者の状況	主な対応
滞納 3箇月以内		督促状送付 債務者の状態把握(電話、訪問)
滞納 3箇月超 1年以内	支払能力あり (無資力又はこれに近い状態以外)	催告(文書、電話、訪問)、連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 (無資力又はこれに近い状態)	連帯保証人への請求、履行延期、徴収停止
滞納 1年超	支払能力あり (無資力又はこれに近い状態以外)	催告の継続、時効中断措置、連帯保証人への請求等、強制徴収
	生活困窮等 (無資力又はこれに近い状態)	連帯保証人への請求等、履行延期、徴収停止、消滅時効、債権放棄
回収困難	破産、行方不明、死亡等	連帯保証人への請求、徴収停止、消滅時効、債権放棄

(出典: 愛媛県 債権管理マニュアル)

4. 愛媛県の債権の概要

(1) 財務書類(貸借対照表)記載の債権

愛媛県では、県民に県の財政状況を分かりやすく提供する方法の一つとして、財務書類を作成・公表している。平成 28 年度決算分からは、総務省が示した「統一的な基準」に基づいて同書類を作成することとしている。県民に分かりやすく説明するため、地方公共団体の会計制度(法律の規定)では採り入れられておらず、民間企業で用いられている手法に準じて、団体間の比較可能性が確保されるように作成することにしている。

統一的な基準の主な特徴について、愛媛県の財務書類(1 財務書類作成の取組みについて)に次のように記載されている。

- 複式簿記の導入 (経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法)
- 発生主義の採用 (経済事象の発生に着目した会計処理原則(企業会計))
- 減価償却費の計上 (現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報を把握)
- 引当金の計上 (将来見込まれる費用や損失をあらかじめ計上)

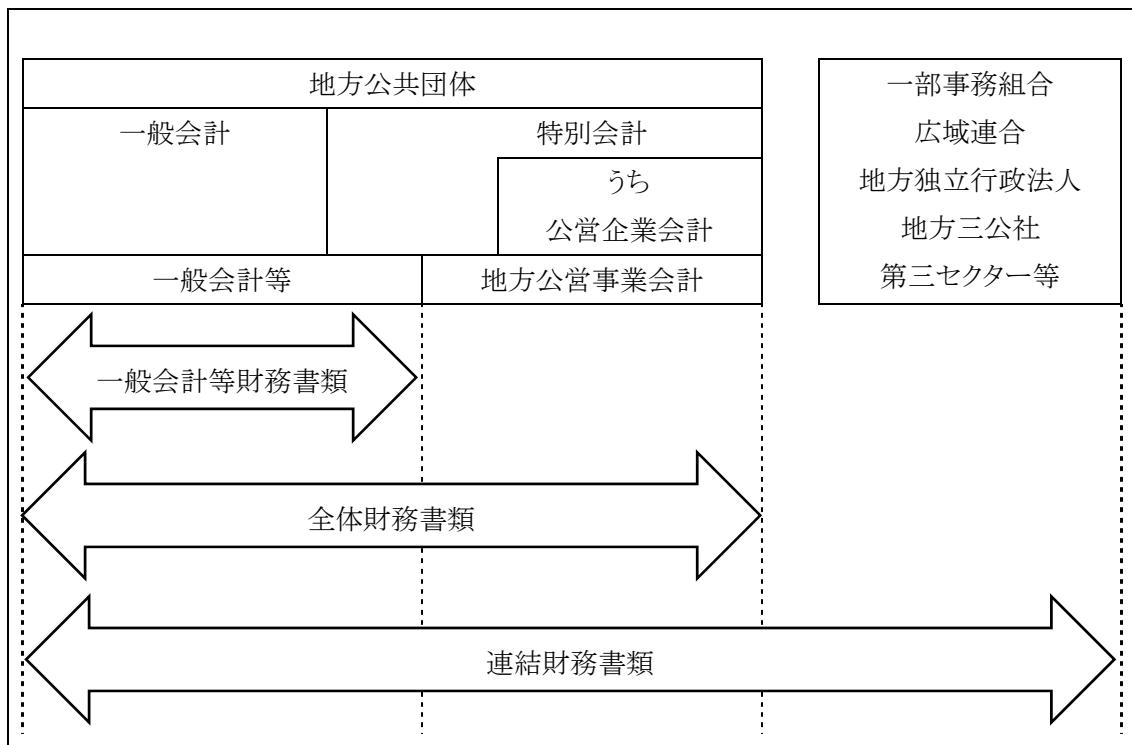
また、統一的な基準による地方公会計マニュアル³(平成 28 年 5 月改訂)において、3 種類の財務書類の対象となる団体(会計)の関係について、次のように記載している。

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 2 条第 1 号に規定する「一

³ 統一的な基準による地方公会計マニュアルは令和元年 8 月にも改訂されている。監査対象年度である平成 30 年度に作成された平成 29 年度財務書類は、平成 28 年 5 月改訂版が適用されている。

般会計等」に同じ。)を基礎として財務書類を作成する。なお、普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異に関して注記する。また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を合わせて作成する。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体(会計)は、次の図のとおりである。

財務書類の対象となる団体(会計)



(出典:統一的な基準による地方公会計マニュアル平成 28 年 5 月改訂)

愛媛県の一般会計等財務書類(平成 29 年度)の貸借対照表に記載されている債権及び徴収不能引当金は次のとおりである。

なお、平成 30 年度の財務書類は実質的な監査手続実施期間中に開示されなかつたため、平成 30 年度の金額は記載していない。

(単位:百万円)

計上区分	勘定科目	平成 28 年度	平成 29 年度
固定資産 /投資その他の資産	長期延滞債権	2,511	2,358
	長期貸付金	37,349	35,999
	徴収不能引当金	△151	△145

計上区分	勘定科目	平成 28 年度	平成 29 年度
流動資産	未収金	722	631
	短期貸付金	4,179	5,680
	徴収不能引当金	△69	△67
(再計)			
期限未到来額	長期貸付金	37,349	35,999
	短期貸付金	4,179	5,680
	期限未到来額計	41,528	41,679
収入未済額	長期延滞債権	2,511	2,358
	未収金	722	631
	収入未済額計①	3,233	2,989
債権合計②		44,761	44,668
	徴収不能引当金計③	220	212
債権全額に対する収入未済額の割合	①/②	7.2%	6.7%
債権全額に対する徴収不能引当金の割合	③/②	0.49%	0.47%
収入未済額に対する徴収不能引当金の割合	③/①	6.8%	7.1%

(出典:財務書類)

(勘定科目の説明)

計上区分	勘定科目	説明
固定資産/投資 その他の資産	長期延滞債権	滞納繰越調定収入未済の収益及び財源を計上している。
	長期貸付金	各種団体及び個人等に対する貸付金のうち、翌々年度以降に償還期限が到来するものを計上している。
	徴収不能引当金	債権の状況に応じて求めた過去 5 年間の徴収不能実績率に基づいて算定した徴収不能見積額等を計上している。
流動資産	未収金	現年調定現年収入未済の収益及び財源を計上している。
	短期貸付金	各種団体及び個人等に対する貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するものを計上している。
	徴収不能引当金	債権の状況に応じて求めた過去 5 年間の徴収不能実績率に基づいて算定した徴収不能見積額等を計上している。

(出典:財務書類)

上表のとおり、愛媛県の一般会計等では継続して 440 億円を超える多額の債権を保有している。そのうち、収入未済額は約 30 億円と約 7% を占めている。

また、愛媛県においては、上記の(勘定科目の説明)によれば、徴収不能引当金は、統一的な基準に規定されている不納欠損率を用いた方法により算定計上されている。

統一的な基準 Q&A 集

3 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1) 評価基準

問 8 回答

未収金に係る徴収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしている中で、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去 5 年間の不納欠損決定額/過去 5 年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられる。

なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。

(2) 徴収不能引当金の自治体間比較

(i) 四国 4 県及び標準財政規模が愛媛県と近い県との債権額及び徴収不能引当金額の比較(平成 29 年度一般会計等財務書類)

(単位:百万円)

県名	標準財政規模 ⁴	長期延滞債権	長期貸付金	徴収不能引当金(固定)	一般会計等財務書類に記載されている 徴収不能引当金の計上基準
		未収金	短期貸付金	徴収不能引当金(流動)	
愛媛県	356,502	2,358	35,999	△145	未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上。 長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上。
		631	5,680	△67	
香川県	260,946	1,415	19,673	△99	過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
		592	2,187	△42	
高知県	270,593	5,527	63,768	△67	長期延滞債権、未収金及び貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
		453	1,675	△1	

⁴ 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第 11 条第 2 項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

県名	標準財政規模 ⁴	長期延滞債権	長期貸付金	徴収不能引当金(固定)	一般会計等財務書類に記載されている 徴収不能引当金の計上基準
		未収金	短期貸付金	徴収不能引当金(流動)	
徳島県	257,382	3,564	29,364	※1 △1,009	未収金、長期延滞債権、長期貸付金については、原則、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上。
		408	9,150	△6	
青森県	390,314	18,468	24,478	※2 △3,220	未収金、長期延滞債権、長期貸付金それぞれについて、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
		844	7,847	△7	
秋田県	329,274	7,828	44,621	※3 △4,701	未収金及び長期延滞債権については、税未収金は過去5年間の平均不納欠損率により、税外未収金は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上。
		1,122	5,536	△529	
山形県	330,650	3,295	53,237	△142	過去5年間の実績に基づいて算定した徴収不能見積額等を計上。
		461	—	—	
滋賀県	328,458	6,210	32,124	△383	未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。 長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。 貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率等の実積率によるほか、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上。
		2,504	1,290	△161	
奈良県	321,627	5,770	70,386	△201	未収金についてのみ記載有。過去3年の不納欠損額の比率に基づいて回収不能見込額を算定。
		990	5,325	△68	
山口県	376,447	5,412	29,652	△183	長期延滞債権、長期貸付金、その他(投資その他の資産)、未収金、短期貸付金、その他(流动資産)について、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上。
		4,017	1,281	△79	
長崎県	387,938	2,552	41,827	△105	長期延滞債権、未収金、貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率等により、徴収不能見込額を計上。
		602	2,136	△10	
大分県	327,942	2,878	13,041	△109	県税等の収入未済の一部は、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去5年間の平均不納欠損率を算定し、年度末時点の収入未済額を乗じた額を計上。
		494	359	△47	
宮崎県	327,322	1,656	42,663	△96	過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
		875	4,966	△54	
沖縄県	367,179	6,533	21,522	△607	未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
		1,231	2,106	△36	

※1 徳島県は長期貸付金(徳島県医師修学資金)728 百万円に対して徴収不能引当金 728 百万円を計上している。

※2 青森県は長期延滞債権(諸収入)16,458 百万円に対して徴収不能引当金 3,027 百万円を計上している。

※3 秋田県は長期延滞債権(諸収入)3,865 百万円に対して徴収不能引当金 3,816 百万円を計上している。

(出典:平成 28 年度統一的な基準による財務書類に関する情報 総務省 HP、平成 29 年度の各県の財務書類)

上表において、一般会計等財務書類の注記に徴収不能引当金の計上基準として「個別に回収可能性を検討」している旨の記載がある県は、愛媛県、徳島県、秋田県及び滋賀県の4県のみであった。ただし、「個別に回収可能性を検討」しているとの記載がない青森県は、長期延滞債権(諸収入)3,865百万円の99%の徴収不能引当金を計上しており、特殊性があるものと考えられるが、愛媛県を除く3県は債権に対する徴収不能引当金の比率が高いと言える。

徴収不能引当金の計上基準として「個別に回収可能性を検討」する方法が少数派である背景としては、統一的な基準によれば、徴収不能引当金は原則として、「債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定する」ことになっていることが考えられる。これに対して、「他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができる」という取扱いであり、この「他の方法」として、「例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられると」としている。

したがって、徴収不能引当金の計上基準として「個別に回収可能性を検討」している旨を記載している県は、リスク開示に積極的な印象を受ける。

統一的な基準による地方公会計マニュアル

○財務書類作成要領

第3章 一般会計等財務書類の作成要領

I 貸借対照表

2 資産

(2) 固定資産

③ 投資その他の資産

109. 長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源をいいます。なお、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成します。

○資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

VII 資産の評価基準・評価方法

6 その他の資産等

(3) 徴収不能引当金

102. 徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することとします。

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定前 年度末債権残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A4	B4	
3年前	A3	B3	
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A0	B0	$\frac{(B4 + B3 \cdots + B0)}{(A4 + A3 \cdots + A0)}$

○Q&A集

3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1) 評価基準

問番号	質問	回答
9	徴収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。	未収金に係る徴収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしている中で、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額／過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられます。なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。

財務書類における徴収不能引当金の計上基準の記載誤り(指摘事項1)

(発見事項)

愛媛県では徴収不能引当金の計上基準について「個別の回収可能性を検討」している旨を記載しているが、実際には前述の(1)財務書類(貸借対照表)記載の債権(勘定科目の説明)に記載しているとおり、「債権の状況に応じて求めた過去5年間の徴収不能実績率に基づいて算定した徴収不能見積額等を計上して」おり、個別の回収可能性を検討した上で徴収不能引当金を計上しているわけではない。

愛媛県では、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の注記例とおりに表記したことであった。

(問題点)

財務書類の重要な会計方針に注記する内容は、財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法であり、実際に適用していない手続を記載することは財務書類利用者の誤解を招く可能性があり問題である。

(指摘事項1)財務書類における徴収不能引当金の計上基準の記載誤り

財務書類の重要な会計方針の徴収不能引当金の注記には、「過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上」している旨を記載するの

ではなく、現状実施している手続を記載する必要がある。

すなわち、「○○(勘定科目)については過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。」と記載することが財務書類利用者の誤解を招かないものと考える。

(3) 債権の内訳及び監査対象債権

平成 29 年度の債権の内訳は次表のとおりである。

愛媛県の財務書類の作成・公表が翌年度 3 月末のため、平成 31 年 3 月に公表された平成 29 年度財務書類に記載されている税外債権について、債権の種類別に 30 百万円以上のものを監査対象債権項目として選定した。なお、監査対象債権残高は平成 30 年度決算額である。

(i) 平成 29 年度の債権の内訳

(a) 一般会計等財務書類記載額

(単位:百万円)

関係部局	関係課所	債権の種類	長期貸付金	短期貸付金	長期延滞債権①	徴収不能引当金(対①)	未収金②	徴収不能引当金(対②)	監査対象
公営企業管理局	総務課	公営企業貸付金(工業用水道事業会計)	15,589						○
		公営企業貸付金(病院事業会計)	5,864	222					○
教育委員会	人権教育課	地域改善対策高等学 校等就学奨励費貸付金	364		568		32		○
	高校教育課	高等学校定時制通信 制課程修学奨励資金 貸付金	1						
	教育総務課	愛媛県奨学資金貸付 金	3,453		215		63		○
保健福祉部	保健福祉課	生活安定資金貸付金			45				○
		介護福祉士等修学資 金貸付金	0						
	医療対策課	生活保護費返還金			2				
		看護職員修学資金貸 付金	3		2				
		地域医療医師確保奨 学金貸付金	1,063						○
		べき地医療医師確保 奨学金貸付金	22	5					
	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資 金貸付金	1,933	243	345		27		○
		児童扶養手当返還金			1				
	子育て支援課他	児童福祉施設入所措 置費負担金			41	6	11	2	○
	子ども療育センター	子ども療育センター			3		1		
	中予企画課他	生活保護費戻入金			25		5		

関係部局	関係課所	債権の種類	長期貸付金	短期貸付金	長期延滞債権①	徴収不能引当金(対①)	未収金②	徴収不能引当金(対②)	監査対象
企画振興部	地域政策課	地域総合整備資金貸付金	1,000						○
	交通対策課	瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	62						○
経済労働部	経営支援課、産業創出課	中小企業振興資金貸付金	5,661	5,118			7		○
	労政雇用課	地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金			0				
	企業立地課	企業立地促進事業費補助金返還金			35				○
農林水産部	農政課農地・担い手対策室	農業改良資金貸付金	73	21					○
	林業政策課	林業改善資金貸付金	274	66	68				○
	漁政課	沿岸漁業改善資金貸付金	10	6	3				
	その他	その他			1				
土木部	用地課	公共用地整備事業貸付金	627						○
	東予管理課他	住宅貸付料			28	4	8	1	
	建築住宅課	住宅貸付損害金			26	10	1		
	その他	その他							
総務部	総務管理課	土地建物貸付料					0		
	その他	違約金			1				
警察本部	警察本部他	損害弁償金他計			10	3	3	2	
		税外債権計	35,999	5,680	1,419	23	158	5	
総務部	税務課	県民税			741	81	348	38	
		事業税			43	17	23	9	
		不動産取得税			50	8	34	5	
		自動車税			105	16	67	10	
		税債権計			939	122	472	62	
		債権合計	35,999	5,680	2,358	145	631	67	

(出典:財務書類附属明細書「貸付金の明細」、会計課作成 収入未済額年度別内訳、総務管理課作成 税外未収債権の状況)

上表に記載したもののほか、平成29年度財務書類附属明細書「基金の明細」に記載されている基金のうち構成する資産に貸付金が含まれるものは次のとおりであった。

(単位:百万円)

基金名	決算年度末現在高	左のうち貸付金	監査対象
愛媛県医師確保奨学基金	100	※1 82	○
企業立地資金貸付基金	684	117	○

※1 このうち 27 百万円は上表の一般会計等財務書類記載額の表中「へき地医療医師確保奨学金貸付金」である。残りの 55 百万円は地域医療医師確保短期奨学金貸付金であり、上表の一般会計等財務書類記載額には含まれていない。

(出典:財産に関する調書)

財産に関する調書、一般会計等財務書類その他の決算関係書類における基金に含まれる貸付金の重複記載(指摘事項 2)

(発見事項)

平成 29 年度財産に関する調書中「3 債権」に記載されている「へき地医療医師確保奨学金貸付金」26,640 千円及び「地域医療医師確保短期奨学金貸付金」55,200 千円は、同調書中「4 基金」に記載されている「愛媛県医師確保奨学基金」にも含んで記載されており、財産に関する調書に財産として 81,840 千円が重複して記載されている。過去及び平成 30 年度も同様である。平成 30 年度の重複記載額は 84,176 千円である。

財産に関する調書は、総務管理課が各課に照会し取りまとめた「公有財産・債権調査一覧表」を元に、会計課が加工し作成している。「財産に関する調書」の「3 債権」へは、「へき地医療医師確保奨学金貸付金」「地域医療医師確保短期奨学金貸付金」を含めた記載となっている。一方、平成 29 年度財産に関する調書中「4 基金」に記載されている「企業立地資金貸付基金」に含まれる貸付金 116,996 千円は「3 債権」に記載されていない。

また、上記に関連して、平成 29 年度一般会計等財務書類(貸借対照表)の附属明細書中「貸付金の明細」に記載されている「へき地医療医師確保奨学金貸付金」27 百万円(長期貸付金 22 百万円、短期貸付金 5 百万円)が、同附属明細書中「基金の明細」に記載されている「医師確保奨学基金」のその他 82 百万円にも含まれており、一般会計等財務書類の資産が過大計上されている。なお、医師確保奨学基金 82 百万円のうち残りの「地域医療医師確保短期奨学金貸付金」55 百万円は当該基金に含まれているため、貸付金には計上されていない。平成 28 年度一般会計等財務書類も同様である。なお、財政課は、総務管理課が作成した「公有財産・債権調査一覧表」を元に財務書類を作成しているとのことである。

さらに、「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」のうち「第 6 財産」の「債権」「基金」欄に基金からの貸付金である「へき地医療医師確保奨学金貸付金」及び「地域医療医師確保短期奨学金貸付金」が二重計上されてしまっている。

(問題点)

基金からの貸付金について関係する決算関係書類等において記載が統一されておらず、これらに記載する金額の記載が現に誤っている点が問題である。

(指摘事項 2)財産に関する調書、一般会計等財務書類その他の決算関係書類における基金に含まれる貸付金の重複記載

現行のように、単式簿記による財務会計システムから作成された歳入歳出決算書を基礎として、ストック情報を反映した財産に関する調書その他の決算関係書類を作成している場合には、必要なストック情報の確実な入手と内容の十分な吟味が重要である。

基金に含まれる貸付金を基金として表示するか、貸付金として表示するか全庁で統一的な取扱いを定め、継続的に処理すべきである。従来の処理を機械的に踏襲するのではなく、あるべ

き情報はいかなるものかという観点で検討する姿勢が必要である。

現在の財産に関する調書その他の決算関係書類の作成過程を再検証し、エラー防止のための検証手続(決算関係書類作成の過程で提出された書類に記載された額と債権管理システム上の残高との整合性、債権管理システム上の残高の適正性の検証等をどの部課が行うことが効率的、効果的か等の検討を含む。)の見直し、決算関係書類作成のために必要なストック情報の提出様式の再検討、決算関係書類作成に関して関係部署への研修を通じた関連手続の周知徹底などを実施する必要がある。

これにより、確実な事務の執行のみならず事務の効率化にも寄与するものと考える。

さらに、将来的には、ストック情報の総体の一覧的把握を可能にし、貸借対照表の残高とサブシステムにより管理される残高の照合により検証効果が期待される、複式簿記による財務会計システムを整備運用することを検討することが望ましい。

(b) 愛媛県公営企業会計決算記載額

(単位:百万円)

種類	長期 貸付金	貸倒引当金 (固定)	未収金	貸倒引当金 (流動)	他会計借入金		監査 対象
					貸付先事業会計	工業用水道	
電気事業会計	4,899	-	314	△55	1,699	3,200	○
工業用水道事業会計	-	-	215	△0	-	-	○
病院事業会計	-	-	7,876	△386	-	-	○

(出典:愛媛県公営企業会計決算審査意見書等)

(ii) 平成 30 年度の債権の内訳

平成 30 年度の財務書類は実質的な監査手続実施期間中に開示されていなかったため、これ以外の情報により可能な限り債権の内訳の一覧表を次のとおり作成した。

(a) 一般会計の債権額

財産に関する調書の「決算年度末現在額」は現年度収入未済額を含まないため、現年度収入未済額は会計課及び税務課作成の収入未済額年度別内訳により記載した。

(単位:百万円)

区分	決算年度末 現在額	収入未済額 (現年度)	債権合計額	監査 対象
県税滞納繰越金	690	453	1,143	-
地域総合整備資金貸付金	1,000	-	1,000	○
瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金	62	-	62	○
生活安定資金貸付金	45	-	45	○
児童福祉施設入所措置費負担金	41	11	52	○
地域医療医師確保奨学金貸付金	1,247	-	1,247	○

区分	決算年度末 現在額	収入未済額 (現年度)	債権合計額	監査 対象
母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金	2,481	26	2,507	○
えひめ農商工連携ファンド ※4	2,115	-	2,115	○
中小企業高度化資金貸付金 ※4※5	8,649	-	8,649	○
企業立地促進事業費補助金返還金	35	-	35	○
就農支援資金貸付金	73	-	73	○
林業改善資金貸付金	387	-	387	○
愛媛県奨学資金貸付金	3,420	66	3,486	○
地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	857	26	883	○
災害援助資金貸付金	52	-	52	※3
地域医療医師確保短期奨学金貸付金	58	-	※1 58	○
その他	227	26	※2 253	-
合計	21,435	607	22,043	

※1 (i)(a)一般会計等財務書類記載額の表中に当該貸付金の記載がないが、当該貸付金が下表の愛媛県医師確保奨学基金の構成資産であるため、財務書類上は貸付金ではなく基金に含めて記載されていることによるためである。

※2 このうち「へき地医療医師確保奨学金貸付金」27 百万円は、(i)で説明したとおり、当該貸付金は下表の愛媛県医師確保奨学基金の構成資産である。

※3 災害援助資金貸付金は平成 29 年度には残高がなかったため、監査対象としていない。

※4 (i)(a)一般会計等財務書類記載額の表中の中小企業振興資金貸付金は、平成 29 年度財産に関する調書に記載されている「えひめ農商工連携ファンド」と「中小企業高度化資金貸付金」の合計額に対応している。

※5 財産に関する調書に記載されている「中小企業高度化資金貸付金」8,649 百万円は、えひめ中小企業応援ファンド 8,646 百万円と中小企業高度化資金貸付金 3 百万円の合計額である。

(出典:財産に関する調書、会計課及び税務課作成の収入未済額年度別内訳)

平成 29 年度財務書類の貸付金の明細に記載があったが、財産に関する調書に記載がない⁵、公営企業⁶(工業用水道事業会計、病院事業会計)に対する貸付金、公共用地整備事業貸付金⁷についても監査対象にしている。

上表に記載したもののほか、平成 30 年度財産に関する調書「基金」に記載されているもので、構成する資産が貸付金であるものは次のとおりであった。

⁵ 財産に関する調書に記載される債権には、愛媛県以外の者に対するものが記載される。

⁶ 一般会計からの公営企業会計に対する貸付金は、一般会計等財務書類上は貸付金になるが、愛媛県内部の取引によるものであるため財産に関する調書には記載されていない。

⁷ 一般会計等(普通会計)に含まれる公共用地整備事業特別会計から公営事業会計である港湾施設整備事業特別会計に対する貸付金のため、一般会計等財務書類上は貸付金になるが、愛媛県内部の取引によるものであるため財産に関する調書には記載されていない。

(単位:百万円)

	決算年度末現在高	左のうち貸付金	監査対象
愛媛県医師確保奨学基金	100	84	※
企業立地資金貸付基金	684	103	○

※84 百万円のうち、地域医療医師確保短期奨学金貸付金 58 百万円は上記(a)の表中で監査対象にしている。残りのべき地域医療医師確保奨学金貸付金 27 百万円は平成 29 年度において 30 百万円未満のため監査対象にしていない。

(出典:財産に関する調書)

(b) 愛媛県公営企業会計決算記載額

(単位:百万円)

種類	長期 貸付金	貸倒引当金 (固定)	未収金	貸倒引当金 (流動)	他会計借入金		監査 対象	
					貸付先事業会計			
					工業用 水道	病院		
電気事業会計	5,078	-	260	-	1,878	3,200	○	
工業用水道事業会計	-	-	137	-	-	-	○	
病院事業会計	-	-	7,566	△372	-	-	○	

(出典:愛媛県公営企業会計決算審査意見書等)

(4) 収入未済額

愛媛県の収入未済額の推移は次表のとおりである。

(一般会計)

(単位:百万円)

款	項	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
県税	省略	2,600	1,939	1,688	1,410	1,143
分担金及び負担金	省略	50	50	53	52	51
使用料及び手数料	省略	4	5	5	4	3
財産収入	省略	45	42	40	37	35
諸収入	延滞金加算金及び過料等	110	23	16	13	14
	貸付金元利収入	581	610	635	647	653
	雑入	185	165	112	98	104
一般会計合計		3,575	2,833	2,549	2,262	2,003

(出典:歳入歳出決算書)

(特別会計)

(単位:百万円)

特別会計名	款	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子父子寡婦福祉資金収入	346	358	371	372	376

特別会計名	款	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中小企業振興資金特別会計	中小企業振興資金収入	1,176	2	-	7	5
林業改善資金特別会計	林業改善資金収入	59	64	70	68	65
沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金収入	3	3	3	3	3
奨学資金特別会計	奨学資金収入	170	207	240	278	297
特別会計合計		1,755	634	685	727	746

(出典:歳入歳出決算書)

県税の収入未済額は徴収確保対策の積極的な取組みにより年々減少している。一方、一般会計の貸付金元利収入の収入未済額は年々増加している。また、特別会計の収入未済額も、平成27年度における平成26年度の多額の収入未済額の不納欠損処理による著しい減少を除き、年々増加している。

(5) 不納欠損額

愛媛県の不納欠損額の推移は次表のとおりである。

(一般会計)

(単位:百万円)

款	項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
県税	省略	532	438	245	177	184
分担金及び負担金	省略	7	9	5	11	9
使用料及び手数料	省略	-	-	-	-	-
財産収入	省略	4	2	3	4	4
諸収入	延滞金加算金及び過料等	49	92	10	2	2
	貸付金元利収入	0	0	2	1	2
	雑入	3	1	58	18	1
一般会計合計		597	543	322	213	202

(出典:歳入歳出決算書)

(特別会計)

(単位:百万円)

特別会計名	款	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子父子寡婦福祉資金収入	-	-	-	-	3
中小企業振興資金特別会計	中小企業振興資金収入	-	1,088	-	-	-
林業改善資金特別会計	林業改善資金収入	6	-	0	-	-
沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金収入	-	-	-	-	-

特別会計名	款	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
奨学資金特別会計	奨学資金収入	-	-	-	-	-
特別会計合計		6	1,088	0	-	3

(出典:歳入歳出決算書)

収入未済額の金額が最も大きい県税の不納欠損額が年々大きく減少している。徴収確保対策の強化の効果が表れたものと認められる。一方、一般会計の貸付金は収入未済額が増加しているが、不納欠損処分は進んでおらず、管理すべき延滞債権が年々増加していると認められる。特別会計の不納欠損処分も、平成27年度の中小企業振興資金特別会計の多額の不納欠損処分を除き、ほとんど実施されておらず一般会計の貸付金と同様に管理すべき延滞債権が年々増加しているものと認められる。

(6) 年度中の貸付と償還が同額である債権

前述(3)債権の内訳に記載している債権は、年度末に残高があるため財務書類(貸借対照表)に計上されるが、同一年度中に同額が貸付・償還され年度末に残高がないため、財務書類(貸借対照表)に計上されていない債権(以下「単年度貸付金」という。)がある。貸付期間は4月1日から翌年3月31日(年度末)になっている。

単年度貸付金は、通常、運転資金等の短期的な資金需要に対応するため年度ごとに当該年度中に必要と見込まれる貸付目標額を設定し、それに対応する原資を造成するため、期間を1年として貸し付け年度末に返済を受けているものである。年度末に一旦貸付金残高がゼロになるが、翌年度初めに再度貸し付けられることから、実質的に財務書類(貸借対照表)に記載された債権と同様に、結果として愛媛県の財政負担が継続的に生じていると言える。

平成30年度当初予算において、歳入の「貸付金元利収入」と歳出の「貸付金」の額が同額であり、かつ年度末の貸付金残高がゼロである債権は次の表のとおりである。ただし、この歳入及び歳出額が30,000千円未満のものは除いている。

(単位:千円)

種類	課	30年度当初予算		30年度決算		29年度決算 (参考)	
		貸付金 元利収入	貸付金	貸付金 元利収入	貸付金	貸付金 元利収入	貸付金
中小企業環境保全資金貸付金	環境政策課	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
漁業経営安定資金貸付金	漁政課	150,015	150,000 (※1)	150,015	150,000	150,015	150,000
漁業経営健全化資金貸付金	漁政課	900,090	900,000 (※1)	900,089	900,000	900,089	900,000
漁業経営振興総合資金貸付金(※3)	漁政課	1,000,100	1,000,000 (※1)	1,000,099	1,000,000	1,000,099	1,000,000

種類	課	30年度当初予算		30年度決算		29年度決算 (参考)	
		貸付金 元利収入	貸付金	貸付金 元利収入	貸付金	貸付金 元利収入	貸付金
漁協等経営基盤強化対策資金貸付金	漁政課	600,060	600,000	600,060	600,000	600,060	600,000
木材産業振興資金貸付金	林業政策課	360,540	360,000 (※2)	360,039	360,000	360,053	360,000
農業経営改善促進資金貸付金	農業経済課	70,000	70,000	47,500	47,500	51,500	51,500
廃棄物処理センター運営費貸付金	循環型社会推進課	1,863,000	1,863,000	1,863,000	1,863,000	1,563,000	1,563,000
企業立地資金貸付金	企業立地課	250,000	250,000	- (※4)	-	-	-
中小企業振興資金貸付金	経営支援課	42,880,000	42,880,000	44,680,000	44,680,000	46,970,000	46,970,000
豪雨災害関連対策資金貸付金	経営支援課	-	-	1,200,000	1,200,000	-	-
勤労者福祉資金貸付金	労政雇用課	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000

※1 予算説明書(歳出)では、漁業経営資金貸付金 2,050,000 千円と合計額で掲載されている。

※2 予算説明書(歳出)、定期監査調書では、林産物共販事業資金貸付金 25,000 千円を含んだ 385,000 千円で掲載されている。

※3 予算説明書では、「魚類養殖振興総合資金貸付金」で記載されている。

※4 企業立地資金貸付金 250,000 千円は、貸付けの要請があつて初めて基金を取崩して貸し付けるために計上している。必ずしも同年度中に同額の貸付け及び返済を予定しているものではない。30 年度は新規貸付けがなかったため、全額不用としたものである。

(出典:予算説明書、定期監査調書)

(7) 債権管理システムの概要

税外債権に係る債権管理システムとして、全庁的に使用しているシステムではなく、個別システムとして、各業務所管課が、表計算ソフトやデータベースソフトにより作成している、専門業者に委託して作成している、又は情報政策課に依頼して大型電算機(メインフレーム)上に作成しているものなど様々である。債権管理は各業務所管課が各債権の個別システムを利用して実施している。

債権管理システムの同一プログラム化と複式簿記による財務会計システムとの連携(意見事項1)

(発見事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等の各税外債権はそれぞれ独立した個別のシステムで運用されている。

また、財務会計システム上では調定済のもの、すなわち収入未済額の残高しか把握できず、貸付金等の残高は各債権管理システムで行うしかない。しかし、第4 監査の結果及び意見(個別論点)で個別の債権について検討したとおり、各債権管理システムにおいても債権残高をシステム上集計できる仕様になつてない。

(問題点)

現状では、収納データレイアウトやシステム変更が異なるなどシステム運用が効率的でない面があると考えられる。

また、財務会計システム、債権管理システムのいずれも債権残高を検証することが困難な状況にある。

(意見事項 1) 債権管理システムの同一プログラム化と複式簿記による財務会計システムとの連携

愛媛県としては、各業務で処理している内容が全て異なるため、同一プログラムとする必要はないと考えている。しかし、債権管理手続は債権の種類が異なっても大きく異なることはない。相違する箇所はメニューで選択できるようにすればよいと考える。

将来的に財務会計システムを新たに更新する場合には、債権管理システムを同一プログラム化するとともに、財務会計システムと貸付け(歳出(支出))や返還(歳入(収入))などの情報がタイムリーに連携するなどのシステム構築が望ましい。

さらに、財務会計システムに複式簿記による発生主義会計を導入すれば、財務会計システム上の債権残高とサブシステムとして機能する各債権管理システムで管理する債務者別残高の合計残高を照合することにより、債権の増減額及び残高の検証が容易になる。「ストック情報の把握」とともに「検証機能を持つ」複式簿記を財務会計システムに採用することが望ましい。

5. 債務保証・損失補償

損失補償とは、財政援助の一つとして、特定の者が金融機関等から融資を受ける際に、その融資の全部又は一部について当該債務者が返済できなくなり、金融機関等が損失を被った場合に、地方公共団体等が債務者に代わって金融機関等に対してその損失を補償することをいう。通常、民間企業では、債務保証を付すことがあるが、政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務について、総務大臣の指定する会社その他の法人でない限り、保証契約を付すことはできない(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条)。

このため、地方公共団体は、実質的な債務保証として損失補償を用いてきた。しかし、債務保証は民法の条文に従うのに対して、損失補償は2者間の合意により成立し、その内容が決まり、基本的に民法の債務保証の条文が適用されない点で異なる。また、損失補償は損失が生じて初めて補償すべきものである点でも、主たる債務が履行遅延になると直ちに従たる債務として履行義務

が生じる債務保証とは異なる。

地方公共団体は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならず(地方自治法第214条)、これには損失補償も含まれる。

愛媛県では、損失補償契約の管理事務は各所管課が担当している。

6. 平成22年度の包括外部監査結果の改善状況

平成22年度の包括外部監査において、過去の個別の監査結果に対する措置状況にとどまらず、債権管理全般について検討したと報告されている。その後、監査の結果に対する措置が講じられ公表されている。措置が継続して実施されているか検討した結果は、次のとおりである。

既に廃止になっている制度及び今回の監査対象にしていない債権については、改善状況のフォロー対象から除外している。

債権の種類	監査の結果	措置改善状況 ※1	現在の状況	今回指摘	今回意見
児童福祉施設入所措置費負担金	訪問の費用対効果	-	-	-	-
	法的措置を含めた徴収方法等の検討	-	-	-	有
愛媛県奨学資金貸付金	口座振替制度等の活用	- ※3	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※9	私債権管理条例の制定による積極的な不納欠損処理	-	-	※2	-
	組織的、体系的な債権管理体制の確立	-	-	有	-
生活安定資金貸付金	連帯保証人が存在する場合の不納欠損処理	○	○	-	-
	時効援用申立書の交付	○	○	-	-
	法的措置の検討	-	-	有 ※8	-
	償還事務費の圧縮	○	○	有	-
	債権管理の早期完了	-	-	有	-
林業改善資金貸付金	期間経過に伴う違約金の計算及び債権としての管理	- ※7	-	-	-
	長期延滞債権に対する回収可能性の検討及び一部債権放棄の検討	-	-	-	有

債権の種類	監査の結果	措置改善状況 ※1	現在の状況	今回指摘	今回意見
地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	請求督促手続	○ ※4	○	-	-
	債権管理台帳の不備	○ ※5	○	-	-
	債務者本人との交渉困難等の事由による積極的な債権整理手続のマニュアル化	-	-	有 ※2	-
	市町への回収事務委託の取止め	- ※6	-	-	-

※1 ○:措置済(債権管理マニュアルの制定による改善を含む。)、-:現状どおり(監査人の判断によっている。)

※2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金の記載の中で記載している。

※3 口座振替制度については、愛媛県は年1回の返還であることから、払込書と比べ格段に利便性が高いとは考えておらず、振替不能の場合の事務処理も煩雑であるとして採用していない。ただし、年賦額の全額納入が困難である場合には、柔軟な滞納解消計画に応じられるよう、平成27年度に分納用の払込書を発行するためのシステム改修を行ななどしている。

※4 措置として公表されていないが、面談記録等を閲覧し、債務者本人への返還移行等の働きかけの実施を確認した。連帯保証人たる保護者から自身の死後でも債務者本人には債権のことを知らせないよう依頼があるなど人権問題を鑑みると対応が困難である。

※5 措置として公表されていないが、平成26年から債務者別に面談記録等の対応について記録を残していることを確認した。この記録には、過去の対応について把握可能なものを記載したことである。

※6 平成30年度において事務市町交付金を1,826千円交付しているが、これは納付指導だけでなく免除手続等様々な業務に対するものであり、愛媛県の限られたマンパワーを補うものと認められた。なお、回収事務の外部委託は行っていない。

※7 措置として公表されていないが、長期滞納者及びその連帯保証人に対して償還の請求書を送付する際に、送付時点での違約金発生額を計算して通知している。

※8 指摘事項15の中で、「より現実的かつ積極的に債権放棄が可能となるよう…法的措置の実施についても検討する必要がある。」旨を記載している。

※9 平成22年度包括外部監査報告書では、母子寡婦福祉資金貸付金として報告されている。

税外債権に対するコンビニ収納の導入(意見事項2)

(発見事項)

平成22年度包括外部監査の意見として収納率向上の方策として口座振替制度の導入

があつたが、税外債権について対応がなされていない。

(問題点)

愛媛県奨学資金貸付金については、収入未済額を債権回収業者に回収委託をするなど早期回収の努力を行い一定の効果を挙げているが、事後的な対応であり、収入未済額の発生を抑制するものではない。

(意見事項 2)税外債権に対するコンビニ収納の導入

愛媛県の県税に対する取組みとして「自動車税」について、平成 20 年度に自動車税の「コンビニ収納」を開始している。税外債権についてはコンビニ収納を導入していないが、税外債権についても納入者の利便性を促進することで収入未済額の発生の抑制に寄与するものと考える。

このため、税外債権の収納手段の多様化の一環として納入者の利便性を高めるためにコンビニ収納の導入を検討することが望まれる。

第3 監査の結果及び意見(総括)

1. 総括

監査の結果、「3. 指摘事項及び意見事項の一覧」のとおり、25項目の指摘事項を発見し、40項目の意見を併せて報告した。また、その中で主なものを「2. 重要な監査の結果及び意見の要約」として内容別にできるだけまとめて記載した。

主な指摘事項として、返還不能リスクのある単年度貸付金、公営企業(電気事業会計)から他の公営企業(工業用水道事業会計及び病院事業会計)への貸付金に対する貸倒引当金の計上、財産に関する調書や財務書類記載額の記載誤りの発生等、財産に関する調書への貸付金の記載漏れ、連帯保証人に対する請求の未実施、滞納者に対する財産調査等の未実施、延滞金等の未徴収、時効管理の徹底等を挙げた。

主な意見事項として、統一的基準に基づく財務書類における将来の財務負担リスクの積極的な開示、すなわち財務書類における返還不能リスクのある単年度貸付金に係る将来の財務負担リスクや債権ごとに個別に回収可能性を検討した上での徴収不能引当金等の計上、滞納債権の回収状況や履行期限延期債権のモニタリングの実施、債務者の収納の利便性確保、法的措置・弁護士法人等回収委託業者の利用等回収体制の強化、債権管理条例等の制定による不納欠損処理の迅速化等を挙げた。

令和2年会計年度から都道府県及び指定都市は内部統制制度が義務化される。債権管理は愛媛県にとって重要な財務事務の一つであると考えられる。ある日突然、多額の不納欠損(貸倒れ)が発生することのないように、債務者を信用リスク別に管理し、それぞれに対して効果的、効率的な資源配分と債権管理手続を実施していくことが重要である。信用リスク別に管理するとは、収入未済額についてのみ回収のためのアクションをとるのではなく、例えば延滞が生じた債権者に対する債権全体を対象にするものでなければならない。また、債権の回収可能性を検討することにより、より効果的・効率的な債権の管理を可能にし、行政コストを最小化するために、債権管理体制の強化、債権回収目標の明確化、特に公営企業については実現可能、かつ、具体的な収支計画、投資計画、資金計画に基づく返済計画の立案などの対策を講じるなどの債権管理への活用が期待できるものと考える。

ところで、愛媛県は、債権を集約して管理する専門部署がなく、様々な所管課が収入未済債権を管理している。管理に携わる担当職員は、必ずしも最初から債権管理の知識、経験を有するわけではなく、マニュアル等はあるものの前任者等から指導・引継ぎを受けながら、自力で債権管理に関するノウハウを習得している。そのため、管理事務が担当者や担当課によって差が生じたり、事務自体が属人的になる傾向がある。私債権は画一的に管理できるわけではないが、担当者の力量・裁量によって管理事務が影響を受けることを回避するため、債権管理部局といった特定の専門部署で画一的に管理するのが望ましい。また、専門性を有する部署に知識、経験を集約することで、債権管理・回収の経済性、効率性、有効性が高まるることは明らかであり、また債権管理を専門部署に移管できれば、他の部署はそれが所管する事務に専念でき、その経済性等が高まるものと期待できる。

2. 重要な監査の結果及び意見の要約

(1) 収還不能リスクのある単年度貸付金

指摘	意見	債権名
24	－	廃棄物処理センター運営費貸付金

過去3事業年度における一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター(以下ここでは「財団」という。)に対する愛媛県の貸付金額及び財団の各年度末における短期借入金残高は次のとおりである。平成30年度の愛媛県の貸付額は約19億円、令和元年度のそれは27億円に及んでいる。

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
財団に対する貸付金額	1,563,000	1,563,000	1,863,000	2,700,000
財団の短期借入金残高	1,563,000	1,663,000	2,433,000	年度途中のため記載していない。

(出典:財団決算書、令和元年度の参考値は愛媛県の歳出予算執行整理簿)

廃棄物処理センター運営費貸付金は、毎年度末と年度初めに返済と貸付けが反復・継続的に行われているが、実質的に長期貸付金である。経営状態が悪化している第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、地方公共団体にとって貸し倒れになるリスクを潜在化させることから適切な財政運営とは言えず、その実態に応じて早期の解消又は必要に応じて長期貸付又は補助金の交付等への切り替えを行うべきである(地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書(総務省自治財政局 平成27年12月))。また、今後は愛媛県としてこのような経営状態が悪化している第三セクター等に対するいわゆる「単コロ」や「オーバーナイト」と言われる財政運営手法は厳に慎むべきである。

(2) 財務書類関係

(i) 廃棄物処理センター運営費貸付金相当額の偶発債務の注記その他のリスク開示

指摘	意見	債権名
－	40	廃棄物処理センター運営費貸付金

廃棄物処理センター運営費貸付金は愛媛県における将来負担の発生可能性が極めて高い実質的な長期貸付金であるが、年度末において一時的に返済されているため法形式的に債権残高が存在していない。愛媛県においても将来負担見込額として合理的に見積もっていることから、愛媛県の貸借対照表上「長期貸付金」として計上されれば、徴収不能引当金の検討対象であるはずである。

そこで、将来負担額の発生可能性が高いリスク資産を実質的に保有している実態を開示するために、保証債務に準じて偶発債務として注記することが適當である。注記金額としては、年度末の財団の短期借入金残高と翌年度初の愛媛県からの貸付額のいずれか少ない額を記載することが適當である。

さらに、愛媛県が将来負担する可能性がある金額については、企業会計上、履行後損失発生

可能性が高い「保証債務」に対して計上を要求される「債務保証損失引当金」に準じて、適切な科目で貸借対照表に引当金として計上することが望ましい。

当該貸付けに対し担保提供や第3者との債務保証契約がないこと、平成30年度末時点において東予5市町との費用負担も決まっていないことから、平成30年度においては、少なくとも愛媛県が「将来負担比率」の計算に算入している1,676,700千円を財務書類上債務保証損失引当金その他の引当金として計上し、損失の発生リスクを開示することが望ましい。

(ii) 徴収不能引当金の計上

指摘	意見	債権名
一	5	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金
一	15	公営企業(病院事業会計)に対する貸付金
一	17	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
一	18	愛媛県高等学校奨学資金貸付金
一	22	生活安定資金貸付金
一	28	母子父子寡婦福祉資金貸付金
一	34	企業立地促進事業費補助金返還金
一	37	林業・木材産業改善資金貸付金

愛媛県の一般会計等財務書類に記載されている徴収不能引当金の計上基準及び算定方法は未収金、長期延滞債権及び長期貸付金のいずれも「過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)計上する。」となっている。しかし、実際は過去5年間の平均不納欠損率による計上のみであり、個別に回収可能性を検討する手続は実施しておらず、この記載は誤っている(指摘事項1)。

愛媛県の平成29年度一般会計等財務書類において、上表に記載しているこれらの債権に対する徴収不能引当金は計上されていなかった。

愛媛県が徴収不能引当金の計上に当たり個別に回収可能性の検討を行う方法を採用していない理由は次のとおりである。

- 複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類は、予算を議会による民主的統制のもとに置き、予算の適正かつ確実な執行に資する単式簿記・現金主義会計を補完するものにすぎない。
- 統一的な基準によれば、徴収不能引当金は原則として、「債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定する」ことになっている。
- 「他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができる」という取扱いであり、個別に回収可能性を検討する方法は例外処理である。
- 徴収不能引当金の計上に当たり、多くの自治体が個別の回収可能性を検討する方法を採用していない中、先行してこれを行うことは財務書類の比較可能性の確保の観点からむしろ財務書類利用者の誤解を招く結果になる。

現行の愛媛県の一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上は統一的基準に準拠していないとは言えない。また、統一的基準に基づく徴収不能引当金の計上に関する実務は未成熟であり、今後の実務慣行の成熟を待つという愛媛県の考えは理解できなくもない。

しかし、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。なお、ここで個別に取り上げた貸付金以外の債権についても網羅的に検討することが望まれる。

さらに、徴収不能引当金の計上を検討することにより、より効果的・効率的な債権の管理を可能にし、さらに、徴収不能引当金の計上を減額、すなわち行政コストを最小化するために、債権管理体制の強化、債権回収目標の明確化、特に公営企業については実現可能、かつ、具体的な収支計画、投資計画、資金計画に基づく返済計画の立案などの対策を講じるなどの債権管理への活用が期待できる。

監査人が、平成30年度末の貸付先の財政状態、返済状況、返還計画等を検討し、個別に回収可能性を検討した結果、徴収不能引当金の計上が望ましいと考えた一般会計等において特に金額的重要性のある債権及び徴収不能引当金の試算額(平成30年度)は次表のとおりである。

ただし、公営企業(工業用水道会計)貸付金及び公営企業(病院事業会計)貸付金は、一般会計から公営企業に対する愛媛県内部の貸借であり、法律上の債権ではないと解される。一般会計等財務書類上は「貸付金」として表示されているが、愛媛県内部の貸借であるため、全体財務書類及び連結財務書類では内部取引として相殺消去される。したがって、一般会計等財務書類上の公営企業貸付金に対する徴収不能引当金の議論は全体財務書類及び連結財務書類上は存在しないことはいうまでもない。

(単位:千円)

債権名	債権額	徴収不能引当金 試算額	徴収不能引当金 試算額算定の理由
地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	882,812	578,866	※1
愛媛県高等学校奨学資金貸付金	3,485,464	6,986	※1
母子父子寡婦福祉資金貸付金	2,507,783	279,799	※1
愛媛県外部者に対する債権合計	6,876,059	865,651	
公営企業(工業用水道会計)貸付金	15,588,583	15,588,583	※2
公営企業(病院事業会計)貸付金	5,864,000	5,864,000	※3
愛媛県内部取引に関する債権合計	21,452,583	21,452,583	
合計	28,328,642	22,318,234	

※1 消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権を含んだ債権全額について回収見込みがあるとは認められないと仮定した。収入未済額について消滅時効が未到来の債務者に対するものであっても2年程度滞納されているものはかなりの部分回

収が困難であると推察できるが、上記試算ではより回収不能の可能性が高い消滅時効が一部でも完成している債務者に対する債権に限定して記載した。

※2 工業用水事業会計は多額の債務超過(平成 30 年度末資本合計△6,387,127 千円)であること、平成 30 年度末において具体的な返済計画もなく債権の回収見込みの評価ができない状況であることから、債権全額について回収見込みがあると認められないと仮定した。

※3 病院事業会計は多額の債務超過(平成 30 年度末資本合計△13,169,190 千円)であること、電気事業会計からの繰入による損益改善額と同額(毎年 3 億円程度)を一般会計に返済しているものの単純計算でも約 20 年の長期にわたる上、平成 30 年度末において具体的な返済計画もなく債権の回収見込みの評価ができない状況であることから、債権全額について回収見込みがあると認められないと仮定した。

(iii) 地域医療医師確保奨学金貸付金に対する徴収不能引当金の計上

指摘	意見	債権名
一	24	地域医療医師確保奨学金貸付金

上記貸付金は、地域医療医師確保のための制度であり、制度目的の達成により返還を免除することが前提であることから、上記(ii)の債権とは性格が異なる。

したがって、制度目的達成により入学金及び授業料に係る貸与分で市町から実質的に回収されない額については、本来回収を前提としていないため、財務書類上では回収不能見込額を徴収不能引当金とし、行政コストを計上することが望ましい。いまでもないが、国家試験合格、義務従事等の返還免除要件未達により、返還が必要になった債権については将来の市町の負担もないことに留意する必要がある。

また、徳島県の平成 29 年度財務書類上では医師修学資金 726 百万円に対して全額徴収不能引当金を計上しており、こうした他県等の取扱いを参考にすることも望まれる。

(3) 地方公営企業会計関係

(i) 公営企業への貸付金に対する貸倒引当金の計上不足

指摘	意見	債権名
6	一	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金
8	一	公営企業(病院事業会計)に対する貸付金

電気事業会計から工業用水道事業会計及び病院事業会計に対して貸付けが行われている。

これらに対して電気事業会計決算書において貸倒引当金が計上されていない。

電気事業会計の財政状態を適正に開示するためには、個別債権の回収可能性を検討し、適正な貸倒引当金を計上する必要がある。

貸倒引当金の計上を減額、すなわち費用を最小化するために、実現可能、かつ、具体的な収支計画、投資計画、資金計画に基づく返済計画の立案などの対策を講じる必要がある。

ただし、電気事業会計から工業用水道事業会計及び病院事業会計に対する貸付金は、公営企

業の特別会計内部の貸借であり、法律上の債権ではないと解される。公営企業の各特別会計の決算書上は「貸付金」として表示されているが、公営企業内部の貸借であるため、財務書類では内部取引として相殺消去される。したがって、電気事業会計上の他の特別会計への貸付金に対する貸倒引当金の議論は財務書類上は存在しないことはいうまでもない。

監査人が、個別に回収可能性を検討した結果、計上が必要であると認めた貸倒引当金の試算額は 5,078,108 千円である。貸付金残高及び貸倒引当金の試算額(平成 30 年度)は次のとおりである。

(単位:千円)

債権名	貸付金残高	貸倒引当金 試算額	貸倒引当金試算額算定の理由
長期貸付金(対工業用水事業)	1,878,108	1,878,108	前述の「徴収不能引当金の計上」と同じ。
長期貸付金(対病院事業)	3,200,000	3,200,000	同上
合計	5,078,108	5,078,108	

(ii) 公営企業に対する貸付金の金利未計上

指摘	意見	債権名
7	一	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金
9	一	公営企業(病院事業会計)に対する貸付金

一般会計及び公営企業(電気事業会計)から公営企業(工業用水道事業会計又は病院事業会計)に対する貸付金の金利について、一般会計からの貸付金は無利息、公営企業(電気事業会計)から公営企業(病院事業会計)の貸付金の一部は平成 30 年度 0.001%といずれも著しく低く、地方公営企業法が求める適正な利息が支払われているとは認め難い。

一般会計から公営企業に対する支援的な側面で利子を減免する場合は別途負担金等で対応することも考えられる。

(iii) 一般会計から工業用水道事業会計に支出した資金(貸付金)の処理

指摘	意見	債権名
一	6	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は返還期日が設定されておらず、将来にわたって返還されることも想定されていない。そもそも事業開始時の事業規模の見込み違いによる損失(経費)を一般会計が負担しているという性質のものであれば、貸付金ではないと考えられる。

したがって、実態に沿った形に修正することが考えられる。具体的には、県から負担金として貸付金額と同額を工業用水道事業会計に支出処理し、それをもって工業用水道事業会計から県に貸付金を返還処理すること等の対応を検討することが望まれる。

(iv) 電気事業会計と工業用水道事業会計間又は工業用水道事業会計内部での資金融通方法

の整理

指摘	意見	債権名
一	7	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金

公営企業(工業用水道事業会計)の一地区(西条地区)の資金不足を別の公営企業(電気事業会計)からの貸付けで補っているが、公営企業は公営企業単位で独立採算・受益者負担を原則としている制度であることを鑑みると、西条地区の工業用水道事業会計で生じた資金不足については、電気事業会計からの貸付けを受ける前に、まず他地区の同事業からの資金融通を検討することが望まれる。

(v) 一般会計及び電気事業会計からの借入金に対する償還計画の作成について

指摘	意見	債権名
一	16	公営企業(病院事業会計)に対する貸付金

病院事業会計は、平成 30 年度末時点において、一般会計から 5,864,000 千円、電気事業会計から 3,200,000 千円を借り入れているが、償還期日が未設定もしくは償還期日の延長を行っている⁸。なお、現在の病院事業会計の財務状況では一括償還が難しいため、償還期日の延長を行っているとのことであり、実質的には償還期日が設定されているとは言い難い。

病院事業会計は、中期経営戦略のもとで、一般会計及び電気事業会計に対する借入の償還計画を策定するとともに、一般会計及び電気事業会計と協議・合意することが望まれる。

その上で、一般会計及び電気事業会計では、当該償還計画の合理性及び実行可能性を確認し、病院事業会計に対する貸付金の回収可能性を判断することが望まれる。

(4) 債権管理事務

(i) 複式簿記による財務会計システムの導入又は正確なストック情報収集の体制整備

指摘	意見	債権名
2	一	へき地医療医師確保奨学金貸付金
10	一	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
17	一	母子父子寡婦福祉資金貸付金
21	一	被災中小企業施設・設備支援事業貸付金

平成 29 年度一般会計等財務書類上でへき地医療医師確保奨学金貸付金 27 百万円が貸付金と基金に二重計上されている、地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金は監査人が試算した平成 30 年度決算時点における債務者別残高明細の合計額と決算額が相違する、母子父子寡婦福祉資金貸付金は平成 30 年度決算時点における債務者別残高明細を作成できず決算額の検証が困難である、被災中小企業施設・設備支援事業貸付金はその平成 30 年度残高 6,360,000 千円が財産に関する調書に記載されておらず監査委員の審査等の付されていないことが、発見された。

⁸ 一般会計からの平成 19 年度借入分 5,780,000 千円については償還期日が令和 2 年 4 月 1 日に設定されている。

総務管理課が債権を管理する各所轄部課から債権等のストック情報を入手し取りまとめた資料を元に、それを加工して財政課が財務書類、会計課が財産に関する調書をそれぞれ作成している。ストック情報に関する誤謬の発生を防止・発見する仕組みが脆弱であるため、債権を管理する各所轄部課から提出される情報が不正確であったり、提出された情報の加工を誤ったりすると決算関係係数値を誤る可能性が高い。

ストック情報を事実に基づき正確に網羅的に把握し集計するためには、複式簿記による財務会計システムの導入が望ましいが、これが困難である場合は個別の債権管理システムから決算時点における債務者別残高明細書の作成、当該明細書の合計残高と決算数値の照合、予算額と債権残高の比較などのチェック体制の整備が必要である。

(ii) 滞納債権の回収状況のモニタリングについて

指摘	意見	債権名
一	33	被災中小企業施設・設備支援事業貸付金

愛媛県からえひめ産業振興財団への貸付金(被災した中小企業者等への貸付金(貸付原資1,660,000 千円))は、一定の予測(貸倒率、事務費の発生見込額及び基金の運用利回り等)の下で回収可能であると見込まれており、実態がこれらの前提と大きく乖離した場合は予定どおり回収できなくなる可能性があるため、今後中小企業者等への貸付金の回収状況、事務費の発生状況及び基金の運用実績等について、適切なモニタリングの実施が望まれる。

(iii) 履行期限延期手続実施後の債権管理について

指摘	意見	債権名
一	27	医師確保奨学基金貸付金

本来一括して返還すべき債権について調定前に履行期限延期手続により分納することになった債権が収入未済の扱いとはなっていない事例が、上記債権で発見された。

本年度及び過年度の収入未済額はリスクある債権として管理・把握されるが、こうした返済期日をリスケジュールした債権は収入未済扱いとはならないため通常の債権と比べて回収に係るリスクが高いにもかかわらず、それらがリスクある債権として情報共有できない点は問題である。

履行期限の延期手続を行った債権は通常の債権よりも回収可能性に注意が必要な債権であり、通常の債権と区別してリスクある債権として管理し、効果的・効率的な回収を迅速に実施するため、回収可能性が十分検討できる体制の構築が望まれる。

(5) 納付交渉・徴収方法

(i) 連帯保証人に対する請求

指摘	意見	債権名
19	一	母子父子寡婦福祉資金貸付金
23	一	林業改善資金貸付金

連帯保証人に対して、積極的に又は長期にわたって請求が行われていない事例が、上記債権について発見された。

連帯保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、連帯保証人に対して請求しなければならないとされている(地方自治法施行令 171 条の 2 第1号)。連帯保証人に、適時に請求して償還を受けていれば違約金(延滞金)が発生しないため、連帯保証人への影響も少なくて済む可能性がある。また、愛媛県が延滞債権を早期に回収できる可能性がある。

したがって、延滞後一定期間を経過した場合、延滞債権及び違約金(延滞金)の請求は、仮に主債務者からの償還が見込める場合であっても、連帯保証人にも定期的に実施し、早期回収に努めるべきである。

(ii) 債務者の収納の利便性及び収納率の向上

指摘	意見	債権名
一	2	税外債権全般
一	11	公営企業(病院事業会計)が有する未収金

愛媛県の県税に対する取組みとして「自動車税」について、平成 20 年度に自動車税の「コンビニ収納」を開始し効果を挙げている。税外債権についてはコンビニ収納を導入していないが、税外債権についても納入者の利便性を促進することで収入未済額の発生の抑制に寄与するものと考える。このため、税外債権の収納手段の多様化の一環として納入者の利便性を高めるためにコンビニ収納の導入を検討されたい。

また、公営企業(病院事業会計)が有する未収金について、預り金制度の活用が望まれる。さらに、近年は、キャッシュレス決済が進行しており、現金の手持ちがない状態での来院が今後増加すると見込まれる。したがって、決済手段の拡充(返金処理に本人の来院が不要なQR決済等)も併せて検討が望まれる。

(6) 財産調査・法的措置

(i) 財産調査の実施

指摘	意見	債権名
11	一	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
18	一	母子父子寡婦福祉資金貸付金

財産調査や法的措置が行われていない事例が、上記債権で発見された。

適切な債権管理のために財産調査や場合によっては法的措置等の実施が必要である。

愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納 3か月超で、債務者に支払能力がある(無資力又はこれに近い状態以外)場合、強制徴収の実施が可能であり、そのためにも、調査先の任意協力が前提となるが財産調査は必要不可欠である。

さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徵

収停止や債権放棄(原則として消滅時効が経過済みであることが必要。)の対応にもつなげることが可能になる。

財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。

(ii) 法的措置の積極的活用

指摘	意見	債権名
一	12	公営企業(病院事業会計)が有する未収金

患者未収債権の回収業務に当たり、少額訴訟や支払督促をはじめとした法的措置は平成23年度に実施した支払督促を最後に実施していない。

支払能力があるにもかかわらず支払意思がない債務者に対して法的措置を取らない場合、患者負担金を納付している者との間で公平性に欠け、また長期延滞を助長することから、このような債務者に対しては、法的措置を積極的に実施し、回収に努めるべきである。

(iii) 回収受託業者(弁護士法人を含む。)の利用

指摘	意見	債権名
一	31	母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者はそもそも生活弱者であるため、延滞が生じる可能性が高い。債権管理は非常に限られた人員により実施されている状況であり、今後さらに増加する可能性がある延滞債権に対する適切な対応はより困難なものになると考えられる。

さらに、異動により未経験者が担当する可能性があり、経年により蓄積された債権回収等のノウハウがリセットされる可能性も十分考えられる。

限られた人員配置の中で、効率的な債権管理と債権回収を継続的に実施するため、ノウハウがある弁護士法人等に債権回収を委託することを検討することが望まれる。

(iv) 児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化

指摘	意見	債権名
一	32	児童福祉施設入所措置費負担金

規定どおり支払っている扶養義務者が少しでも不公平感を感じないように、現在検討を進めている徴収検討会議等での効果的な徴収方法のノウハウをより蓄積し、これらを負担金徴収マニュアルに明確化することで、限られた人員の中で効果的に回収作業を行える体制整備をより推進することが望ましい。

滞納処分の例による財産調査や財産差押えのほか、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報を共有し同マニュアルに反映することも考えられる。

(7) 延滞金等

(i) 延滞金等の徴収について

指摘	意見	債権名
12	—	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
14	—	愛媛県奨学資金貸付金

正当な理由なく返還しなかった場合延滞金の徴収が義務付けられているにもかかわらず、一律に「正当な理由」に該当するとして調定及び徴収を行っていない事例が、上記債権で発見された。

約定どおり返還している者との公平性を担保する観点からも延滞金等の徴収を原則とし、不徴収とする場合は「正当な理由」の該当可否を十分検討し決裁文書を残しておくことが必要である。

(ii) 患者未収金の遅延損害金の徴収について

指摘	意見	債権名
—	14	公営企業(病院事業会計)が有する未収金

愛媛県内全ての県立病院において、患者負担金の延滞に対し、請求要否に裁量の余地がある、四国他県の県立病院も同様である、事務量の増加に伴うコストの増加の一方回収率向上効果は不明である、などの理由により遅延損害金の徴収は実施していない。

一方で、「債権管理マニュアル」の第 19 の 1 によれば、「私債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に規定の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。」とされており、期限内に納付した者との公平性や長期延滞を抑止する観点からも、遅延損害金を徴収することが望ましい。

しかし、今後も遅延損害金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、愛媛県の債権管理マニュアルのうち遅延損害金に係る部分について、病院事業は適用除外とし徴収を要しない取扱いとすることも考えられる。

(8) 時効の管理

指摘	意見	債権名
5	—	公営企業(工業用水道事業会計)が有する未収金
13	—	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
20	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金
—	19	愛媛県奨学資金貸付金

時効の管理が不十分であるために、時効が完成してしまっている債権が多数発見された。

私債権は、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を行うことにより消滅する。消滅時効の完成前に時効の中止措置を講ずる必要がある。

分割払いのものはその分割払いの返済期限毎に消滅時効が進行するため、例えば返還期間 20 年を経過した後に時効中止措置を講じようとしても、既に消滅時効が完成した分割払の返済期限分については時効の援用があれば債権が消滅してしまい、回収は極めて困難なものになる。

安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中止措置を徹底する必要がある。

また、時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなど時効管理を情報システム上実施するなどにより、効率的な時効管理が可能になると考える。

(9) 不納欠損処理

(i) 債権管理条例等の制定による不納欠損処理の迅速化

指摘	意見	債権名
11	一	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金
15	一	生活安定資金貸付金
22	一	企業立地促進事業費補助金返還金

愛媛県が保有する私債権のうち、実質的に回収が見込めないが、不納欠損処理が行われないまま長期間に亘り債権管理の対象となっている事例が上記以外にも多数発見された。また、生活安定資金貸付金のように債権回収額より回収事務費がかかっている例もあった。

保有する債権については、公平性の観点から、全て回収することが原則である。しかし、実質的に回収が見込めない債権については、余分な管理事務コストの縮減やより効率的・効果的な債権回収への資源投入の観点から不納欠損処理を進めるべきである。限られた人員の中で効率的・効果的な債権管理を行うためには、債権放棄の意思決定要件、不納欠損処理の基準を明確にして、当該基準に従い債権放棄を進めることで、回収見込みのある債権の管理を重点的に行うべきである。

債権放棄を行うには議会の議決(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)によるか、債権放棄を行うための明確な基準を定めた債権管理条例等の制定が考えられるが、愛媛県では、現在、債権管理条例が制定されていない。債権の性格上、人権問題等への配慮が必要であり、権利放棄に関して議案上程が困難であるものもある。したがって、例えば、相当程度の回収努力を行った上で実質的に回収不能な債権について、債権管理条例の制定により権利放棄の議案上程によらない知事の専決処分による、又は人権問題など高度なプライバシーが保護されるべき債権については個人名を公表しない内容の条例を制定するなど、債権放棄の環境整備を行うことが考えられる。他自治体の事例も参考の上、債権管理条例等の制定を検討することが望まれる。

3. 指摘事項及び意見事項の一覧

「2. 重要な監査の結果及び意見の要約」に記載した事項を含めた、指摘事項及び意見事項の一覧は次のとおりである。下表の「No.」及び「記載ページ」は指摘事項又は意見事項に付したものに対応している。

指摘事項				
No	記載 ページ	要約 No	債権名	タイトル
1	18			財務書類における徴収不能引当金の計上基準の記載誤り
2	21	(4)(i)	愛媛県医師確保奨学生基 金 べき地医療医師確保 奨学金貸付金	財産に関する調査、一般会計等財務書類その他の決算 関係書類における基金に含まれる貸付金の重複記載
3	50		公営企業(電気事業 会計)が有する未収 金	電気事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管 理体制の未整備
4	54		公営企業(工業用水 道事業会計)が有す る未収金	工業用水道事業新規契約締結時及びその後の定期的な 与信管理体制の未整備
5	55	(8)		工業用水道料金滞納時の時効の適切な管理の未実施
6	66	(3)(i)	公営企業(工業用水 道事業会計)に対す る貸付金	公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不 足
7	70	(3)(ii)		公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金の金利 未計上
8	99	(3)(i)	公営企業(病院事業 会計)に対する貸付 金	公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不 足
9	100	(3)(ii)		公営企業(病院事業会計)に対する貸付金の金利未計上
10	106	(4)(i)	地域改善対策高等学 校等就学奨励費貸付 金	債務者別債権残高明細の未作成
11	107	(6)(i) (9)(i)		債務者に対する財産調査等の不実施
12	107	(7)(i)		延滞金の未調定
13	109	(8)		不十分な時効中断措置の実施及び時効管理
14	120	(7)(i)	愛媛県奨学資金貸付 金	延滞金の未調定
15	129	(9)(i)	生活安定資金貸付金	債権回収額を超過する回収事務費の発生
16	143		愛媛県医師確保奨学 基金貸付金	貸与取消し時の借用証書への利息に関する事項の未記 載
17	155	(4)(i)	母子父子寡婦福祉資 金貸付金	債務者別債権残高明細の未作成
18	155	(6)(i)		債務者に対する財産調査等の不実施
19	156	(5)(i)		連帯保証人に対する未請求
20	158	(8)		不十分な時効中断措置の実施及び時効管理
21	179	(4)(i)	中小企業振興資金貸 付金	被災中小企業施設・設備支援事業貸付金の財産に関する 調査への記載漏れ
22	184	(9)(i)	企業立地促進事業補 助金返還金	明らかに回収不能である債権の不納欠損処理未実施

指摘事項				
No	記載 ページ	要約 No	債権名	タイトル
23	199	(5)(i)	林業改善資金貸付金	連帶保証人に対する長期未請求
24	214	(1)	廃棄物処理センター 運営費貸付金	返還不能リスクのある単年度貸付金
25	221			損失補償債務等額の財務書類の注記の記載漏れ

意見事項				
No	記載 ページ	要約 No	債権名	タイトル
1	27		税外債権全般	債権管理システムの同一プログラム化と複式簿記による財務会計システムとの連携
2	30	(5)(ii)	税外債権全般	税外債権に対するコンビニ収納の導入
3	55	公営企業(工業用水道事業会計)が有する未収金	公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金	工業用水道料金の徴収先が組合の場合の徴収方法等の明確化
4	56			破産手続終結時の不納欠損
5	64	(2)(ii)	公営企業(病院事業会計)が有する未収金	一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上
6	71	(3)(iii)		一般会計から工業用水道事業会計に支出した資金(貸付金)の処理
7	72	(3)(iv)		電気事業会計と工業用水道事業会計間又は工業用水道事業会計内部での資金融通方法の整理
8	87	弁護士法人が回収不能と判断した債権に対する県職員による財産調査		
9	87	回収見込みのない債権にかかる権利放棄の判断		
10	89	生活保護受給資格取得前の患者負担の未収債権		
11	89	(5)(ii)		預り金制度の活用と決済手段の拡充
12	90	(6)(ii)		法的措置の積極的な活用
13	90	保険者徴収制度の活用		
14	91	(7)(ii)		患者未収金の遅延損害金の徴収
15	98	(2)(ii)	公営企業(病院会計事業会計)に対する貸付金	一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上
16	100	(3)(v)		一般会計及び電気事業会計からの借入金に対する償還計画の作成
17	108	(2)(ii)	地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金	徴収不能引当金の計上
18	121	(2)(ii)	愛媛県奨学資金貸付金	徴収不能引当金の計上
19	122	(8)		時効管理の徹底

意見事項				
No	記載 ページ	要約 No	債権名	タイトル
20	122			出願基準の厳格化
21	123			債権回収会社等に委託する債権の選定基準の設定
22	130	(2)(ii)	生活安定資金貸付金	徴収不能引当金の計上
23	130			福祉的な貸付けのあり方
24	137	(2)(iii)	愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金	地域医療医師確保奨学金貸付金に対する徴収不能引当金の計上
25	144		愛媛県医師確保奨学基金貸付金	制度見直しの必要性－給付と従事義務期間のバランス
26	144			制度見直しの必要性－基金規模
27	145	(4)(iii)		履行期限延期手続を行った債権の管理
28	157	(2)(ii)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	徴収不能引当金の計上
29	159			個人別台帳(債権管理システム)データの更新
30	160			督促状作成のシステム化
31	160	(6)(iii)		債権回収の外部委託の検討
32	164	(6)(iv)	児童福祉施設入所措置費負担金	児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化
33	181	(4)(ii)	中小企業振興資金貸付金	被災中小企業施設・設備支援事業に関するモニタリング体制の整備
34	185	(2)(ii)	企業立地促進事業費補助金返還金	徴収不能引当金の計上
35	189		企業立地資金貸付基金貸付金	愛媛県企業立地資金貸付基金の有効活用
36	200		林業改善資金貸付金	履行期限の延長
37	201	(2)(ii)		徴収不能引当金の計上
38	205		公共用地整備事業貸付金	港湾施設整備事業特別会計の施設維持にかかる計画策定
39	206			愛媛県港湾整備事業経営戦略における借入の償還時期
40	218	(2)(i)	廃棄物処理センター運営費貸付金	廃棄物処理センター運営費貸付金相当額の偶発債務の注記その他のリスク開示

第4 監査の結果及び意見(個別論点)

1. 公営企業(電気事業会計)が有する未収金

(1) 概要

(i) 債権の種類

電気事業法、地方公営企業法及び四国電力株式会社との電力需給契約書に基づく私債権。

[公営企業管理局 総務課、発電工水課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

内容	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
電気事業会計貸借対照表価額(未収金)	259,540	—	259,540
うち電力料に対するもの	249,803	—	249,803

(iii) 時効期間

2 年(民法第 173 条第 1 号)

(iv) 制度の概要

愛媛県の電気事業は、河川総合開発事業の一環として始まり、いずれも資源の枯渇しない再生可能エネルギーである水力をを利用して発電を行っている。水力発電は、二酸化炭素の排出量が極めて少ないクリーンエネルギーであり、地球温暖化対策としてもその重要性がさらに高まっている。3 水系において 9 発電所を有しており、最大出力の合計は 67,530kW で、供給電力量は年間約 2 億 7,200 万 kWh となり、現在は全量を四国電力株式会社に供給している。

公営企業未収金(電気事業会計)は、こうした売電収入のうち、翌年度の 4 月 20 日までに収納される予定である 3 月分の売電料金について、公営企業会計を適用して未収金として計上しているものである。

<県営発電所一覧>

発電所名		位置	ダム名	発電出力 (最大)	使用水量 (最大)	発電開始 年月日
銅山川 発電所	第一発電所 1 号機	四国中央市 上柏町	柳瀬 ダム	10,700kW	5.80 m ³ /s	昭和 28 年 10 月 7 日
	〃 2 号機			3,600kW	2.00 m ³ /s	平成 13 年 4 月 1 日
	第二発電所	四国中央市 金砂町		2,600kW	5.80 m ³ /s	昭和 29 年 3 月 31 日
	第三発電所	四国中央市 金田町		11,700kW	8.00 m ³ /s	昭和 50 年 7 月 1 日
	富郷発電所	四国中央市 富郷町		2,900kW	4.00 m ³ /s	平成 13 年 4 月 1 日

発電所名		位置	ダム名	発電出力 (最大)	使用水量 (最大)	発電開始 年月日
道前道後 発電所	第一発電所	久万高原町 笠方	面河 ダム	3,500kW	6.90 m³/s	昭和 39 年 1 月 11 日
	第二発電所	東温市明河		11,000kW	6.90 m³/s	昭和 39 年 1 月 11 日
	第三発電所	東温市河之内		10,600kW	6.90 m³/s	昭和 39 年 1 月 11 日
肱川発電所		大洲市肱川町 宇和川	鹿野川 ダム	10,400kW	28.0 m³/s	昭和 33 年 11 月 30 日
畠寺発電所		松山市畠寺町	面河 ダム	530kW	1.29 m³/s	平成 27 年 8 月 1 日

※1 売電価格は、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の対象となっている設備3基(銅山川発電所第一発電所2号機、富郷発電所、畠寺発電所)については29円00銭、21円93銭及び20円78銭で、それら以外は8円44銭となっている。

(v) 債権の特徴

電力需給契約書において、売電料金は、毎月月末締め・翌月 20 日までの支払いと定められている。愛媛県の電気事業会計は愛媛県公営企業会計規程に基づいて複式簿記・発生主義を原則とした会計処理を行う公営企業であるため、出納閉鎖期間といった概念はなく、3 月分の売電料金を 3 月末時点で確定した債権として未収金に計上している。

これらは通常契約に従って 4 月 20 日までに入金されることになるが、売電先の企業の財務状況等が悪化した場合、期日どおりに支払われず、愛媛県の債権が回収不能になるリスクを有している。

(vi) 調定・収納の状況

(a) 調定・収納事務のフロー

毎月末に四国電力株式会社が計量法(平成 4 年法律第 51 号)の規定に従った電力量計による計量を行い、これを愛媛県が確認の上、翌月 10 日までに四国電力株式会社に請求、20 日までに入金される。

支払が遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条 1 項の規定に基づく遅延利息を受け取ることが電力需給契約書において定められている。

電力需給契約書(ひな型)

第 7 条

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、前項の納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を合わせて甲に支払うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第八条 国が約定の支払時期までに對価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(vii) 債権管理の状況

電気事業会計がこれまで電力を販売した相手先は、四国電力株式会社と日本ロジテック協同組合の2社である。このうち日本ロジテック協同組合については、平成27年5月20日付けで電力受給契約を締結したが、約半年後の平成27年10月分から平成28年3月分までの6か月分の売電料金を滞納、平成28年3月15日に破産手続開始が決定している。その後平成30年9月26日付けで破産手続が終結、愛媛県ではこれを受けて平成31年3月13日付けで不納欠損処理を行っている。結果として現在取引中の売電先は四国電力株式会社1社である。

(viii) 電力料に対する債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	267,104	2,936,481	2,936,481	2,907,771	—	—	295,813	
うち、								
収入未済額	56,085	—	—	1,113	—	—	54,972	2.0
履行期限 未到来債権	211,019	2,936,481	2,936,481	2,906,658	—	—	240,841	92.3
<平成29年度>								
債権残高	295,813	3,132,028	3,132,028	3,114,775	—	—	313,067	
うち、								
収入未済額	54,972	—	—	—	—	—	54,972	0.0
履行期限 未到来債権	240,841	3,132,028	3,132,028	3,114,775	—	—	258,095	92.3
<平成30年度>								
債権残高	313,067	3,102,197	3,102,197	3,120,441	—	45,020	249,803	
うち、								

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
収入未済額	54,972	4,127	4,127	14,079	—	45,020	—	23.8
履行期限 未到来債権	258,095	3,098,070	3,098,070	3,106,362	—	—	249,803	92.6

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額

収納率=収入額/(前年度末残高+発生額)×100

※2 上表中の「履行期限未到来債権」の当年度末残高は翌年度4月に収納期限が到来するものである。

(2) 実施した監査手続

- ① 電気事業法、地方公営企業法及び電力需給契約書その他の規程等を閲覧した。
- ② 監査対象とした債権管理に関して、公営企業管理局総務課その他の関係部署の各担当者に対して質問を実施し、現状の把握及び問題点の有無について検討した。
- ③ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 電気事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備(指摘事項3)

(発見事項)

現在、新規契約締結時に申込み事業者の信用状況のチェック等が行われていない。

電気事業は、毎月月末締めの売電料金を翌月 20 日までに支払ってもらう定めとなっており、毎月 1か月分の売電料金について公営企業側に債権(与信)が発生することになる。「地方公共団体が行う売電契約について」(平成 24 年 4 月 25 日付け 総行行第 62 号・総財営第 36 号)において、売電先との契約は一般競争入札により締結することが原則である旨が規定されているが、仮に、売電先の事業者の財務内容がそもそも非常に悪く、翌月の電気料金を支払うことすらおぼつかないような状況では、公営企業として当該事業者と売電契約を締結すべきではない。実際に、日本ロジテック協同組合は契約締結から 5 か月後に料金を滞納しそのまま破産に至っている。

(問題点)

新規売電契約締結時及びその後の既存の売電先に対する定期的な与信管理のためのルールが設定されていない状況では、売電事業者からの売電料金の支払いが滞り、思わぬ県民財産の毀損が生じる恐れがある点が問題である。

(指摘事項3) 電気事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備

電気事業会計において、新規売電契約締結時及び既存の供給先に対する定期的な与信管理体制が整備されていない。不慮の貸倒れリスクを最小限に留めるためには、新規契約締結

時に当該事業者の財務状況等を把握し、1か月の売電料金等を予測して当該事業者との取引可否を判断する、いわゆる与信付与に関する検討が行われるべきであり、さらにその後も定期的な財務内容・支払能力のチェックが行われるべきである。与信管理に関するルールを設定し、これに基づいて運用していく必要がある。

2. 公営企業(工業用水道事業会計)が有する未収金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県県営工業用水道供給規程に基づく私債権。

[公営企業管理局 総務課、発電工水課]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

内容	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
工業用水道事業会計貸借対照表(未収金)	136,984	—	136,984
うち給水収益等に対するもの	134,794	—	134,794

(iii) 時効期間

2年(民法第173条第1号)

(iv) 制度の概要

工業用水道事業は、地方公営企業法の規定に基づき、工業の発展を図り、県民がより豊かな生活をしていくために必要な水を、基礎的・社会基盤として安定的に供給することを目的としている。また、臨海工業地帯での地下水の大量汲み上げによる地下水位の低下や塩水化、さらには地盤沈下といった地下水障害を未然に防止し、県土を保全する役割を果たしている。本事業は、公営企業(工業用水道事業会計)として運営されており、松山・松前地区(計画給水量(日量)106,000 m³)、今治地区(計画給水量(日量)55,800 m³)及び西条地区(計画給水量(日量)87,420 m³)の3地区からなっている。

工業用水道料金は、料金算定期間内において総括原価を契約給水量で割って1m³当たりの単価を算定し、給水企業へ供給している。毎年度末3月分の工業用水道料金は翌年度の4月20日までに収納されるため、これを履行期限未到来債権として未収金に計上している。

(v) 債権の特徴

工業用水道事業の給水企業に対する工業用水道利用料金の1か月分であり、通常は翌月回収される性質のものだが、利用者の財務状況が悪化することで支払いが滞ると、債権(未収金)の回収が困難になるリスクがある債権である。

(vi) 調定・収納の状況

(a) 給水先企業数

給水先の企業数は、平成 30 年度末時点で、松山・松前地区 2 者、今治地区 2 者(うち 1 者は組合として複数企業が含まれる。)、西条地区 43 者である。これら 47 者に対して、毎月調定及び収納事務が必要となる。なお、約半数の企業は口座振替処理を採用している。

(b) 調定・収納・債権管理事務のフロー

① 料金の請求等

工業用水道料金は、毎月 1 回算定して徴収する。原則として毎月末日(暦日)に検針し、調定手続を実施するとともに口座振替処理の手続をしていない利用者についてはその日のうちに納入通知書を発送する。納入期日は翌月 20 日である。口座振替処理済みの利用者については、末日に翌月引落予定額の通知書と当月引落額の領収書を合わせて発送する。

② 入金額の消込・督促

請求・入金等の管理は、愛媛県公営企業会計規程に基づき行っている。期日(翌月 20 日)までに入金されたものの債権の消込は、公営企業管理局発電工水課及び総務課で実施する。未入金の場合は未入金先に 1 度電話連絡し、入金予定日を確認する。それでも未入金となる先があれば、督促状を発送し、そこから 10 日以内に入金するよう通知を行う。

なお、督促状で指定する期日を超えて納付がない場合は、期日の翌日から納入日までの日数に応じ未納付額に年 14.6% の割合を乗じて計算した延滞金を納付することになる。

(vii) 債権管理の状況

(a) 不納欠損処理

最近 3 年間での不納欠損処理は、以下の 2 件のみである。

<A組合 1,613 千円>

平成 18 年 2 月分及び 3 月分の工業用水道料金 1,613 千円について、A組合の組合員(実際に工業用水を使用している事業者)が支払いを行わず、愛媛県との契約の直接の当事者である A組合から愛媛県へもその分入金が行われなかった。その後、平成 28 年 12 月 21 日、A組合から時効援用の申立があり消滅時効が完成、愛媛県では同日をもって不納欠損処理を行った。なお、同組合員は、平成 18 年 8 月に破産している。

公営企業管理局としては、A組合からの(当該収入未済債権以外の)支払いが継続的に行われていたことから、時効の中止ができていたとの認識であった。先方からの時効の援用の申立てがあったことで再調査したところ、先方主張のとおり消滅時効が完成していたと確認されたため、不納欠損処理を行っている。

<株式会社明正 25 千円>

平成 27 年 7 月分から平成 28 年 3 月分までの工業用水道料金 33 千円について、支払いがないまま平成 28 年 3 月に破産手続開始決定、平成 28 年 11 月に最終配当 9 千円が決定し破産手続が終結した。これについて、県では原則消滅時効期間の経過後に不納欠損処理すべきとの理由から、消滅時効期間(2 年)を待って平成 31 年 3 月 13 日に議会の承認を得て不納欠損処理をしている。

3年間の不納欠損の事由別推移は次表のとおりである。

事由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
債権の放棄(議会の議決)	—	—	25
消滅時効の完成	1,613	—	—
合計	1,613	—	25

なお、平成30年度不納欠損は次表のとおりである。

順位	対象者	不納欠損額	不納欠損理由	決定年月日	対象年度
1	株明正	25	債権の放棄(議会の議決)	平成31年3月13日	平成27年度

(viii) 給水収益等に対する債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	129,036	1,508,940	1,508,940	1,507,711	—	1,613	128,652	
うち、								
収入未済額	2,150	—	—	182	—	1,613	354	8.5
履行期限 未到来債権	126,887	1,508,940	1,508,940	1,507,529	—	—	128,298	92.2
<平成29年度>								
債権残高	128,652	1,517,783	1,517,783	1,517,154	—	—	129,281	
うち、								
収入未済額	354	—	—	157	—	—	198	44.4
履行期限 未到来債権	128,298	1,517,783	1,517,783	1,516,997	—	—	129,083	92.2
<平成30年度>								
債権残高	129,281	1,536,614	1,536,614	1,531,076	—	25	134,794	
うち、								
収入未済額	198	—	—	173	—	25	—	87.4
履行期限 未到来債権	129,083	1,536,614	1,536,614	1,530,903	—	—	134,794	91.9

※1 債権残高: 当年度末残高 = 前年度末残高 + 発生額 - 収入額 - 不納欠損額

収入未済額: 当年度末残高 = 前年末残高 + 発生額 - 収入額 + 振替額 - 不納欠損額

履行期限未到来債権: 当年度末残高 = 前年度末残高 + 発生額 + 振替額 - 収入額

収納率=収入額/(前年度末残高+発生額)×100

※2 上表中の「履行期限未到来債権」の当年度末残高は翌年度4月に収納期限が到来するものである。

(2) 実施した監査手続

- ① 地方自治法、愛媛県県営工業用水道供給規程、愛媛県公営企業会計規程その他の規程類を閲覧した。
- ② 監査対象とした債権管理に関して公営企業管理局総務課等の関係者に対して質問した。
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関して、令和元年7月調定分について、事務作業の流れを、関連する振替伝票、調定内訳書、使用水量等一覧表、領収済通知書及びその他の関連資料等の突合等によって検討した。

(3) 監査の結果及び意見

(i) 工業用水道事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備(指摘事項4)

(発見事項)

現在、新規契約締結時に申込事業者の信用状況のチェック等が行われていない。

工業用水道事業は、事業者からの給水の申込みによって契約を締結して給水を開始することになる。契約が開始されると、その後は毎月1か月分の給水料金が翌月20日までに支払われる、つまり毎月1か月分の工業用水道料金について公営企業側に債権(与信)が発生することになる。仮に、申込みのあった事業者の財務内容がそもそも非常に悪く、翌月の工業用水道料金を支払うことすらおぼつかないような状況では、公営企業として当該事業者と給水契約を締結すべきではない。

(問題点)

新規給水契約締結時及びその後の既存の供給先に対する定期的な与信管理のためのルールが設定されていない状況では、給水先事業者からの工業用水道料金の支払いが滞り、思わぬ県民財産の毀損が生じる恐れがあるため問題である。

(指摘事項 4) 工業用水道事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備

工業用水道事業会計において、新規給水契約締結時及び既存の供給先に対する定期的な与信管理の体制が整備されていない。不慮の貸倒れリスクを最小限に留めるためには、新規契約締結時に当該事業者の財務状況等を把握し、1か月の給水量と工業用水道料金等を予測して当該事業者との取引可否を判断する、いわゆる与信付与に関する検討が行われるべきであ

り、さらにその後も定期的な給水先事業者の財務内容・支払能力のチェックが行われるべきである。与信管理に関するルールを設定し、これに基づいて運用していく必要がある。

(ii) 工業用水道料金滞納時の時効の適切な管理の未実施(指摘事項 5)

(発見事項)

平成 28 年度に不納欠損処理を行ったA組合に対する債権 1,613 千円は、A組合の組合員が支払い不能となったことによるものであるが、愛媛県ではその他の組合員の料金収入については毎月調定し組合から入金されていたため、1,613 千円についても時効の中止が行われていると判断していたところ、実際には同組合員の収入未済となっていた月の工業用水道料金についての債務承認は行われておらず、結果として消滅時効が完成してしまっていたものである。時効の管理が適切に実施できていなかつたことに起因した不納欠損処理と言える。

(問題点)

時効の管理が適切にできていないことで消滅時効が成立してしまうと、本来回収できる債権が回収されないため県民財産を損なう結果となってしまい問題である。

(指摘事項 5) 工業用水道料金滞納時の時効の適切な管理の未実施

時効の管理が適切にできていないことで消滅時効が成立してしまうことがないよう、適切に時効管理を実施する必要がある。

(iii) 工業用水道料金の徴収先が組合の場合の徴収方法等の明確化(意見事項 3)

(発見事項)

A組合に対する債権 1,613 千円を不納欠損処理した案件について、愛媛県の契約の直接の相手先はA組合であり、本来同組合は全ての組合員の料金を一括して支払う義務を負っている。したがって、組合員の一部が料金を支払わなかつた場合でも、組合としては(例えば、他の組合員同士で負担する形で)その分も含めて愛媛県に支払う義務があるが、今回の場合、そうした対応が行われていない。

仮に今回のような場合に、組合員の一部が支払わなかつた料金については組合としても支払う義務がないということであれば、愛媛県としては本来組合員 1 社毎の与信管理をする必要があるが、こうした管理も現在は行われていない。

(問題点)

A組合からの料金の徴収について、組合員の一部が料金を支払わなかつた場合の組合及び愛媛県の対応について明確な合意がされておらず、結果として工業用水道料金が適切に徴収できなくなる恐れがあり問題である。

(意見事項 3) 工業用水道料金の徴収先が組合の場合の徴収方法等の明確化

A組合からの料金の徴収について、組合員の一部が料金を支払わなかった場合でも組合に對しては全額の支払いが必要である旨を再度確認すべきであり、それができない場合には組合員毎の与信管理を愛媛県が実施することが望ましい。

(iv) 破産手続終結時の不納欠損(意見事項 4)

(発見事項)

「(1) 概要 (vii) 債権管理の状況 (a) 不納欠損処理」で記載のとおり、株式会社明正に対する債権は、同社が平成 28 年度に破産手続が終結した後、その 2 年後に初めて不納欠損処理をしている。破産手続終結決定により法人は消滅するが、その時点で不納欠損処理をしていないのは、債権管理マニュアルにおいて破産手続終結決定があっても消滅時効期間が経過していないと原則として債権放棄はできず、結果として不納欠損処理もできないルールとなっているためと説明を受けた。

ただし、債権管理マニュアル上では、「消滅時効が経過していないものについても、当該債務について弁済の責に任すべき者が全く存在しないなど、特段の事情により将来にわたって弁済の見込みがなく、やむを得ないと認められる場合に放棄を検討すること」との留意点も示されている。そのため、本件についても(消滅時効期間は 2 年であり、かつ債権金額も 25 千円と僅少であるため、破産手続終結決定から不納欠損処理までの 2 年間での事務作業量もそこまで多くなかったと考えられるものの)、債務者が法人で既に消滅しており明らかに債権の回収可能性がないものであるため、不納欠損処理を迅速に実施することにより不必要に事務コストがかかることを防ぎ、行政の効率化を図ることができたと言える。

(問題点)

破産手続が終結し、法人が消滅してもなお消滅時効期間が経過していないという理由で不納欠損処理が行われない場合、不要な事務コストがかかり行政の不効率が発生する可能性があるため、問題である。

(意見事項 4) 破産手続終結時の不納欠損

破産手続終結により法人が消滅し、債権の回収可能性がなくなった場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、迅速に不納欠損処理を行うことが望まれる。

3. 公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

(a) 一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金

地方公営企業法第 18 条の 2 に基づく貸付けである。一般会計から公営事業会計への貸付けであることから、愛媛県が作成する一般会計等財務書類上は貸付金として取り扱われる。

[公営企業管理局 総務課、発電工水課、財政課]

(b) 電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金

地方公営企業法第 18 条の 2 及び公営企業会計貸付金貸付要綱に基づく貸付けである。愛媛県が設置した公営事業会計間の貸借金であるため、愛媛県が作成する財務書類上は貸付金として取り扱われないが、電気事業会計に関する地方公営企業決算書類では貸付金として取り扱われる。

[公営企業管理局 総務課、発電工水課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金	15,588,583	—	15,588,583
電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金	1,878,108	—	1,878,108

(iii) 時効期間

愛媛県内部の会計間の取引であるため、時効はない。

(iv) 制度の概要

工業用水道事業の概要については、「2. 公営企業(工業用水道事業会計) が有する未収金」参照。

工業用水道事業では、特に西条地区工業用水道で資金不足が生じており、これに対する資金手当てとして一般会計及び公営企業(電気事業会計)から貸付けを実施している。

資金不足に至った経緯及びその後の県の対応状況等は以下のとおりである。

(a) 平成 20 年までの状況

西条地区工業用水道では、昭和 59 年の給水開始から四半世紀経った平成 20 年においてもなお契約給水量(約 60,770 m³/日)が当初計画給水量(229,000 m³/日)の 4 分の 1 程度に留まり、料金収入が経営規模に見合わない状態が続いていた。結果として建設時に借り入れた企業債の返還を料金収入等のみでは行えず、不足額を一般会計及び電気事業会計からの借入等で対応した結果、平成 20 年度末現在の一般会計及び電気事業会計からの資金補填額が次のようになつた。

① 一般会計貸付金 約156億円

② 電気事業会計からの貸付等 約17億円

当時の見通しでは、その後平成 29 年度までの 10 年で資金がさらに 48 億円不足すると計算さ

れ、抜本的な経営改善のための方策が必要な状況であった。

(b) 平成 20 年度における経営改善計画

そのため平成 20 年度において、計画給水量を縮小して経営規模を適正化することを骨子とする経営改善計画を策定、「愛媛県公営企業の設置等に関する条例」の改正によって平成 22 年 3 月 31 日をもって計画給水量を $87,420 \text{ m}^3/\text{日}$ に縮小した。併せて、平成 20 年度末で 333 億円あった総資産のうち、給水量の縮小に対応する資産について 197 億円の除却(減損)処理を実施している。(ただし、うち 32 億円は国庫補助金対応部分であり、繰延収益に計上されていた。補助金の返還が免除となったため、同額(32 億円)について同時に取り崩しを行っており、平成 21 年度における実質的な損益インパクトは 165 億円である。)

また、これによるコスト削減と契約給水量の拡大により、平成 29 年度までの 10 年間での更なる資金不足額を、当初想定の 48 億円から 28 億円まで縮減、28 億円の不足額については次のとおり手当てる計画とした。

- ① 電気事業会計から 7 億円
- ② 東予インダストリアルパーク(事業用地)の分譲収入から 17 億円
- ③ 松山・松前地区工業用水事業から 4 億円

これらを含む、経営改善計画の主な内容は次のとおりである。

<西条地区工業用水道事業経営改善計画>

1. 経営改善の目標

平成 20 年度から平成 29 年度までに発生する西条工水事業の資金不足に対して、一般会計からの貸付けなしに、大幅な料金値上げを回避しながら対応できるようにするとともに、経営基盤の安定化を図る。

2. 計画の効果

- ① 今後の資金不足額を大幅に縮減(48 億円 → 28 億円)
- ② 料金収入で賄える経営規模の改善
身の丈に合った経営規模で収支バランスを改善し、平成 22 度以降、単年度損益収支を黒字化
- ③ 工業用水の安定供給体制の確保

3. 計画の具体的方策

- ① 契約給水量の拡大
企業立地の促進等による新規受水企業の開拓及び既受水企業への売水促進活動等の強化によって、平成 20 年度の契約水量 $60,770 \text{ m}^3/\text{日}$ を平成 29 年度には $87,420 \text{ m}^3/\text{日}$ まで拡大させる。
- ② 経営規模の適正化

計画給水量を 229,000 m³／日から 87,420 m³／日まで縮小する。企業の水のリサイクル技術の向上や産業構造変化に伴う用水型企業立地の減少等によって将来的にも当初想定された工業用水の需要は見込めないことによる計画給水量の縮小である。これに伴う国庫補助金に関する手続きや条例改正・関係予算関連の手続きも併せて実施する。

③ 企業債の一括繰上償還

経営規模の適正化に伴い、企業債を発行して、縮小水量相当分の既存企業債を一括繰上償還する。これにより今後の企業債の償還額を平準化して、資金不足を軽減する。(資金不足額 48 億円から 28 億円に 20 億円軽減予定。)

④ 電気事業会計からの資金貸付等の拡充等

電気事業会計からの資金貸付を拡充する等、経営規模縮小後にお不足する資金(28 億円)の補填を図る。

(c) 平成 29 年度における改善計画の期間延長

平成 20 年度の改善計画策定以降、給水料金を引上げることなく、また、資金不足について一般会計から新たな資金貸付けを受けることなく、公営企業内で資金繰りをカバー(工業用水事業会計の資金不足は電気事業会計からの借入等で対応)しており、計画の所期の目標はおおむね達成できている。ただし、契約給水量の拡大が計画どおりには進展しなかつたこと等によって、平成 29 年度までの 10 年間の資金不足額は当初計画 28 億円に対し実績は 37 億円であり、その資金手当ては次のとおり行っている。

① 電気事業から13億円

② 東予インダストリアルパークの分譲収入から11億円

③ 松山・松前地区工業用水事業から13億円

更に、なおしばらくの間資金不足が生じる見込みであることから、計画期間を 10 年延長し、引き続き改善に取り組むこととしている。

更新された計画の、当初計画からの主な変更点は次のとおりである。

<西条地区工業用水道事業経営改善計画(更新)>

1. 経営改善の目標

平成 20 年度から平成 39 年度までに発生する西条地区工業用水道事業の資金不足に対して、一般会計からの貸付けなしに、大幅な料金値上げを回避しながら対応できるようにするとともに、経営基盤の安定化を図る。

2. 計画の具体的方策

① 契約給水量の拡大

(変更前)

平成 20 年度の実績契約水量 60,770 m³／日

平成 29 年度の目標契約水量 87,420 m³／日(平成 20 年度改善計画)

(変更後)

平成 29 年度の実績契約水量 68,850 m³／日

平成 39 年度の目標契約水量 80,340 m³／日(平成 29 年度更新改善計画)

② 電気事業会計からの資金貸付等の拡充等

電気事業会計からの資金貸付を継続する。

(変更前)

平成 19 年度までの貸付等実績 約 17 億円

平成 20 年度～平成 29 年度の貸付等計画 約 28 億円(平成 20 年度改善計画)

(変更後)

平成 20 年度～平成 29 年度の貸付等実績 約 37 億円

平成 30 年度～平成 39 年度の貸付等計画 約 16 億円(平成 29 年度更新改善計画)

(d) 金利及び返済期日

	平成 30 年度末借入残高 (単位:千円)	貸付金利	返済期日
一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金	15,588,583	無利息	未定
電気事業会計から公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金	1,878,108	各年度の 4 月 1 日時点の大口定期預金(1 年)基準金利(※1)	※2 参照。

※1 平成30年度の利率は0.010%。公営企業会計間での長期貸付金利については、「公営企業会計貸付金貸付要綱」(昭和48年4月1日)第3条第4項の規定により、「貸付日の銀行預金の利息を参考に貸付時に別に定める」としており、電気事業会計から病院事業会計及び工業用水道事業会計に対する長期貸付金利について平成12年4月1日から「当該年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基準金利」を適用している。

※2 電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金について、借入年度と返済期日の詳細は次のとおりである。

	借入年度	借入金額(単位:千円)	返済年度
1	昭和35年度及び36年度	3,242	未定
2	昭和41年度	15,681	未定
3	昭和54年度	50,000	未定
4	平成2年度	144,907	未定
5	平成18年度	140,741	未定
6	平成19年度	121,674	平成29年度⇒令和9年度(※3)
7	平成20年度	56,746	平成30年度⇒令和10年度(※3)
8	平成21年度	218,502	令和元年度⇒令和11年度(※3)
9	平成22年度	58,529	令和2年度⇒令和12年度(※3)
10	平成24年度	102,922	令和4年度⇒令和14年度(※3)
11	平成25年度	77,492	令和5年度⇒令和15年度(※3)
12	平成26年度	329,530	令和6年度
13	平成27年度	2,747	令和7年度
14	平成28年度	202,942	令和8年度
15	平成29年度	172,955	令和9年度
16	平成30年度	179,498	令和10年度
	合計	1,878,108	

※3 平成29年度における資金収支見通しで、企業債の償還や資本的支出(耐震化工事やその他改良工事)によって令和5年度までは資金不足が予想されていたことから、それまでに償還期限の到来する貸付金につい

て、10年間の償還期限の延長を行っている。

(v) 債権の特徴

平成 2 年度以降は、工業用水道事業の資金不足に対応した貸付金である。返済期日が明確になっていないものがある点、回収可能性が工業用水道事業の返済能力に左右される点が特徴である。また、貸付金利もゼロ又は極めて低い利率(銀行の大口定期預金金利)となっている。

なお、公営企業はそれ自体で法人格を持たず、愛媛県に帰属しているため、一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金も、電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金も、いずれも県の内部的な資金移動に過ぎない。一方で、一般会計、工業用水道事業会計及び電気事業会計は、それぞれ別個の会計単位とされており、愛媛県の一般会計等財務書類や公営企業各会計の決算書では貸付金として計上されるものとなる。したがって、個々の会計単位では貸付金としての回収可能性の検討が必要となる。

(vi) 債権の回収可能性について

(a) 工業用水道事業会計の財務内容

前述のとおり、一般会計及び電気事業会計が工業用水道事業会計に貸し付けた貸付金は総額 175 億円と多額であり、貸付金の返還を受けるためには工業用水道事業会計に返還するだけの原資が必要となる。一方で工業用水道事業会計の財務内容は、「平成 30 年度愛媛県工業用水道事業決算書」中にある「平成 30 年度愛媛県工業用水道事業貸借対照表」に記載されているが、これを要約すると次のとおりである。

前述のとおり、平成 20 年度に西条地区で固定資産の除却損(減損)等から 165 億円の損失を計上している影響で、平成 30 年度末で 64 億円の債務超過となっている。また、これは 3 地区全体の財務内容であり、松山・松前地区及び今治地区の業績が比較的安定している点を考慮すると、西条地区だけでの財務内容(非公開)は、更に厳しい状況であることが想定される。

<平成 30 年度 愛媛県工業用水道事業 要約貸借対照表>

(単位:億円)

科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
資産の部			負債の部		
有形固定資産	121		企業債	37	
(うち、松山・松前地区)	(21)		一般会計からの借入金	156	
(今治地区)	(5)		電気事業会計からの借入金	19	
(西条地区)	(96)		その他の負債	3	
無形固定資産	4		引当金	12	※3
造成土地	7		長期前受金	2	
流動資産	54		繰延収益	21	※4
(うち、現金預金)	(51)		負債合計	249	
(その他の流動資産)	(3)		資本の部		
			資本金	38	
			剰余金	△102	
			資本合計	△64	
資産合計	185		負債及び資本合計	185	

※1 有形固定資産は、償却後簿価を記載しており、減価償却累計額は、それぞれ松山・松前地区 40億円、今治地区 17億円、西条地区 4億円、本局 0億円。

※2 水利権4億円ほか。

※3 退職給付引当金 2億円、修繕準備引当金 10億円ほか。

※4 固定資産取得に係る国庫補助金等からの受入額であり、補助金受入の対象となった固定資産を減価償却する都度、対応する額を取り崩す性質のもの。

(b) 公営企業としての性質

一般会計からの貸付金及び電気事業会計からの貸付金は、そもそも愛媛県が当初想定した規模で、工業用水道料金収入を得られなかったために資金難となり、企業債の返還資金の補填が必要となったことにともなって発生したものである。

一方で工業用水道事業の運営によって出た利益、剰余金やキャッシュ等は、当該事業に使用する設備の改修工事や売水料金の値下げ等、利用者のために使われるべきものである。

したがって、工業用水道料金の値上げ等で一般会計及び電気事業会計からの借入金を返済するという対応は愛媛県及び公営企業の成り立ちから不可能であり、当該貸付金の回収可能性は低いと考えられる。

(c) 工業用水道事業による返済の意向

経営改善計画でも、一般会計及び電気事業会計からの借入金を返済する予定にはなっていないが、公営企業管理局では、令和 6 年に計画どおり企業債が完済され、キャッシュ・フローが黒字になった段階でその後の返済予定等を検討するとの方針である。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

① 一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	—
<平成29年度>								
債権残高	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	—
<平成30年度>								
債権残高	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	
うち、								

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	15,588,583	—	—	—	—	—	15,588,583	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額+振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

※2 全て無利息。返済期日は未定のため、収入未済は発生していない。

② 電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	1,322,713	202,942	—	—	—	—	1,525,655	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	1,322,713	202,942	—	—	—	—	1,525,655	—
<平成29年度>								
債権残高	1,525,655	172,955	—	—	—	—	1,698,610	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	1,525,655	172,955	—	—	—	—	1,698,610	—
<平成30年度>								
債権残高	1,698,610	179,498	—	—	—	—	1,878,108	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	1,698,610	179,498	—	—	—	—	1,878,108	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額+振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

※2 貸付利率は0.010%(平成30年度)。平成30年3月に、平成30年3月～平成36年3月を期日とする貸付金(合計635,865千円)の返済期日をそれぞれ10年ずつ延長しているため、収入未済は発生していない。

(2) 実施した監査手続

- ① 愛媛県県営工業用水道供給規程、公営企業会計貸付金貸付要綱、西条地区工業用水道事業経営改善計画その他の文書を閲覧した。
- ② 監査対象とした債権管理に関して、公営企業管理局総務課及び発電工水課並びに総務部行財政改革局財政課等の関係者に対する質問等を実施した。

- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上(意見事項 5)

(発見事項)

前述「(1) 概要 (vi) 債権の回収可能性について」に記載のとおり、工業用水道事業会計は、多額の債務超過を抱えており、かなり厳しい財務内容であると言える。加えて、工業用水道事業が公営企業である点から、一般会計及び電気事業会計からの借入金の返済原資を利用者からの売水料金の値上げ等で賄うわけにはいかず、かつ、たとえ経営合理化等によって利益やキャッシュが生まれても、それらは利用者のために使用・還元されるべき性質のもので、借入の返済原資として利用することは想定されていない。さらに、そもそもこれらの借入金について返済計画が明確になっていない。こうした状況からは、一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金について、回収可能性があるとは合理的に説明しがたい。

これに対して、愛媛県では、過去5年間の平均不納欠損率、すなわち調定した債権の不納欠損率を乗じて徴収不能引当金を算定しており、一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は返済期日の延期等によって調定自体が行われていないことから結果として徴収不能引当金は計上されていない。

また、調定自体が行われていないため長期延滞債権(=滞納繰越調定収入未済の収益及び財源)にも該当していない。

統一的な基準による地方公会計マニュアル

○財務書類作成要領

第3章 一般会計等財務書類の作成要領

I 貸借対照表

2 資産

(2) 固定資産

③ 投資その他の資産

109. 長期延滞債権は、滞納繰越調定収入未済の収益及び財源をいいます。なお、長期延滞債権の内訳に係る附属明細書を作成します。

○資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

VII 資産の評価基準・評価方法

6 その他の資産等

(3) 徴収不能引当金

102. 徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徵収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することとします。

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定前 年度末債権残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A4	B4	
3年前	A3	B3	
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A0	B0	$\frac{(B4 + B3 \dots + B0)}{(A4 + A3 \dots + A0)}$

○Q&A 集

3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1) 評価基準

問番号	質問	回答
9	徵収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。	未収金に係る徵収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしている中で、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徵収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額／過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられます。なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徵収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。

(問題点)

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金(15,588,583 千円)については、回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、これに対する徵収不能引当金の計算が他の一般債権と同様の方法で算定されており、愛媛県の一般会計等財務書類上では徵収不能引当金が計上されておらず、かつ長期延滞債権にも該当していない等、一般会計等財務書類において回収可能性に関するリスク情報が全く開示されていないことが問題である。

(意見事項 5)一般会計等財務書類における徵収不能引当金の計上

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金(平成 30 年度末残高 15,588,583 千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、他の一般債権と同様の方法で徵収不能引当金が算定されており、結果として徵収不能引当金が計上されていない。また、調定自体が行われていないことから、長期延滞債権にも分類されていない。

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金について、将来的には、債権の回収不

能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する等のより合理的な方法を採用する方法が考えられる。

また貸借対照表の表示上も、一般債権ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。

(ii) 公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不足(指摘事項 6)

(発見事項)

平成 30 年度末における公営企業(電気事業会計)から工業用水道事業会計に対する貸付金が 1,878,108 千円に達している。

工業用水道事業会計は、多額の債務超過を抱えており、かなり厳しい財務内容であるといえ、電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金について、回収可能性があるとは合理的に説明できない状況である。

これに対して、電気事業会計では平成 30 年度末の貸借対照表上貸倒引当金が計上されていない。

愛媛県の電気事業会計は、地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定される事業であり、地方公営企業法の規定が当然に適用される。したがって発生主義に基づく会計処理や複式簿記等、企業会計の考え方を取り入れた処理をする必要がある。貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定するが、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができると規定されている。

ただし、通常の企業活動において入手可能な情報に基づいて、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなつたことを把握できる債権については、貸倒実績率により一律に引当金を計上する債権区分とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方が合理的で、不納欠損処理を行わないという理由で貸倒引当金を設定しないことは適当ではなく、あくまでも債権の回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある(地方公営企業会計基準見直し Q&A)。

以上より、電気事業会計では、工業用水道事業会計に対する貸付金については、回収可能と認められる額を除いて貸倒引当金の計上が必要である。

なお企業会計では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)において、債権を債務者の財政状態及び経営成績等に応じて 3 つに区分し、その区分に応じてそれぞれ貸倒見積高を算定することが求められており、これに基づいた場合でも貸倒引当金の計上が必要となる。

地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針

第4章 資産に関する事項

第1節 資産の評価

第6 債権の評価

2 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。ただし、貸倒引当金の算定について、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができる。

地方公営企業会計基準見直し Q&A

3. 引当金

日付	番号	質問	総務省回答
25.03. 14	3-16	貸倒引当金の計上にあたっての債権区分の設定方法について 貸倒引当金の算定にあたって未収金等の債権に区分を設定する場合、企業会計基準の「金融商品に関する会計基準」と同様、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3区分を設ける必要があるか。	貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定（指針第4章第1節第6）されれば、必ずしも全ての公営企業において3区分を設ける必要はない。 ただし、たとえば破産手続等の法的整理が開始されるなど、通常の企業活動において入手可能な情報に基づいて、他の債権より明らかに貸倒リスクが高くなつたことを把握できる債権については、貸倒実績率により一律に引当金を計上する債権区分とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金を設定する方が合理的であると考えられる。 なお、破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。
25.03. 14	3-17	不納欠損処理を行っていない場合の貸倒実績率の算定方法について 不納欠損処理を行っておらず、行う予定もない場合、損益計算書に貸倒損失が計上されないことから、貸倒引当の計上は不要と考えるべきか。貸倒引当金の計上が必要である場合、貸倒実績率の算定はどうに行うべきか。	債権が回収できなければ、将来的には公営企業にとっての損失となる。したがって、不納欠損処理を行わないという理由で貸倒引当金を設定しないことは適当ではなく、あくまでも債権の回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。 不納欠損処理を行っていない場合の貸倒実績率の算定について、例えば、時効が完成した債権は回収可能性が著しく低下していると考えられることから、これらを実質的な貸倒とみなして貸倒実績率を算定する方法が合理的であると考えられる。

金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)

V. 貸倒見積高の算定

1. 債権の区分

27. 貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。

(1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）

- (2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権(以下「貸倒懸念債権」という。)
- (3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(以下「破産更生債権等」という。)

2. 貸倒見積高の算定方法

28. 債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する^(注9)。

- (1) 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
- (2) 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。
 - ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
 - ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法
- (3) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする^(注10)。

(注9) 債権の未収利息の処理について

債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

(注10) 破産更生債権等の貸倒見積高の処理について

破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。

結論の背景

V. 貸倒見積高の算定

1. 基本的考え方

91. 本会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権(一般債権)、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権(貸倒懸念債権)及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(破産更生債権等)に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした(第27項及び第28項参照)。

2. 貸倒見積高の算定方法

92. 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することができる。また、債務者が既に経営破綻等に陥っている場合には、個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とすることが必要となる(第 28 項(1)及び(3)参照)。
93. これに対し、貸倒懸念債権については、一般債権と破産更生債権等の中間に位置し、個々の債権の実態にも適合する算定方法を採用することが必要である。このため、貸倒懸念債権に係る貸倒見積高の算定方法としては、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法の他、元利金の将来のキャッシュ・フローを見積ることが可能な場合、元利金のキャッシュ・フローの予想額を当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法を示し、債務者の状況や債務返済計画等が変わらない限り、いずれかの方法を継続して適用することとした(第 28 項(2)参照)。
94. なお、例えば、劣後債券、劣後受益権及び資産担保型証券のように債権の内容が特殊なものである場合には、当該債権の内容に応じて適切な貸倒見積高を算定する必要がある。
95. また、貸倒引当金の対象となる債権には未収利息が含まれるが、契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払が行われていない状態にある場合や、それ以外でも債務者が実質的に経営破綻の状態にあると認められる場合には、未収利息を収益として認識することは適当でないと考えられることから、このような状態に至った場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともに、それ以後の期間に係る未収利息は計上してはならないこととした。

(問題点)

電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金(1,878,108 千円)については、実質的に工業用水事業会計の資本と化し、回収可能と言える状況ではないにもかかわらず十分な貸倒引当金が計上されていないことが問題である。

(指摘事項 6) 公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不足

電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金(平成 30 年度末残高 1,878,108 千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況ではなく、貸倒引当金の計上が不足している。

「地方公営企業会計基準見直し Q&A」等を参考に、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて貸倒引当金を算定する等のより合理的な方法を採用する必要がある。

(iii) 公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金の金利未計上(指摘事項7)

(発見事項)

工業用水道事業会計に対する貸付金の金利は、前述「(1)概要 (iv)制度の概要 (d)金利及び返済期日」のとおり、

- ① 一般会計からの貸付金については無利息
- ② 電気事業会計からの貸付金については各年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基準金利(平成30年度は0.010%)

となっている。

一方で、地方公営企業法第18条の2第2項では、これらの貸付けについて、適正な利息を一般会計又は他の特別会計に支払わなければならない旨を定めている。これは、公営企業が受けた融資については適正な利息を負担させることが、独立採算・受益者負担の原則をより明確化することにつながるための規定と考えられる。

この点現状の貸付金利は、公営企業(工業用水道事業会計)の企業債あるいは愛媛県の県債の金利水準と比べても著しく低い。

地方公営企業法

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるものほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

本件の場合は工業用水道事業に対する支援的な側面から著しく低い金利としていると考えられるが、そうした場合でも一旦は適正な利息額の徴収と、これを支援するための一般会計からの負担金等の支出という形で年度予算に反映することで、県民及び議会の適切なチェックが受けられることになる。なお、現状においても議会等で無利息である旨の説明は過去に行われているとの説明があった。

ところで、公営企業会計間での長期貸付金金利については、前述のとおり「公営企業会計貸付金貸付要綱」の規定により、電気事業会計から病院事業会計及び工業用水道事業会計に対する長期貸付金金利に「当該年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基準金利」を適用している。当該貸付資金を電気事業会計で調達しているものではないこと、広い意味で公営企業内部における資金融通であること、当該要綱に従った利息の取扱いの継続適用を鑑みると、電気事業会計における資金運用収益率を採用していることに一定の合理性はあると言える。

(問題点)

一般会計から工業用水道事業会計への貸付金は無利息であり、当該貸付金については地方公営企業法が定めている適正な利息が支払われておらず問題である。

(指摘事項7)公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金の金利未計上

公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金の金利について、一般会計からの貸付金は無利息であり、地方公営企業法が求める適正な利息が支払われているとは言えない状況にある。

一般会計から工業用水道事業に対する支援的な側面で利子を減免する場合は別途一般会計からの負担金等で対応することが考えられる。

(iv) 一般会計から工業用水道事業会計に支出した資金(貸付金)の処理(意見事項 6)

(発見事項)

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は返還期日が設定されておらず、将来にわたって返還されることも想定されていない。当該貸付けは、西条地区での事業展開時に当初想定した事業規模と実際の需要が大きく乖離した(実際の需要が当初想定規模よりはるかに少なかつた)ことによって生じた資金難の補填であり、当初の見込み違いによる損失(経費)を一般会計が負担したという性質のものと考えられる。

したがって、これらは性質上貸付金ではなく、少なくとも経営改善計画が策定され、工業用水道事業会計において 165 億円の損失を計上した平成 20 年度のタイミングでは、一般会計からの負担金の支出として取り扱うべきであったと考える。具体的には平成 20 年のタイミングで貸付金と同額を地方公営企業法第 17 条の 2 に基づく県からの負担金として工業用水道事業会計に支出処理し、これにより工業用水道事業会計から県に貸付金を返還する形をとる必要があったと考えられる。

|- 地方公営企業法

|- (経費の負担の原則)

|- 第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

|- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
|- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

|- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

|- (長期貸付け)

|- 第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

|- 2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

(問題点)

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は、その支出当時から返還期日が設定されておらず、返還が前提となっていない。こうした返還が前提となっていない支出を貸付金として処理している点が問題である。

(意見事項 6)一般会計から工業用水道事業会計に支出した資金(貸付金)の処理

一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は返還期日が設定されておらず、将来にわたって返還されることも想定されていない。そもそも事業開始時の事業規模の見込み違いによる損失(経費)を一般会計が負担しているという性質のものであれば、貸付金ではないと考えられる。

したがって、実態に沿った形に修正を検討することが望まれる。具体的には、県から負担金として貸付金額と同額を工業用水道事業会計に支出処理し、それをもって工業用水道事業会計から県に貸付金を返還処理すること等の対応を検討するなどが考えられる。

(v) 電気事業会計と工業用水道事業会計間又は工業用水道事業会計内部での資金融通方法の整理(意見事項 7)

(発見事項)

西条地区の工業用水道事業会計で生じた資金不足については、現在でも電気事業会計からの貸付金という形で補填が行われているが、工業用水道事業の中でも松山・松前地区及び今治地区での事業では安定的に利益及びキャッシュが生み出されており、平成 30 年度末時点で工業用水道事業会計全体での現金及び預金は 5,094,219 千円の残高を有している。

(問題点)

工業用水道事業会計は全体としては 5,094,219 千円の現預金残高があるが、そのうちの西条地区的資金不足について工業用水道事業会計内の資金融通はせずに電気事業会計から毎期貸付けを受けており、この点独立採算・受益者負担の公営企業の趣旨からすると合理的でない面があり問題である。

(意見事項 7)電気事業会計と工業用水道事業会計間又は工業用水道事業会計内部での資金融通方法の整理

公営企業(工業用水道事業会計)の一地区(西条地区)の資金不足を別の公営企業(電気事業会計)からの貸付金で補っているが、公営企業が公営企業単位で独立採算・受益者負担を原則としている制度であることを鑑みると、西条地区的工業用水道事業会計で生じた資金不足については、電気事業会計からの貸付けを受ける前に、まず他地区の同事業からの資金融通を検討することが望ましい。

4. 公営企業(病院事業会計)が有する未収金

(1) 概要

(i) 債権の種類

県立病院での診療代金のうち自己負担分及び衣服貸出料等の医療以外の未収金に係る私債権。

[公営企業管理局 県立病院課]

(ii) 時効期間

3年(民法第170条)

(iii) 制度の概要

患者が医療機関の窓口で診療の申込みを行い、それに対して医療機関が診療を行うことにより、患者と医療機関の間で「診療契約」が成立する。当該「診療契約」に基づいて、診療を行った医療機関に支払われる代金(診察費、治療費等)が診療報酬である。

なお、診療報酬は、国民健康保険などの適用を受け保険者が負担する部分と患者個人が負担する部分から構成されるが、保険者に対する債権は回収不能となるリスクがほぼないため本報告書では検討対象外として、個人負担分にかかる医業未収金を以下では検討している。

診療報酬は、厚生労働省が定める診療点数に基づいて計算を実施し、地方公営企業法第21条、愛媛県公営企業の設置等に関する条例第6条及び愛媛県立病院料金規程に基づき請求を行っている。また、診療報酬の定めのないもの(診断書料、室料差額等)については、医療機関が自由に料金を設定できることから、愛媛県立病院料金規程を定め、同規定に基づき料金の請求を行っている。同規定に基づく部分は全額患者の自己負担となる。

【地方公営企業法(昭和二十七年八月一日号外法律第二百九十二号)】

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

【愛媛県公営企業の設置等に関する条例】

第6条 法第21条の規定に基づき、次の各号に掲げる料金を徴収する。

(2) 病院の料金 健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償額の支払(同法第72条第1項の規定による損害をてん補するための支払を含む。)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあつては、この算定した額に2を乗じて得た額)及び健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額の合算額(この算定方法により難い場合は、管理者が定めた額)

2 管理者は、特別の理由があると認めたときは、料金を減免することができる。

愛媛県公営企業管理局では、「地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る」という県立病院の使命を果たすべく、中央、今治、南宇和、新居浜の4つの県立病院を運営している。

愛媛県各病院の概要は次のとおりである。

病院名	県立中央病院	県立今治病院	県立南宇和病院	県立新居浜病院
所在地	松山市春日町 83 番地	愛媛県今治市石井町 4 丁目 5-5	南宇和郡愛南町城辺甲 2433 番地 1	新居浜市本郷 3 丁目 1 番 1
概要	県内最大の病床を有する県民医療の最後の砦として、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター及び PET センターを併設するとともに、県内で唯一の基幹災害拠点病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院等の役割を担っている。施設の老朽化・狭隘化、診療機能の拡大、患者数の増加に対応するため、平成 20 年度に建替工事に着手、平成 25 年度から新病院での業務を開始、平成 26 年 12 月にグランドオープンしている。	瀬戸内しまなみ海道が架かる島しょ部を含んだ今治地域を診療圏域としており、同地域の中核的な医療機関として、総合的かつ専門的な診療を行うだけでなく、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院としての役割を担っている。	主に南宇和郡愛南町を診療圏域としており、同圏域で唯一の総合的機能を有する病院であり、24 時間 365 日二次救急を担う中核病院である。	救命救急センター、地域周産期母子医療センターを併設し、東予地域の三次救急機能や東予東部の周産期医療、小児救急医療を担うとともに、脳神経疾患、心臓疾患等の急性期医療や災害医療等を県民に提供する新居浜・西条圏域中核病院である。
病床数	一般病床:824 床 感染症:3 床 合計:827 床	一般病床:270 床 精神:50 床 合計:320 床	一般病床:199 床 合計:199 床	一般病床:290 床 結核:21 床 感染症:2 床 合計:313 床
診療科目	33 科	23 科	17 科	22 科

(出典:愛媛県の公営企業(愛媛県公営企業管理局 H29.7 発行))

各病院の患者数の推移は次のとおりである。

(単位:人)

病院名	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中央病院	入院	226,798	225,164	219,632
	外来	400,729	404,030	389,727
	計	627,527	629,194	609,359

病院名	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
今治病院	入院	68,297	68,578	66,667
	外来	141,857	146,796	149,186
	計	210,154	215,374	215,853
南宇和病院	入院	33,476	37,708	38,132
	外来	78,782	82,335	84,238
	計	112,258	120,043	122,370
新居浜病院	入院	65,421	61,487	59,871
	外来	124,556	125,252	122,829
	計	189,977	186,739	182,700

(iv) 減免・軽減制度について

(a) 健康保険法や国民健康保険法に基づく自己負担の減免措置

健康保険法第 75 条の 2、国民健康保険法第 44 条においては、自然災害の被災等で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減額又は支払免除を実施する制度がある。この制度を適用した場合、自己負担分も健康保険等から支払われるため、県立病院の未収金にはならない。

(b) 愛媛県立病院料金規程に基づく徴収料金の減免

愛媛県公営企業の設置等に関する条例第 6 条第 2 項において、「管理者は、特別の理由があると認めたときは、料金を減免することができる。」とされており、次の 3 つの目的により減免を実施している。

- ① 自然災害等の被災者の経済的負担軽減
- ② 将来的な収入増加を見込む経営戦略
- ③ 他医療機関との競合のための措置

具体的な県立病院の料金減免措置の実績は次表のとおりである。これらは全て料金請求前に減免が決定されたものである。

項目	目的	減免開始時期	備考
1 直腸悪性腫瘍手術ダヴィンチ手術	②	H25.5.28	先進医療の施設要件に必要な症例数を獲得するための減免
2 「睡眠時無呼吸症候群の精密検査」時における室料差額の一部減免	③	H25.7.1	他医療機関の料金水準と合わせたため、室料差額を一部減免
3 腎部分(悪性腫瘍)切除ダヴィンチ手術	②	H26.3.11	先進医療の施設要件に必要な症例数を獲得するための減免
4 腎盂形成ダヴィンチ手術	②	H26.9.25	先進医療の施設要件に必要な症例数を獲得するための減免

	項目	目的	減免開始時期	備考
5	膀胱悪性腫瘍ダヴィンチ手術	②	H26.9.25	先進医療の施設要件に必要な症例数を獲得するための減免
6	胃悪性腫瘍ダヴィンチ手術	②	H29.6.30	先進医療の施設要件に必要な症例数を獲得するための減免
7	平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う被災者に対する診断書料・文書料の免除	①	H30.7.24	

このほか、愛媛県立病院料金規程では、PETがんドックについて、団体割引、家族割引、リピート割引、紹介状割引といったものを設けている。

(v) 債権の特徴

医師法においては、診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならないと定められている。(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 19 条)。

何が「正当な事由」であるかは、厚生省(現、厚生労働省)が通知にて、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきものと解されるとしており、本通知では「正当な事由」に該当しない例として、「医業報酬が不払であっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。」と明示している(昭和 24 年 9 月 10 日付け医発第 752 号厚生省医務局長通知)。

したがって、県立病院においても、患者が窓口で診療を申し込む限り、当該患者に未収金があった場合においても診療拒否はしないため、未収債権が増加していくという構造にある。

一方で、保険診療は患者負担が原則 3 割であるものの、就学前の子どもや 70 歳以上の高齢者は負担軽減が図られている。

また、福祉と公衆衛生の観点から、国や地方自治体の費用(公費)負担によって医療を受けることができる法律(生活保護法、精神保健福祉法、感染症法、児童福祉法、障害者総合支援法等)があり、また、都道府県や市町村でも条例・規則により一般に所得制限を設けた上で乳幼児、障がい者、ひとり親世帯、妊産婦、高齢者などに対して独自の医療費助成を行っている。これにより収入が少ないと多額の医療費がかかることで医療を受ける機会を失わないように、患者負担の軽減を図っている。

(vi) 調定・収納の状況

(a) 調定・収納事務のフロー

(外来の場合)

(中央病院)

- 受診後、病院内にある自動精算機又は支払窓口(POS レジ)で納入される。自動精算機や支払窓口の対応時間外は、医事会計の委託業者が現金を受け取り、翌営業日に病院内にある

銀行窓口に現金と伝票を引き渡している。

- 自動精算機や支払窓口(POS レジ)は医事会計システムに連動しており、同システムの請求書データを基に調定(収納分及び未収金分)を日々行う。

(新居浜病院)

- 受診後請求書を発行、病院内にある銀行窓口で納入される。銀行窓口の収納時間外は、医事会計の委託業者が現金を受け取り、翌営業日に病院内にある銀行窓口に現金と伝票を引き渡している。
- 銀行に引き渡された現金と伝票は、銀行窓口で収納された後、翌営業日に伝票が病院医事担当に返却される。病院医事担当は、収納のあった伝票と医事会計システムの請求書データ(請求書発行リスト)を突合し、収納の確認を行った上で、病院会計担当が調定を行う。
- 月末時点において、収納が確認できなかったものは、未収金として債権ごとに調定を行い管理する。

(入院の場合)

(中央病院)

- 月末までに退院した場合は、退院当日、納入通知書を発行し患者に請求、支払窓口(POS レジ)で納入される。
- 月をまたいで入院している場合は、翌月 10 日前後に同様の処理をし、支払窓口(POS レジ)で納入される。
- 支払窓口(POS レジ)は医事会計システムに連動しており、同システムの請求書データを基に調定を行う。

(新居浜病院)

- 月末までに退院した場合は、外来と同様、病院内にある銀行窓口で納入される。
- 月をまたいで入院している場合、翌月 10 日前後に納入通知書を発行し患者に請求、病院内にある銀行窓口で納入される。
- いずれも、病院医事担当が医事会計システムの請求書データ(請求書発行リスト)の確認を行った上で債権ごとに調定を行う。

(vii) 債権管理の状況

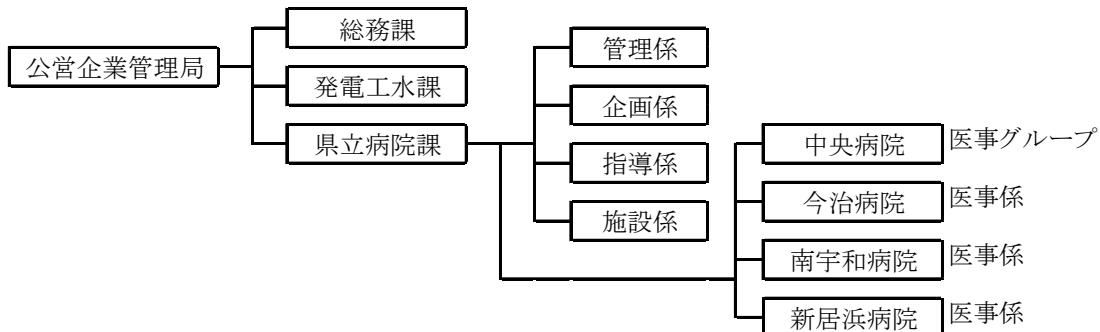
(a) 債権管理事務のフロー

患者に請求書(納入通知書)を発行したものの、資力不足、保険証申請中、誤請求等を理由に未収となった場合、電話・文書による未収金の初期対応を行う。当月内に入金がない場合、医事会計委託業者が、未収金一覧表を作成するとともに、対象者ごとの未収金整理台帳を作成する。翌月からは病院の医事担当が医事会計委託業者作成の未収金一覧表と請求者一覧の未収情報

の照合を行う。対象者ごとに作成された未収金整理台帳を、医事会計委託業者から受け取り、督促する。

(b) 滞納債権の管理体制

債権管理は、各病院の医事担当部署がこれを行っており、全体の管理は、公営企業管理局の県立病院課（管理係）が病院と連携して取り組んでいる。各病院における債権管理業務の作業量は年間 0.3 人役から 0.4 人役程度である。



(c) 台帳の整備

個人の未収金を管理するものとして、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」において、未収金整理簿と未収金整理台帳の作成が要請されている。

- 未収金整理簿は、患者個人ごとに、身元引受人や連帯保証人、調定金額に対する納入、督促・催告の日付、宛先など詳細な交渉履歴を記録・管理するものである。
- 未収金整理台帳は、病院において発生している未収金について調定番号順に、患者名、調定金額と納入金額、残高、連帯保証人の有無といった情報を一覧化しているものである。

いずれも「愛媛県病院事業未収金取扱要領」の別記様式第 1 号、第 2 号が示されており、当様式に基づき各病院で作成・保存している。

このほか各病院においては、毎年、時効経過債権の一覧を作成している。往査病院で実施状況を確認したところ、データの抽出作業が煩雑であり作業に時間を要している状況にあった。

また、次のとおり債権管理システムも病院ごとに異なる。

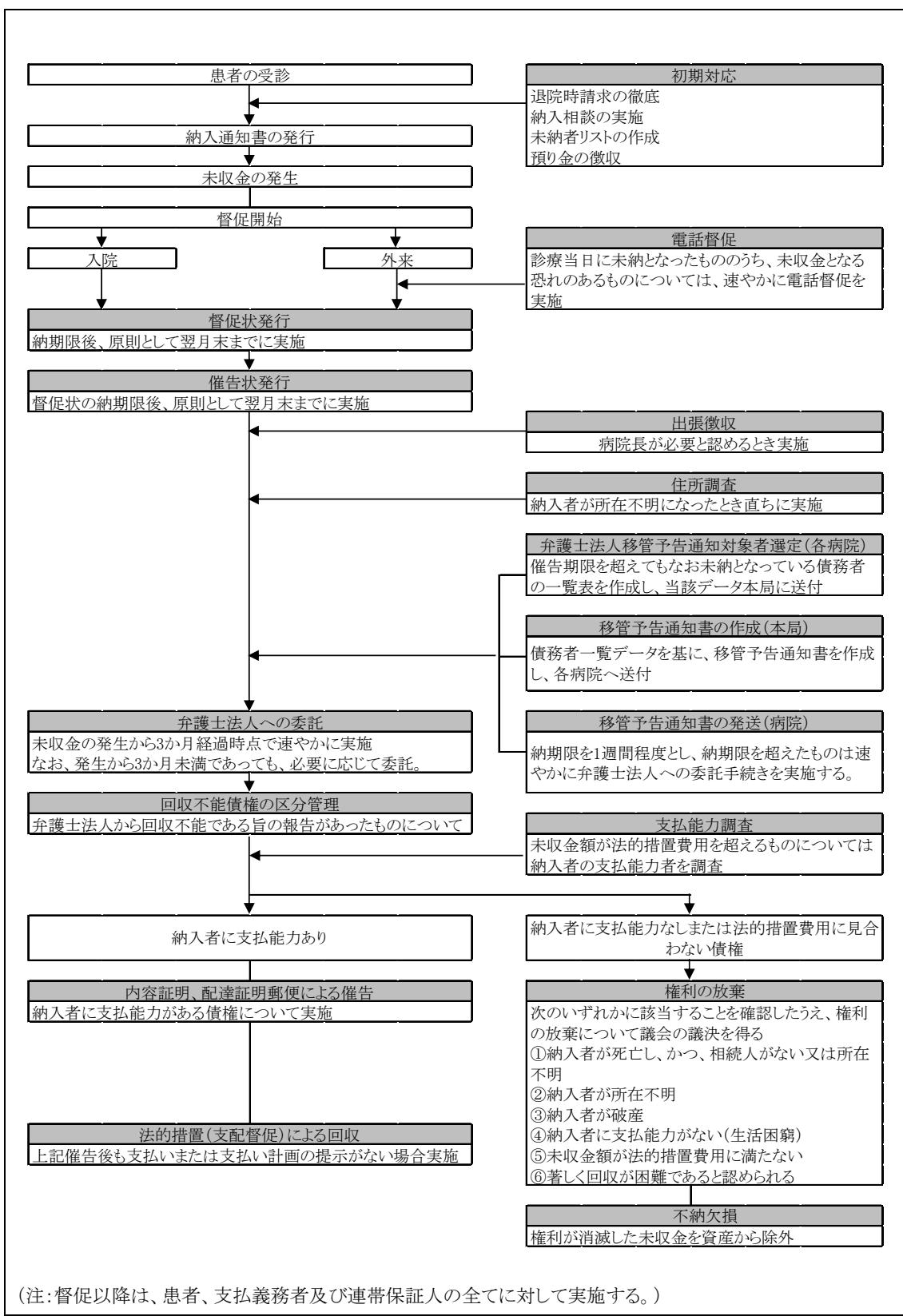
病院	ソフトウェア	ベンダー
中央病院	HOPE/X-W	FUJITSU
今治病院	HOPE/X-W	FUJITSU
南宇和病院	MegaOakIBARSII	NEC
新居浜病院	MegaOakIBARSII	NEC

現在、各病院の現行システムの更新に合わせて、各病院のシステムを統一する方針となっている。これにより、事務の統一化が図られ、異動があつても利用システムが変わらないため業務への

習熟度が落ちないこと、システム障害が発生した際の対応方法にかかる情報共有等も行えるなど、事務効率化に大きく貢献する予定である。

(d) 督促・催告

各県立病院及び公営企業管理局は、未収金の発生防止及び早期回収並びに適正な債権管理について定められた「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、督促・催告を行っている。具体的な回収業務の流れは次のフローチャートのとおりである。



(出典:愛媛県病院事業未収金取扱要領に基づく督促等のフローチャート)

(e) 滞納整理

① 債権回収手続

納入者が診療費等を納期限までに納入していない場合、原則として翌月末までに督促状を発行する。その後督促状の納期限を経過しても納入されない場合、督促状記載の納期限後、原則として翌月末までに催告状を発行する。催告状の納期限を経過してもなお納入のない場合は、原則として弁護士法人に委託する。

回収処理の期間中、納入者から延納、分納等の相談があった場合、各部署が連携して対応する。納入者の収入状況や公私の扶助の状況等を把握して未収金整理簿に記録する。納入者の申し出で延納又は分納を認めることができる状況は以下のとおりである。

- 納入者が無資力又はこれに近い状態にある。
- 納入者が診療費等の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により納期限を延長し、又は分割納入させることが徴収上有利であると認められる。
- 納入者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより納入者が診療費等の全部を一時に納入する事が困難であるため納期限を延長し、又は分割納入させることがやむを得ないと認められる。

② 納付交渉・徴収方法について

3か月を経過しても未回収となっている債権については、原則として弁護士法人に回収の委託を行っている。回収委託は平成20年1月から行っている。現在締結している契約の内容は、文書督促、電話督促、所在調査、訪問督促となっている。訪問督促は、弁護士法人の事務職員が直接債務者の住所地に訪問し督促を行うほか、全額回収できない場合でもその場で支払い宣誓書を提出させる。また、不在の場合は訪問日時、債務者氏名等を記載した文書を弁護士法人の名刺と合わせてポストに投函する。

弁護士法人へ委託する債権は、文書や電話による督促を行っても納入に応じない債務者の中から、弁護士法人が各病院と協議の上で決定する。

平成25年度からの6年間の委託状況、回収実績は次のとおりであるが、委託した債権のうちこれまでに回収できた債権金額は47%であり、一定の効果があると判断できる。

病院未収金回収業務委託実績(年度別)

(単位:千円、人)

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
委託	債権数	823	465	344	212	173	215	2,232
	金額	74,119	37,842	20,697	14,204	15,864	21,045	183,772
全額回収債権数		259	302	225	165	129	104	1,184
回収金額		15,398	22,612	17,641	11,711	11,509	8,285	87,157
回収不	債権数	68	297	186	131	79	115	876

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
能報告	金額	3,348	15,019	17,615	10,607	10,181	11,821	68,592

※1 回収金額は、納付のあった年度で集計している。

※2 平成 25 年度は回収委託する弁護士法人を変更し、変更前の弁護士法人に委託中の債権も委託し直しているため、委託金額が多額となっている。

また、弁護士法人への委託内容には、未収金回収業務にかかる相談対応及び未収金回収対策に係る研修会開催もあり、その実施状況を質問したところ、担当する県立病院課をはじめ、各病院の職員が当該委託先に適時相談をしているとのことであった。また、研修についても、令和元年は 12 月 19 日に 7 名(各病院の未収金管理担当者と県立病院職員)を対象に実施していた。

③ 財産調査・法的措置

弁護士法人への委託後回収不能と報告があった債権のうち、法的措置等に要する費用を超える債権について、県職員が支払能力の調査を行う。支払能力の調査のため、出張徴収・臨戸訪問をする場合には「愛媛県病院事業未収金対策マニュアル」の定めに従い、実施の体制や実施時間等特段の注意払って実施することになっている。

未収金額が法的措置等に要する金額を超える場合、かつ、納入者に支払能力がある場合、内容証明・配達証明郵便による催告を行い、それでも催告の納期限を過ぎても支払いがない場合又は支払計画の提示がない場合は、法的措置による回収の検討を行う。

法的措置については、通常の訴訟のほかに利用しやすい制度として、少額訴訟制度と支払督促制度がある。それぞれの制度の特徴は次のとおりである。

少額訴訟制度	支払督促制度
<ul style="list-style-type: none"> ● 60 万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用できる。 ● 証拠書類が手元に揃い、証人についても審理の日に出席してもらえるよう約束ができる場合は少額訴訟が適している。 ● 内容が複雑すぎる紛争は、少額訴訟は適さない場合がある。 ● 相手方が希望する場合や、相手方が行方不明の場合、裁判所が少額訴訟で審理することが相当地ないと認めた場合などには、通常の民事訴訟手続に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金銭の支払又は有価証券若しくは代替物の引渡しを求める場合に限る。 ● 相手の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立ててる。 ● 書類審査のみのため、訴訟の場合のように審理のために裁判所に来る必要はない。 ● 手数料は、訴訟の場合の半額である。 ● 債務者が支払督促に対し異議を申し立てると、請求額に応じ、地方裁判所又は簡易裁判所の民事訴訟の手続に移行する。

(出典:裁判所のホームページ)

少額訴訟制度は、原則1回の裁判で審理を終え和解や判決により事件を解決するため、また、支払督促制度も、裁判所に支払督促の申し立てを行うと裁判所が簡単な書類審査だけで、相手に対して支払いの命令を出すものであるため、利用しやすいものである。しかし、いずれも相手方が

異議を申し立てると、通常の民事裁判となるため時間も費用もかかる点がデメリットである。

患者未収金においては、過去に支払督促制度を利用したことがある。公営企業管理局が把握している平成18年度以降においては、支払督促は平成19年度から23年度にかけて3件実施し、そのうち1件は通常訴訟に移行しているものの、支払督促制度を利用した計228,660円の債権については、いずれも全額回収している。

④ 延滞金

延滞金は徴収していない。詳細については、後述「(3)監査の結果及び意見」の「(vii)患者未収金の遅延損害金の徴収について(意見事項14)」に記載した。

⑤ 時効の管理

各病院は未収金管理台帳において診療日、納付期限等を管理している。時効が到来している債権は、1年に1回、県立病院課に時効到来債権を一覧にして通知している。

⑥ 不納欠損処理

不納欠損処理は、権利放棄につき議会の承認を受けたあと、所定の手続を経て実施する。3年間の不納欠損の事由別推移は次表のとおりである。

事由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死亡	8,705	6,341	10,814
生活困窮	1,449	269	2,132
所在不明	1,811	3,860	1,047
破産	738	–	182
時効完成	–	–	531
その他	4,833	4,391	4,271
合計	17,536	14,860	18,977

なお、平成30年度不納欠損額の上位5件は次表のとおりである。

順位	対象者	不納欠損額	不納欠損理由	決定年月日	対象年度
1	a	1,536	本人死亡・相続放棄(※1)	平成31年3月13日	平成14～18年度
2	b	1,067	本人死亡・相続人・連帯保証人所在不明(※2)	平成31年3月13日	平成9～11年度
3	c	864	本人死亡・連帯保証人生活困窮状態(※1)	平成31年3月13日	平成21～23年度
4	d	837	本人死亡・相続人不明(※3)	平成31年3月13日	平成16～17年度
5	e	766	本人死亡・連帯保証人連絡不能(※1)	平成31年3月13日	平成24～25年度

※1 弁護士法人に回収を委託した債権。滞納発生から1～2年で委託しており、弁護士法人による相続人や連帯保証人への電話、訪問交渉等を実施した結果、平成29年度から30年度にかけて回収不能報告があったものを不納欠損処理。

※2 平成14年度までは回収業務を実施していた記録があるものの、その後の記録はない。平成16年に死亡して

いる。平成30年になって連帯保証人の住所地に訪問して居住実態が確認できず不納欠損処理。

- ※3 平成21年に電話連絡するも利用していない旨のアナウンスがあった。その後の回収業務の記録はない。住民基本台帳ネットワークシステムで平成30年度に死亡を確認し不納欠損処理。

(viii)個人医業未収金の債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	減額 ※3	不納 欠損 額	当年度 末残高	収納 率
<平成28年度>									
債権残高	563,222	2,468,786	3,032,008	2,460,496	-	6,745	17,489	547,278	
うち、									
収入未済 額	471,552		471,552	153,702	175,375	6,745	17,489	468,991	32.6
履行期限 未到来債 権	91,671	2,468,786	2,560,456	2,306,794	△175,375	-	-	78,287	90.1
<平成29年度>									
債権残高	547,278	2,504,014	3,051,292	2,490,196	-	6,770	14,786	539,540	
うち、									
収入未済 額	468,991		468,991	149,756	158,106	6,770	14,786	455,786	31.9
履行期限 未到来債 権	78,287	2,504,014	2,582,301	2,340,441	△158,106	-	-	83,754	90.6
<平成30年度>									
債権残高	539,540	2,591,440	3,130,980	2,546,136	-	7,358	18,851	558,635	
うち、									
収入未済 額	455,786		455,786	152,222	186,980	7,358	18,851	464,335	33.4
履行期限 未到来債 権	83,754	2,591,440	2,675,194	2,393,915	△186,980	-	-	94,300	89.5

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-減額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年度末残高-収入額+振替額-減額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額

振替額は、履行期限未到来債権の「調定額-収入額」から履行期限が到来債権した債権を収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

※2 調定額は、債権の前年度末残高の全額を合計した額としている。

※3 減額は、患者の保険資格変更等による債権額の修正が年度を跨いだことによるものである。

(b) 他県の収納率の比較

病院事業における患者未収債権額については、全国規模の統計データはない。そこで、愛媛県では本県の全国における位置づけを把握することは有用と考え、独自調査(アンケート)を実施している。調査の概要及び結果は次のとおりである。

調査の概要	調査対象 都道府県(独立行政法人含む)が運営する病院 調査時期 令和元 7月 19日～令和元年 8月 2日 回答数 47 都道府県中 43 都道府県(独立行政法人含む) (一部の病院のみ回答している都道府県もあり)
調査結果	病院ごとの 1 病床当たりの未収金額(現年度分+過年度分) 南宇和病院 50 位 119,044 円 今治病院 87 位 189,574 円 新居浜病院 98 位 235,046 円 中央病院 132 位 472,886 円 病院ごとの 1 病床当たりの未収金額(過年度分のみ) 南宇和病院 85 位 68,061 円 今治病院 108 位 93,751 円 新居浜病院 122 位 138,203 円 中央病院 145 位 320,038 円 有効回答として集計対象とした病院数は現年度分+過年度分については 157、過年度分のみについては 153 である。未収金額が少ない順に順位付けした

(出典:県立病院課作成の全国調査結果より監査人が一部抜粋)

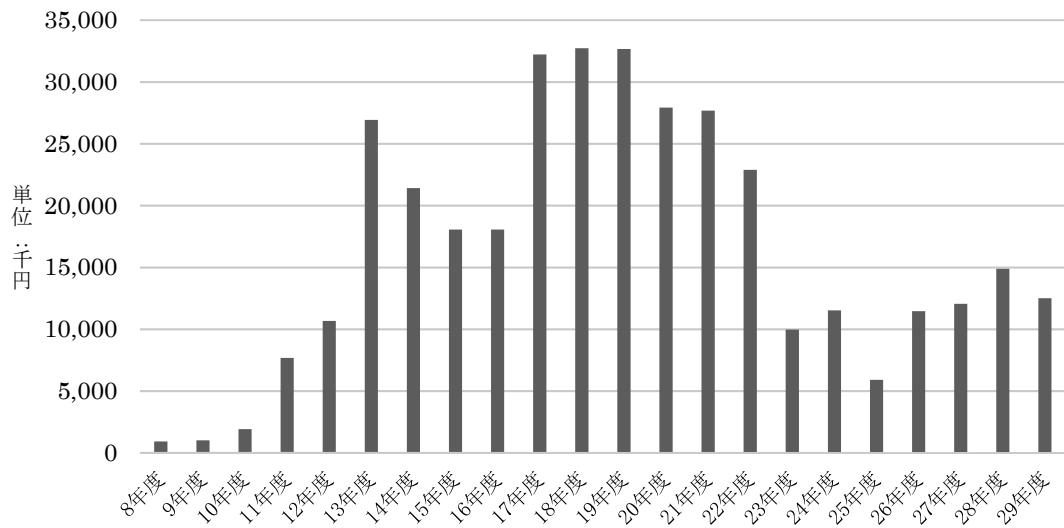
(ix) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

滞納年数	合計	中央病院	今治病院	南宇和病院	新居浜病院	旧三島病院
1年以内	197,525	126,405	30,663	10,145	30,312	0
1年超～2年以内	12,514	7,269	3,224	552	1,468	0
2年超～3年以内	14,892	7,453	2,310	233	4,895	0
3年超～4年以内	12,050	7,373	1,774	773	2,130	0
4年超～5年以内	11,462	5,390	2,506	586	2,980	0
5年超	310,192	237,186	20,186	11,400	31,784	9,635
合計	558,635	391,076	60,664	23,690	73,569	9,635

(出典:定期監査調査書(愛媛県公営企業管理局)の「発生年度別未収入額調」)

前述のとおり、5 年超の個人医業未収金が多額であることから、発生年度別の未収残高の状況をグラフにしたところ、次のようにになっている。



平成 22 年度以前に発生した債権残高が多く、平成 8 年度に発生した債権も未だに管理していることが特徴的である。また、平成 21 年度に廃止、平成 22 年度に公立学校共済組合へ移譲された旧三島病院において発生した未収債権も残存している。弁護士法人への委託は平成 20 年 1 月から実施しているが、当初は発生から 6 か月経過した債権から委託を行っていた。平成 23 年 10 月からは委託のタイミングを発生から 3 か月経過した債権に早め、平成 27 年 11 月からは原則として 3 か月経過した全ての未収債権について回収委託する取組みを進めた。その結果、近年発生している未収債権は比較的少なく推移している。

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ 監査対象とした債権の管理部署への往査
中央、今治、南宇和、新居浜の4病院のうち、未収債権が多い中央病院と新居浜病院に往査した。病院ごとの未収債権は、「(1) 概要(ix)収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成31年3月31日現在)」参照。
- ⑥ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 弁護士法人が回収不能と判断した債権に対する県職員による財産調査(意見事項 8)

(発見事項)

債権を取り立てる業務は、特殊な技術が必要なことから弁護士法人に未収金回収業務を委託しており、具体的な委託内容は、電話、郵便、現地調査、支払交渉である。回収委託した未収金のうち弁護士法人から回収不能であると報告があったものについては、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」により、住所地訪問等により納入者の支払能力を調査することを要求している。

この点、往査した県立病院で確認したところ、令和元年度も含め近年は住所地訪問等による支払能力の調査は実施していないとの回答であった。また、平成 30 年度の行政監査においても、同様の指摘がなされている。

(問題点)

「愛媛県病院事業未収金取扱要領」で要求されており、行政監査でも指摘されている支払能力の調査について実施に向けた対応策を講じていないことは問題である。

また、仮に要領に従って実施したとしても、弁護士法人という専門家に委託し、電話や文書、現地調査の結果、連絡が取れない、住所不明であることなどから回収不能と判断された債務者に対して、改めて県職員が現地調査を行うことは有用性に疑問がある。

(意見事項 8) 弁護士法人が回収不能と判断した債権に対する県職員による財産調査

「愛媛県病院事業未収金取扱要領」は、弁護士法人から回収不能であると報告があったものについて、住所地訪問等により納入者の支払能力を調査するよう定めているが、弁護士法人が回収不能と判断した債権について、弁護士法人よりも専門的スキルがない県職員が改めて財産調査等を実施する必要性、有用性について検討するとともに実際に対応し得る方法により効果的な未収金の回収及び整理ができるよう要領を改正することが望まれる。

なお、平成 30 年度の行政監査で指摘されているとおり、財産調査の手続を怠ったとして職務不履行と判断されないようにする必要がある。そこで、要領を改正するに当たっては、現状の弁護士法人への委託内容で職務不履行と判断される可能性があるかどうかを、現実的に対応し得る余地があるかの検討を踏まえ、見直しを行うことが必要である。

(ii) 回収見込みのない債権にかかる権利放棄の判断(意見事項 9)

(発見事項)

愛媛県では、住民基本台帳ネットワークで生存確認できた債務者に対して、回収の可能性がないとは言えないことから債権放棄を行っていない。したがって、実際には、長期間回収実績のない債務者も多く、「(1)概要」の「(ix)収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成 31 年 3 月 31 日現在)」で記載のとおり、過年度の未収債権も多い。

愛媛県病院事業未収金取扱要領の第 22 によると、相当程度の回収努力を行った上で消滅時

効を経過し、以下のいずれかに該当すれば権利放棄の議決(地方自治法第 96 条第 1 項 10 号)を得て権利放棄を行い不納欠損処理の手続を行うとしている。

- ① 納入者が死亡し、かつ、相続人がないまたは所在不明
- ② 納入者が所在不明
- ③ 納入者が破産法第 253 条第 1 項の規定に基づき、当該債権の責めを免れたもの
- ④ 未収金額が法的措置等を要する金額を超えるが、納入者に支払能力がない。
- ⑤ 未収金額が法的措置等を要する金額を超えない
- ⑥ 著しく回収が困難であると認められるもの

そして、「⑥著しく回収が困難であると認められるもの」については、公営企業管理局が内規として定めている「権利放棄チェックリスト」において該当しない項目を列挙しており、当該項目に当てはまらない場合は「著しく回収が困難であると認められるもの」としている。具体的な項目は次のとおりである。

- (a) 十分な回収努力を行ったと判断できない。
- (b) 当該未収債権の発生以降に、債務者(連帯保証人含む)が定期的に愛媛県立病院に来院している。
- (c) 回収委託業者からの回収不能報告を受けていない。
- (d) 時効完成前に回収委託業者から回収不能報告を受けた場合において、時効完成までの間、長期間に渡り回収に努めていない。
- (e) 悪質な未納者だと判断できる。
- (f) その他著しく回収が困難であると認められない理由がある。

これらの条件により一定程度権利放棄を進める目安となっているが、(a)の「十分な回収努力を行った」というのは、担当者によって判断が分かれると考えられる。

(問題点)

債権管理体制で記載したとおり、未収債権の管理担当者は他の業務との兼務で行っているため、債権の回収管理は事務負担も大きいと考える。また、回収可能性が明らかにない又は低い債権を管理することには、回収業務が非効率なものとなっている可能性がある。

(意見事項 9)回収見込みのない債権にかかる権利放棄の判断

権利放棄の手続を進める上で、著しく回収が困難であると認められるためには、「十分な回収努力」を行ったかどうか判断する必要があることから、回収業務をどれだけ実施すれば十分かという指針は明示することが望ましい。

これにより、担当や病院によって判断基準が異なることに起因して、本来権利放棄すべき債権が残存すること、及び回収可能性がない債権の事務作業にいたずらに人員と時間を費やすことが防げると考える。その結果、回収可能性のある債権に回収事務を集中させることができ、

収納率が向上することも見込まれるため、必要に応じて内規や要領を改正することが望まれる。

なお、現在は原則として3か月を経過した時点で弁護士法人に回収を委託している。したがって、内規や要領を改正するに当たっては、現在の弁護士法人に対する委託内容が「十分な回収努力」に代替しうるかどうかを確認するとともに、弁護士法人による督促の結果、回収不能報告された債権については、現実的に対応し得る余地があるかの検討を踏まえる必要がある。

(iii) 生活保護受給資格取得前の患者負担の未収債権(意見事項 10)

(発見事項)

生活保護受給期間中の患者に対する医療費は、一部を除き本人負担がゼロとなるが、患者が生活保護の受給資格取得前に受診して発生した医療費については支払義務が残っている。そのため、生活保護期間中も、病院は未収債権の督促を行っている。

一方で、債権回収業務において利用している権利放棄の要件確認チェックシートでは、本人及び連帯保証人ともに生活困窮(生活保護の認定を受けている又は認定基準該当程度の困窮状態)であれば権利放棄可能としている。

(問題点)

生活保護の受給資格取得前であっても、所得水準が低く生活困窮状態であることが推測される。また、生活保護から抜け出したあとであっても、返済資力は乏しいと推測される。そのような環境にあって、生活の立て直しを進めている債務者に対して生活保護の受給資格取得前に発生した債権の督促を行うことは、福祉の観点から望ましいものではないと考える。

(意見事項 10)生活保護受給資格取得前の患者負担の未収債権

生活保護の認定を受けたことは、著しく回収が困難である状況にあることから、その時点で生活保護の受給期間前に発生した患者未収債権について権利放棄することが望まれる。また、現時点で、すでに生活保護の受給資格がなくなっている債務者に対しても、生活の立て直しを優先して、生活保護受給期間前に発生した債権は権利放棄することが望ましいと考える。

(iv) 預り金制度の活用と決済手段の拡充(意見事項 11)

(発見事項)

「愛媛県病院事業未収金取扱要領」では、「病院長は、未収金になる危険性が高いと判断した場合又は納入者から申し出があった場合には、預り金を徴すなど未収金の発生防止に努めなければならない」と定めている。しかし、往査した病院で確認したところ、近年は利用実績がないとのことである。

この預り金については、現金の現物管理のほかに精算・返還業務が発生するため、事務手続が詳細に規定されている。これにより現金を取り扱うリスクは低く抑えられている。

(問題点)

預り金制度の利用実績がないのは、事務手続の負担が大きく職員にとって使い勝手が悪い、又は決済ツールが多様化している現在において現金を預かるという行為が適当ではないといったことが考えられる。

(意見事項 11) 預り金制度の活用と決済手段の拡充

預り金制度は、旅行者、休日診療の受診者に対する未収発生抑止策として効果があると考えられるものの、実際には利用実績がないことから、その要因を各病院で分析して、制度上の課題を確認・整理することが望まれる。

また、近年は、キャッシュレス決済が進行しており、現金の手持ちがない状態での来院が今後増加すると見込まれる。したがって、決済手段の拡充(返金処理に本人の来院が不要なQR決済等)も併せて検討されたい。

(v) 法的措置の積極的な活用(意見事項 12)

(発見事項)

患者未収債権の回収業務に当たり、少額訴訟や支払督促をはじめとした法的措置は平成23年度に実施した支払督促を最後に実施していない。この点、県立病院課によると、現在、法的措置を行うことを検討しているとのことである。

(問題点)

法的措置をとることによる事務コスト(手数料や県職員の人事費等)が追加で発生するため、法的措置の効果に留意する必要があるが、支払能力があるにもかかわらず支払意思がない債務者に対して法的措置を取らない場合、患者負担金を納付している者との間で公平性に欠け、また長期延滞を助長する。

(意見事項 12) 法的措置の積極的な活用

支払能力があるにもかかわらず支払意思がない債務者に対しては、法的措置を積極的に実施し、回収に努めるべきである。

(vi) 保険者徴収制度の活用(意見事項 13)

(発見事項)

患者負担の未収債権の回収方法では、保険者徴収制度というものがあるが、愛媛県では適用した事例もなく、検討した実績もないとのことであった。

保険者徴収制度とは、保険医療機関等が一定の条件を満たせば、未収となっている患者の自己負担金の徴収を保険者に求めることができるものであり、保険医療機関等は当該未収金を保険者に請求する制度である。(国民健康保険法第42条第2項、健康保険法第74条第2項、高齢

者の医療の確保に関する法律第 67 条第 2 項)

厚生労働省の通知(平成 22 年 9 月 13 日付け保発 0913 第 2 号)によると、対象及び保険者徴収の前提となる医療機関の回収努力は、次のとおりである。

保険者徴収の対象者	(ア) 一部負担金の額が 60 万円をこえるもの 又は (イ) 被保険者の属する世帯が保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの
適用要件	① 月 1 回以上の電話等での督促し、その記録を残すこと ② 3 ヶ月以内及び 6 ヶ月後に内容証明郵便で督促状を送付し、その記録を残している ③ 6 ヶ月経過後に少なくとも 1 回以上被保険者の自宅に訪問し、その記録を残している

(問題点)

債権回収策のひとつである保険者徴収制度の利用可能性について、県立病院課が把握・検討していなかった。

そこで県立病院課に当該制度の活用見込みについて検討を依頼したところ、6 か月間病院で債権管理を行っても債権を引き受けてもらえるかどうかは不明であり、保険者徴収制度を利用するよりも 3 か月後に弁護士委託を行うことが実効性、県担当者の負担軽減に優れているため、現時点では、保険者徴収制度の利用予定はないという回答であった。また、保険者徴収制度で請求を受ける自治体においても事例がなく、対応が困難とのことである。

たしかに、保険者徴収制度を利用することで未収債権の回収額が増加するかどうかは不明であるが、全国では適用事例が少ないものがあるとのことである。

(意見事項 13) 保険者徴収制度の活用

保険者徴収制度の全国における適用状況や先進事例を定期的に把握し、未収債権の回収額増加の方策となりうるか、適時検討することが望まれる。

(vii) 患者未収金の遅延損害金の徴収(意見事項 14)

(発見事項)

往査した中央病院、新居浜病院では、患者負担金の延滞に対して遅延損害金を徴収していなかった。また、県立病院課に確認したところ、他の県立病院(今治病院・南宇和病院)も、遅延損害金の徴収は実施していないとのことであった。

そこで、県立病院課に対して、これまで徴収していなかったことに対する見解を求めたところ、次のとおりであった。

- 遅延損害金については民法に定めがあるものの、請求するか否かについては裁量がある。
- 四国内で遅延損害金を徴収している県立病院はない。
- 債権管理の事務量の増加(遅延損害金の計算、徴収、管理等)とそれに伴うコストの増加(人員確保、システム導入)、遅延損害金の導入による回収率向上の効果は不明である。

- 債権が回収できることによる更なる未収金の増加が懸念される。

(問題点)

「債権管理マニュアル」の第 19 の 1 によれば、「私債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に規定の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。」とされている。

しかし、前述のとおり愛媛県では患者による延滞に対して遅延損害金を徴収することは実施していないため、債権管理マニュアルに沿った実務となっていない。

(意見事項 14) 患者未収金の遅延損害金の徴収

遅延損害金については、期限内に納付した者との公平性や長期延滞を抑止する観点から、徴収することが望ましい。

しかし、今後も遅延損害金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、愛媛県の債権管理マニュアルのうち遅延損害金に係る部分について、病院事業は適用除外とし徴収を要しない取扱いとすることも考えられる。

5. 公営企業(病院事業会計)に対する貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

(a) 一般会計から病院事業会計に対する貸付金

地方公営企業法第 18 条の 2 に基づく貸付けである。一般会計から公営事業会計への貸付けであることから、愛媛県が作成する一般会計等財務書類上は貸付金として取り扱われる。

[公営企業管理局 総務課、県立病院課、財政課]

(b) 電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金

地方公営企業法第 18 条の 2 及び公営企業会計貸付金貸付要綱に基づく貸付けである。愛媛県が設置した公営事業会計間の貸借金であるため、愛媛県が作成する財務書類上は貸付金として取り扱われないが、電気事業会計に関する地方公営企業決算書類では貸付金として取り扱われる。

[公営企业管理局 総務課、発電工水課、県立病院課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位: 千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
(a)一般会計から病院事業会計に対する貸付金	5,864,000	—	5,864,000
(b)電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金	3,200,000	—	3,200,000

(注)いずれの貸付金も履行期限未到来債権として集計した。

(iii) 時効期間

愛媛県内部の会計間の取引であるため、時効はない。

(iv) 制度の概要

愛媛県公営企業管理局では、「地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、医療資源が質的・量的に不足する地域にあっては、これを補完することにより、県民医療の確保を図る」という県立病院の使命を果たすべく、中央、今治、南宇和、新居浜の4つの県立病院を運営している。病院事業の概要については、「4. 公営企業(病院事業会計)」が有する未収金」参照。

愛媛県公営企業会計決算審査意見書を元に公営企業局にヒアリングした結果、病院事業会計の他会計からの過去5年間の借入残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

借入先	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計	6,958,000	6,662,000	6,334,000	6,086,000	5,864,000
電気事業会計	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
合計	10,158,000	9,862,000	9,534,000	9,286,000	9,064,000

公立病院は、独立採算を原則とする地方公営企業として運営されているものの、地方公営企業法上、診療報酬等では貯いきれない経費や、民間医療機関では対応が困難な高度・特殊医療等に関連する特定の経費については、病院負担とすることが適当でない経費等として、地方公営企業法及び総務省の基準に基づき、設置地方公共団体の一般会計負担金を繰り入れている。

しかし、過去に、病院事業の資金繰りの対策として実施した多額の借入れにより、現在、一般会計及び電気事業会計からの借入金残高が多額となっている。

病院事業会計における財務状況、経営成績の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	当期純利益	累積欠損金	企業債(※1)	他会計借入金(※2)
平成14年度	28,191	△21,828,182	25,468,735	9,384,000
平成15年度	138,349	△21,689,834	24,694,575	8,484,000
平成16年度	45,271	△21,644,562	23,536,905	8,484,000
平成17年度	△2,119,357	△23,763,920	22,760,763	8,484,000
平成18年度	34,295	△17,781,597	21,322,140	8,484,000
平成19年度	△809,059	△18,590,656	19,821,496	8,384,000
平成20年度	△1,413,615	△20,004,270	18,766,710	8,384,000
平成21年度	△3,066,452	△23,070,723	17,867,371	10,484,000
平成22年度	1,265,216	△21,805,506	18,911,319	10,484,000
平成23年度	1,528,119	△20,277,388	22,303,200	10,484,000
平成24年度	1,927,601	△18,349,787	34,172,262	10,484,000
平成25年度	130,030	△18,219,757	35,337,463	10,484,000
平成26年度	△9,199,917	△23,295,573	34,578,374	10,158,000
平成27年度	40,120	△20,577,737	32,309,110	9,862,000
平成28年度	217,620	△20,360,116	29,739,116	9,534,000

年度	当期純利益	累積欠損金	企業債(※1)	他会計借入金(※2)
平成 29 年度	456,481	△19,903,635	27,164,914	9,286,000
平成 30 年度	△633,247	△20,536,881	25,764,848	9,064,000

(注)平成 26 年度の公営企業会計基準改訂より前の年度については、企業債(※1)は借入資本金として、他会

計借入金(※2)は長期借入金として計上されている金額を集計した。

(出典:愛媛県公営企業会計決算審査意見書)

(推移の説明)

- 平成 17 年度は、北宇和病院を廃止・譲渡したことにより、損失が多額に計上されているが、平成 18 年 12 月の県議会の議決を経て、資本剰余金 5,948,028 千円を取り崩し、累積欠損金の補てんを実施している。
- 平成 21 年度は、三島病院を廃止・譲渡したことにより固定資産を処分したことにより赤字額が多額となっている。
- 平成 26 年度は、改訂された地方公営企業会計基準の適用に伴い、退職給付引当金の計上不足額など特別損失 10,305,247 千円を計上したことなどにより多額の赤字が発生したこと、及び、長期前受金の収益化に伴いその他未処理欠損金変動額が 41 億円発生したことにより累積欠損金が 23,295,573 千円となっている。これを踏まえて、平成 27 年の県議会の議決に基づき資本剰余金(県補助金等)を 2,677,716 千円取り崩し、累積欠損金の補てんを実施している。

(中期経営戦略の策定)

前述のとおり、累積欠損金が多額にあり、企業債残高及び他会計借入金残高も多額となっていることから、公営企業管理局では財政健全化に取り組んでおり、平成 21 年 8 月には、平成 21 年度から平成 26 年度までを対象期間とした 5 カ年計画である「第 3 次愛媛県立病院財政健全化計画」を策定して、健全化方策を実施、黒字転換を図っている。

また、公営企業管理局では平成 28 年 3 月に、平成 28 年度から令和 2 年度までを対象期間とした「中期経営戦略」を策定している。この「中期経営戦略」は、国の医療保険制度改革や、県内の人口減少や少子高齢化の急速な進展といった環境の急激な変化が想定されるなかで、地域に必要な医療を継続して提供、かつ健全経営が確保できることを目的に策定されている。また、当該「中期経営戦略」には総務省が策定を求める「新公立病院改革プラン」(注)の事項等を盛り込んだ内容となっている。

(注) 平成 27 年 3 月に総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」において、地方公共団体は地域医療構想を踏まえた役割の明確化や経営の効率化等を踏まえた「新公立病院改革プラン」の策定が求められている。

(v) 債権の特徴

一般会計及び電気事業会計からの借入に関しては、資金不足に対応したものであり、一部の借

入金⁹を除き返済期日がなく、返済にかかる具体的なスケジュールを定めた取り決め等はない。平成26年度から30年度までは、電気事業会計が病院事業会計に対して実施した剰余金処分を受け入れた結果生じた損益改善額と同額を、一般会計へ返済したものである。

また、貸付金利がゼロ又は極めて低い利率(銀行の大口定期預金金利)となっている点は、工業用水道事業と同じ状況にある。

他会計からの病院事業会計への貸付金の状況(金利及び返済期日)は次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成30年度末借入残高	貸付金利	返済期日
(a)一般会計から病院事業会計に対する貸付金	5,864,000	無利息	未定(※3)
(b)電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金	1,100,000	各年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基準金利(※1)	未定(※4)
	2,100,000	各年度の4月1日時点の通知預金基準金利(※2)	未定(※4)

※1 平成30年度の利率は0.010%。

※2 平成30年度の利率は0.001%

※3 一般会計から病院事業会計に対する貸付金について、借入年度と返済日の詳細は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	借入額又は返済額(△)	借入日又は返済日
昭和43年度及び44年度	84,000	借入:昭和44年3月18日、45年3月31日
平成19年度	7,200,000	借入:平成19年4月2日
平成26年度	△326,000	返済:平成27年1月30日
平成27年度	△296,000	返済:平成28年1月29日
平成28年度	△328,000	返済:平成29年1月30日
平成29年度	△248,000	返済:平成30年1月31日
平成30年度	△222,000	返済:平成31年1月30日
合計	5,864,000	

※4 電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金について、借入年度と返済日の詳細は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	借入額又は返済額(△)	借入日又は返済日
平成2年度	1,100,000	借入:平成3年3月15日
平成21年度	2,100,000	借入:平成22年3月31日
合計	3,200,000	

病院事業会計がかかる累積欠損金及び借入金を軽減し、経営基盤を強化することを目的として繰入れを受けている電気事業会計の剰余金は、電気事業会計における再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)¹⁰移行に伴う増益分である。

病院事業会計にとって、当該繰入が単年度の損益改善に寄与しており、また繰入と同額を一

⁹ 一般会計からの平成19年度借入分5,780,000千円については返済期日が令和2年4月1日に設定されている。

¹⁰ 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)は、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度である。

般会計への返済に充てている。県立病院課に質問したところ、今後数年間はこの方針とのことであった。

(vi) 債権の回収可能性について

(a) 病院事業会計の財務内容及び経営成績

前述のとおり、一般会計及び電気事業会計から病院事業会計への貸付金は総額 91 億円と多額であり、貸付金の返還を受けるためには病院事業会計に返還するだけの原資が必要となる。

病院事業会計の財務内容及び経営成績は、「平成 30 年度愛媛県病院事業決算書」中にある貸借対照表及び損益計算書に記載されているが、これを要約すると次のとおりである。

<平成 30 年度 愛媛県病院事業 要約貸借対照表>

(単位:億円)

科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
資産の部			負債の部		
有形固定資産	388		企業債	258	
病院設備	356	※1	一般会計からの借入金	59	
リース資産	29		電気事業会計からの借入金	32	
その他の有形固定資産	3		その他の負債	103	※3
無形固定資産	0		引当金	121	※4
投資その他の資産	20	※2	繰延収益	69	※5
流動資産	103		負債合計	642	
現金預金	27		資本の部		
未収金	76		資本金	70	
貸倒引当金	△4		剰余金(累積欠損金(△))	△202	
その他	4		資本合計	△132	
資産合計	511		負債及び資本合計	511	

※1 有形固定資産は減価償却後の簿価を記載している

※2 長期前払消費税

※3 長期末払金 19億円、未払金 51億円

※4 退職給付引当金 109億円、賞与引当金 12億円

※5 長期前受金 217億円、収益化累計額 148億円

平成 26 年度に改訂された地方公営企業会計基準の適用に伴い、将来の支出(退職金及び賞与)が見込まれる金額を引当金として負債に追加計上した結果、引当金が 121 億円と多額となっている。これまで収支均衡を目指してきたことから、累積欠損金のおよそ半分は引当計上に関係すると言えるが、それ以外はこれまでの病院事業の結果であると考えられる。

<平成 28~30 年度 愛媛県病院事業 要約損益計算書>

(単位:億円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医業収益	379	385	383
医業費用	422	424	433
医業損益	△ 43	△ 39	△ 50
医業外収益	66	65	65

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医業外費用	21	21	22
経常損益	2	5	△ 6
当年度損益	2	5	△ 6

(出典:愛媛県病院事業決算書)

過去 3 期の経営成績については、医業損益は赤字が継続しているが、一般会計負担金と電気事業会計からの繰入金が医業外収益で計上される結果、経常損益は黒字で推移している。

この結果、企業債は償還期日に従い償還をすすめる一方で、他会計からの借入金は愛媛県の内部での資金融通であるため一部の借入金を除き償還期日がないことから、電気事業会計からの繰入による損益改善額と同額を一般会計へ償還している以外に、病院事業の運営による他会計への償還は実施できていない状況が続いている。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

① 一般会計及び電気事業会計からの病院事業会計に対する貸付金

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	9,862,000	—	328,000	328,000	—	—	9,534,000	
うち、								
収入未済額		—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	9,862,000	—	328,000	328,000	—	—	9,534,000	100.0
<平成29年度>								
債権残高	9,534,000	—	248,000	248,000	—	—	9,286,000	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	9,534,000	—	248,000	248,000	—	—	9,286,000	100.0
<平成30年度>								
債権残高	9,286,000	—	222,000	222,000	—	—	9,064,000	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	9,286,000	—	222,000	222,000	—	—	9,064,000	100.0

※1 債権残高:当年度末残高 = 前年度末残高 + 発生額 - 収入額 - 不納欠損額

収入未済額:当年度末残高 = 前年末残高 + 発生額 - 収入額 + 振替額 - 不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高 = 前年度末残高 + 発生額 - 調定額 + 振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額 - 収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替え

ている。

収納率＝収入額/調定額×100

※2 一部の債権については返済期日の定めがないため、収入未済は発生していない。また、返済期日を設定している債権(一般会計から平成19年度借入分5,780,000千円)については、毎年度返済期日の延長を行っているため、同様に収入未済は発生していない。

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 一般会計等財務書類における徵収不能引当金の計上(意見事項 15)

(発見事項)

前述「(1) 概要 (vi) 債権の回収可能性について」にあるとおり、病院事業会計は、多額の債務超過を抱えており、病院事業会計の一般会計からの借入金に対する償還実績はあるものの、平成26年度から30年度までの過去5期間の平均の償還額が284,000千円であり、これが仮に継続しても平成30年度末の一般会計からの借入金残高5,864,000千円を全額償還するためには20年以上、直近の平成30年度の償還実績であれば償還に25年以上かかる計算となり、かなり厳しい経営状況、財務内容であると言える。

にもかかわらず、平成30年度末において具体的な返済計画がなく、借入金について償還計画が明確になっていない。こうした状況からは、一般会計から病院事業会計に対する貸付金について、回収可能性があるとは合理的に説明しがたい。

愛媛県では、過去5年間の平均不納欠損率、すなわち調定した債権の不納欠損率を乗じて徵収不能引当金を算定しており、一般会計から病院事業会計に対する貸付金は一部のものを除き返済期日が設定されていないことによって調定自体が行われていないことから、結果として徵収不能引当金は計上されていない。

また、調定自体が行われていないため長期延滞債権にも該当していない。

(問題点)

一般会計から病院事業会計に対する貸付金(5,864,000千円)については、その全額が回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、これに対する徵収不能引当金の計算が他の一般債権と同様の方法で算定されており、愛媛県の一般会計等財務書類上では徵収不能引当金が計上されておらず、かつ長期延滞債権にも該当していない等、一般会計等財務書類において回収可能性

に関するリスク情報が全く開示されていないことが問題である。

(意見事項 15)一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上

一般会計から病院事業会計に対する貸付金(平成 30 年度末残高 5,864,000 千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、他の一般債権と同様の方法で徴収不能引当金が算定されており、結果として徴収不能引当金が計上されていない。また、調定自体が行われていないことから、長期延滞債権にも分類されていない。

一般会計から病院事業会計に対する貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

また貸借対照表の表示上も、一般債権ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。

なお、当意見は、工業用水道事業における意見事項 5 と同様の意見である。

(ii) 公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不足(指摘事項 8)

(発見事項)

病院事業会計の一般会計からの借入金に対する返済実績はあるものの、公営企業(電気事業会計)からの借入金に対する病院事業会計による償還実績はない。前述のとおり、多額の債務超過を抱えており、かなり厳しい財務内容であるといえ、また平成 30 年度末において具体的な返済計画がなく、電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金について、回収可能性があるとは合理的に説明できない状況である。

これに対して、前述したとおり、電気事業会計では平成 30 年度末の貸借対照表上貸倒引当金が計上されていない。

この点、電気事業会計については、「地方公営企業法施行規則」及び「地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針」に基づき、貸付金のうち回収不能見込額を貸倒引当金として見積計上することが必要となるが、施行規則及び指針には具体的には計算方法までは明示されていない。そこで、一般に公正妥当と認められる会計基準である「金融商品会計基準」及び同実務指針を参考にして、債務者の財政状態及び経営成績に応じて、債権を経営状態に重大な問題が生じていないか、経営破たんに至っていないかといった視点で、債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破綻懸念債権等に区分して、各区分に応じて貸倒見積高を算定する方法が考えられる。

(問題点)

電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金(3,200,000 千円)については、実質的に病院事業会計の資本と化し、回収可能と言える状況ではないにもかかわらず、十分な貸倒引当金が計上されていないことが問題である。

(指摘事項 8) 公営企業(電気事業会計)における貸倒引当金の計上不足

電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金(平成 30 年度末残高 3,200,000 千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況ではなく、貸倒引当金の計上が不足している。貸倒引当金を計上するに当たっては、「地方公営企業会計基準見直し Q&A」等を参考に合理的な方法を採用する必要がある。

(iii) 一般会計及び電気事業会計からの借入金に対する償還計画の作成(意見事項 16)

(発見事項)

病院事業会計は、平成 30 年度末時点において、一般会計から 5,864,000 千円、電気事業会計から 3,200,000 千円を借り入れているが、一部の借入れを除き償還期日が設定されていない。なお、公営企業管理局総務課に確認したところ、現在の病院事業会計の財務状況では一括償還が難しいため、毎年度末に翌々年度の 4 月 1 日まで償還期日の延長を行っているとのことであり、実質的に償還期日が設定されているとは言い難い。資金繰りに余裕がなく、近年は、電気事業会計における FIT 制度の増益分が剩余金処分により病院事業会計に繰り入れられており、その繰入による損益改善額と同額を一般会計へ償還している状態である。

(問題点)

病院事業会計は、電気事業会計からの繰入による損益改善額と同額を一般会計に償還する状況が続いており、また電気事業会計に対する償還は過去に実施したことがなく、地方公営企業として独立採算の経営となっていない。この点、愛媛県では、これまでも中期経営戦略を策定して財政健全化、黒字転換を目標に経営改善に取り組んでいるが、中期経営戦略のもとでの借入金の償還計画が具体的に策定されておらず、一般会計又は電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金に関する徴収不能引当金又は貸倒引当金の算出根拠となる貸付金の回収可能性について、判断できない状態である。

(意見事項 16) 一般会計及び電気事業会計からの借入金に対する償還計画の作成

病院事業会計は、中期経営戦略のもとで、一般会計及び電気事業会計に対する借入の償還計画を策定するとともに、一般会計及び電気事業会計と協議・合意することが望まれる。

その上で、一般会計及び電気事業会計では、当該償還計画の合理性及び実行可能性を確認し、病院事業会計に対する貸付金の回収可能性を判断することが望まれる。

(iv) 公営企業(病院事業会計)に対する貸付金の金利未計上(指摘事項 9)

(発見事項)

病院事業会計に対する貸付金の金利は、前述「(1)概要 (v)債権の特徴」のとおり、

- ① 一般会計からの貸付金については無利息
- ② 電気事業会計からの貸付金については各年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基

準金利(平成30年度は0.010%)又は通知預金(平成30年度は0.001%)となっている。

現状の貸付金利は、公営企業(病院事業会計)の企業債あるいは愛媛県の県債の金利水準と比べても著しく低い。

ところで、公営企業会計間での長期貸付金金利については、指摘事項7で述べたとおり電気事業会計から病院事業会計及び工業用水道事業会計に対する長期貸付金金利に「当該年度の4月1日時点の大口定期預金(1年)基準金利」を適用することとしているが、平成22年3月31日付け2,100,000千円の貸付けについては通知預金金利(平成30年度は0.001%)を適用しており、この取扱いとおりの運用になっていない。

(問題点)

地方公営企業法第18条の2第2項において、地方公営企業の特別会計は、長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない、と明記されており、一般会計からの借入に対して無利息となっていることは地方公営企業法に反している。さらに、電気事業会計から病院事業会計に対する長期貸付金の一部について金利を公営企業管理局が他の貸付金に適用している大口定期預金(1年)を基準とした金利ではなく、その10分の1の利率である通知預金を基準とした金利を適用していることはその利息水準の適正性に疑問が生じる。

このような状態は、本来得られた金利相当を一般会計や電気事業会計は受け取れないため、病院事業会計の資金繰りを県民が負担していることになっており、独立採算かつ受益者負担を前提とする公営企業の考え方にも反していると考えられる。

(指摘事項9)公営企業(病院事業会計)に対する貸付金の金利未計上

公営企業(病院事業会計)に対する貸付金の金利について、一般会計からの貸付金は無利息であること、公営企業(電気事業会計)からの一部の貸付金の金利は同じ公営企業管理局内における貸付金の金利の10分の1と著しく低く設定されていることは、地方公営企業法が求めた適正な利息が支払われているとは認め難い。

一般会計に支払う利息は適正な金額とした上で、別途一般会計からの負担金等で病院事業会計に対する支援をすることも考えられる。

6. 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例(平成14年4月1日付け廃止)(以下「旧貸与条例」という。)を適用する私債権。

[教育委員会 人権教育課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
地域改善対策奨学金返還事業	882,812	607,668	275,144

(出典:定期監査調書)

(iii) 時効期間

10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

県内の同和地区出身者の子弟で、大学・高等学校等に進学する能力を有しながら、経済的な理由により就学が困難な者に対して貸与した奨学金について、返還事務を進めるとともに、生活困難等の理由により返還できない者に対する免除事務を行うものである。

旧貸与条例では、奨学生が奨学生でなくなったときには、貸与終了の 6 か月経過後から 20 年以内に、貸与を受けた奨学金を返還しなければならないことになっている。

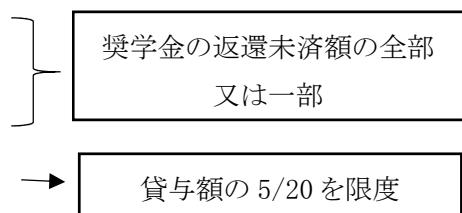
(v) 減免・軽減制度について

(返還の猶予)

- (1) 本人が高等学校、大学等又はこれらと同程度の学校に在学するとき
- (2) 本人が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、返還が著しく困難になったと認められるとき

(返還の免除)

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 精神又は身体に著しい障害を受けたとき
- (3) 長期間所在不明となったとき
- (4) 生活困難であるため、返還が著しく困難であると認められるとき



※生活困難による返還免除基準は、生活保護基準により算定する年額の 1.5 倍の額以下のとき

(vi) 債権の特徴

国の施策に基づいて実施してきたが、現在は国の制度が廃止されたことに伴い県でも廃止されている。

財源は、国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 であり、償還された金額もこの割合で国に返納することになっている。ただし、免除となり償還されなかった場合には、国への返納も免除される。

奨学生は無利息である。

この奨学生の実態的な特徴として、子供に同和地区出身であることを教えることができていないため、現実の申請者及び事実上の返還者が奨学生本人ではなく、父母である場合が多く、その父母の就労状態が不安定であったり、高齢化したりしている状態にあるなど、低所得である者が少なくなことが、約 6 億円の多額の収入未済額が発生した主な理由であるとのことである。

(vii) 調定・収納の状況

(a) 調定・収納事務のフロー

当制度は平成 14 年 4 月 1 日に廃止されているため、新規の貸付けの発生はない。

返還は年賦(納期限 2 月)と半年賦(納期限 2 月、8 月)のいずれかで行われる。

返還マスタから調定により納入通知書が出力され、これが人権教育課に回付される。

人権教育課は納入通知書を返還者に対して発送する。

返還者が指定金融機関等に納付するとその収納データが財務会計システムに取り込まれ、日時処理で地域改善収納データが更新される。一方で指定金融機関等から会計課に回付された領収済通知書(ここでは以下「済通」という。)は会計課で確認した後、人権教育課に回付する。

(viii) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

人権教育課は、地域改善収納データに基づく収納データを受け取り、済通と照合する。誤りがあれば、財務会計システムで収納更正、還付、充当等の処理を行う。

済通データの確認後、地域改善収納データから例月処理で返還マスタの収納消込が行われ、返還終了者一覧表や債権管理簿及び収納状況管理表や滞納者一覧表が出力される。

滞納発生 2 か月後(通常 3 月及び 9 月)に返還マスタから督促状が出力され、督促状は人権教育課での決裁後、一部市町経由で送付されるものを除いて愛媛県から滞納者に発送される。

(b) 滞納債権の管理体制

地域改善対策奨学生の返還事務に関して、人権教育課の職員 1 名が主担当者となり、債権管理事務担当として職員 1 名、奨学生指導員として嘱託職員 1 名が主に担当している。このうち職員 2 名は他の業務も兼務している。

(c) 台帳の整備

財務会計システムから出力した入金データを元に、収入整理簿、個人別債権管理簿、滞納者一覧表(未納者一覧表)を作成し、債務者との交渉状況、入金状況、貸付残高の管理を行っている。

(d) 督促・催告

滞納発生 2 か月後(通常 3 月及び 9 月)に督促状を債務者(又はその保護者)に対して発送し

ている。催告書の送付は行っていない。

平成30年度の調定に係る未納に対して9月と3月に合計486件、28,711千円の督促状を発送していることを関係資料により確認した。

(e) 滞納整理

① 債権回収手続

県から直接督促状や未納を知らせる文書を送付し、電話相談を受ける、時には面談等を実施し、納付交渉を行っている。また、年2回市町訪問を実施しており、その際に、県・市町担当者が連携して、滞納者と役所等で面談を実施する、自宅訪問を行うなどし、納付交渉の機会をもっている。

しかし、財産調査や法的措置は講じていない。

② 延滞金

奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25%の割合で計算した延滞金を支払うことになっている(旧貸与条例第12条)。

この旧貸与条例でいう「正当な理由」を延滞金取扱要領で定めており、原則として現時点までの全ての債務者がこの正当な理由に該当するものとして延滞金を徴収していない。

③ 時効の管理

各債権の時効は、個別の債権管理簿によって確認していることであるが、網羅的に確認できる管理資料は作成していない。

④ 不納欠損処理

3年間の不納欠損の事由別推移は次表のとおりである。

(単位:千円)

事由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時効完成	—	115	179
借受人死亡	995	—	514
合計	995	115	692

(ix) 債権残高、調定額、収入額、振替額、免除額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額 (免除額)	不納 欠損 額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	1,172,721	—	—	68,470	(△46,420)	995	1,056,835	
うち、								
収入未済額	560,187	—	560,187	15,700	43,066	995	586,557	2.8

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額 (免除額)	不納 欠損 額	当年度末 残高	収納率
履行期限 未到来債権	612,534	—	95,836	52,770	△43,066 (△46,420)	—	470,278	55.1
<平成29年度>								
債権残高	1,056,835	—	—	59,102	(△32,902)	115	964,716	
うち、								
収入未済額	586,557	—	586,557	18,283	32,429	115	600,588	3.1
履行期限 未到来債権	470,278	—	73,248	40,819	△32,429 (△32,902)	—	364,128	55.7
<平成30年度>								
債権残高	964,716	—	—	54,367	(△26,845)	692	882,812	
うち、								
収入未済額	600,588	—	600,588	18,181	25,953	692	607,668	3.0
履行期限 未到来債権	364,128	—	62,139	36,186	△25,953 (△26,845)	—	275,144	58.2

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替(免除)額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替(免除)額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替(免除)額

振替額は履行期限未到来債権の現年度「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

(免除額)は債務免除額の外書きである。

収納率=収入額/調定額×100

(出典:定期監査調書 一部加工)

(x) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内 ※1		25,953	
1年超~2年以内		30,670	
2年超~3年以内		39,474	
3年超~4年以内		41,365	
4年超~5年以内		40,836	
5年超		429,370	
合計		607,668	

※1 平成30年度分(1年以内)は令和元年5月31日現在

(出典:定期監査調書「発生年度別未収入額調」一部加工)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧(滞納者に対する面談記録、不納欠損決議書兼通知書等)
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味(収入状況管理表と済通との突合、債権管理簿、滞納者一覧表の突合、督促に係る決裁文書、返還猶予・免除に係る決裁文書、滞納者一覧表の突合等)(①平成30年度中に返

還のあった債権上位5件、②履行期限到来債権100万円以上の債権のうち履行期限未到来債権額が変動ない全債権(4件)、③債権額400万円以上の全債権(6件)についてサンプルテスト実施)

- ⑤ 地域改善対策奨学金事務市町交付金の交付事務について関係資料の閲覧・内容吟味
- ⑥ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) **債務者別債権残高明細の未作成(指摘事項 10)**

(発見事項)

人権教育課から入手した平成 30 年度末相手先別債権額データから平成 30 年度末債権残高を集計したところ、債権合計額は 872,417,639 円(A)であったが、定期監査調書の平成 30 年度債権に関する調に記載されている本年度末現在高は 856,858,594 円(B)であり、15,559,045 円の差額があった。定期監査調書の本年度現在高には現年度収入未済額 25,952,715 円(C)が本来債権として集計されるべきであるので、BをCに加算した債権残高は 882,811,309 円((D)=(B)+(C))となる。財産に関する調書中「3 債権」にも決算年度末現在額(現年度収入未済額は含まない。)として 856,859 千円が記載されており、相手先別債権額データの債権残高の集計額より 10,393,670 円((E)=(D)-(A))過大であると認められる。

この差額に対して、人権教育課の回答は次のとおりである。

相手別債権額データは過年度分・現年度分の収入は例年 5 月 10 日前後時点で計算しているが、定期監査調書において過年度分は 3 月末時点、現年度分は 5 月末時点で計算しているため、一部差額が発生している。このほか過去のある時点から前年度末現在高のうちの履行期限未到来債権の金額と債権管理システム上の金額との差が生じたままになっていたものと考えられる。

(問題点)

一定時点での債務者別残高明細が作成されなければ、財産に関する調書、定期監査調書や一般会計等財務書類(貸借対照表)などの決算関係書類の残高が債務者別残高の積上げになっているか検証できない。すなわち、財産の金額の適正性を担保することができないことになり問題である。例えば、日常の債権管理業務を確実に実施し債権管理システム上の債務者別債権残高は適正なものであったとしても、当年度残高を、前年度末残高に当年度の増減を加減算して算定していると、残高自体の検証が行われない結果、何らかの理由で残高が誤ったものになってしまふ可能性があり、まさにこの典型的な例である。

(指摘事項 10)債務者別債権残高明細の未作成

財産に関する調書その他の決算関係書類に記載されている債権残高と残高明細の合計額

の一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債権管理部署(ここでは人権教育課)において少なくとも年度決算時点債務者別債権残高明細を作成することが必要である。そして、例えば、債権管理部署又は監査担当部署が債務者別債権残高明細の合計額と決算関係書類の残高を照合することにより、決算関係書類に記載されている債権額が正しいものか否かの検討が可能になる。

(ii) **債務者に対する財産調査等の不実施(指摘事項 11)**

(発見事項)

愛媛県では、正確な財産調査は難しいため実施しておらず、当該貸付金の目的の性格上、前提として法的措置に進むことも難しいと考えこれも実施していない。また、弁護士等への回収委託に関しては、高度なプライバシーを守る必要があり、適さないと考えこれも実施していない。

(問題点)

債権回収のために強制執行等の手続をとる必要があり(地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条の 2)、そのために財産把握の必要性があるが、手続を怠った場合に職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる可能性がある(地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号)。

(指摘事項 11)債務者に対する財産調査等の不実施

適切な債権管理のために財産調査、法的措置等の実施が必要である。

愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納 3 か月超で、債務者に支払能力がある(無資力又はこれに近い状態以外)場合、主な対応として強制徴収の実施を挙げており、そのためにも財産調査は必要不可欠である。

さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄(原則として消滅時効が経過済みであることが必要。)の対応にもつなげることが可能になる。

財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。

ただし、当該債権の性格上、人権問題等への配慮が必要であり、法的措置等へ移行することで個人名が公表され、関係者が不利益を被らないように事例によって慎重な検討が必要である。また、権利放棄に関して議案上程が困難であることに対し、例えば、相当程度の回収努力を行った上で実質的に回収不能な債権について、債権管理条例の制定により権利放棄の議案上程によらない知事の専決処分による、又は人権問題など高度なプライバシーが保護されるべき債権については個人名を公表しない内容の条例を制定するなど、債権放棄の環境整備を行うことが考えられる。

(iii) **延滞金の未調定(指摘事項 12)**

(発見事項)

旧貸与条例でいう「正当な理由」を延滞金取扱要領で定めており、原則として現時点までの全ての債務者がこの正当な理由に該当するものとして延滞金を徴収していない。また、延滞金を徴収することにしてもそもそも回収見込みが低いことからこれも回収できないとのことであった。

(問題点)

全ての債務者が旧貸与条例でいう「正当な理由」に該当するため延滞金を不徴収としているとは通常認めがたい。一方で、延滞金はそもそも元金自体の滞納者に対するものであり、これを調定しても延滞金の未納額が発生する可能性が高く、延滞金に未納額の債権管理を行うことは担当者にさらなる事務負担がかかることも容易に想像できる。

しかし、安易に延滞金を不徴収としたのでは、約定どおり返還している者との公平性の確保の観点から問題である。

(指摘事項 12) 延滞金の未調定

約定どおり返還している者との公平性を担保する観点から延滞金を調定の上適切に徴収する必要がある。延滞金を徴収しない場合、延滞金取扱要領に照らし、「正当な理由」のいずれの事由に該当するかそれまでの納付指導等の記録に基づき債務者毎に検討し、その根拠資料に基づき不徴収の決裁を受けるべきである。

延滞金の未納額の債権管理の簡素化、早期返還の促進のために、例えば一定額未満の延滞金額は調定しないことに対するなどを規定することも考えられる。

(iv) 徹収不能引当金の計上(意見事項 17)

(発見事項)

平成 29 年度以前の一般会計等財務書類(貸借対照表)において、地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金について個別に回収可能性を検討して徴収不能引当金を計上する方針でないことから徴収不能引当金は計上されていない。

平成 30 年度末において調定後 10 年が経過した債権が存在している債務者に係る個人別債権管理簿データを入手し、集計・分析した結果は次のとおりであった。

平成 30 年度末において消滅時効が完成している債権(平成 21 年 3 月末以前納期限到来)残高は 217,299 千円(延 1,034 人)であった。また、平成 30 年度末において消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高は 578,866 千円である。履行期限未到来債権は未調定であることから長期延滞債権として処理されず、現行の処理では財務書類上「長期貸付金」に計上され、徴収不能引当金の引当対象にならない。

平成 30 年度末において消滅時効が一部でも完成している債務者に係る債権の状況は次のとおりであった。また、調定済額に匹敵する額が免除されており、調定済額のうち納入済額の割合は 16.1% であった。

(単位:千円)

貸与総額(A)	免除額(B)	調定済額(C)	納入済額(D)	未納額(E) (履行期限未到来)	平成 30 年度末 残高 C-D+E
1,198,450	524,107	591,206	95,477	83,137	578,866

(問題点)

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められる。それにもかかわらず履行期限未到来債権が無条件に正常債権として徴収不能引当金の引当対象になっていないことは、返還不能リスクの開示の観点から問題である。

返還されない点で免除額も不納欠損額と同じであり、現行の愛媛県の方法においても徴収不能引当金の引当率の計算基礎とすることが合理的であると認められるが、そうなっていないことも問題である。

(意見事項 17) 徴収不能引当金の計上

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。

そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用する必要がある。当該債権について一定の引当率を検討する際には実質的に債権が返還されない免除額も引当率の算定基礎に含めることが合理的である。

また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。

なお、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成 30 年度末の一般会計等財務書類(貸借対照表)上少なくとも 578,866 千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。

(v) 不十分な時効中断措置の実施及び時効管理(指摘事項 13)

(発見事項)

時効管理のための特段の管理資料による時効の管理を実施していない。

サンプルテストのうち、400万円以上の債権5件全件が返還開始から1円も返還されていなかつた。これらに対する平成30年度末における債権額、時効が完成している未納額(平成21年度以前調定分)、時効未経過未納額、未調定額の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

サンプル種別	債権額合計	時効完成 未納額合計	時効未経過 未納額	未調定額
400万円以上の債権残高	24,435	6,921	10,178	7,336

これらについて、督促状は送付されているものの債務の承認等の時効中断措置を講じていなかつた。その理由は、当該債権の返還期間は20年であることから、返還期間の満了前に行う時効中断措置は債権総額の一部に対するものにもかかわらず、残債権総額に対するものであるなどと債務者に誤解を与える可能性があるからなどといったことであった。

(問題点)

私債権は、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を行うことにより消滅する。消滅時効の完成前に時効の中断措置を講ずる必要がある。

当該債権のように分割払いのものはその分割払いの返済期限毎に消滅時効が進行するため、返還期間20年を経過した後に時効中断措置を講じようとしても、既に消滅時効が完成した分割払いの返済期限分については時効の援用があれば債権が消滅してしまい、回収は極めて困難なものになり問題である。

また、全債権に対する時効の管理を行わなければ、時効の認識がないまま消滅時効が完成する債権が発生する可能性がある。

(指摘事項13)不十分な時効中断措置の実施及び時効管理

安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中断措置を徹底する必要がある。

また、時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなど時効管理を情報システム上で実施する等により、効率的な時効管理が可能になると考える。

7. 愛媛県奨学資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県奨学資金貸与条例、愛媛県奨学資金貸与条例施行規則を適用する私債権。

[教育委員会 教育総務課教職員厚生室]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
愛媛県高等学校奨学資金	3,485,464	296,640	3,188,824

(出典:定期監査調書)

(iii) 時効期間

10年(民法第167条第1項)

(iv) 制度の概要

(a) 制度目的

愛媛県教育委員会では、通常の奨学金として、優秀な生徒であつて経済的理由により修学困難なものに対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金の貸付けを行っている。

このほか、被災特例枠として、優秀な学生又は生徒であつて平成30年7月豪雨による災害(以下「豪雨災害」という。)により被害を受けたことを原因として修学困難となったものに対し、有用な人材を育成することを目的として学資金の貸与を行っている。

(b) 制度概要

① 募集の概要

採用区分	予約採用	在学採用	緊急採用	被災特例枠
募集時期	毎年11月上旬	毎年6月上旬	随時	6月頃
対象者	翌年4月に高等学校等への進学を希望している者	高等学校等に在学中の者	高等学校等に在学中の者で、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者	平成30年7月豪雨災害を原因として修学困難となった者

② 奨学金の貸与月額(平成22年度~)

学校種別、通学形態ごとに、以下の額から選択する。

区分	貸与月額(円)						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦上限
国公立	自宅通学	5,000	10,000	15,000	—	—	18,000
	自宅外通学	5,000	10,000	15,000	20,000	—	23,000
私立	自宅通学	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	—
	自宅外通学	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000
							35,000

¹¹ 高等学校(専攻科、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程で教育委員会が認めるものに限る。)

③ 出願資格

【通常の奨学金】

- ① 学業・人物ともに優れ、かつ、健康な者
- ② 学資の支弁が困難であると認められる者
- ③ 保護者又は保護者であった者が愛媛県内に居住する者
- ④ 愛媛県母子父子寡婦福祉資金、愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励資金、特別支援学校就学奨励費(Ⅰ区分Ⅱ区分)及び日本学生支援機構が実施する奨学金(貸与型)を受けない者
- ⑤ 保護者又は保護者であった者が、奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等について、保護者の立場から責任を自覚していること

【被災特例枠】

通常の奨学金の前述①～⑤に加えて

- ⑥ 次のいずれかに該当
 - (ア) 豪雨災害により、保護者又は豪雨災害発生時に生計を主として維持していた者(以下「保護者等」という。)が住家の被害(愛媛県内で発生したものに限る。)を受け、罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水である場合に限る。)の交付を受けた場合。
 - (イ) 保護者等が豪雨災害により死亡し、又は重篤な障害を負った場合。
 - (ウ) 保護者等が豪雨災害を起因とする事情により失業し、又は収入が減少した場合。

④ 出願基準

【通常の奨学金】

(家計基準)

応募者の父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者の所得年額の合計から特別控除額表に定める控除を行った後の額が収入基準額表に定める額以下であること。

【収入のめやす】

本人公立高校(4人世帯…兄弟中学生1人、5人世帯…兄弟中学生1人、小学生1人)の例

給与所得の世帯		給与所得以外の世帯	
4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
665万円	834万円	291万円	426万円

(学力基準)

勉学に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがある者。

なお、令和元年度からは、「学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学校的卒業が可能と認められること」を選考基準としている。

【被災特例枠】

(家計基準)

区分	基準
(ア) 住家の被害	世帯の全員が市町村民税所得割非課税
(イ) 死亡・重篤な障害	
(ウ) 失業等	

(学力基準)

通常の奨学生と同じ。

⑤ 奨学生の返還**【通常の奨学生】**

卒業後、年賦で毎年 12 月末日までに納付する。

15 年以内に返還するが、実質的な返還期間は、12～14 年程度。

【被災特例枠】

① 通常の奨学生と同じ。

② 返還免除の特例

高等学校等を卒業・終了した場合、申請により全部又は一部を免除

(c) 貸付対象者

奨学生本人

(d) 連帯借受者及び連帯保証人

保護者が連帯保証人となる。

(v) 減免・軽減制度について

① 返還の猶予

進学等により奨学生本人が奨学生を返還することが困難であるとの願出があった場合、審査の上、返還を猶予することがある。

当該年度の返還を次年度以降に先延ばしするものであり、返還回数及び返還額は当初計画のままである。

② 返還の免除

奨学生本人が死亡、心身障害その他やむを得ない理由により返還が不能となった場合には、願出により、審査の上、奨学生の返還を免除することがある。

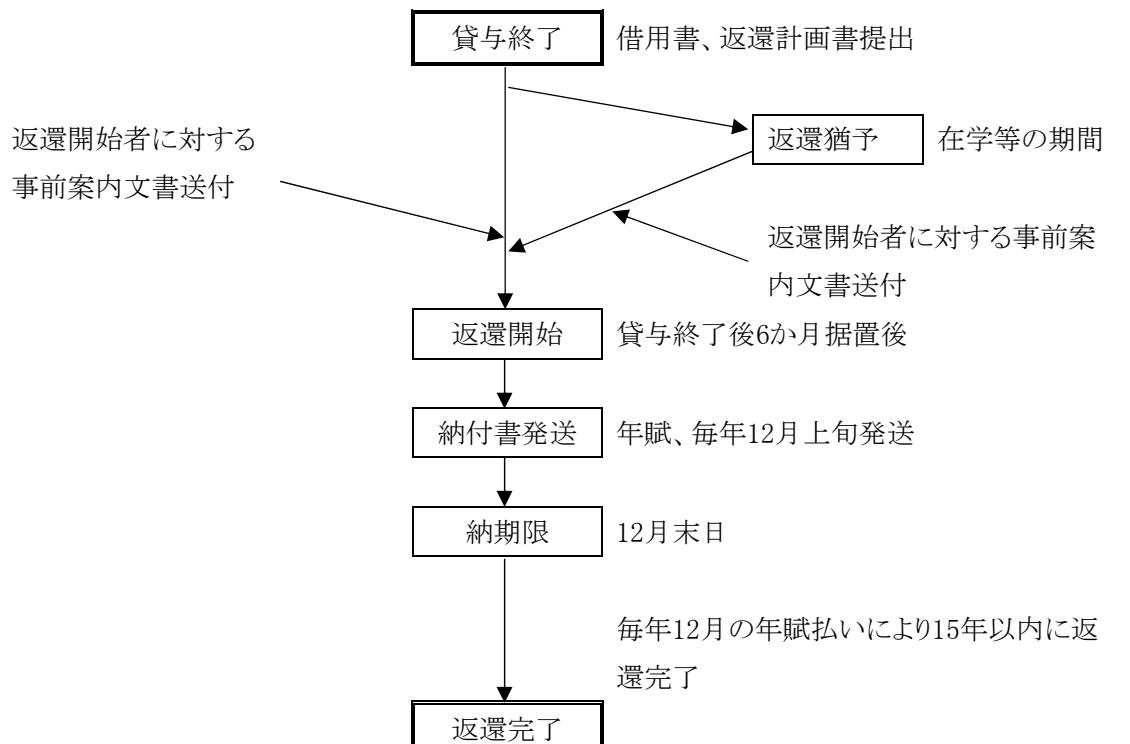
(vi) 債権の特徴

貸与期間は、貸与開始から在籍する学校の正規の修業期間である。奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合や奨学生が原級留置になった場合は、奨学金の貸与が休止される。また、退学等により愛媛県奨学資金貸与条例第3条に規定する要件を欠くに至ったときや辞退届の提出があったときは奨学金の貸与が停止される。

奨学資金は無利息である。ただし、正当な事由がなく返還期限を過ぎても納入しない場合、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.25%の割合で計算した延滞金を支払う必要がある。

(vii) 調定・収納の状況

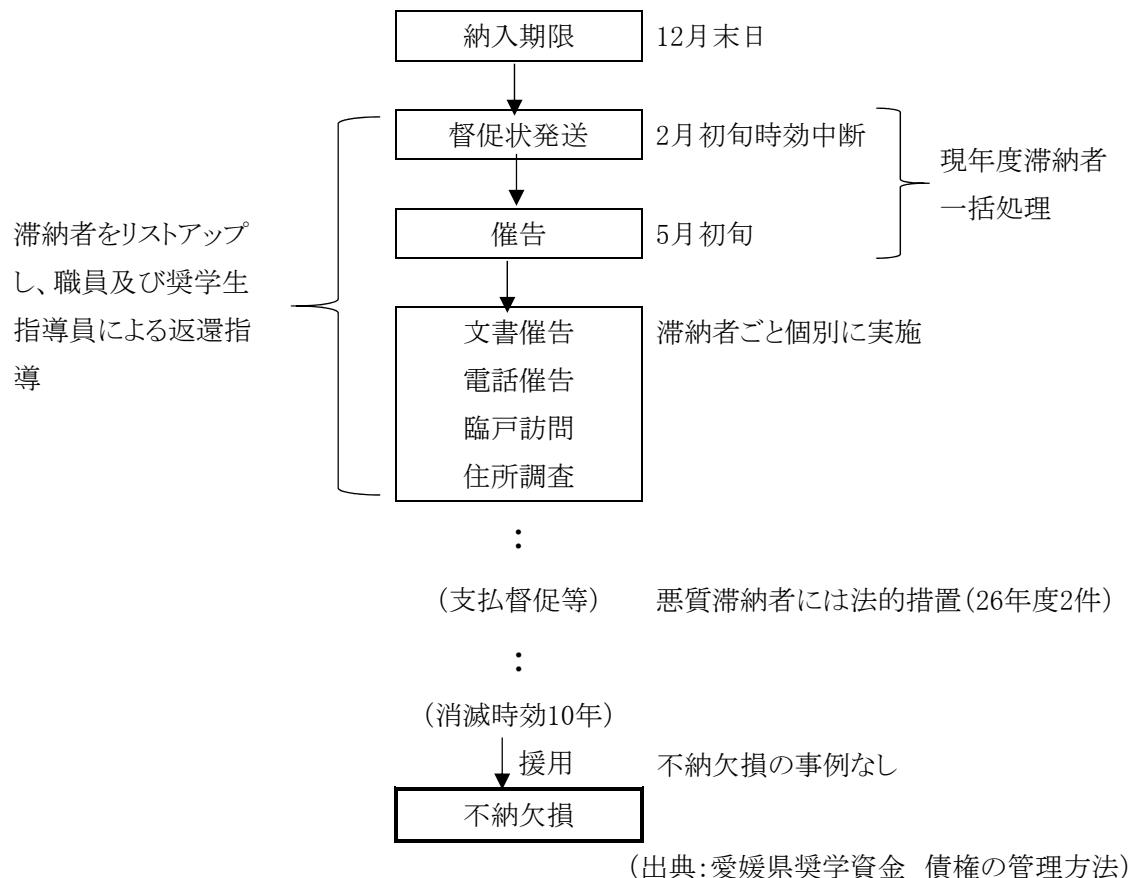
(a) 調定・収納事務のフロー



(出典:愛媛県奨学資金 債権の管理方法)

(viii) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー



(b) 滞納債権の管理体制

教職員厚生室職員 1 名が、償還事務を担当している。その直属の上司 1 名が徴収事務に携わる奨学生指導員に関する業務及び貸付事務を含む全般的業務を担当している。このほか奨学生指導員 3 名による返還指導を行っている。平成 30 年度から債権回収会社と業務委託契約を締結し、回収が困難な案件等を債権回収会社に委託している。

(c) 台帳の整備

財務会計システムから出力した収納データを月 2 回返還ソフトに取り込み、個人別の返還、滞納金額を管理している。

(d) 督促・催告

滞納発生後、約 1 か月後に督促状を発送し、随時、奨学生指導員による文書・電話催告、臨戸訪問等による返還指導を行っている。督促状は、2 月初旬のある時点の返還ソフトのデータにより出力し、平成 30 年度は、1,177 人に対して送付している。

(e) 滞納整理

① 債権回収手続

愛媛県では、滞納者に対する催告について「奨学生指導員の業務について」(平成 28 年 1 月)に基づき業務を行っている。

滞納者に対する催告業務の概要は次のとおりである。

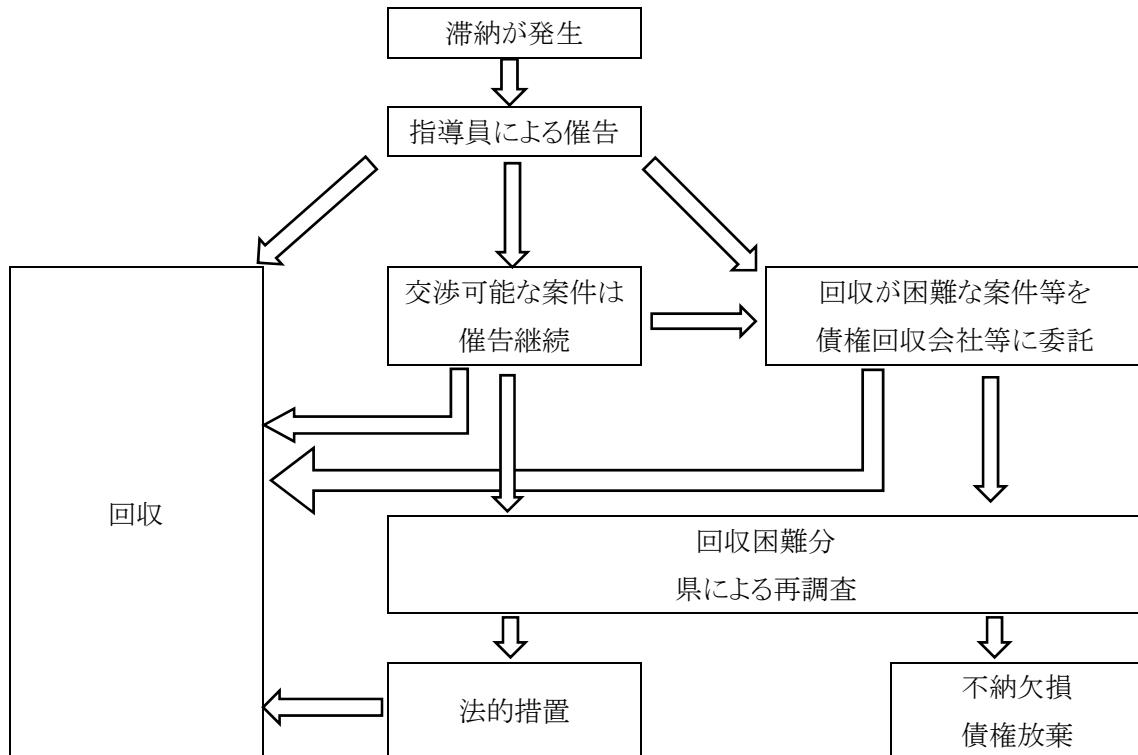
12 月～4 月	当年度請求分のみ滞納している者に対し、電話による返還指導 【指導員 ¹² 及び係員 ¹³ が実施】
2 月初旬	督促状発送(当年度分の滞納がある者)
4 月～	納入がないものに対し、個別の文書・電話・訪問による納入指導。【指導員実施】 個別の訪問等により、滞納者の収入状況等の聴取を行い、それぞれの事情に応じた返還指導を行う。(返還指導継続、猶予制度利用の助言等) →・滞納者の自宅等への訪問 ・連帯保証人、保証人への連絡、訪問による指導 ・その他連絡先への照会 以降、滞納者に対し、定期的に個別の文書・電話・訪問による納入指導を継続。

(出典:奨学生指導員の業務について)

¹² 奨学金の返還指導を行うために雇用している嘱託職員である。

¹³ 奨学金の返還指導に従事する県職員である。

債権回収会社等を活用した奨学金債権回収の流れは次のとおりである。



(出典: 債権回収会社等を活用した奨学金債権回収の流れ)

② 回収業務委託額・残高回収率

平成 30 年度途中から外部委託した債権の回収状況は次のとおりである。

年	月	委託額 千円	件数 (実) 件	回収額 千円	件数 (延) 件	委託残高 千円	件数 (実) 件	回収率 (※1) %	30 年 10 月 委託分	
									回 収 額 (※1) (千円)	回 収 率 (%)
平成 30	10	41,863	118	352	12	41,511	115	0.84	352	0.84
	11	-	-	1,150	30	40,362	113	3.59	1,501	3.59
	12	-	-	2,955	52	37,407	106	10.64	4,456	10.64
令和元	1	-	-	1,203	49	36,204	105	15.52	5,659	13.52
	2	-	-	1,409	51	34,795	101	16.88	7,068	16.88
	3	-	-	677	41	34,118	100	18.50	7,745	18.50
	4	33,515	77	2,458	54	65,175	174	13.54	8,455	20.20
	5	-	-	662	51	64,513	174	14.41	9,000	21.50
	6	-	-	1,664	50	62,850	170	16.62	10,059	24.03
計		75,378		12,528		62,850				

※1 当該月末時点での累計

(出典: 教育総務課教職員厚生室作成資料 一部加工)

③ 財産調査・法的措置

財産調査・法的措置(訴えの提起等)、徴収の停止は行っていない。

④ 延滞金

奨学生であった者は、正当な事由がなく奨学金を返還期限までにこれを返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 7.25%の割合で計算した延滞金を支払う必要がある(愛媛県奨学資金貸与条例第 12 条)。

しかし、過去において平成 28 年度に 9 件、329,000 円の延滞金の調定はあるが、平成 30 年度も含め延滞金の調定は、愛媛県奨学資金延滞金取扱要領第 3 に規定する正当な事由に該当するとして行われていない。ここで、不徴収決裁又は延滞金の対象となる貸付金返還額は過年度の収入未済額で当該年度中に完済された領収済通知書単位の金額である。

■ 愛媛県奨学資金延滞金取扱要領

第 3 条例第 12 条に規定する正当な事由

条例第 12 条に規定する正当な事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 失業、長期療養又は生活保護法による生活保護の受給その他の生活困窮の状態にあり返還することが極めて困難な場合
- (2) 死亡、精神若しくは身体の障害又は行方不明等により返還することが不可能な状態で、連帯保証人、保証人又はこれらに代わるもののが返還する場合
- (3) 過年度において生活困窮等であったため奨学金の返還を長期間滞納したものについて返還期日到来の年賦金を含む返還未済額を一括返還する場合
- (4) その他正当な事由があると認められる場合

⑤ 時効の管理

時効について網羅的に実施可能な管理簿等による管理は実施していない。

⑥ 不納欠損処理

不納欠損処理の実績はない。

(ix) 債権残高、調定額、収入額、振替額、免除額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額 (免除額)	不納 欠損 額	当年度末 残高	収納 率
<平成28年度>								
債権残高	4,038,806	337,162	—	471,702	※2△165	—	3,904,101	
うち、								
収入未済額	206,868	—	206,868	28,238	61,477	—	240,107	13.7
履行期限 未到来債権	3,831,938	337,162	504,941	443,464	※2 △61,642	—	3,663,994	87.8
<平成29年度>								
債権残高	3,904,101	289,934	—	461,105	※2 △1,906	—	3,731,024	
うち、								
収入未済額	240,107	—	240,107	25,180	63,035	—	277,962	10.5
履行期限 未到来債権	3,663,994	289,934	498,960	435,925	※2 △64,941	—	3,453,062	87.4
<平成30年度>								
債権残高	3,724,493	244,255	—	482,666	(△618)	—	3,485,464	
うち、								
収入未済額	277,962	—	277,962	47,079	65,757	—	296,640	16.9
履行期限 未到来債権	3,446,531	244,255	501,344	435,587	△65,757 (△618)	—	3,188,824	86.9

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替(免除)額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替(免除)額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替(免除)額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

(免除額)は債務免除額の外書きである。

収納率=収入額/調定額×100

※2 免除額含むが、定期監査調書上免除額の表記がないため括弧書きにしていない。

(出典:定期監査調書 一部加工)

(x) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位:件、千円)

滞納年数	件数	金額	1件当たり金額
1年以内 ※1	941	65,757	70
1年超~2年以内	749	51,375	69
2年超~3年以内	670	44,426	66
3年超~4年以内	523	34,836	67
4年超~5年以内	437	28,888	66
5年超	1,059	71,358	67
合計	4,379	296,640	68

※1 平成 30 年度分(1 年以内)は令和元年 5 月 31 日現在

(出典:教育総務課教職員厚生室作成「H30 年度収納状況一覧」、「愛媛県奨学資金返還状況」一部加工)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿(調定一覧表、収入整理簿)等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料(返還マスター上の債権管理データ、領収済通知書、督促発付一覧表、滞納者情報)との突合・吟味(① 収入未済額がない債権、②収入未済額が新たに発生した債権、③収入未済額が29年度以前に発生しあつ回収もない債権から任意にそれぞれ2件ずつ抽出しサンプルテスト実施)
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 延滞金の未調定(指摘事項 14)

(発見事項)

平成 30 年度における「愛媛県奨学金の返還に係る延滞金について」の決裁文書を閲覧したところ、返還指導の状況から、いずれも愛媛県奨学資金延滞金取扱要領第 3 に定める事由に該当すると認められるため、延滞金を徴収しないこととなっていた。当該決裁文書に記載していた正当な事由は全員「生活困窮」であった。全員が「生活困窮」を理由としてそもそも当該奨学資金制度が生活困窮世帯を対象とするものであるとのことであった。また、各債務者について、愛媛県奨学資金延滞金取扱要領第 3 のいずれの規定に該当するか具体的に検討した文書はないとのことであった。

(問題点)

延滞金の不徴収の正当な事由が、全員「生活困窮」であるとは通常認めがたい。一方で、延滞金はそもそも元金自体の滞納者に対するものであり、これを調定しても延滞金の未納額が発生する可能性が高く、延滞金の未納額の債権管理を行うことは担当者にさらなる事務負担がかかることも容易に想像できる。

しかし、安易に延滞金を不徴収としたのでは、約定どおり返還している者との公平性の確保の観点から問題である。

(指摘事項 14) 延滞金の未調定

約定どおり返還している者との公平性を担保する観点から延滞金を調定の上適切に徴収する必要がある。延滞金を徴収しない場合、愛媛県奨学資金延滞金取扱要領第 3 に照らし、いずれの事由に該当するかそれまでの納付指導等の記録に基づき債務者毎に検討し、その根拠資料に基づき不徴収の決裁を受けるべきである。

延滞金の未納額の債権管理の簡素化、早期返還の促進のために、例えば一定額未満の延

滞金額は調定しないことに対するなどを規定することも考えられる。

(ii) 徴収不能引当金の計上(意見事項 18)

(発見事項)

平成 29 年度以前の一般会計等財務書類(貸借対照表)において、愛媛県奨学資金貸付金について個別に回収可能性を検討して徵収不能引当金を計上する方針でないことから徵収不能引当金は計上されていない。

平成 30 年度末において調定後 10 年が経過した債権が存在している債務者に係る個人別債権管理簿を入手し、集計・分析した結果は次のとおりであった。

平成 30 年度末において消滅時効が完成している債権(平成 21 年 3 月以前納期限到来)残高は 1,718 千円(延 19 人)である。また、平成 30 年度末において消滅時効が一部でも完成しているこれらの債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高は 6,986 千円である。履行期限未到来債権は未調定であることから長期延滞債権として処理されず、現行の処理では財務書類上「長期貸付金」に計上され、徵収不能引当金の引当対象にならない。

(問題点)

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められる。それにもかかわらず履行期限未到来債権が無条件に正常債権として徵収不能引当金の引当対象になっていないことは、返還不能リスクの開示の観点から問題である。

(意見事項 18) 徵収不能引当金の計上

愛媛県奨学資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徵収不能引当金を計上することが望ましい。

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。

そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徵収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徵収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用する必要がある。

また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。

なお、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成 30 年度末の一般会計等

財務書類(貸借対照表)上少なくとも 6,986 千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。

(iii) 時効管理の徹底(意見事項 19)

(発見事項)

時効管理のための特段の管理資料による時効の管理を実施していない。この理由は、教職員厚生室においては、個別の案件ごとに手作業で確認する必要があるためとのことであった。

(問題点)

私債権は、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を行うことにより消滅する。消滅時効の完成前に時効の中止措置を講ずる必要がある。しかし、全債権に対する時効の管理を行わなければ、時効の認識がないまま消滅時効が完成する債権が発生する可能性がある。

(意見事項 19) 時効管理の徹底

限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。

なお、教職員厚生室では消滅時効が完成した債権についても返還交渉を継続するとのことであるが、債務者の知識が十分でなく、時効の援用がなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことができない旨の判決があるため、慎重な対応が望まれる。

(iv) 出願基準の厳格化(意見事項 20)

(発見事項)

年々滞納者が増加している。また、国の方針で平成 24 年度から、独立行政法人日本学生支援機構において、低所得世帯(年収 300 万円以下)の大学生が、卒業後に一定の収入を得るまでの間、返済を猶予する制度(貸与を受けた本人が、失業・低所得等の場合(原則年収 300 万円以下)の返還猶予期限(現行 5 年間)の撤廃)を新たに導入することを踏まえ、低所得世帯の生徒等については、猶予制度にこれと同様の特例を設けることになった。これにより、一定の要件を満たす低所得世帯の生徒等に対する奨学金の返還猶予が期限の定めのないものになった。また、修学機会の提供拡大の観点から、出願基準の学力基準を緩和し、評点基準を廃止し、奨学金のバラマキ政策が実施されたことも要因と考えられている。

(問題点)

低所得世帯の生徒等である奨学生が、卒業後に一定の収入を得られないまま死亡すると、返還猶予を受けたままの状態であるため、結果的に未返還額全額が返還免除になり、徴収不能になる。

奨学生の返還金が滞納又は徵収不能になれば、将来の人材育成の資金が先細っていくことになる。

一般的に学力不足・経験不足等である場合、就職困難になり奨学資金の返済が困難になることは想像に難くない。出願基準の学力基準から評点基準を廃止したことにより、奨学資金制度の目的に合致しない者への貸付けが行われ、結果的に滞納者等の増加につながる可能性が高くなる。現状の学力基準は「勉学に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがある者。」と規定されており、非常に抽象的で、「意欲」の定義もなく、客観的判断材料がないことが問題である。

(意見事項 20) 出願基準の厳格化

愛媛県高等学校奨学資金制度は、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的としており、将来の優秀な人材育成のための投資であると考える。将来一定以上の収入を稼ぐことができる社会人になって奨学資金の返還を行ってもらい、その返済資金によりさらに次の世代の優秀な人材育成のために活用することが重要である。

過去の返還実績を分析し、学力評点、部活動の実績等からどのような生徒が返還不能になる可能性が低いか指標を設け、その評点をもって貸付判断を行うと考えられる。なお、令和元年度からは、「意欲」の具体的な要件を定めて募集することとしている。

(v) 債権回収会社等に委託する債権の選定基準の設定(意見事項 21)

(発見事項)

奨学生指導員による催告の結果、回収が困難な案件等を債権回収会社等に委託している。しかし、この「回収が困難な案件等」の定義が規定されていない。

(問題点)

債権回収会社等に委託する債権は、回収が困難な案件等に該当するものと抽象的な表現になっており、債権回収会社等に委託する債権の選定作業に時間を要している。また、奨学生指導員による債務者の生活や資力等を考慮したきめ細かな回収指導の実施という方針は理解できるが、債権回収会社等に委託する債権の選定に対して奨学生指導員の主觀が介入する余地がある点も問題である。

(意見事項 21) 債権回収会社等に委託する債権の選定基準の設定

債権回収会社等に委託する債権の選定を、例えば「滞納後 2 年経過したもの」とするなど一定の基準に該当した債権については機械的に債権回収会社等に委託することが望ましい。さらに、債権管理システム上選定基準に該当する債権についてリストを作成できるようにすることが望ましい。

これにより、奨学生指導員(県の職員含む。)の選定作業の効率化、委託する債権に対する

主観的判断の排除が可能になると考える。

8. 生活安定資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県生活安定福祉基金条例及び愛媛県生活安定資金貸付規則等(いずれも平成16年度に廃止)に基づく私債権。

[保健福祉部 保健福祉課]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
44,658	44,658	—

(iii) 時効期間

10年(民法第167条第1項)

(iv) 制度の概要

市町村民税が課税されない者及びこれと同程度の水準にある低所得者に対し、日常生活を維持するのに必要な経費や療養に必要な経費等の資金を無利子で貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的として、昭和50年から生活安定福祉基金を設置し、貸付事業を実施してきたものである。その後平成16年度末に同基金を廃止し、平成17年度からは生活安定資金貸付債権を一般会計に引継ぎ、返済業務のみを行っている。

(a) 貸付対象

次の各号のいずれにも該当する者。

- ① 市町村民税を課税されない者又はこれと同程度の水準にある者であること。
- ② 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けその他市町又は社会福祉協議会が実施する資金と同趣旨の貸付けを受けていないこと。
- ③ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。

(b) 資金の種類

- ① 生活資金

日常生活を維持するのに必要な経費として貸し付ける資金

- ② 療養資金

負傷又は疾病の療養に必要な経費として貸し付ける資金

③ 災害資金

災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金

(c) 貸付条件

資金の種類	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	償還方法
生活資金	100,000円	3年6月以内 (6月以内)	年賦、半年賦又は月賦による均等償還
療養資金	150,000円	4年以内 (1年以内)	年賦、半年賦又は月賦による均等償還
災害資金	300,000円	4年以内 (1年以内)	年賦、半年賦又は月賦による均等償還

(d) 連帯保証人

資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その者が居住する市町と同一市町に居住する確実な連帯保証人 2 人以上を立てる必要がある。この場合において、既に資金の貸付けを受けている者及び当該通知を受けた者と生計を一にする者を保証人とはできない。

(v) 債権の特徴

平成 16 年度末で貸付事業が廃止されており、現在は債権回収のみ実施している。貸付期間は最長 4 年、消滅時効は 10 年のため、平成 30 年度末ではほとんどの債権(約 96% の債権)について消滅時効期間が満了している(残り 4% の債権については一部償還が続いているものと、時効の中断がありまだ消滅時効期間未到来)。

債権本来の特徴としては借受人が低所得者であり福祉目的の貸付金という点があり、借受人の生活基盤の確立等も配慮する必要がある債権であった。

(vi) 債権管理の状況

(a) 平成 30 年度末までにおける総貸付残高、償還額及び不納欠損額等の状況

	人数(人)	金額(千円)
総貸付	5,947	760,858
既償還	5,231	697,849
不納欠損	211	18,351
貸付残	505	44,658

(b) 滞納整理

① 回収不能である債権への対応

借受人が低所得者であること、年数の経過に伴う借受人等の死亡、行方不明等が多数になったこと等から、回収不能である債権については、債権放棄を含めた適切な債権整理を進めることとしている。具体的には、前述のとおりほとんどの債権について消滅時効期間が満了となっているため、

- ① 市町の協力を得て、借受人や連帯保証人に対する督促状の送付や償還指導を引き続き実施する(貸付けを実施していた平成 16 年度まで、貸付けに関する事務は市町が実施しており、その後の回収に関する事務も県が市町と連携して実施している)。
- ② あわせて、消滅時効が完成した債権については返済の意思を確認し、返済の意思が無い場合は時効援用申立書を提出してもらうことによってこれらの債権について県会計規則に基づく不納欠損処理を実施する。

ことで債権の回収や整理に努めている。

また、これに加えて、平成 27 年度に総務管理課において、債権放棄の考え方を示した「全庁共通認識事項」が改正されたことを受け、生活安定資金についても

- ③ 債権放棄を含む債権整理の方針を作成、平成 28 年度から市町に該当案件の調査を依頼し、一定の要件((1)行方不明、(2)破産等による免責、(3)未償還額が少額(調査旅費未満)、(4)死亡(相続人も回収不能)等のいずれか)を満たした債権については議会の承認を経て債権放棄を行う

こととしている。

「債権放棄の検討に当たっての考え方－全庁共通認識事項－」(平成 27 年 1 月 10 日付け総第 491 号総務部長通知)

債権は回収が原則であるが、相当程度の回収努力を行った上で、実質的に回収不能な私債権について、次の要件を満たす場合は放棄を検討する。

原則として消滅時効期間が経過し、かつ、以下のいずれかに該当するもの

1 債務者が行方不明、会社倒産等により実態が存在せずに登記上ののみ存続している法人など、その他特段の事情により、事実上、時効の援用が確認できないもの

(中略)

5 その他回収が著しく困難又は不適当であると認められるもの

なお、現状の回収事務に関して、県職員の配置は 0.2~0.3 人役／年程度であり、それ以外の回収に関する事務は前述のとおり基本的には市町に依頼し、その対価として県から各市町に対して「生活安定資金取扱事務費交付金」を支払っている。

(平成 30 年度の生活安定資金取扱事務費交付金)

- ① 債務者 1 人当たり 236 円(市町事務費)及び 370 円(民生委員事務費)
- ② 1 市町当たり 1,700 円 × 年 3 回(償還督励旅費)

また、平成 26 年度以降の償還及び不納欠損の状況は、次のとおりである。

	人数(人)	金額(千円)
平成 26 年 3 月 31 日現在貸付残額	552	48,099
平成 26 年度償還額(※1)	5	229
平成 26 年度不納欠損額	0	0
平成 27 年 3 月 31 日現在貸付残額	547	47,869
平成 27 年度償還額(※1)	2	185

	人数(人)	金額(千円)
平成 27 年度不納欠損額	1	81
平成 28 年 3 月 31 日現在貸付残額	544	47,604
平成 28 年度償還額(※1)	2	147
平成 28 年度不納欠損額 (うち、債権放棄による不納欠損)	12 (4)	998 (232)
平成 29 年 3 月 31 日現在貸付残額	530	46,458
平成 29 年度償還額(※1)	4	236
平成 29 年度不納欠損額 (うち、債権放棄による不納欠損)	18 (1)	1,197 (58)
平成 30 年 3 月 31 日現在貸付残額	508	45,026
平成 30 年度償還額(※1)	1	109
平成 30 年度不納欠損額 (うち、債権放棄による不納欠損)	2 (2)	258 (258)
平成 31 年 3 月 31 日現在貸付残額	505	44,658

※1 債還額の人数は完納者数

なお、借受人からの時効援用後の連帯保証人への対応に関して、従来は債権管理マニュアル等に定めたルール以上に手間のかかる取扱いとなっていた部分があり、平成30年度の行政監査において以下の指摘を受けていた。当該指摘をふまえ、それ以降は借受人から時効援用申立書を入手すれば連帯保証人からは時効援用申立書を入手することなく不納欠損処理手続に進むようにしており、その結果令和元年度の不納欠損額は11月末時点ですでに1,213千円と従来よりも増えている。

行政監査結果報告書－税外債権の適正化と効率化－(愛媛県報平成 30 年 10 月 26 日第 3022 号外 1 別記)

第 4 監査の結果

6 個別債権の監査結果

【生活安定資金貸付金債還金】

(6) 主な問題点と改善・要望事項

⑤時効援用後の連帯保証人への対応

保健福祉課では、平成 28 年 2 月に生活安定資金に係る債権整理を取りまとめているが、この中に、借受人から時効援用申立のあった場合の連帯保証人への対応として、連帯保証人の生存の有無、相続関係を確認し、連帯保証人に對し借受人の時効援用、保証債務の時効完成の事実を説明した上で支払意思の確認をするようにしており、意思のない場合は保証債務の時効援用申立書を提出してもらうこととしている。

民法上は、主債務者が時効の援用をすれば、その附從性により保証債務も消滅することになっており、県の債権管理マニュアルにおいても同様の考えにより、借受人が時効を援用した場合は債権が消滅したとして不納欠損処理を行うとしている。

したがって、県の債権マニュアルどおり、不納欠損処理を進めることが望ましい。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	47,604	—	47,604	147	—	998	46,458	
うち、								
収入未済額	47,604	—	47,604	147	—	998	46,458	0.3
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—
<平成29年度>								
債権残高	46,458	—	46,458	236	—	1,197	45,026	
うち、								
収入未済額	46,458	—	46,458	236	—	1,197	45,026	0.5
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—
<平成30年度>								
債権残高	45,026	—	45,026	109	—	258	44,658	
うち、								
収入未済額	45,026	—	45,026	109	—	258	44,658	0.2
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額

振替額は履行期限未到来債権の現年度「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

(viii) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
5年超	505	44,658	88
合計	505	44,658	88

(2) 実施した監査手続

- ① 愛媛県生活安定福祉基金条例、愛媛県生活安定資金貸付規則、愛媛県生活安定資金貸付要領及び愛媛県債権管理マニュアル等の諸規程等を閲覧した。
- ② 監査対象とした債権管理に関して、保健福祉部保健福祉課等の関係者に対して質問した。
- ③ 監査対象とした債権管理に関する債権の管理台帳等の関係帳簿の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関して、管理台帳、納入通知書の再発行依頼書及び「生活安定資金に係る債務承認及び分割納付誓約書」等の記載内容を確認することによって事務作業の流れを検討した。

(3) 監査の結果及び意見

(i) 債権回収額を超過する回収事務費の発生(指摘事項 15)

(発見事項)

生活安定資金貸付金の回収事務のほとんどは市町に依頼し、対価として生活安定資金取扱事務費交付金を市町に交付している。この交付金支払額を貸付金回収額と比較すると次表のとおりであり、過去 3 年度のいずれにおいても市町への支払額が貸付金の回収額を上回っている。県職員も年間約 0.3 人役程度の事務作業量が必要である。

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活安定資金取扱事務費交付金	405	401	391
貸付金回収額	147	236	109

現状の貸付金回収額(あるいは収納率(債権金額に対する回収金額))が極端に低いのは、ほぼ全ての債権が当初の回収期日から 10 年以上経過した古い債権であり、

- 返済する意思と能力のある借受人については、おおむね返済が完了している。
- 返済する意思のない債務者についても、所在が明確な者については時効の援用申立書等の入手によって既に不納欠損処理が進んでいる。
- 結果として残っている債権のうちの大部分が、借受人、連帯保証人及び(借受人又は連帯保証人が死亡している時は)それらの相続人等の所在が不明で、返済の督促も時効援用手続きもなかなか進まず、実質的には回収事務がこれらの者の行方探しとなってしまっている。といった状況にあるためである。

(問題点)

生活安定資金貸付金の回収事務委託の対価として市町へ交付している生活安定資金取扱事務費交付金の年間交付額が貸付金の年間回収額を上回る状態が続いていることに加え、県職員の事務処理コストも年間 0.3 人役程度発生していることから、本貸付金の回収については費用対効果の観点から問題があり、回収事務をすればするほど県民財産が損なわれる結果となっている点も問題である。

(指摘事項 15) 債権回収額を超過する回収事務費の発生

生活安定資金貸付金は毎年の債権の回収額より回収事務にかかるコストの方が大きく、今後も債権の回収がほとんど見込めないため、不納欠損処理が進まない限り市町への交付金は減らず、県職員の事務作業もなくならない。結果として毎年のコストが積みあがることが予想されるため、積極的に債権整理を推し進めることが県民財産の保護の観点からは必要である。

具体的には、債権放棄による不納欠損処理を進めていくことになるが、債権管理マニュアル及び「債権放棄の検討に当たっての考え方－全庁共通認識事項－」(平成 27 年 1 月 10 日付け総第 491 号総務部長通知)等との整合を図りつつも、例えば「債務者が行方不明」と判断でき

る要件を事務取扱要領等で明確にする等、より現実的かつ積極的に債権放棄が可能となるよう体制・制度を改正・整備する必要がある。そのため、愛媛県が主体となった管理体制の構築や法的措置の実施についても検討する必要がある。

(ii) 徴収不能引当金の計上(意見事項 22)

(発見事項)

生活安定資金貸付金は平成 16 年度末で貸付事業が廃止されており、平成 30 年度末の債権残高のほとんどが消滅時効期間を経過したものであり、債務者、連帯保証人及びその相続人の所在が明確でない等、回収がほとんど見込めない状況となっている。しかし、愛媛県の一般会計等財務書類(貸借対照表)においては、当該貸付金について個別に回収可能性を検討して徵収不能引当金を計上する方針でないことから徵収不能引当金が計上されていない。

(問題点)

現在の生活安定資金貸付金残高については、そのほとんどが回収の見込めない債権であるにもかかわらず、愛媛県の一般会計等財務書類上では徵収不能引当金が計上されておらず、一般会計等財務書類(貸借対照表)を参考情報として利用する利用者にミスリードをもたらす可能性があり問題である。

(意見事項 22)徵収不能引当金の計上

生活安定資金貸付金は平成 16 年度末で貸付事業が廃止されており、平成 30 年度末の債権残高のほとんどが消滅時効期間を経過したものであり、債務者、連帯保証人及びその相続人の所在が明確でない等、回収がほとんど見込めない状況となっている。

生活安定資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徵収不能引当金を計上することが望ましい。

(iii) 福祉的な貸付けのあり方(意見事項 23)

(発見事項)

生活安定資金貸付金は、低所得者に対し日常生活の維持や療養に必要な経費等の資金を無利子で貸し付け、生活の安定を図ることを目的として創設された事業である。こうした福祉目的、生活支援等の目的の貸付けでは、その事業本来の目的に照らせばある程度回収不能な債権残高が発生することが想定される。回収不能な債権が多く発生すると、その後の回収コスト(県職員の人件費も含む)が通常の貸付けに比べて長期間かつ多額に発生することになる。

(問題点)

生活支援等の福祉目的の貸付金の場合、少なくとも通常の貸付金以上に回収不能になるもの

が発生することが想定され、通常の貸付金以上に回収コストが長期間かつ多額に発生するため問題である。

(意見事項 23) 福祉的な貸付けのあり方

生活支援等の福祉目的の事業を「貸付け」という形で行う場合には、事業開始時にその後の回収コストを十分に考慮して行ことが望ましい。具体的には、制度創設時から返済を免除する要件(例えば住民税非課税の状態が返済期日後も〇〇年継続している、等)を設定しておくなど、その後の回収コストが長期的かつ多額にならないよう十分配慮することが考えられる。

さらに言えば、その後の回収コストが長期的かつ多額になることが想定されるような場合には、事業を「貸付け」という形で行うことの是非について事業創設時に十分検討する必要がある。

9. 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の適用を受ける私債権。

[保健福祉部 医療対策課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
1,246,577	—	1,246,577

(iii) 時効期間

時効 10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

県下全ての市町立病院等で医師が不足する中、愛媛大学等との連携により、医学部入学定員の増員と併せた奨学金制度の設定により、県内で勤務する医師の確保を図る目的で平成 21 年度より貸与を行っている。

将来、愛媛県内の指定医療機関等に医師として勤務し、本県の地域医療の発展に貢献しようとする意欲に富んだ医学生に対して、その修学に必要な資金を愛媛県が貸与する制度である。貸与を受けた医学生が、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得し、9年間(初期臨床研修期間2年及び後期臨床研修期間3年を含む。)を県内の指定医療機関等で勤務した場合、奨学金の返還が免除される。

なお、地域枠の配置を受けた地域の指定医療機関等の所在する市町等が、配置実績に応じて生活費相当額を負担金という名目で県に支払いを行う。

制度の具体的な内容については次のとおりである。

(a) 対象者

愛媛大学医学部医学科「地域特別枠」入学生(20名)

(b) 貸与額

入学料 大学の定める額 (282,000円)

授業料 同 上 (535,800円/年)

奨学金(生活費) (100,000円/月)

(c) 貸与期間

貸与期間は、入学月から大学を卒業する月まで(6年間を限度)

(d) 貸与の休止

奨学金の貸与を受ける者(以下「貸費生」という。)が休学、停学、留年したときは、休学の日、停学の処分を受けた日、留年した日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで奨学金の貸与は行わない。

(e) 貸与の取消し

貸費生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、奨学金の貸与を取り消す。

(ア) 貸与対象者でなくなったとき。

(イ) 心身の故障のため大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(ウ) 学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。

(エ) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※ 奨学金の貸与が取り消された場合には、奨学金の返還が必要となる。ただし、貸費生であつた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、奨学金の返還債務の履行が猶予される場合がある。

(f) 返還免除

貸与期間終了後、貸費生が次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合には、奨学金の返還債務が免除になる。(その場合は、速やかに奨学金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要がある。)

(ア) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件を全て満たした場合、奨学金の返還債務が免除になる。

- ① 大学を卒業後2年以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
- ③ 県内の指定医療機関等において9年間(初期臨床研修期間2年間及び後期臨床研修期間1年間を含む。)医師の業務に従事すること。

《卒業後の勤務例》

大学医学部						初期臨床研修		後期臨床研修			地域医療機関等						
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	4年目			
←貸与期間(6年)→						←義務従事期間(9年)→											

- ※1 後期臨床研修：県内指定医療機関での初期臨床研修修了後、3年間を限度として後期研修（専門研修）を受けることができる。
- ※2 指定医療機関等：県及び市町立の医療機関、愛媛大学医学部附属病院等のうちから知事が決定する。

（イ）業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

指定医療機関等の医師としての業務若しくは指定医療機関等以外の医療機関等における後期臨床研修中の業務上の事由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために当該業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務が免除される。

（ウ）返還が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったときは、奨学金の返還の債務の全部又は一部が免除されることがある。

（g）奨学金の返還

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた奨学金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければいけない。

（ア）返還しなければならない場合

- ① 奨学金の貸与が取り消されたとき。
- ② 正当な理由がなく、大学を卒業後2年以内に医師免許を取得できなかつたとき。
- ③ 正当な理由がなく、医師免許を取得後、直ちに指定医療機関等において初期臨床研修を開始せず、また中止したとき。
- ④ 正当な理由がなく、初期臨床研修の修了後直ちに指定医療機関等の医師としての業務に従事しなかつたとき、又は従事しなくなつたとき。
- ⑤ 義務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合がある。）
- ⑥ 心身の故障のため指定医療機関等の医師としての業務に従事することができなくなったと認められるとき（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合がある。）。
- ⑦ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（イ）返還額

貸与を受けた奨学金の金額に返還利息を合わせた金額になる。

（ウ）返還期日

返還事由が発生したときは、知事が定める日までに一括して返還する。

（エ）返還利息

返還利息は、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じて、年10%の割合で算定した額になる。

（オ）延滞利息

正当な理由なく奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年15%の延滞利息を支払わなければならない。

(h) 貸与実績

平成 30 年度末時点では 172 名への貸与実績があり、年度別貸与人数及び被貸与者の状況別内訳は以下のとおりである。

<年度別貸与人数>

										(単位:貸与人数)
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
10	16	17	15	17	17	20	20	20	20	172

<被貸与者の内訳>

① 義務離脱 3名

返還免除となる従事義務の要件を満たさなくなった(県外の病院に勤務等)ことにより、年10%の利息を含めて一括返還が必要となったもの。3名とも一括返還済み。(後述⑩参照。)

② 従事義務期間中 51名

被貸与者が医師として指定医療機関等に勤務中(初期臨床研修・後期臨床研修中を含む)。

③ 在学中 118名

大学在学中及び留年・浪人等の期間の者を含む。

上記①の義務離脱者 3 名からは貸与した奨学金及び利息相当額について全額回収済み。

制度発足初年度に貸与した一期生(平成 21 年度入学生)の従事義務期間終了は最も早くて令和 5 年度であり、平成 30 年度末時点での従事義務終了、返還免除となった被貸与者はいない。その他収入未済は過年度分も含めて発生していない。

(i) 返還実績

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例第 7 条に基づき、

- 平成21年度に貸与決定した1名(平成26年度貸与終了)に平成27年5月に返還決定通知。(平成27年5月29日付けで納付済み。)
- 平成22年度に貸与決定した1名(平成28年8月貸与取消)に平成28年8月に返還決定通知。(平成28年9月30日付けで納付済み。)
- 平成23年度に貸与決定した1名(平成29年度貸与終了)に平成30年11月に返還

いずれも貸与期間(在学)中に貸与取消しをしたもの、若しくは、医師国家試験合格後、あるいは初期臨床研修期間中に指定医療機関等へ従事しないことが明らかとなった者であり、利息も含め一括返済されている。

(v) 債権の特徴

愛媛県内の医師不足への対応として、県内で勤務する医師を確保することを目的とした奨学金であり、大学卒業後医師として 9 年間、愛媛県が指定する医療機関に勤務する等の要件を満たすと返還が免除される制度である。この点、返還免除となることが本事業の目的に適うことであり、奨

学金として貸付け、一旦は債権として計上されるものの、その後返還免除となることが期待されている債権である。ただし、その場合でも入学金及び授業料を除いた額(月 10 万円の生活費相当額)については被貸与者が勤務した医療機関等の所在する市町から回収することが予定されている。なお、平成 30 年度では、前述のとおり従事義務年数が終了した者はまだないため、返還免除も市町からの回収も行われていない。

また、従事義務期間を満了しなかった場合、大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得できなかつた場合、従事義務を果たさなかつた場合(自ら希望して県外で勤務する等の場合)等は貸与した奨学金の一括返還が必要となるが、その際は貸与時から一括返還期日までの期間について年 10% の利率で計算した利息も併せて返還が必要となる。10%という非常に高い利率が課せられる点も特徴として挙げられるが、県の医師確保を目的とした奨学金であり、医学部生が医師となり県の指定医療機関等へ従事してもらうことが本制度の最も目指すべきところであるための措置と考えられる。なお、年 10%の利率は本制度と同様の趣旨(僻地医療と地域医療の充実)で設立された自治医科大学医学部の就学資金貸与規程等でも同様となっている。

自治医科大学医学部修学資金貸与規程

(修学資金の返還)

第 8 条 修学生は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月 1 日から起算して 1 月以内に、貸与を受けた修学資金のそれぞれの額とそれに所定の率を期間に応じて乗じて得た額の合算額を返還しなければならない。

(1) 修学生が、大学を卒業後 2 年以内に医師国家試験に合格することができなかつたとき、又は合格しても、直ちに当該指定公立病院等に勤務しなかつたとき。

(2) 修学生が、前条第 1 項第 1 号に定める返還の債務を免除する期間に達する前に当該指定公立病院等の医師でなくなつたとき。

(3) 修学生が、第 6 条の規定により契約を解除されたとき。

(4) 修学生が、死亡したとき(前条第 1 項第 2 号に規定する場合を除く。)。

2 前項における率は、10%とし、貸与を受けた日から卒業の日(前項第 3 号の場合においては、契約解除の日)までの期間について計算するものとする。

3 修学生は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、第 1 項に定める合計額に加え当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、貸与を受けた修学資金のそれぞれの額に対し年 15%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(vi) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

債権管理事務のフローは、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則に基づいてい る。

① 貸与時

奨学金貸与希望者は、本人、(本人が未成年の時は)本人の親権者又は後見人及び連帯保証人(2名)の署名押印をした「地域医療医師確保奨学金貸与申請書」を身上書その他の必要書類とともに提出する。書面による審査等を経て、最終的に知事が貸与の決定を行う。

② 被貸与者の状況のモニタリング等の体制

大学在学中の留年や医師国家試験の合否の情報は愛媛大学から、指定医療機関等に勤務中の医師の情報は各指定医療機関等から、それぞれ入手し、これらは個別管理表で被貸与者毎に管理している。また、被貸与者の医学生を対象に、県が主催するサマーセミナーや地域医療実習などの各種事業を実施し、また愛媛大学に県の寄附講座「地域医療学講座」を開設するなどの取り組みを行うことで学生の状況把握を行い、従事義務期間中の医師については、定期的にコンタクトを取る等によって本人の希望聴取を含めた状況把握を行っている。

③ 従事義務期間開始時

愛媛県、被貸与者、被貸与者が従事する指定医療機関、指定医療機関の所在する市町の4者によって「愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例に基づく奨学金貸与者の配置に関する協定書」を締結し、被貸与者の従事義務期間終了後に、貸与額のうち当該指定医療機関への従事期間に応じた額を市町が県に支払う旨を明確にしている。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	705,156	179,330	9,629	9,629	—	—	874,857	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	705,156	179,330	9,629	9,629	—	—	874,857	100.0
<平成29年度>								
債権残高	874,857	188,005	—	—	—	—	1,062,862	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	874,857	188,005	—	—	—	—	1,062,862	—
<平成30年度>								
債権残高	1,062,862	194,413	10,697	10,697	—	—	1,246,577	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	1,062,862	194,413	10,697	10,697	—	—	1,246,577	100.0

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額－収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率＝収入額/調定額×100

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ 監査対象とした債権の管理部署への往査
- ⑥ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 地域医療医師確保奨学金貸付金に対する徴収不能引当金の計上(意見事項 24)

(発見事項)

本事業は、県内で勤務する医師の確保を図ることが目的である。貸与を受けた医学生が、大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得し、一定の義務従事を果たした場合、貸与を受けた全額の返還が免除される。この場合、生活費として貸与された額については対象となる医師が勤務した医療機関の所在する市町から愛媛県に支払いが行われるが、入学料及び授業料として貸与された額については回収されず、愛媛県が最終的に負担する。

医師免許を取得できなかった場合や指定医療機関での義務従事を全うしない場合等、例外的に奨学金を返還する規定はあるものの、これは本来の事業目的達成のために課したペナルティ的な規定であり、そもそもは返還されないことが事業目的にも合致するものである。この点からは、愛媛県から医学生への奨学資金のうち市町から回収されない額は、本質的には貸付けではなく医学生への給付金としての性格を有していると言える。

このような性格を有する地域医療医師確保奨学金貸付金に対して、愛媛県の平成 29 年度財務書類(貸借対照表)上、徴収不能引当金は計上されていなかった。

(問題点)

制度目的を達成することにより貸付金が返還されないことが当該事業の成功であると考えるが、愛媛県の財務書類(貸借対照表)上で全額を資産性あるもの(つまり将来資金が回収されるもの)として表示することは、制度目的が達成されないことが予定されているなど財務書類の利用者に誤解を与える可能性があり問題である。

(意見事項 24) 地域医療医師確保奨学金貸付金に対する徴収不能引当金の計上

地域医療医師確保奨学金貸付金のうち、入学金及び授業料に係る貸与分で市町から回収されない額については、本来回収を前提としていないため、財務書類上では回収不能見込額を徴収不能引当金として計上することが望ましい。いうまでもないが、国家試験合格、義務従事等の返還免除要件未達により、返還が必要になった債権については将来の市町の負担もないことに留意する必要がある。

また、徳島県の平成 29 年度財務書類上では医師修学資金 726 百万円に対して全額徴収不能引当金を計上しており、こうした他県等の取扱いを参考にすることも望まれる。

10. 愛媛県医師確保奨学基金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県医師確保奨学基金条例及び愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の適用を受ける私債権。

[保健福祉部 医療対策課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額(※1)	履行期限未到来額
へき地医療医師確保奨学金貸付金	(※1) 26,576	—	26,576
地域医療医師確保短期奨学金貸付金	57,600	—	57,600
合計	84,176	—	84,176

※1 へき地医療医師確保奨学金貸付金 26,576千円のうち4,736千円は、被貸与者が「正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかった」ことで貸与取消となり、全額の返還が確定している奨学金である。4,736千円はこれまで貸与した奨学金の元本部のみであり、実際にはこれに年10%で計算した未収利息が県の債権としては発生している(平成30年度の残額3,145千円)が、これについて監査調書等では債権額に含めていない。

(iii) 時効期間

時効 10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

「9. 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金」で取り上げた愛媛県地域医療医師確保奨学金制度による指定医療機関等への医師の配置までには約 10 年を要することから、同制度を補完する制度として短期給付・短期義務型の奨学金制度を医師確保奨学基金として創設している。平成 18 年度～平成 20 年度までは「へき地医療医師確保奨学金制度」として、その後平成 21 年度からは「地域医療医師確保短期奨学金制度」として貸与が実施されている。

基金の総額は 1 億円(平成 18 年 4 月積立)で、被貸与者の医師が指定医療機関等での従事義務を終え返還免除となった場合、従事した医療機関のある市町が負担金という名目で従事期間

に応じて県に貸付金を返還する。

現行制度の具体的な内容については次のとおりである。

(a) 対象者

医学生(大学3年次～6年次在籍者)、初期臨床研修医及び後期臨床研修医(県内)

(b) 募集人数

毎年度4名程度

(c) 貸与期間

連続する2年以上4年以下

(d) 貸与額

月額10万円

(e) 返還免除

後期臨床研修終了後、貸与期間と同期間、県内指定医療機関で勤務した場合

(f) 奨学金貸与の取り消し(一括返還)

大学の退学、初期臨床研修の中止、正当な理由なく大学卒業後2年以内に医師の免許を取得しない場合(医師国家試験に3年間不合格となる場合を含む。)、正当な理由なく医師免許取得後に直ちに初期臨床研修を開始しない場合、奨学金の貸与を途中で辞退した場合等には、奨学金の貸与が取り消される。奨学金の貸与が取り消された場合は、これまで受けた奨学金の額に貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を、返還期日までに一括して返還しなければならない。

(g) 指定医療機関

県内公立医療機関等

(h) その他

奨学金貸与医師が配置されることとなった市町等は、配置実績に応じて、奨学金貸与額を対象として負担金を県に支払う。

つまり、被貸与者の従事義務が終了した場合、被貸与者の返還は免除されるが、代わって被貸与者の医師が配置されていた医療機関のある市町が、配置期間に応じて県に負担金を支払う。これにより県は奨学金貸与額の全額を回収することになる。

(i) 貸与実績

平成30年度末時点では26名への貸与実績があり、年度別貸与人数及び被貸与者の状況別内訳は次のとおりである。

<年度別貸与人数>

(単位:貸与人数)

へき地医療医師確保 奨学金制度			地域医療医師確保短期奨学金制度										合計
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
1	2	2	3	3	4	2	3	1	2	1	1	1	26

※当初募集人員は前述②のとおり毎年度4名程度となっている。

<被貸与者の内訳>

① 貸与取消し 1名

貸与取消し事由に該当(医師国家試験に3年続けて不合格)したことから、年10%の利息を含めて一括返還が必要なところ、返済資力に乏しく分納中。

② 義務離脱 2名

返還免除となる従事義務の要件を満たさなくなった(県外の病院に勤務等)ことにより、年10%の利息を含めて一括返還が必要となったもの。2名とも一括返還済み。

③ 返還免除 2名

従事義務を終了し、被貸与者の返還が免除されたもの。市町から負担金として回収済み。

④ 従事義務期間中 5名

被貸与者が医師として指定医療機関等に勤務中。

⑤ 在学中 16名

大学院・初期及び後期臨床研修期間、浪人等の期間の者を含む。

収入未済は過年度分も含めて発生していないが、上記の貸与取消し 1名については、履行期限の延長が認められ、分納という形になっている。

(v) 債権の特徴

(a) 奨学金の返還免除となる従事義務期間

愛媛県地域医療医師確保奨学金制度を補完する制度として、本制度では貸与期間 2~4 年間、従事義務期間は貸与期間と同年数と設定されている。ただし従事義務期間には初期臨床研修期間(診療に従事しようとする医師が必修で受けなければいけない法律で義務付けられた臨床研修で、2 年間を要する。)及び後期臨床研修期間(専門医と認定されるために必要な研修プログラムで、原則 3 年~5 年程度を要する。)は含まれない。なお、愛媛県地域医療医師確保奨学金制度ではこれらの期間も従事義務期間に含まれるとしており、この点が異なる。

<医師確保奨学基金貸付金(本制度)の例>

大学医学部						初期臨床研修		後期臨床研修			地域医療機関等			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	4年目
← 貸与期間(4年) →												← 義務従事期間(4年) →		

<地域医療医師確保奨学金制度の例>

大学医学部						初期臨床研修		後期臨床研修			地域医療機関等			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	4年目
← 貸与期間(6年) →						← 義務従事期間(9年) →								

(b) (被貸与者又は市町等から)返還が予定されている奨学基金

基金として設立されており、被貸与者が従事義務期間を満了し返還が免除となった貸付金につ

いては、被貸与者からの返還が免除となる一方、これを市町(被貸与者が医師として従事した指定医療機関のある市町)等から負担金という名目で回収するスキームとなっており、この点も愛媛県地域医療医師確保奨学金制度と相違している。

(c) 年10%の利息の徴収(被貸与者による返還が必要となった場合)

従事義務期間を満了しなかった場合、医師国家試験に3年間不合格だった場合等は貸与した奨学金の一括返還が必要となるが、その際は貸与時から一括返還期日までの期間について年10%の利率で計算した利息も併せて返還が必要となる。この点は「9. 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金」と同じ目的の事業であり、同様の趣旨のものと考えられる。

(vi) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

債権管理事務のフローは、愛媛県医師確保奨学基金条例施行細則に基づいている。

① 貸与時

奨学金貸与希望者は、本人及び連帯保証人の署名押印をした「地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書」を身上書その他の必要書類とともに提出する。書面による審査等を経て、最終的に知事が貸与の決定を行う。

② 被貸与者の状況のモニタリング等の体制

大学在学中の留年や医師国家試験の合否の情報は在籍する大学から、指定医療機関等に勤務中の医師の情報は各指定医療機関等から、それぞれ入手し、これらは個別管理表で被貸与者毎に管理している。また特に従事義務期間中の医師については、定期的にコンタクトを取り、本人の希望聴取を含めた状況把握を行っている。

③ 従事義務期間開始時

愛媛県、被貸与者、被貸与者が従事する指定医療機関、指定医療機関の所在する市町の4者によって「愛媛県医師確保奨学基金条例に基づく奨学金貸与者の配置に関する協定書」を締結し、被貸与者の従事義務期間終了後に、貸与額のうち当該指定医療機関への従事期間に応じた額を市町が県に支払う旨を明確にしている。

④ 返還免除時(従事義務期間満了時)

被貸与者は「返還免除申請書」を、指定医療機関は「業務従事証明書」をそれぞれ県に提出する。県では、これらをもって奨学金の返還免除を決定し、「愛媛県地域医療医師確保短期奨学金の返還免除について」を被貸与者に交付する。

また、県は、被貸与者が従事した指定医療機関のある市町に対して貸与額のうち従事期間に応じた額を請求する。具体的には、「愛媛県地域医療医師確保短期奨学金被貸与生の配置に係る

負担について」を納入通知書とともに市町に送付、市町がこれを支払う。

⑤ 貸与の取消し時

奨学金の貸与を取り消された場合は、貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書等を知事に提出しなければならない。

⑥ 履行期限の延期

被貸与者や連帯保証人の返済能力が乏しく、一括返還が困難な場合には、債権管理マニュアルに沿った履行期限の延期の手続がとられる。

債権管理マニュアル 第9 分割納付、免除

1 分割納付

原則は一括返還である。しかし、債務者や連帯保証人の生活状況や資産を調査した結果、地方自治法施行令第171条の6の規定に該当し、やむを得ないと認められる場合には、分割納付も認めている。この場合、債務者から愛媛県公有財産・債権規則様式第10号による履行期限延長申請書を提出させて行うものとする。

実際に分納手続をとった1名についても上記手続に従って履行期限の延長(分納)が決定されている。その後は、分納スケジュールどおりの入金があるかを確認することで債権管理を行っている。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	74,640	6,000	4,800	4,800	—	—	75,840	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	74,640	6,000	4,800	4,800	—	—	75,840	100.0
<平成29年度>								
債権残高	75,840	6,000	—	—	—	—	81,840	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	75,840	6,000	—	—	—	—	81,840	100.0
<平成30年度>								
債権残高	81,840	4,800	2,464	2,464	—	—	84,176	
うち、								

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	81,840	4,800	2,464	2,464	—	—	84,176	100.0

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ 監査対象とした債権の管理部署への往査
- ⑥ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 貸与取消し時の借用証書への利息に関する事項の未記載(指摘事項 16)

(発見事項)

貸与取消し事由が発生し貸与が取消された奨学金は、貸与された奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書等を知事に提出することになっている。愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則 11 条では「貸与を受けた奨学金の全額」となっていて利息を含める規定とはなっておらず、実際に貸与取消となった者の借用証書でも利息額については記載がない。

(問題点)

貸与取消しとなった時点で県が請求すべき確定債権は、貸与した奨学金の全額だけでなく、奨学金の貸与時から一括返還時までの期間について年 10% の利率で計算された利息金額も含まれている。借用証書にこれについての記載がないと、県と被貸与者との権利義務関係が明確にならず問題である。

なお、分納をするための履行期限延期に関する諸手続においては、未収利息の額も含めた決裁・決定となっており、借用証書に未収利息が含まれないとこれらの分納手続のための書類との整合も欠くこととなっている。

(指摘事項 16) 貸与取消し時の借用証書への利息に関する事項の未記載

権利義務関係の明確化のためには、貸与取消し時に被貸与者及び保証人と締結する借用証書には、奨学金の貸与時から一括返還時までの期間について年 10%の利率で計算された利息金額も併せて記載すべきである。

(ii) 制度見直しの必要性－給付と従事義務期間のバランス(意見事項 25)

(発見事項)

本制度は給付期間 2 年～4 年で、従事義務期間は給付期間と同年数としている。ただし従事義務期間は指定医療機関等での従事期間のみであり、初期臨床研修及び後期臨床研修の期間は従事義務年数に含まれない。したがって、仮に 4 年間の奨学金貸与を受け、その後初期臨床研修(2 年)→後期臨床研修(3 年)→地域医療機関等への勤務(従事義務 4 年)と移行すると、合計 9 年間の拘束期間となる。この点、給付年数が 6 年かつ 1 人当たり給付額(及び免除額)も本制度より多額である地域医療医師確保奨学金貸付金制度の従事義務期間も 9 年(初期及び後期の臨床研修期間が従事義務年数に含まれる)であり、実質的に拘束期間は変わらない。

医師のキャリア志向の高まりもあり、専門医認定するために必要な後期臨床研修(原則 3 年～5 年)を希望する医師は増加している。本制度を利用する者でもほとんどが後期臨床研修に進んでおり、この傾向は今後も続くと予想される。

(問題点)

前述の「(1)概要(v)債権の特徴(a)奨学金の返還免除となる従事義務期間」で記載のとおり、医師確保奨学基金貸付金は地域医療医師確保奨学金制度を補完し、より短期給付短期義務の奨学金制度としての趣旨で創設されているが、環境の変化(新専門医制度の導入や医師のキャリア志向の高まり)によって後期臨床研修を希望する医師が増加した結果、必ずしも短期義務とはなっていない点で、制度趣旨とは合致しなくなっている面があり問題である。

(意見事項 25) 制度見直しの必要性－給付と従事義務期間のバランス

医師確保奨学基金貸付金について、地域医療医師確保奨学金を補完する制度として両制度の給付と義務のバランスを再検討することが望まれる。

(iii) 制度見直しの必要性－基金規模(意見事項 26)

(発見事項)

後期臨床研修を希望する医師の増加や、留年、浪人、大学院への進学等によって従事義務期間が当初想定より遅れており、貸付金回収までの期間が長期化している。結果として奨学金貸付のための原資が不足しており、現状の基金規模(1 億円)では当初想定した募集人数(毎年度 4 名程度)の採用ができない状況となっている。

(問題点)

県内の医師の偏在の問題が未だ存在する状況下で、当初想定した人数での奨学基金貸付が行えないのは制度趣旨とは合致していない面があり問題である。

(意見事項 26)制度見直しの必要性－基金規模

県内の医師の偏在が未だ顕著であり、より一層の改善が必要な状況であれば、基金規模の拡大を検討する等、制度創設当初に想定した規模での奨学基金貸付が実行できる体制の再構築が望まれる。

(iv) 履行期限延期手続を行った債権の管理(意見事項 27)

(発見事項)

本来一括して返還すべき債権について調定前に履行期限延期手続により分納することになった債権は、収入未済の扱いとはなっていない。

(問題点)

本年度及び過年度の収入未済額はリスクある債権として管理・把握されるが、こうした返済期日をリスケジュールした債権は収入未済扱いとはならないため通常の債権と比べて回収に係るリスクが高いにもかかわらず、それらがリスクある債権として情報共有できない点は問題である。

(意見事項 27)履行期限延期手続を行った債権の管理

履行期限の延期手続を行った債権は通常の債権よりも回収可能性に注意が必要な債権であり、通常の債権と区別してリスクある債権として管理し、効果的・効率的な回収を迅速に実施するため、回収可能性が十分検討できる体制の構築が望ましい。

11. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

母子及び父子並びに寡婦福祉法、愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則を適用する私債権。

[保健福祉部 子育て支援課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

区分	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
母子福祉資金貸付金	2,432,196	351,896	2,080,300
父子福祉資金貸付金	38,928	118	38,811
寡婦福祉資金貸付金	35,988	24,418	11,569
合計	2,507,113	376,433	2,130,680

(出典:定期監査調書)

(iii) 時効期間

10年(民法第167条第1項)

(iv) 制度の概要

(a) 制度目的

配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子又は男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進する目的で、必要な資金を貸し付ける制度である。

愛媛県では「愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に基づいて貸付けを行っている。細則は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月1日政令第224号)、厚生省による基本通知及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する規則(昭和48年4月6日規則第24号)に基づいて実施する母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金(以下「母子福祉資金等」という。)貸付事業の円滑かつ適正な執行を図るために定められたものである。

(b) 制度概要

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は次表のとおりである。

種類	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
事業開始	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,870,000円 団体 4,320,000円	-	1年	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
事業継続	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,440,000円 団体 1,440,000円	-	6か月	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修学	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 高校、専修学校(高等課程)月額 52,500円 高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額 90,000円	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子

種類	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
		大学 月額 96,000 円 専修学校(一般課程) 月額 48,000 円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額				
就学支度	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 63,100 円 中学校 79,500 円 国公立高校等 160,000 円 修業施設 282,000 円 私立高校等 420,000 円 国公立大学・短大等 380,000 円 私立大学・短大等 590,000 円	-	6か月	就学 20 年以内 修業 5 年以内	※修学資金と同様
技能習得	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するためには必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】月額 68,000 円 一括 816,000 円 (12 月相当) 【特別】 運転免許 460,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	20 年以内	(保証人有) 無利子(保証人無) 年 1.0%
修業	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するためには必要な資金	月額 68,000 円 【特別】 460,000 円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	20 年以内	※修学資金と同様
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 100,000 円 【特別】 330,000 円	-	1 年	6 年以内	※親に係る貸付けの場合(保証人有) 無利子(保証人無) 年 1.0% ※児童に

種類	内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
						係る貸付けの場合修学資金と同じ
生活	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 105,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付けは、配偶者がない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額 105,000円、合計 252万円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸し付けることができる。(注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 【特別】2,000,000円	-	6か月	6年以内 (特別)7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
転宅	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円	-	6か月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
医療介護	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】340,000円 特別 480,000円 【介護】500,000円	-	6か月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%
結婚	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	-	6か月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年 1.0%

(注 1)就学する学校等により限度額が異なる

(注 2)技能 20年以内/療・介 5年以内/母子家庭になって 5年未満 8年以内/失業 5年以内

(注 3)無利子/無利子/年 3%/年 3%

(注 4)就学する学校等により限度額が異なる

(出典:内閣府男女共同参画局 HP)

(c) 貸付対象者

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める次のもの

【母子家庭の母(父子家庭の父)】

下記の①～⑧の女子(男子)であって現に児童(20歳未満)を扶養しているもの

- ① 配偶者と死別した女子(男子)であって現に児童(20歳未満)を扶養しているもの
- ② 離婚した女子(男子)であって現に婚姻(事実婚含む)をしていないもの
- ③ 配偶者の生死が明らかでない女子(男子)
- ④ 配偶者から遺棄されている女子(男子)
- ⑤ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子(男子)
- ⑥ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子(男子)
- ⑦ 配偶者(事実婚含む)が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子(男子)
- ⑧ 婚姻(事実婚含む)によらないで母(父)となった女子(男子)であって、現に婚姻をしていないもの

【寡婦】

- ① 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの

- ② 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

【母子・父子福祉団体】

【父母のない児童】

(d) 連帯借受者及び連帯保証人

平成21年6月5日付けの母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令改正により、連帯保証人は必ずしも必要としない。ただし、修学資金は、親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とし(連帯保証人は不要)、児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。

(v) 減免・軽減制度について

償還金の支払猶予については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条に規定されている。また、償還の免除については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条に規定されている。

(償還金の支払猶予)

- (1) 災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき
- (2) 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき

(償還の免除)

- (1) 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるとき

愛媛県においては、過去において免除を行ったことはない。また、平成 30 年度において支払猶予は実施されている。

(vi) 債権の特徴

貸付主体は愛媛県(松山市を除く。)である。松山市在住者は松山市(中核市)が貸付主体となる。市町窓口で申請書を受け付け、県地方局地域福祉課で審査・決定する(平成 17 年度以後貸付分)。複数管内にまたがる母子福祉団体への貸付けについては、本庁(子育て支援課)で審査・決定する。ただし、母子福祉団体への貸付実績はない。

(vii) 調定・収納の状況

(a) 調定・収納事務のフロー

納入月初に、情報政策課が債権管理システムから納入通知書と調定決議書(内訳書)を出力し、これにより子育て支援課又は地方局地域福祉課は起案した調定決議書兼通知書に基づき調定を行う。調定後、子育て支援課等は債務者に納入通知書を発送する。

償還金の収納後、会計課は納入済通知書(以下「済通」という。)を子育て支援課等へ回付する。また、会計課は、指定金融機関等からの収納データを財務会計システムに取り込むとともに、収納データを情報政策課へ連携する。子育て支援課等では、情報政策課が入手した収納データと済通を画面で照合する。さらに、子育て支援課等では、情報政策課が債権管理システムから出力した収入内訳書の内容を査閲後、市町自立支援員に収入内訳書を送付し情報を共有する。地方局地域福祉課では、収入内訳書の入金状況を個人別台帳に手書きで転記する。

(viii) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

滞納が発生すると、償還期日の翌々月 1 日時点の日計データにより督促該当者一覧表と督促状が情報政策課で出力され、子育て支援課等から滞納者に督促状が送付される。

年 1~2 回、半年乃至 1 年間全く納入がない者など一定の滞納者に対して催告書を発送している。催告書を送付していない滞納者については、市町の自立支援員を通じて納付指導等を実施している。

送付文書未到達などの場合の所在調査についても市町の自立支援員を通じて債務者の所在を確認し、所在が判明したものについては住所等の変更届を入手し、子育て支援課等で債権管理システムへの入力を行う。

(b) 滞納債権の管理体制

子育て支援課の職員 2 名が債権回収を含む母子父子寡婦福祉資金に関する事務を担当している。平成 17 年度以後の資金の貸付・償還事務は、地方局地域福祉課へ権限を委譲している。平成 16 年度以前の貸付けの債権管理は子育て支援課が行っている。地方局地域福祉課における債権管理事務担当者は各地方局 2 名ずつである。

(c) 台帳の整備

財務会計システムから出力した収納データ等を元に、情報政策課が管理する大型電算機を用いて処理することで、個人別の貸付け情報、償還情報を管理している。

ただし、例えば、年度末等の一定時点での債権残高の内訳を債権管理システム上出力することはできない。

(d) 督促・催告

滞納発生後、一定期間後に督促状を、その後は債務者の状況に応じて年 1~2 回催告書を発送している。

平成 30 年度中に子育て支援課では 753 件、往査した東予地方局地域福祉課では 2,208 件督促状を発送している。

(e) 滞納整理

① 債権回収手続

主に催告書の発送、市町の自立支援員による納付交渉を行っているが、財産調査、法的措置は行っていない。

② 違約金

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年 5%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下「施行令」という。)第 17 条(違約金)。ただし、違約金の額が、徴収するために要する費用に満たないと認められるときは、当該違約金を債権として調定しないことしている(母子父子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領(以下「違約金取扱要領」という。)第 2 条第 2 項)。

違約金は災害その他やむを得ない理由がある場合は、違約金の不徴収申請者が違約金不徴収願を市福祉事務所長又は町長を経由して知事に提出することになっている(施行令第 17 条ただし書、違約金取扱要領)。

違約金は債権管理システムにより計算され、違約金が発生したときは債権管理システムから情報政策課が「違約金発生通知書」を出力し、子育て支援課等がこれとともに「違約金不徴収願」を

同封して滞納者に送付する。「違約金不徴収願」は、市町の自立支援員により不徴収理由の内容について審査の上、市町を通じて提出される。

地方局地域福祉課では、「違約金不徴収願」の決裁を受けて、債権管理システムに違約金不徴収のチェックを入力する。

③ 時効の管理

時効の管理を網羅的に実施可能な管理簿等はない。このため子育て支援課では時効の管理は十分に実施できていない。往査した東予地方局地域福祉課では、滞納整理簿等の記帳時等に注意しているとのことであった。

④ 不納欠損処理

3年間の不納欠損の事由別推移は次表のとおりである。なお、平成29年度以前は不納欠損の実績はない。

(単位:千円)

事由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時効完成	-	-	2,858
借受人破産・連帯保証人個人再生	-	-	-
合計	-	-	2,858

なお、平成30年度不納欠損は次表のとおりである。

(単位:千円)

順位	対象者	不納欠損額	不納欠損理由	不納欠損処理年月	未償還期間
1	a	670	時効完成	平成30年11月	平成3.9～11.9
2	b	588	時効完成	平成30年12月	昭和56.3～59.8
3	c	1,600	時効完成	平成30年10月	平成6.8～10.12

(ix) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	2,570,515	235,719	-	249,603	-	-	2,556,629	
うち、								
収入未済額	357,597	-	357,597	16,842	30,641	-	371,396	4.7
履行期限 未到来債権	2,212,918	235,719	263,403	232,762	△30,641	-	※2 2,185,233	88.4
<平成29年度>								
債権残高	2,556,622	250,477	-	259,404	-	-	2,547,694	
うち、								
収入未済額	371,396	-	371,396	25,898	26,618	-	372,116	7.0
履行期限 未到来債権	※3 2,185,226	250,477	260,124	233,506	△26,618	-	※4 2,175,578	89.8

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納率
<平成30年度>								
債権残高	2,547,701	220,357	—	258,087	—	2,858	2,507,113	
うち、								
収入未済額	372,116	—	372,116	18,579	25,754	2,858	※5 376,433	5.0
履行期限 未到来債権	2,175,585	220,357	265,262	239,508	△25,754	—	2,130,680	90.3

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

調定額:歳入現計表上の「調定額」

収納率=収入額/調定額×100

※2 定期監査調書「債権に関する調」中「本年度末現在高」履行期限未到来債権小計2,185,244千円より11千円少ない。同調書「母子福祉資金償還状況」表中現年度の収入と未済の合計が254,769千円であるのに対し、「債権に関する調」表中の母子福祉資金貸付金の本年度増減高の減は254,758千円であることから差が生じている。差異が僅少のため無視する。

※3 平成29年度定期監査調書「債権に関する調」中履行期限未到来債権の「前年度末残高」は2,185,226千円であるが、平成28年度同監査調書「債権に関する調」中履行期限未到来債権の「当年度末残高」2,185,244千円であり、18千円相違しているが、僅少のため無視する。

※4 定期監査調書「債権に関する調」中「本年度末現在高」履行期限未到来債権小計 2,175,585 千円より 7 千円少ない。同調書「母子福祉資金償還状況」表中現年度の収入と未済の合計が 252,884 千円であるのに対し、「債権に関する調」表中の母子福祉資金貸付金の本年度増減高の減は 252,877 千円であることから差が生じている。差異が僅少のため無視する。

※5 定期監査調書「債権に関する調」中の履行期限到来債権の母子、寡婦及び父子の「本年度末現在高」の合計351,350千円に現年分の収入未済額である振替額25,754千円を合計した377,103千円と670千円相違している。これは、平成30年度債権に関する調中の「本年度増減高」の「減」欄に母子福祉資金貸付金の不納欠損額670千円の集計を漏らしたことによる。平成30年度財産に関する調書は誤っておらず、定期監査調書のみの誤りであること、誤っている額が少額であるため指摘事項にはしないこととする。

(出典:定期監査調書 一部加工)

(x) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(令和元年5月31日現在)

子育て支援課の定期監査調書「発生年度別未収入額調」に記載されている金額は本庁分のみであるため、次表は地方局地域福祉課分を含まない本庁分のみの金額を記載している。

(単位:千円)

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内		6,766	
1年超~2年以内		8,015	
2年超~3年以内		9,225	
3年超~4年以内		11,299	
4年超~5年以内		13,080	
5年超		224,533	
合計		272,918	

(出典:定期監査調書「発生年度別未収入額調」一部加工)

(参考)

次表は収納機関別の現年度と過年度収入未済額を記載したものである。

区分	収納機関	現年度	過年度	現過合計
母子福祉資金貸付金	東予地方局	10,476	43,856	54,332
	中予地方局	1,895	9,058	10,953
	南予地方局	5,948	28,573	34,521
	地方局計	18,319	81,487	99,807
	本庁	6,525	246,235	252,760
	合計	24,844	327,723	352,567
父子福祉資金貸付金	東予地方局	94	24	118
	中予地方局	–	–	–
	南予地方局	–	–	–
	地方局計	94	24	118
	本庁	–	–	–
	合計	94	24	118
寡婦福祉資金貸付金	東予地方局	287	1,853	2,140
	中予地方局	127	1,705	1,832
	南予地方局	160	2,318	2,478
	地方局計	574	5,875	6,449
	本庁	242	19,916	20,158
	合計	816	25,791	26,607
合計	東予地方局	10,857	45,732	56,589
	中予地方局	2,022	10,763	12,785
	南予地方局	6,108	30,891	36,999
	地方局計	18,987	87,386	106,373
	本庁	6,766	266,151	272,918
	合計	25,754	353,538	379,291
不納欠損額		–	△2,858	△2,858
再計		25,754	350,680	376,433

(出典:定期監査調書(母子・寡婦・父子福祉資金償還状況)一部加工)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容、督促・催告の実施状況に係る関連資料との突合・吟味(①収入未済額がない債権、②収入未済額が新たに発生した債権、③収入未済額が29年度以前に発生しているが遅れながらも回収されている債権、④収入未済額が29年度以前に発生しつつ回収もない債権から任意に7件サンプルテスト実施)
- ⑤ 監査対象とした債権の管理部署(東予地方局)への往査(②から④手続を同様に実施)
- ⑥ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 債務者別債権残高明細の未作成(指摘事項 17)

(発見事項)

平成 30 年度の定期監査調書に記載されている債権残高の確認のため、債務者別債権残高明細データの提出を依頼したところ、貸付実行毎のデータはあるものの債権管理システムの構成上、債務者別残高明細データは作成できないとのことであった。

そこで、監査人は子育て支援課から平成 30 年度末までに調定された個人別債権管理簿データ(調定年月、調定額、償還額、残額)と監査時(令和元年 10 月 24 日)における個人別債権管理簿データ(償還開始年月、貸付額、償還総額、償還済額)を入手し、データの加工を行い、平成 30 年度末の債務者別債権残高を抽出計算した結果、定期監査調書における債権残高との差異が見られた。

また、子育て支援課では、定期監査調書に記載される当年度残高は、前年度末残高に当年度の増減を加減算して算定しているとのことである。

(問題点)

一定時点での債務者別残高明細が作成されなければ、年度末に作成される一般会計等財務書類(貸借対照表)や財産に関する調書の残高が債務者別残高の積上げになっているか検証できない。すなわち、財産の金額の適正性を担保することができないことになり問題である。例えば、日常の債権管理業務を確実に実施し債権管理システム上の債務者別債権残高は適正なものであったとしても、財務書類等に記載される当年度残高を、前年度末残高に当年度の増減を加減算して算定していると、残高自体の検証が行われない結果、何らかの理由で残高が誤ったものになつても気づかない可能性があり、まさにこの典型的な例である。

(指摘事項 17) 債務者別債権残高明細の未作成

財務書類等の残高と残高明細の合計額の一一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債務者別債権残高明細を作成する必要がある。

一定時点での債務者別の残高明細を作成することが容易ではない理由は、債権管理システムのデータは貸付、償還、違約金データといったフロー情報しかなく、残高データがないためである。したがって、債権管理システムのデータに残高データを持たせるか、システム上入力されているデータから一定時点の債務者別残高を計算し明細に出力できるようにすることが考えられる。

(ii) 債務者に対する財産調査等の不実施(指摘事項 18)

(発見事項)

子育て支援課等では、正確な財産調査は難しいため、本格的には実施しておらず、当該貸付金の福祉目的の性格上、前提として法的措置に進むことも難しいと考えこれも実施していない。ま

た、弁護士に回収を委託する場合なども当該債権の性格だけでなく費用対効果の面も検討する必要があるとして、現時点ではこれも実施していない。

サンプルテストの対象者に係る未償還金対応簿(債権管理簿)を査閲したところ、平成 25 年の償還開始後まったく入金のないものがあった。連帯保証人に対しても滞納通知は送付しているが、連帯保証人からの入金もなかった。

(問題点)

県は債権の保全及び取立に関し、必要な措置を取らなければならない(地方自治法第 240 条第 2 項、同施行令第 171 条の 2)と規定されており、そのために財産把握の必要性があるが、これを実施しなければ債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産把握が困難になる。

(指摘事項 18) 債務者に対する財産調査等の不実施

適切な債権管理のために財産調査や場合によっては法的措置等の実施が必要である。

愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納 3 か月超で、債務者に支払能力がある(無資力又はこれに近い状態以外)場合、強制徴収の実施が可能であり、そのためにも、調査先の任意協力が前提となるが、財産調査は必要不可欠である。

さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄(原則として消滅時効が経過済みであることが必要。)の対応にもつなげることが可能になる。

財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を微しておくことも有効である。

(iii) 連帯保証人に対する未請求(指摘事項 19)

(発見事項)

サンプルテストの結果、連帯保証人に対する督促、電話等による催告は実施されているものの連帯保証人に対して積極的に請求がなされていないものがあった。債権管理担当者に確認したところ、督促、催促の結果、連帯保証人が自発的に弁済を申し出る場合を除き、原則として借主又は連帯借主からの弁済を求めていたことであった。サンプルのケースでは、連帯保証人に対して電話、臨戸等するも結局接触できなかったこともあり、連帯保証人に対する弁済交渉もできなかったとのことであった。

(問題点)

連帯保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、連帯保証人に対して請求しなければならないとされている(地方自治法施行令 171 条の 2 第1号)。連帯保証人から積極的に弁済を受ける努力が足りないことが問題である。

地方自治法施行令

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したもの)については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(指摘事項 19)連帯保証人に対する未請求

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令の規定に従い、連帯保証人に対して速やかに履行請求を行う必要がある。

(iv) 徴収不能引当金の計上(意見事項 28)

(発見事項)

平成 29 年度以前の一般会計等財務書類(貸借対照表)において母子父子寡婦福祉資金貸付金について個別に回収可能性を検討して徴収不能引当金を計上する方針でないことから徴収不能引当金は計上されていない。

平成 30 年度末までに調定された個人別債権管理簿データ(調定年月、調定額、償還額、残額)と監査時(令和元年 10 月 24 日)における個人別債権管理簿データ(償還開始年月、貸付額、償還総額、償還済額)を入手し、これらから平成 30 年度末時点で調定後 10 年が経過した債権が存在している債務者に係る個人別債権管理簿データを抽出し、集計・分析した結果は次のとおりであった。

平成 30 年度末において消滅時効が完成した債権(平成 21 年 3 月末以前納期限到来)残高は 151,899 千円(利息未収額 3,268 千円含む。延 11,049 件)であった。また、令和元年 10 月 24 日現在において消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高は 279,799 千円である。履行期限未到来債権は未調定であることから長期延滞債権として処理されず、現行の処理では財務書類上「長期貸付金」に計上され、徴収不能

引当金の引当対象にならない。

(問題点)

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められる。それにもかかわらず履行期限未到来債権が無条件に正常債権として徴収不能引当金の引当対象になっていないことは、返還不能リスクの開示の観点から問題である。

(意見事項 28) 徴収不能引当金の計上

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。

そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用することが考えられる。

また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。

なお、令和元年 10 月 24 日現在の金額に基づいているが、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成 30 年度末の一般会計等財務書類(貸借対照表)上少なくとも 279,799 千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。

(v) 不十分な時効中断措置の実施及び時効管理(指摘事項 20)

(発見事項)

一部については債務承認を行っている事例もあるとのことであるが、時効管理のための特段の管理資料による時効の管理を全ての案件に対しては実施できていない。子育て支援課においては、時効の管理までは十分に手が及んでないとのことであった。東予地方局地域福祉課においては、滞納整理簿等の記帳時に気を付けているとのことであったが、債務者数を鑑みると網羅的、確実な時効管理の実施は困難な状況であると言わざるを得ない。

延滞債権について延滞の督促の実施後、催告は実施しているが、督促以外の時効中断措置は十分に実施していない。

(問題点)

私債権は、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を行うことにより消滅する。消滅時効の完成前に時効の中止措置を講ずる必要がある。しかし、全債権に対する時効の管理を行わなければ、時効の認識がないまま消滅時効が完成する債権が発生する可能性がある。

母子福祉資金等貸付金の場合、償還方法は月賦が多いため、償還期限の古い納期の債権は知らないうちに時効が完成していたという状況になりかねない。

(指摘事項 20) 不十分な時効中断措置の実施及び時効管理

安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中止措置を徹底する必要がある。

限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。

債権管理システムの償還状況明細には、「納入月」と「納入日」欄がある。履行期限到来済納入月が指定する一定の年月以前で納入日欄がブランク、すなわち収入未済の債権を抽出することにより、時効の完成前に時効完成予備軍の債権に対する検討を網羅的に実施することができるを考える。

また、時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。

(vi) 個人別台帳(債権管理システム)データの更新(意見事項 29)

(発見事項)

東予地方局地域福祉課では、債権管理システムから貸付当初等に出力した「福祉資金個人台帳」に、日々の入金記録を手書きで記帳し、入金管理を行っていた。

収納データは債権管理システムに取り込まれるが、実際の収納と債権管理システムへデータ取込みにタイムラグがあるため、督促状発送や電話対応に支障が生じないように「福祉資金個人台帳」に日々の入金記録を記帳しているとのことであった。

(問題点)

債権管理システムを利用しているにもかかわらず、手作業が発生しており、かなり非効率になっている点が問題である。

(意見事項 29) 個人別台帳(債権管理システム)データの更新

手作業を減らし事務の効率化につながるだけでなく手作業による記帳ミスなどの人的エラーを防ぐため、収納データをタイムリーに債権管理システムに取り込むようシステム変更することが望ましい。

(vii) 督促状作成のシステム化(意見事項 30)

(発見事項)

東予地方局地域福祉課では、平成 30 年度中に発送した督促状が 2,208 件に及ぶ。この督促状は債権管理システムから印刷されるが、印刷後、公印押印、発送日や納期限の押印(記入)、封入、切手貼付といった発送作業を担当者 1 名が手作業でおこなっている。

(問題点)

公印押印や発送日・納期限の押印(記入)は情報システムにより対応可能な作業であるため、債権管理に注力すべき人員の貴重な時間をこれに割くことは非効率である。

(意見事項 30) 督促状作成のシステム化

限られた人員配置の中で、情報システムにより対応可能であると認められる督促状への公印押印(公印の刷込み)や発送日・納期限の記入は督促状の印刷時に印刷できるようにすることが人的資源の有効活用、業務の効率化の観点から望ましい。

(viii) 債権回収の外部委託の検討(意見事項 31)

(発見事項)

債権管理担当者は、子育て支援課(本庁)が 2 名、地方局地域福祉課が地方局 2 名ずつの 6 名であり、マンパワーが限定されている。

(問題点)

当該貸付制度の対象者はそもそも生活弱者であるため、延滞が生じる可能性が高い。債権管理は非常に限られた人員により実施されている状況であり、今後さらに増加する可能性がある延滞債権に対する適切な対応はより困難なものになると考えられる。

さらに、異動により未経験者が担当する可能性があり、経年により蓄積された債権回収等のノウハウがリセットされる可能性も十分考えられる。

(意見事項 31) 債権回収の外部委託の検討

限られた人員配置の中で、効率的な債権管理と債権回収を継続的に実施するため、ノウハウがある弁護士法人等に債権回収を委託することを検討することが望ましい。

12. 児童福祉施設入所措置費負担金

(1) 概要

(i) 債権の種類

児童福祉法及び児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則に基づく強制徴収公債権。

[保健福祉部 子育て支援課、福祉総合支援センター]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
児童福祉施設入所措置費負担金	36,996	36,996	—

このうち、検討の対象とした債権は福祉総合支援センターに係るものであり、その平成 30 年度債権残高は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
児童福祉施設入所措置費負担金 (福祉総合支援センター)	28,326	28,326	—

(iii) 時効期間

消滅時効 5 年(地方自治法第 236 条)

(iv) 制度の概要

児童福祉法に基づき、児童を児童福祉施設に入所させ療育・養護等を行ったり、身体・知的障害のある児童を障害児施設に入所させて保護や治療を行う場合に、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて徴収する費用に係る債権。

(v) 債権の特徴

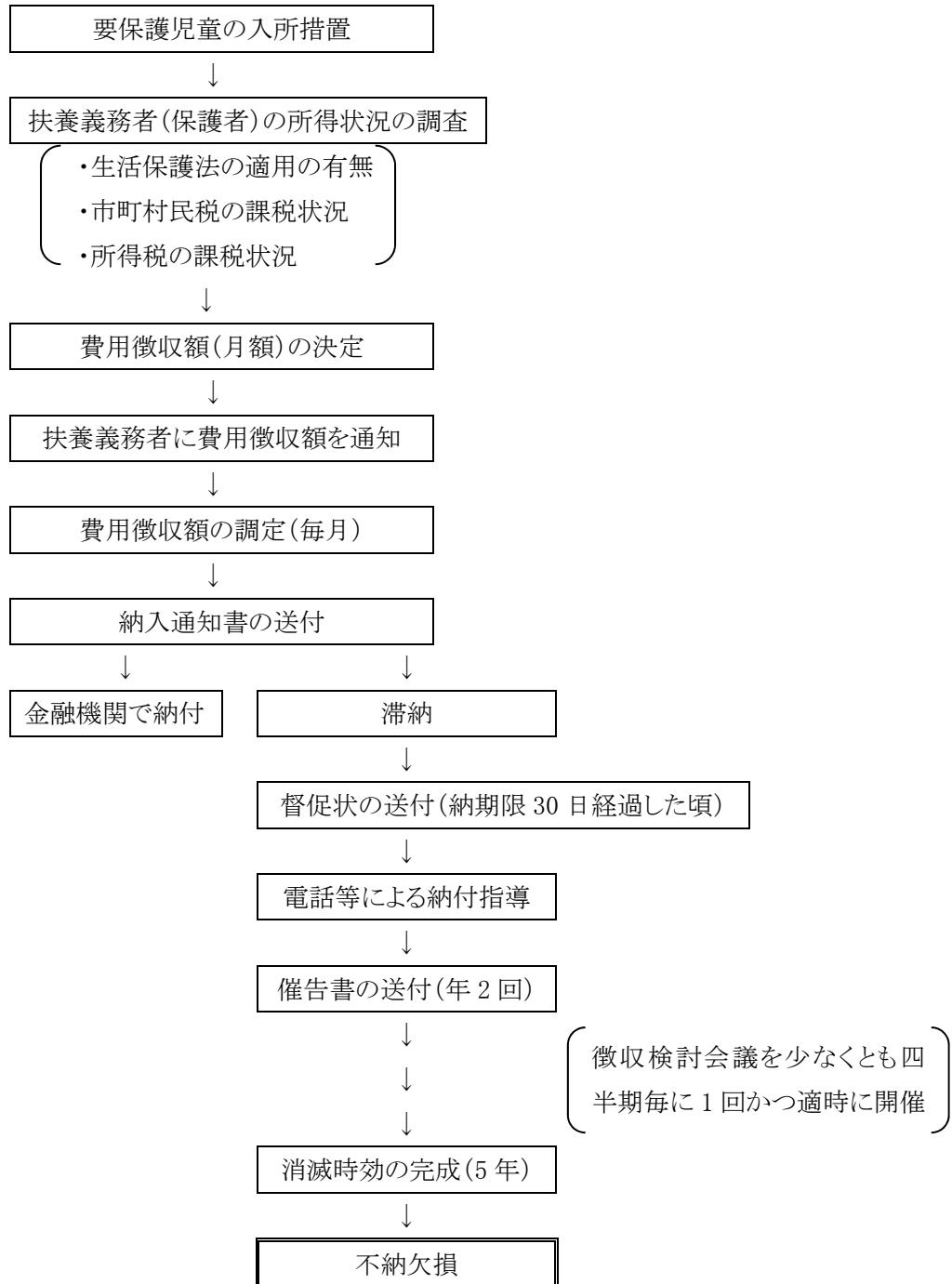
福祉総合支援センターは、児童相談やドメスティック・バイオレンス対応のほか、障がい者更生等の各種相談に対し一体的に対応するため、平成 27 年 4 月に、中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所を統合して設置されたものである。本債権は、上記のような施設(児童福祉施設や障害児施設)の入所措置に際して本人又は扶養義務者が負担すべき費用に係る債権である。毎月調定され、翌月に入金・回収されることが原則となっているが、多くの額が未徴収となっている。

そもそも児童虐待や裁判所の決定による措置の場合等、扶養義務者の意思に反して施設に入所する場合が多く、納付についても拒絶されるケースがあり、またその後の回収を強く推し進める上で児童と扶養義務者、又は扶養義務者と施設の関係が悪化し、入所措置本来の目的の達成に支障が出る恐れもあり、積極的な回収のための対応が取りにくいという一面がある。

加えて人員的な制約もあり、結果として、一旦未徴収となった債権についてはその後も回収が進まないケースが多く、最終的には時効期間である 5 年を経過した時点での未徴収分を機械的に全額不納欠損処理している。

(vi) 調定・収納及び債権管理の状況

(a) 調定・収納事務及び債権管理事務のフロー



(出典:児童福祉施設入所措置費負担金の賦課・徴収事務の流れ 等)

(b) 滞納債権の管理体制

福祉総合支援センターでは、債権管理を担当しているのは総務課庶務係の1名(0.5人役)のみである。滞納発生時の督促状の送付(平成30年度の1年間で912件の発送実績)及び全滞納者への年2回の催告書の送付等の事務手続でほぼ業務が手一杯であり、電話等による納付指導は

実際には行えていない。

現在入所措置している児童の扶養義務者とは児童福祉司による定期的な面談(児童及びその家族の現状把握が主な目的)等により一定の情報を入手することは可能だが、施設を退所した児童に係る未収金についてはそうした情報収集すら難しい状況にある。いずれの場合も、実質的には財務内容の把握、財産調査等といった手続や税務当局との情報共有といった手続は実施できていない。

ただし、所長、次長、課長、児童支援専門員が出席する徴収検討会議が開催されており、平成30年度では7回開催されている。ここでは、①上位20~30名の大口滞納者の状況整理、②現年度の人の徴収率を高めるための施策(措置の際に負担金の制度の十分な説明を実施する等)の検討や情報共有等、限られた人員のなかで効果的かつ効率的に回収作業を進めるための検討が行われている。

(c) 台帳の整備

債権別、個人別の交渉履歴がわかる滞納整理票を整備するとともに、請求管理用にデータベースシステムを利用しておらず、これで債権別及び人別の請求額及び請求残額(収入未済額)の管理を実施している。

(d) 不納欠損処理

3年間の不納欠損の事由別推移は次表のとおりである。

(単位:千円)

事由	平成28年度	平成29年度	平成30年度
時効完成	4,453	4,876	5,047
	(全て平成22年度発生分)	(全て平成23年度発生分)	(全て平成24年度発生分)

(vii) 債権残高、調定額、収入額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 平成30年度以前5年間の年度別未収債権の推移

(単位:千円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
現年度調定額	12,693	13,633	16,342	17,773	18,105	78,545
現年度収入額	7,213 (57%)	7,733 (57%)	9,487 (58%)	10,798 (61%)	11,610 (64%)	46,841 (60%)
発生年度当初未収債権額	5,480	5,900	6,855	6,975	6,495	31,704
調定年度より後の回収額						
平成27年度納付額	298					298
平成28年度納付額	-	391				391
平成29年度納付額	477	25	188			690
平成30年度納付額	413	791	354	441		1,999

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
調定年度より後の 収入額計	1,188 (9%)	1,207 (9%)	542 (3%)	441 (2%)	- (-%)	3,378 (4%)
収入額合計	8,401 (66%)	8,940 (66%)	10,029 (61%)	11,239 (63%)	11,610 (64%)	50,219 (64%)
未収債権額 (平成30年度末)	4,292	4,692	6,312	6,534	6,495	28,326

※1 カッコ書きは当初調定額に対する収納率

(2) 実施した監査手続

① 諸規程の閲覧

児童福祉法、児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則、児童福祉施設入所措置費負担金徴収マニュアル等を閲覧した。

② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問

福祉総合支援センター総務課、子育て支援課等の関係各部署の管理者及び担当者に対して質問を実施した。

③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧

債務者別債権額一覧表、福祉総合支援センターの定期監査調書、組織図、その他の関係資料を閲覧した。

④ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化(意見事項 32)

(発見事項)

本債権は強制徴収公債権であり、本来は財産調査や財産差押え等の国税徴収法の手続による債権回収が可能な債権である。ただし、実際には財産調査や財産差押え等の滞納処分の手続は行われておらず、結果として当初調定額に対するその後の収入額の割合は前述(vii)(a)のとおり、非常に低い。これには、積極的な徴収が当事者間の関係悪化を通して措置本来の目的を達成する上での阻害要因になりかねないという配慮があり、また人員が前述のとおり最低限の配置となっているのも積極的な徴収手続を想定していないことがその一因であると考えられる。

(問題点)

強制徴収公債権であるが、児童福祉施設への入所措置費用に関する扶養義務者負担分という債権の特殊性と人員的な制約から、積極的な債権回収策がとれていない。決められた負担金の体系の下で 支払いをする者と支払いをしない者がいる以上、支払いをしない者に対して何ら手続をしないことは公平性の観点から問題がある。

(意見事項 32) 児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化

規定どおり支払っている扶養義務者が少しでも不公平感を感じないように、現在検討を進めている徴収検討会議等での効果的な徴収方法のノウハウをより蓄積し、これらを負担金徴収マニュアルに明確化することで、限られた人員の中で効果的に回収作業を行える体制整備をより推進することが望ましい。

滞納処分の例による財産調査や財産差押えのほか、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報を共有し、同マニュアルに反映することも考えられる。

13. 地域総合整備資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県ふるさとづくり推進条例及び愛媛県地域総合整備資金貸付要綱の適用を受ける私債権。

[企画振興部 地域政策課]

(ii) 平成 30 年度末債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
地域総合整備資金貸付金	1,000,000	—	1,000,000

(iii) 時効期間

10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

地域総合整備資金貸付制度は、地域振興に資する民間事業活動に対して、地域総合整備資金貸付事業債を原資として無利子融資を行う制度であり、ふるさと融資と呼ばれる。

平成元年 9 月に開始されたものであり、全国(都道府県及び市町村)で同じ制度のもと事業が行われている。

概要は次のとおりである。

貸付主体	愛媛県
貸付対象者	法人である民間事業者(第三セクターを含む)
貸付対象事業	地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた事業で一定の要件(公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施される事業、新規雇用が 10 人以上あるもの、設備投資額が 1,000 万円以上等)を満たすもの。
融資額	<ul style="list-style-type: none">設備投資額を対象として、おおむね 300 万円以上対象費用から補助金等を控除した額のうち、35%を上限
貸付対象期間	対象となる貸付けの実施は 4 年以内

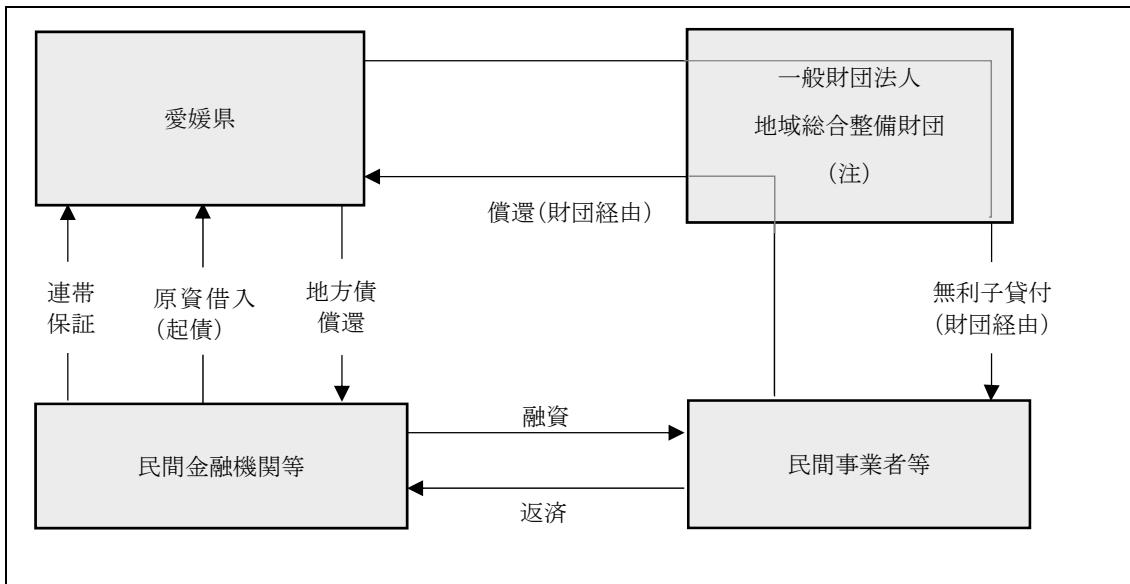
償還期間	15年以内(据置期間5年以内)の期間内で償還
債権保全	<ul style="list-style-type: none"> 協調して融資を行う民間金融機関が連帯保証人 民間金融機関等からのふるさと融資以外の借入が必要
延滞利息	年14.0%
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域総合整備資金貸付事業債は償還期間15年以内、据置期間5年以内、交付税措置が利息負担相当額の75%(土地相当分は50%)である。 県から借入について連帯保証人となる民間金融機関等に対して債券を発行する。

(v) 債権の特徴

愛媛県は民間事業者等からの事業計画を聞き取り、申込を受けると、総合的な調査・検討を一般財団法人地域総合整備財団(以下ここでは「財団」という。)に依頼、財団からの結果通知を受領して、愛媛県から民間事業者に貸付決定通知を送付する。

その後、愛媛県は民間事業者等への貸付資金を起債することで資金を確保し、民間金融機関からの融資とともに愛媛県から財団経由で無利子貸付を民間事業者等に実施する。

融資の大まかな流れは次の図のとおりである。



(出典:地域政策課作成資料)

(注) 一般財団法人地域総合整備財団は、都道府県(政令指定都市を含む。)等の出捐により設立された一般財団法人であり、地域総合整備資金貸付制度の総合的な調査・検討及び貸付・償還事務の受託業務をはじめとして、主として民間事業活動を対象とした地域の振興・経済の活性化と魅力あるふるさとづくりのための各種事業を行っている。愛媛県とは貸付事務包括委託契約を締結している。

延滞、滞留等が発生した場合も、前述のとおり協調融資を行った金融機関が連帯保証人となるため、回収不能になる可能性は低い。当貸付制度開始以来、愛媛県において不納欠損が発生した実績はない。

また、過去に連帯保証人による債務履行となったケースもない。

(vi) 調定・収納の状況

(a) 調定・収納事務のフロー

- ① 財団は、償還期日の20日前までに、納入通知書を借入人に送付する。
- ② 財団は、借入人から償還金を収納するとともに収納日の翌営業日に県が指定する金融機関口座に入金する。

(vii) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

① 貸付時の審査

- 審査や申請書様式等の策定など地域総合整備資金の貸付けによる支出事務、徴収事務及びこれらの事務に付随する事務は、財団に委託している。
- 愛媛県は、財団が行った総合的な調査・検討の結果の通知を受けて、審査に合格した案件(事業者)に対して貸付けを行っている。

② モニタリング等の体制

- 貸付件数が少ないとから、システムで管理せず、「債権管理状況一覧」と「債権管理表」で個々の金額や履行期限、調定、収入額、未収入金額、残額等の情報を記載し管理している。
- 貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還した場合、借入人は期限の利益を喪失し直ちに償還する必要があるため、毎期、「借入金状況報告書」の提出を受けている。

(viii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度末 残高	収納 率
<平成28年度>								
債権残高	9,720	400,000	4,856	4,856	-	-	404,864	
うち、								
収入未済額	-	-	-	-	-	-	-	-
履行期限 未到来債権	9,720	400,000	4,856	4,856	-	-	404,864	100.0
<平成29年度>								
債権残高	404,864	600,000	4,864	4,864	-	-	1,000,000	
うち、								

	前年度末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納欠損額	当年度末残高	収納率
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限未到来債権	404,864	600,000	4,864	4,864	—	—	1,000,000	100.0
<平成30年度>								
債権残高	1,000,000	—	—	—	—	—	1,000,000	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限未到来債権	1,000,000	—	—	—	—	—	1,000,000	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

(b) 貸付けの内容

過去3年の貸付先、貸付残高の推移は、次のとおりである。

貸付先	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
学校法人聖カタリナ学園	400,000	400,000	400,000
日本赤十字社	—	600,000	600,000
南海放送株式会社	4,864	—	—
合計	404,864	1,000,000	1,000,000

(出典:地域政策課作成の債権管理表)

また、平成30年度末に貸付けを行っている事業の概要は次のとおりである。

事業者名	日本赤十字社 松山赤十字病院		学校法人聖カタリナ学園
事業内容	新病院(北棟及び別棟東)の整備 (平成30年1月オープン)		聖カタリナ大学看護学科設置に伴う新キャンパス整備 (平成29年4月開設)
貸付対象事業費	11,711,021千円		1,353,000千円
貸付額	600,000千円		400,000千円
貸付条件	利率	無利子	無利子
	貸付期間	15年	15年
	据置期間	5年間	5年間
貸付年月日	平成29年12月12日		平成29年3月28日
平成30年度末 貸付残高	600,000千円		400,000千円
貸付目的	本県の医療提供体制の充実及び医療従		県内の看護師確保や地域偏在解消によ

	事者の新規雇用による地域経済の活性化を図るため、地域総合整備資金制度を活用し、松山赤十字病院における新病院の整備に対して長期無利子貸付による支援を行った。	る本県の医療提供体制の充実及び教職員の新規雇用や学生の県内定着による地域経済の活性化を図るため、地域総合整備資金制度を活用し、聖カタリナ大学における看護学科新設に対し長期無利子貸付による支援を行った。
--	---	--

(出典:定期監査調書)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は識別しなかった。

14.瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金貸付要綱の適用を受ける私債権。

[企画振興部 交通対策課]

(ii) 平成30年度末債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
宇野線・本四備讃線輸送改善事業	61,870	—	61,870

(iii) 時効期間

5年(商法522条)

(iv) 制度の概要

宇野線・本四備讃線(岡山～児島間)輸送改善の宇野線早島駅付近一部複線化事業が、「平成15年度幹線鉄道等活性化事業費補助」の「宇野線・本四備讃線の高速化事業」として採択され、

平成 15 年度から事業を実施している。この事業の主体は、愛媛県、香川県及び西日本旅客鉄道株式会社の出資によって設立された瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社(岡山県岡山市)であり、愛媛県は出資のほか、事業の実施に当たって事業資金の貸付けも実施している。

「宇野線・本四備讃線の高速化事業」の事業内容は、次のとおりである。

- ・備中箕島駅終点付近から茶屋町駅高架区間手前まで約 3.3km の複線化
- ・久々原駅の下り線ホーム新設
- ・茶屋町駅から児島駅間高速化

当事業の結果、平成 20 年度には供用が開始され、供用開始後は西日本旅客鉄道株式会社が引き続き線路設備を賃借するとともに、列車の運行、保守・維持管理を行っている。

総事業費約 30 億円は、国の補助と地方自治体(四国 4 県と岡山県)及び西日本旅客鉄道株式会社が負担するとされ、地方自治体(四国 4 県と岡山県)は、事業主体である瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社に出資(出捐)及び貸付けをしている。なお、貸付金は四国 4 県と岡山県が負担しているが、自治体の負担割合は、瀬戸大橋線の運行本数及び利用者数等により算出している。

事業主体である瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社への貸付け及び出資の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

	愛媛県	香川県	岡山県	高知県	徳島県	西日本旅客鉄道(株)	合計
貸付	61,870	109,679	78,744	19,685	11,249	-	281,228
出資	18,000	32,000	-	-	-	50,000	100,000

(出典:交通対策課作成資料)

前述のとおり、瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付金として愛媛県は 61,870 千円を貸し付けている。主な貸付条件は、以下のとおりである。

- 利率は無利子とする
- 貸付期間は 40 年以内とする
- 償還期限内に一括償還するものとする
- 保証人及び担保の提供は求めない
- 貸付金を貸付けの対象となる事業以外の資金に使用しない
- 知事が貸付金債権の保全などのため、貸付対象事業の状況に関し、質問し、帳簿その他の書類を調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めた場合は、これを拒んではならない
- 延滞金は年 10.75% の割合を乗じて日割りで計算する

(v) 債権の特徴

当該債権は、事業が採択された平成 15 年度以降、供用開始となる平成 20 年度までの間に必要な資金を順次貸し付けることで発生しており、貸付期間はいずれも 40 年間であるため、事業主

体である瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社は償還期限を迎える令和 26 年度から 30 年度にかけて返済財源を確保している必要がある。

瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社の決算状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資産合計	1,143,661	1,047,976	968,826	899,195	838,058
うち構築物	1,104,399	1,016,235	936,147	863,282	796,907
負債合計	1,606,208	1,559,944	1,519,755	1,480,005	1,439,762
うち長期借入金	281,228	281,228	281,228	281,228	281,228
うち預かり保証金	1,315,271	1,275,415	1,235,558	1,195,701	1,155,844
純資産	△ 462,546	△ 511,967	△ 550,928	△ 580,809	△ 601,703
うち資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(単位:千円)

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
売上高	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000
販売費及び一般管理費	146,102	130,260	119,784	110,698	101,711
営業損益	△ 65,102	△ 49,260	△ 38,784	△ 29,698	△ 20,711
当期純利益	△ 65,258	△ 49,420	△ 38,961	△ 29,880	△ 20,894

(出典:瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社作成決算資料)

事業主体である瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社は、保有する設備を西日本旅客鉄道株式会社に賃貸しており、当該設備の貸付料を毎期 81,000 千円受領している。両社の間では、基本協定を締結しており、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社が保有する資産の管理に要する費用(減価償却費、公租公課、管理費等)を西日本旅客鉄道株式会社からの利用料で賄い、また、施設の保守及び管理は西日本旅客鉄道株式会社が実施することとなっている。

上表のとおり、瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社は平成 30 年度において約 6 億円の債務超過となっており、当期純利益もマイナス 20 百万円と赤字が継続している。これは受取賃料を税法上で認められる経費を賄う水準としているためである。令和 4 年度までは税法で認められる経費を上回る会計上の経費が発生することにより赤字が継続して発生する計画であるが、令和 5 年度からは会計上の経費負担が少なくなることから利益がでることを見込んでいる。税法上と会計上で毎年の経費の計上額は相違するが、償還を迎える令和 30 年度までの貸付けの全期間を合計すれば経費計上額は税法上と会計上のいずれも同額となるため、令和 29 年度には累積の欠損金(税引後の累積赤字)はゼロになり、貸付金及び出資金が全額回収できる計画である。

(vi) 債権管理の状況

(a) 債権管理事務のフロー

瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社の役員に愛媛県から 1 名(企画振興部長)就任している。

当該県職員の役員会の出席及び出資者としての株主総会への参加により、愛媛県は経営状況を継続的に確認している。

(b) 台帳の整備

債権の発生年月日、債務者、履行期限について、債権整理簿において一覧となって記録されている。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—
<平成29年度>								
債権残高	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—
<平成30年度>								
債権残高	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	61,870	—	—	—	—	—	61,870	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は識別しなかつた。

15. 中小企業振興資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

① 公益財団法人えひめ産業振興財団(以下ここでは「財団」という。)への貸付け

中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則及び被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸付要綱に基づく私債権。

[経済労働部 産業創出課、経営支援課]

② 中小企業高度化資金貸付金

独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく私債権。

[経済労働部 経営支援課]

(ii) 平成 30 年度末債権残高

(単位:千円)

所管部署	貸付事業・種類等		債権残高	収入未済額	履行期限 未到来額
経済労働部産業支援局 産業創出課	えひめ中小企業 応援ファンド	第 1 期分	3,543,000	—	3,543,000
		第 2 期分	5,102,500		5,102,500
	えひめ農商工連携ファンド		2,115,000	—	2,115,000
経済労働部産業支援局 経営支援課	中小企業高度化資金貸付金		3,132	—	3,132
	被災中小企業施設 ・設備支援事業	貸付財源	1,660,000	—	1,660,000
		基金財源	4,700,000	—	4,700,000
合計			17,123,632	—	17,123,632

(iii) 時効期間

10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

中小企業振興資金特別会計の債権は、次のとおり区分される。

① 財団への貸付金

- A) えひめ中小企業応援ファンド(第1期及び第2期)に係る貸付金
- B) えひめ農商工連携ファンドに係る貸付金
- C) 被災中小企業施設・設備支援事業貸付金

② 中小企業高度化資金貸付金

(a) えひめ中小企業応援ファンドに係る貸付金

愛媛県では、平成 19 年 11 月に、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)、愛媛県及び県内金融機関等からの無利子融資により、地域に潜在する資源を掘り起こして地域密着型のビジネスを創出・育成することを目的として第 1 期ファンド(えひめ地域密着型ビジネ

ス創出ファンド:40 億円)を設立した。さらに、県内の既存産業の高付加価値化・高度化や、新規成長分野産業への支援を推進するため、平成 21 年 2 月に第 2 期ファンド(60 億円)を追加造成し、第 1 期ファンドと合わせて総額 100 億円となる「えひめ中小企業応援ファンド」を構築した。第 1 期分によるビジネスの創出支援、第 2 期分による既存中小企業への技術開発等に対する支援により、ビジネスシーズの発掘から創業を経て中核企業に成長するまでを一貫して支援する中小企業の育成システムとしての活用が期待されている。

具体的には、財団が運営する各ファンドで国債や地方債等の債券を購入し、その運用益をもつて次のような助成対象者に助成を行う事業である。

① 第 1 期 創業等に係る助成事業

県内で培われた製造技術や農林水産物、伝統工芸品等の特産物、文化財、自然の風景などの地域資源を活かしたビジネス及び地域ニーズに対応したビジネスに助成する。

① 助成経費:

法人設立経費、設備・備品費、販売促進経費等

② 助成対象者:

法人を設立して地域に密着した事業に取り組もうとする個人又はグループ、地域に密着した事業を新たに取り組もうとする創業後5年未満の中小企業者(愛媛県に本社、主たる事務所を有し、愛媛県内で事業を実施する者)

② 第 2 期 新事業展開・商品開発に係る助成事業

中小企業の経営改善につながるような商品開発(改良を含む)や技術等を活用した新事業展開等への取組みに助成する。

① 助成経費:

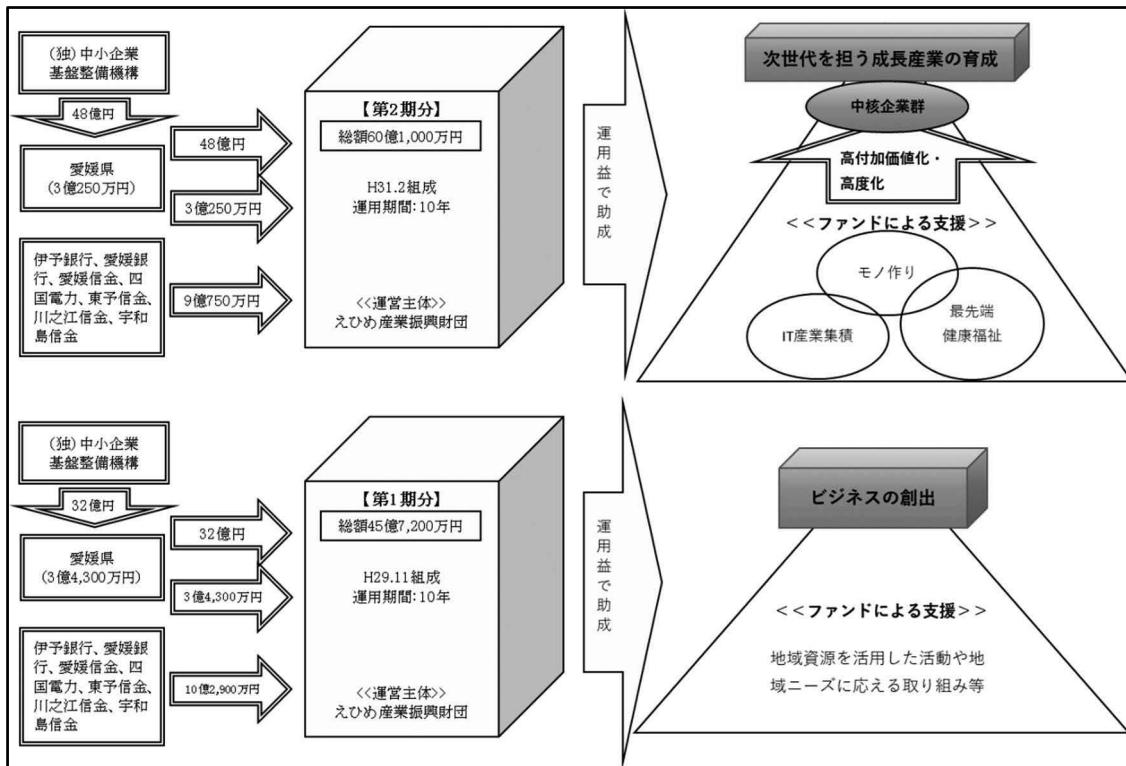
助成事業の実施に必要な技術・製品開発、新事業展開販路開拓及び人材育成その他の経費

② 助成対象者:

中小企業者、中小企業団体又はそれらのグループ

なお、第 1 期ファンドは平成 29 年 11 月、第 2 期ファンドは平成 31 年 2 月に当初運用期間 10 年が満了したが、いずれのファンド事業も県内中小企業等の活性化に不可欠なものであることから、引き続き当該ファンド事業を切れ目なく実施するために、県の拠出額を増額するとともに県内金融機関からも新たな参画や追加の拠出を得て、基金総額を第 1 期:45 億 7,200 万円、第 2 期:60 億 1,000 万円の合計 105 億 8,200 万円に増額して更新・継続している。

また、これらのファンドは財団が運営管理法人となっており、愛媛県は中小機構から無利子融資を受け、これと愛媛県独自の負担分を合わせて財団に融資する形となっている。



(出典: 愛媛中小企業応援ファンドの概要)

(b) えひめ農商工連携ファンドに係る貸付金

農林漁業者と中小企業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う、新商品・新サービスの開発、農林水産業関連ビジネスの推進を支援し、農林漁業者と中小企業者等との連携強化による地域経済の活性化を図る目的で、愛媛県、中小機構及び県内金融機関等からの無利子融資により、平成22年2月に総額25億円のえひめ農商工連携ファンドが組成された。運営管理法人は前述(a)と同じ財団である。

① 農商工連携助成事業

農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新商品・新サービスの開発等の取組みに対する助成。

- ① 助成率: 2/3
- ② 限度額: 500万円/件
- ③ 助成期間: 1年以内(最大2年)

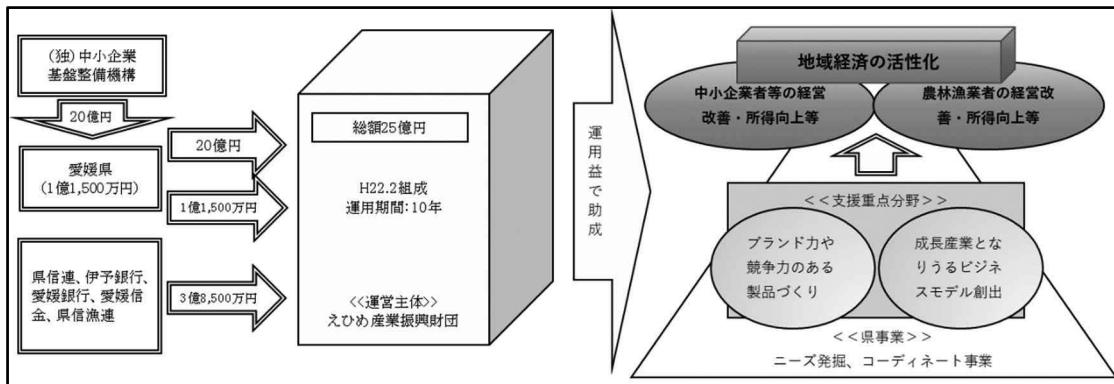
② 農商工連携支援事業

農林漁業者と中小企業者等との連携体を支援する取組みに対する助成。

- ① 助成率: 定額
- ② 助成額: 300万円/件

③ 助成期間:1年以内

同ファンドについても前述の(a)と同様、ファンドが国債や地方債等の債券を購入し、その運用益を助成金に充てる事業となっており、また愛媛県は中小機構から無利子融資を受け、これと愛媛県独自の負担分を合わせて財団に融資する形となっている。



(出典:愛媛中小企業応援ファンドの概要)

(c) 被災中小企業施設・設備支援事業貸付金

愛媛県では、「平成 30 年 7 月豪雨による災害」により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設及び設備の復旧整備事業等に要する経費について、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付することとしている。当該補助金の補助率は対象経費の 4 分の 3 であり、残り 4 分の 1 は自己資金となるため、これら事業者の自己資金分を支援する目的で、財団からこれらの事業者に対し必要な資金を長期・無利子で貸し付ける。

また、財団において基金を創設し、その運用益を当該貸付事業の貸倒損失及び事務費に充当する。

これらに必要な資金を、中小機構が実施する高度化事業のスキームを活用し、中小機構 99%、県 1% の負担割合で、財団に貸し付ける。

財団は、「①貸付事業」と「②管理事業」を実施することになる。

① 貸付事業:

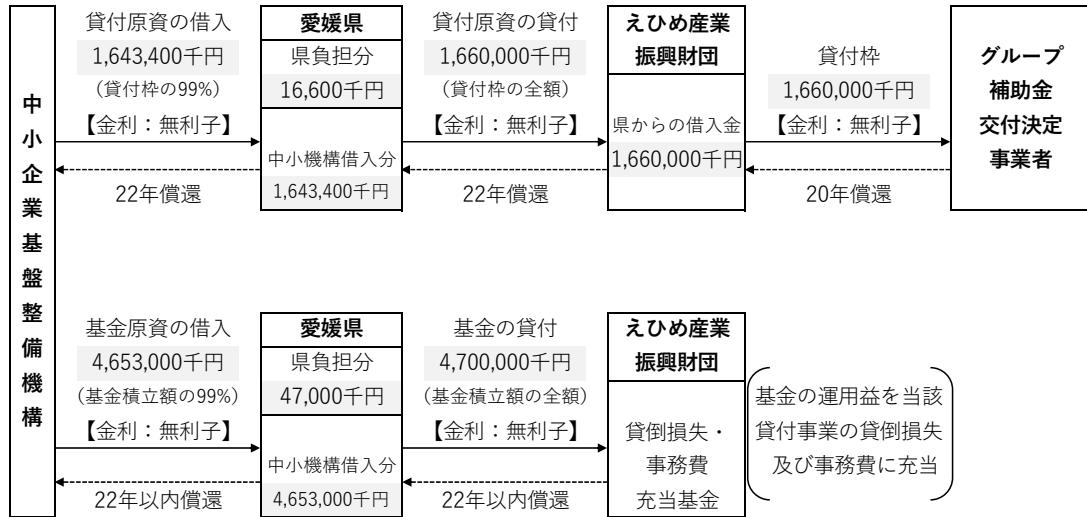
中小企業者等の施設・設備復旧資金(グループ補助金の自己負担分)の貸付事業

② 管理事業:

貸付事業を実施するために必要な事務及び債権管理等の管理事業等であり、

- 財団が元本保証債(元本毀損なし)で基金を組成・運用し、
- 基金の運用益を貸付事業に必要な事務経費や貸倒引当金(貸付事業の貸倒リスクを補填)に充当する。

○制度の仕組み



○制度の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 貸付枠 | 1,660,000千円 |
| (2) 対象企業 | 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の交付決定を受けた中小企業者 |
| (3) 貸付限度額 | 交付決定の対象となるグループ補助金の対象経費の自己資金分のうち、自己負担以外の額 |
| (4) 貸付期間 | 20年以内（うち据置5年以内） |
| (5) 貸付利率 | 無利子 |
| (6) 自己負担 | 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
※担保・保証人が必要となる場合がある。 |

(出典：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る無利子貸付制度について)

(d) 中小企業高度化資金貸付金

中小企業高度化資金貸付金とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るために工業団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクター又は商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、中小機構と協調して必要な資金を貸し付けている事業である。

当該事業では、これまで総額 5,106,537 千円の貸付けが行われているが、平成 20 年度以降新たな貸付けではなく、平成 30 年度末時点では貸付対象は 1 件 3,132 千円のみとなっており、当該残高も平成 31 年度に全額返済予定のものである。

したがって、中小企業高度化資金貸付金については金額的な重要性が低いため、以下ではその他の財団に対する貸付債権(えひめ中小企業応援ファンドに係る貸付金、えひめ農商工連携ファンドに係る貸付金及び被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金)についてのみ検討することとする。

(v) 債権の特徴

(a) 貸付金の原資の一部が中小機構からの借入となっている

いずれも愛媛県から財団に対する貸付けであるが、そのうちの一定割合については愛媛県が中小機構から借り入れ、これを財団に貸し付けている。各貸付金の中小機構拠出分と愛媛県負担分は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

貸付事業・種類等		中小機構拠出分 (県を通して貸付)	愛媛県 拠出分	合計: 愛媛県からの貸付額
えひめ中小企業応援ファンド	第1期分	3,200,000	343,000	3,543,000
	第2期分	4,800,000	302,500	5,102,500
えひめ農商工連携ファンド		2,000,000	115,000	2,115,000
被災中小企業施設・設備支援事業貸付	貸付財源	1,643,400	16,600	1,660,000
	基金財源	4,653,000	47,000	4,700,000
合計		16,296,400	824,100	17,120,500

(b) 債権保全手段について

① ファンド・基金への貸付金

ファンド又は基金への貸付金(被災中小企業者等への貸付けのための財源となる 1,660,000 千円を除く貸付金)については、いずれも財団が当該資金で国債や地方債等を購入し、その運用益を事業に充てることが前提であり、貸し付けた元本自体を事業に使用することは想定されていない。また、運用のために購入した国債や地方債は、貸付額とほぼ同額が県に担保として供され、質権が設定される。すなわち、県は県が貸し付けた金額とほぼ同額の国債及び地方債等の質権者としてこれを占有(具体的には県が指定する質権管理口座で保管)することで債権の保全が図られる。

また、財団の帳簿上特定資産に分類され、決算書でも明確に区分されて表示されている。

② 被災中小企業施設・設備支援事業貸付のうちの、貸付財源となる貸付金

前述①以外の貸付金 1,660,000 千円については、これが財団を通して被災した中小企業者等に貸し付けられるため、借り入れた中小企業者等が将来返済できなくなったり場合、県の貸付金が毀損するリスクがあるが、前述のとおり 4,700,000 千円の基金を創設し、この運用益で貸倒れによる毀損分を補填することで貸付金を保全する、という計画となっている。なお、当該計画の前提となっている貸倒率は中小機構が試算した割合を用い、基金の運用利回りは地方債の発行利回りを用いている。

(vi) 債権残高の推移

(a) 直近 3 年間の推移

(単位:千円)

貸付事業・種類等		平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
えひめ中小企業応援ファンド	第1期分	3,400,000	3,400,000	3,543,000	3,543,000
	第2期分	5,100,000	5,100,000	5,100,000	5,102,500
えひめ農商工連携ファンド		2,115,000	2,115,000	2,115,000	2,115,000
被災中小企業施設・設備支援事業貸付		—	—	—	1,660,000

貸付事業・種類等		平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
設備支援事業貸付	基金財源	—	—	—	4,700,000
合計		10,615,000	10,615,000	10,758,000	17,120,500

※1 えひめ中小企業応援ファンド:第1期は平成29年11月に、第2期は平成31年2月にそれぞれ貸付けから10年の期限が到来しており、改めて金額を増額して貸し付けている。

※2 いずれも不納欠損、収入未済等は発生していない。

(2) 実施した監査手続

- ① 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則及び細則、愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱、財団の決算書類、愛媛県と財団との間で締結された金銭消費貸借契約証書及び被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸借契約書等の閲覧
- ② 経済労働部産業支援局産業創出課及び経営支援課の各担当者等に対する質問等の実施
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 被災中小企業施設・設備支援事業貸付金の財産に関する調書への記載漏れ(指摘事項 21) (発見事項)

平成 31 年 3 月に貸付けを実行した被災中小企業施設・設備支援事業の貸付金(平成 30 年度末残高 6,360,000 千円)について、財産に関する調書への記載が漏れていた。

財産に関する調書は、総務管理課が各課に照会し取りまとめた「公有財産・債権調査一覧表」を元に、会計課が加工し作成している。被災中小企業施設・設備支援事業の貸付金(平成 30 年度末残高 6,360,000 千円)について、年度末に貸し付けられたことから経営支援課が総務管理課に対して当該債権残高の報告を漏らした上に、総務管理課にも漏れをチェックする仕組みがなく報告があったものしか「公有財産・債権調査一覧表」に記載していなかったことから、このような事態が生じた。

(問題点)

財産に関する調書は、法令等(愛媛県会計規則第 130 条、地方自治法第 233 条、地方自治法施行令第 166 条)で作成、提出が求められ、さらに、監査委員の審査に付され、議会の認定を受けるべき書類となる。したがって、これに被災中小企業施設・設備支援事業貸付金残高 6,360,000 千円の記載漏れが発生したことは、結果として当該貸付金について監査委員の審査や議会の認定が実施されておらず、問題である。なお、現行の財務実務上、財産に関する調書を作成し直す必

要はなく、記載漏れはそれが発見された決算年度中の増として取り扱われる（「地方財務実務提要7章1節(4)債権 財産に関する調書中債権の記載方法」の問答による。）。したがって、監査委員の審査等を追加して実施する必要はないとのことである。

また、財産に関する調書の記載漏れ、二重計上、金額の記載誤りなどの誤りの有無をチェックする体制が整備されていないことも問題である。

愛媛県会計規則

(財産の報告及び記録)

第130条 本庁各課の長は、公有財産、物品（第174条第1項に規定する重要物品に限る。）、債権及び基金についての毎年度末日の現在高及び当該年度間の増減高を、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める財産に関する調書様式に準じた様式により、翌年度の6月20日までに会計管理者に報告しなければならない。

地方自治法

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

地方自治法施行令

(決算)

第一百六十六条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

2 地方自治法第二百三十三条第一項及び第五項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準とななければならない。

(指摘事項 21) 被災中小企業施設・設備支援事業貸付金の財産に関する調書への記載漏れ

被災中小企業施設・設備支援事業貸付金(平成 30 年度末残高 6,360,000 千円)について、財産に関する調書への記載が漏れていた。事実に基づいた正しい書類で監査委員の審査及び議会の認定を受けるためにも、財産に関する調書は、法令等に基づいて漏れなく適切に作成する必要がある。

そのためには、財産に関する調書が適切に作成されるような仕組みを整備・構築する必要がある。

愛媛県の歳入歳出決算書はいわゆる現金主義により作成されており、財産に関する調書はストック情報としてこれを補完するものである。ストック情報を事実に基づき正確に網羅的に把握し集計するためには、複式簿記による財務会計システムの導入が望ましいが、これが困難である場合は、例えば、財産に関する調書を作成する部署が補正予算書を含む年度の予算書の「節」が貸付金であるものをリスト化し、各部署から提出された情報によりこれを消し込むなど、網羅的な情報の収集を図る体制の整備が考えられる。

(ii) 被災中小企業施設・設備支援事業に関するモニタリング体制の整備(意見事項 33)

(発見事項)

被災した中小企業者等への貸付金(貸付原資 1,660,000 千円)が回収不能となった場合の愛媛県への返済原資の補填や、当該事業に要する事務費には、基金(基金の原資 4,700,000 千円)の運用益を充当する予定であるが、基金の額は一定の前提(貸付金の貸倒率、事務費の発生見込、及び基金の運用利回り)に基づいて決定されているため、貸倒実績や事務費の発生状況、あるいは基金の運用利回りが経済情勢の変化等で当初想定から大きく乖離した場合には、返済原資の補填や事務費を基金の運用益では賄いきれなくなる可能性があり、その場合、財團から愛媛県への返済が予定どおり行えなくなる可能性がある。

(問題点)

えひめ産業振興財団への貸付金が予定どおり回収されない場合、県民財産の毀損につながり問題である。

(意見事項 33) 被災中小企業施設・設備支援事業に関するモニタリング体制の整備

愛媛県から財團への貸付金(被災した中小企業者等への貸付金(貸付原資 1,660,000 千円))は、一定の予測(貸倒率、事務費の発生見込額及び基金の運用利回り等)の下で回収可能であると見込まれており、実態がこれらの前提と大きく乖離した場合は予定どおり回収できなくなる可能性があるため、今後中小企業者等への貸付金の回収状況、事務費の発生状況及び基金の運用実績等について、適切にモニタリングしていくことが望ましい。

16. 企業立地促進事業費補助金返還金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県企業立地促進要綱実施要領第3条に基づく私債権。

[経済労働部 企業立地課]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
34,796	34,796	—

(iii) 時効期間

10年(民法167条第1項)

(iv) 制度の概要

本債権は制度的な貸付けではなく、企業立地促進事業において交付した奨励金及び助成金について、一定の要件の下で事後的に交付決定を取り消し、既に交付した奨励金及び助成金の返還を請求した債権である。

(v) 債権の概要

愛媛県企業立地促進要綱等に基づいて平成14年～平成17年までに34,796千円の奨励金及び助成金の交付を行った事業者(株式会社協畜)が、平成18年に巨額の脱税をしたことが判明、県では悪質な行為を隠して奨励金及び助成金を申請したことで告知義務違反による不作為の詐欺が成立したとして、平成19年7月27日付で交付決定を取り消し、交付済みの奨励金及び助成金34,796千円の返還を請求している。

なお、当該事案によって助成金交付先の審査体制の強化等は特段実施していないが、これ以後に同様の事案(奨励金又は助成金を交付した後に指定取消し・交付金の返還請求を行ったような事案)は発生しておらず、企業立地促進事業費補助金返還金としての債権は前述の1件のみである。

(vi) 債権管理の状況

(a) 滞納者に対する措置

該当事業者である株式会社協畜には、平成19年9月26日付で督促を実施している。その後時効期間である10年が経過しているが、時効の援用手続は取られていない。

関係者への定期的な訪問及び聴取は以下のとおり頻繁に実施しており、常に同社の動向把握に努めている。

・社長宅等の訪問 平成29年6月14日まで10回

- ・関係者への架電による状況確認等 平成 24 年 8 月 13 日まで 2 回
- ・当時の状況を知る顧問弁護士の訪問 平成 23 年 7 月 11 日まで 3 回
- ・当時の状況を知る税理士、司法書士の訪問 平成 23 年 3 月 17 日まで 1 回
- ・東京税関を訪問し状況確認 平成 31 年 4 月 25 日まで 12 回
- ・東京税関に架電し状況確認 平成 30 年 3 月 12 日まで 3 回
- ・東京税関が来訪し状況確認 平成 31 年 3 月 15 日まで 1 回

(b) 滞納整理

① 債権回収手続

当該事業者は脱税発覚後資産を全て東京税関に没収されており、かつ未納税金 100 億円、検察罰金 2 億円及び愛媛県に対する上記 34,796 千円の債務が残っている。従業員もおらず、事業実態もないペーパーカンパニーであり、返済能力はない。

② 不納欠損処理

前述のとおり時効期間の 10 年は平成 29 年度に経過しているが、時効の援用手続はとられておらず、不納欠損処理も行われていない。愛媛県としては、100 億円が未納となっている東京税関での対応に合わせる方針であり、東京税関で不納欠損処理が行われていないため、愛媛県での不納欠損処理にも慎重になっている。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	34,796	—	—	—	—	—	34,796	
うち、								
収入未済額	34,796	—	—	—	—	—	34,796	0.0
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—
<平成29年度>								
債権残高	34,796	—	—	—	—	—	34,796	
うち、								
収入未済額	34,796	—	—	—	—	—	34,796	0.0
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—
<平成30年度>								
債権残高	34,796	—	—	—	—	—	34,796	
うち、								
収入未済額	34,796	—	—	—	—	—	34,796	0.0
履行期限 未到来債権	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額：当年度末残高 = 前年末残高 + 発生額 - 収入額 + 振替額 - 不納欠損額
 履行期限未到来債権：当年度末残高 = 前年度末残高 + 発生額 - 調定額
 振替額は履行期限未到来債権の「調定額 - 収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。
 収納率 = 収入額 / 調定額 × 100

※2 各年度において、徵收不能引当金は計上されていない。

(viii) 収入未済額(未収債権)の滞納年数別内訳(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内	—	—	—
1年超～2年以内	—	—	—
2年超～3年以内	—	—	—
3年超～4年以内	—	—	—
4年超～5年以内	—	—	—
5年超	1	34,796	34,796
合計	1	34,796	34,796

収入未済額上位 5 者とこれらの者に係る履行期限未到来債権額(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位:月、千円)

順位	対象者	収入未済額 ①	滞納 月数	履行期限未 到来債権額 ②	債権残高 ①+②	滞納整理の現状
1	(株)協畜	34,796	139	—	34,796	平成19年度調定

(2) 実施した監査手続

① 諸規程等の閲覧

地方自治法、地方自治法施行令、愛媛県会計規則、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則、債権管理マニュアル、愛媛県企業立地促進要綱及び愛媛県企業立地促進要綱実施要領その他の諸規程等を閲覧した。

② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課の担当係長及び担当者に対する質問を実施した。

③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧

④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味

⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 明らかに回収不能である債権の不納欠損処理未実施(指摘事項 22)

(発見事項)

企業立地促進事業費補助金返還金は、回収不能であることは明らかであり、かつ消滅時効期間

である 10 年も経過しているが、東京税関の対応にあわせるとの方針の下、不納欠損処理が行われていない。

(問題点)

明らかに回収が見込めない債権について不納欠損処理を実施しないと、債権管理の事務手続が多少なりとも発生し続けるため、無駄なコストが生じる点で問題である。

(指摘事項 22) 明らかに回収不能である債権の不納欠損処理未実施

企業立地促進事業費補助金返還金 34,796 千円は回収が見込めない債権であり、かつ消滅時効期間である 10 年も既に経過済みである。無駄な事務コストを極力減らす観点からは、早期に不納欠損処理を行う必要がある。

(ii) 徴収不能引当金の計上(意見事項 34)

(発見事項)

企業立地促進事業費補助金返還金 34,796 千円については、債権の相手先に返済能力がなく、回収は困難な状況にもかかわらず、愛媛県の一般会計等財務書類(貸借対照表)においては、当該貸付金について個別に回収可能性を検討して徴収不能引当金を計上する方針でないことから徴収不能引当金が計上されていない。

(問題点)

回収不能な債権について、徴収不能引当金が計上されない場合、当該債権の評価が正しく行われば、貸借対照表に適正な評価額をもって計上することができなくなる。結果として当該財務書類利用者に正しい情報が提供できなくなるため問題である。

(意見事項 34) 徴収不能引当金の計上

企業立地促進事業費補助金返還金 34,796 千円は、債権の相手先に返済能力がなく、回収は困難な状況である。

企業立地促進事業費補助金返還金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

17. 企業立地資金貸付基金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県企業立地資金貸付基金条例に基づく私債権。

[経済労働部 企業立地課]

(ii) 平成 30 年度債権残高

(単位:千円)

債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
102,645	—	102,645

(iii) 時効期間

10 年(民法 167 条 1 項)

(iv) 制度の概要

発電用施設周辺地域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るため、国から交付された電力移出県等交付金を財源に企業立地資金貸付基金を設置し、そこから工場を新增設する中小企業者等に対し必要な設備資金の融資を行うものである。

具体的には、県内の金融機関が低金利(平成 30 年度末時点では 1.1%)で対象となる中小企業者等に融資を行う際に、基金から当該金融機関に貸付資金の一部(4 分の 1 以内)を無利子で融資するものである。

(a) 貸付対象

事業対象地域内に立地する企業に対する設備(土地及び建物を含む。)の取得に必要な資金の貸付けを行う金融機関(平成 30 年度時点では、伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫及び商工組合中央金庫松山支店の 7 金融機関)に対して貸付けを行う。

これらの金融機関は、基金から受けた貸付額の 4 倍以上の融資額を定め、事業者に対し資金を融資することになる。

(b) 貸付条件(基金から金融機関への貸付条件)

- ① 貸付利率:無利子
- ② 貸付期間:15年以内(2年以内の据置期間を含む。)

(c) 融資条件(金融機関から事業者への融資の条件)

- ① 融資対象費用:
用地の取得並びに直接生産等の事業の用に供する施設及び設備の設置に要する費用
- ② 融資限度額:5億円(知事が特に必要と認める場合は、10億円)
- ③ 融資期間:15年以内(2年以内の据置期間を含む。)
- ④ 償還方法:元金均等年賦償還もしくは元金均等半年償還
- ⑤ 融資利率:知事が別に定める。(平成30年度末時点では1.1%)

⑥ 担保及び保証人:金融機関の定めるところによる。

(d) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算を計上して、基金に編入する。

(v) 債権の特徴

金融機関は、金融機関独自の信用調査・審査を経て融資を決定する。

愛媛県は、対象地域、対象事業、対象業種、融資金額、償還期間、雇用条件(3人以上)、融資後3年以内に操業すること等の条件に合致しているかを別途審査し、その後、基金が金融機関に対して融資を行う。

同制度を利用した金融機関からの貸付けは、昭和60年度から平成30年度末までの約34年間で、26件・3,185,000千円行われており、このうち基金から金融機関への貸付けは796,250千円行われている。

(単位:千円)

年度	件数	事業者への融資額	うち、基金からの貸付
S60	2	145,000	36,250
S62	2	200,000	50,000
S63	3	235,000	58,750
H1	3	300,000	75,000
H2	2	200,000	50,000
H3	3	285,000	71,250
H5	2	200,000	50,000
H6	2	250,000	62,500
H11	2	160,000	40,000
H12	1	160,000	40,000
H20	1	200,000	50,000
H21	1	500,000	125,000
H23	1	70,000	17,500
H24	1	280,000	70,000
合計	26	3,185,000	796,250

ただし、平成24年度に280,000千円(基金から金融機関へ70,000千円)貸し付けたのを最後に、同制度の利用はない。

利用度が低くなっている要因は、市場金利の低下により当該事業による貸付制度のメリットが小さくなっていること、企業の資金需要がそこまで高くないのに対して金融機関の資金(貸付資力)がそこまで逼迫していない点等が挙げられる。

(vi) 基金残高、増減額の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円)

	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	当年度末残高	備考
<平成28年度>					
現金	521,122	31,201	—	552,324	償還額31,052千円、預金利子150千円
貸付金	162,399	—	31,052	131,348	
基金残高計	683,521	31,201	31,052	683,671	
<平成29年度>					
現金	552,324	14,478	—	566,802	償還額14,352千円、預金利子127千円
貸付金	131,348	—	14,352	116,996	
基金残高計	683,671	14,478	14,352	683,798	
<平成30年度>					
現金	566,802	14,482	—	581,283	償還額14,352千円、預金利子130千円
貸付金	116,996	—	14,352	102,645	
基金残高計	683,798	14,482	14,352	683,928	

※1 各年度において不納欠損及び収入未済ではなく、全て約定弁済による現金増・貸付減と預金利子の増加による現金増である。

※2 平成30年度末の貸付金残高102,645千円は、3社に対する融資の残額であり、今後の返済予定は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	A社	B社	C社	合計
R1	1,167	8,335	4,850	14,352
R2	1,167	8,335	4,850	14,352
R3	1,167	8,335	4,850	14,352
R4	1,167	8,335	4,850	14,352
R5	1,167	8,335	4,850	14,352
R6	1,167	8,310	4,850	14,327
R7	1,167	—	4,850	6,017
R8	1,169	—	4,850	6,019
R9	—	—	4,525	4,525
計	9,335	49,985	43,325	102,645

(2) 実施した監査手続

① 諸規程等の閲覧

愛媛県企業立地資金貸付基金条例、愛媛県企業立地資金貸付要綱、発電用施設周辺地域整備法等の諸規程を閲覧した。

② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課の担当係長及び担当者に対する質問を実施した。

③ 監査対象とした企業立地資金貸付契約、愛媛県企業立地資金貸付企業一覧表等の債権管理に関する関係帳簿等を閲覧した。

④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容の整合性を確認し、債権残高との一致を確認した。

⑤ その他必要と認めた手続を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

(i) 愛媛県企業立地資金貸付基金の有効活用(意見事項 35)

(発見事項)

基金からの貸付けが、平成 25 年度以降行われておらず、基金の利用度が年々低下している。基金のうち貸付金として利用されている割合の過去 4 年の推移は以下のとおりであり、基金が有効に活用できていない状況にあると言える。

(単位:千円)

	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
基金残高	683,521	683,671	683,798	683,928
うち、貸付金残高	162,399	131,347	116,996	102,645
貸付割合	23.8%	19.2%	17.1%	15.0%

(問題点)

基金の 8 割以上が本来の目的である貸付金として利用されていない状況は、県民から預かった財産を有効に活用できていない点で問題である。

(意見事項 35) 愛媛県企業立地資金貸付基金の有効活用

愛媛県企業立地資金貸付基金の利用割合(貸付割合)が平成 30 年度末で 15% と低く、基金を有効に活用できていないため、融資利率の見直しによる利用促進や基金規模の見直しによる適正化等、県民財産をより有効に活用できるようにするための方策を検討することが望ましい。

18. 農業改良資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

愛媛県就農支援資金貸付金貸付等要綱を適用する私債権。

[農林水産部 農政課農地・担い手対策室]

(ii) 平成 30 年度末債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
就農支援資金貸付金	72,576	—	72,576

(iii) 時効期間

10 年(民法第 167 条第 1 項)

(iv) 制度の概要

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、就農希望者(認

定就農者)への貸付資金として、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構(以下「機構」という。)及び農協等融資機関(以下「融資機関」という。)に貸付けを実施している。

この制度は、青年農業者等を確保するため、就農計画の認定を受けた青年等や農業法人等に対し、農業の技術を実地に習得するための研修や就農の準備に必要な資金、経営を開始するのに必要な施設の整備、機械・資材の購入のための資金を「就農支援資金」として無利子で貸し付けることにより、就農を支援しようとするものである。

法改正に伴い平成 26 年度から株式会社日本政策金融公庫が、認定新規就農者に対し、施設や機械を整備する青年等就農資金の貸付けを行っているため、愛媛県は現在、貸し付けた就農支援資金の回収事務を行っている。

(v) 債権の特徴

平成 26 年 4 月 1 日付けで同制度の根拠法令である「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」及び関連法令が廃止となったことから、愛媛県では平成 28 年度以降、機構及び融資機関に対する新たな貸付けはない。

過去5年間の貸付残高の推移は次のとおりである。

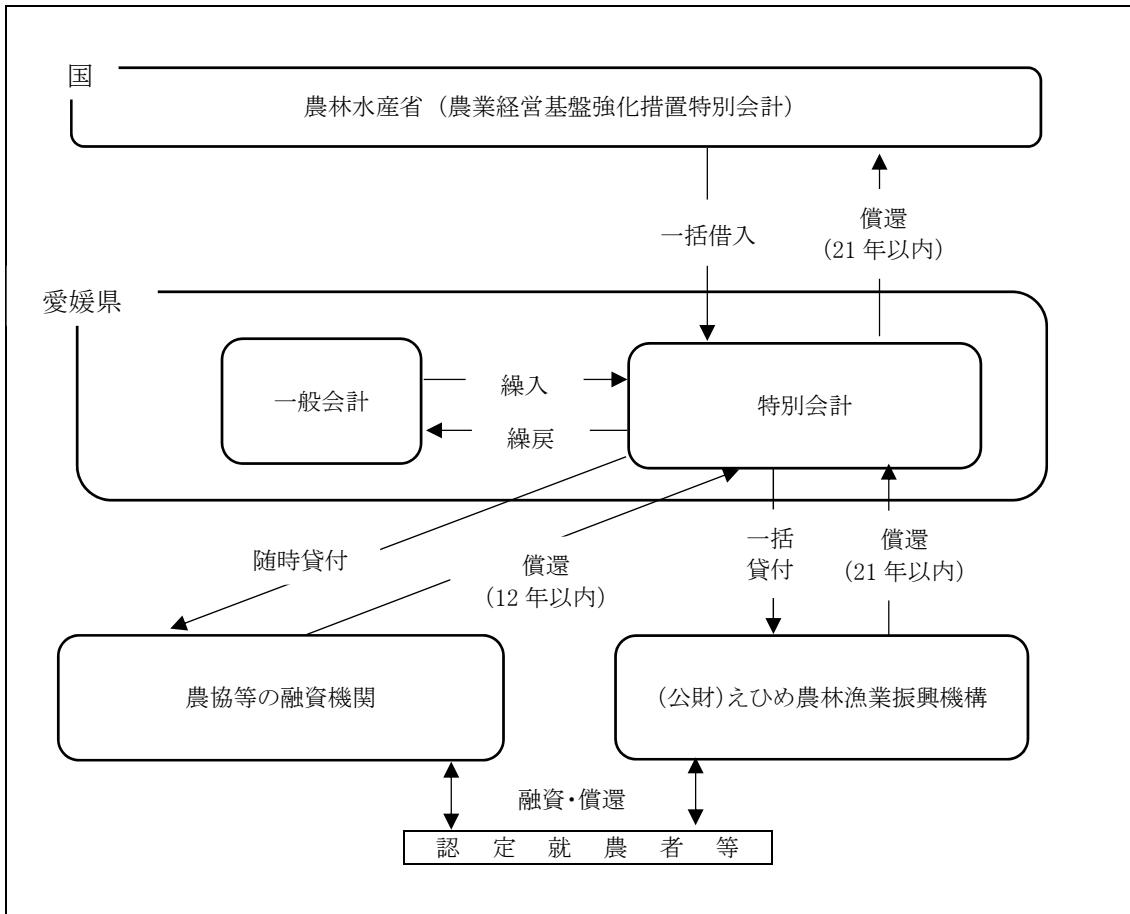
(単位:千円)

貸付先	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
機構	79,228	75,334	61,944	50,735	41,889
融資機関	82,696	69,504	56,312	43,335	30,687
合計	161,924	144,838	118,256	94,070	72,576

(出典:農政課作成の償還計画表より抜粋)

当該貸付は、国が 3 分の 2、愛媛県が 3 分の 1 を負担して造成した資金を原資として、機構及び融資機関に無利子で貸し付け、機構及び融資機関が認定就農者に転貸している。認定就農者からの償還に伴い、国に対して借入を償還した場合は、愛媛県の一般会計へ特別会計から繰り戻しを行う。

制度のスキームは次のとおりである。



主な貸付条件は次のとおりである。

- 利息は無利子
- 債還期間は、機関に貸し付ける場合は21年以内(10年以内の据置期間を含む)、融資機関に貸し付ける場合は12年以内(5年以内の据置期間を含む)
- 機構及び融資機関は他の使途に使用することを禁止
- 認定就農者への機構及び融資機関からの貸付けに際しては連帶保証人若しくは担保を徴求(保証人は弁済能力を十分有する者を原則として2人以上、融資機関からの貸付けの場合は、農業信用基金協会の債務保証を受けることでも貸付けが可能)

愛媛県からの貸付けは、回収率は100%である。債還計画に沿って債権回収できており、過去に不納欠損処理の実績なく、現時点において回収遅延となっている債権はない。

(vi) 収納及び債権管理の状況

(a) 収納及び債権管理手続

- 債権の管理は、借用証書による債還計画に基づき行っている。

- 機構の貸付事務は、愛媛県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)と農協に委託しており、償還金の収納が農協によって行われ、農協が即日県信連に送付、県信連から機構に納入されたのち、県の特別会計に納付される。
- 融資機関からの貸付けは、融資機関へ償還された後、県の特別会計に納付される。
- 償還期間の延長、償還金の支払猶予、貸付条件の変更は、借受者の申請で行うことができる。
- 機構及び融資機関から愛媛県への返済が減免・軽減されることはない。
- 融資機関及び機構に信用不安が生じたことはなく、また正当なく県への償還を怠ったこともないため、これまで財産調査・法的措置は実施したことはない。

(融資機関である農協について)

農協(農業協同組合)は、組合員の農業経営の改善や生活向上のための指導事業、経済事業、共済事業、信用事業、厚生事業などを行っており、信用事業については JA バンクと呼ばれる農協、県信連、農林中央金庫のネットワークのもと、破綻未然防止システムと貯金保険制度によりセーフティネットが構築されている。

(公益財団法人えひめ農林漁業振興機構について)

機構は、愛媛県及び県内 20 市町、農業団体(愛媛県信連、全農えひめ県本部、全共連えひめ県本部、酪連)からの出損により設立された団体である。

その目的は、愛媛県における農地の中間管理事業を行い、農業生産の高度化と農業経営の近代化を促進するとともに、農林漁業後継者の確保及び育成並びに農業経営に関する指導を行うことにより、農林漁業の担い手を育成し、愛媛県の農林漁業の振興に寄与することである。

平成 30 年度の決算の概要(貸借対照表要約)は、次のとおりである。

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現預金	41,379	未払金	13,489
その他の流動資産	76,269	預り金	299,766
流動資産合計	117,648	借入金	43,602
基本財産(※1)	15,000	負債合計	356,857
特定資産(※2)	1,371,916	指定正味財産	1,044,044
その他固定資産	678	一般正味財産	104,341
固定資産合計	1,387,594	正味財産合計	1,148,385
資産合計	1,505,242	負債及び正味財産合計	1,505,242

※1 基本財産は、有価証券 14,905 千円、基本財産引当預金 95 千円から構成されている。

※2 特定資産は、就農支援資金引当特定資産 42,872 千円(貸付金 32,157 千円、預金 10,714 千円)、それ以外の引当特定資産(有価証券 1,315,000 千円、預金 6,015 千円、備品 8,029 千円)から構成される。

(出典:(公財)えひめ農林漁業振興機構のホームページ)

(b) 延滞金

年10.75%。ただし、機構及び融資機関の認定就農者に対する延滞金は年12.25%である。

過去5年間に愛媛県が貸付先である機構及び融資機関から徴収した延滞金は次のとおりである。

(単位:千円、件)

貸付先	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
機構	金額	—	—	—	—	16
	件数	0	0	0	0	1
融資機関	金額	1	—	—	1	—
	件数	1	0	0	1	0

(出典:農政課作成「認定就農者又は認定農業者貸付金にかかる違約金実績」)

延滞の発生要因は、災害等緊急対応による人員不足(機構)や担当者からの引継ぎの不足(融資機関)等による事務処理の遅れであり、借受人や機構及び融資機関の経営状況の悪化を理由としたものではないとのことである。

(vii) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近3年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	144,838	—	26,582	26,582	—	—	118,256	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	144,838	—	26,582	26,582	—	—	118,256	100.0
<平成29年度>								
債権残高	118,256	—	24,186	24,186	—	—	94,070	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	118,256	—	24,186	24,186	—	—	94,070	100.0
<平成30年度>								
債権残高	94,070	—	21,494	21,494	—	—	72,576	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	94,070	—	21,494	21,494	—	—	72,576	100.0

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額
 収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額
 履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額+振替額
 振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。
 収納率=収入額/調定額×100

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は識別しなかった。

19. 林業改善資金貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

林業・木材産業改善資金助成法及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則に基づく私債権。

[農林水産部 林業政策課]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
林業・木材産業改善資金	387,620	65,448	322,172

(iii) 時効期間

5年(商法第522条)

(iv) 制度の概要

林業改善資金特別会計は、「林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)に基づいて行う林業・木材産業改善資金の貸付事業及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づいて行う林業就業促進資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正」を目的に設置したものである(愛媛県特別会計条例 昭和39年3月19日条例第3号より)。

当該特別会計においては、林業従事者、認定中小企業者及び促進事業者等に対して、林業・木材産業の経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働者の確保等を図るため、中・短期の資金を無利子で貸付けを実施している。

(v) 減免・軽減制度について

なし

(vi) 債権の特徴

「林業・木材産業改善資金」(以下「改善資金」という。)は、国と県が、林業者・木材産業者の経営改善のための設備投資、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組みに対し、無利子で資金を貸し付ける制度である。

貸付けの対象者、対象資金、内容、保証及び担保は、次のとおりである。

(a) 貸付対象者
① 林業従事者（森林所有者、素材生産業者等）
② 木材産業に属する事業を営む者（木材製造業、木材卸売業、木材市場業） 資本金1千万円以下又は従業員100人以下（木材製造業は300人以下）の会社若しくは個人に限る。
③ ①②の者の組織する団体（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、木材製材協同組合等）
④ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの 会社にあっては、資本金1千万円以下又は従業員300人以下（木材卸売業、木材市場業の場合100人以下）のものに限る。
⑤ 農商工等連携促進法第13条第1項に規定する認定中小企業者
(b) 貸付けの対象資金
① 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
② 造林に必要な資金
③ 立ち木の取得に必要な資金
④ 経営規模の拡大、生産方式の合理化、その他林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの
(c) 貸付内容
① 限度額は、林業の場合、個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円、木材産業の場合、1億円となっているが、年度ごとの予算枠や貸付要望額、また、申請者の経営や資産の状況によって、限度額まで貸付けできない場合がある。 ② 貸付金の償還期間は最長10年（据置期間3年以内）で、均等年賦払いで償還する。
(d) 保証人及び担保
① 連帯保証人 改善資金の借入金額（過去の借入金に未償還金がある場合は、これを合算した額）に応じて、次とおり連帯保証人を立てる必要がある。 <ul style="list-style-type: none">● 50万円未満の場合にあっては1人以上● 50万円以上1,500万円未満の場合にあっては2人以上● 1,500万円以上の場合にあっては3人以上
② 譲渡担保 改善資金の貸付金額（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）が500万円を超える場合には、貸付対象物件を譲渡担保として提供する必要がある。
③ 不動産担保 改善資金の貸付金額（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）が1,500万円以上となる場合には、原則として第1順位の抵当権設定が可能な不動産を担保として提供する必要がある。

前述のとおり、改善資金の確実な償還を確保するため保証人及び担保の提供を受けるが、そのほかにも、改善資金の借入申込額と借入残高が合わせて500万円を超える場合は、愛媛県が業務を委託している愛媛県中小企業診断士協会が選任する中小企業診断士による貸付けの適否に係る経営診断を受ける必要がある。経営診断は、申請書類による審査及び現地調査により行われ、経営診断において貸付けが不適と判定された場合は、貸付けはできることとなっている。

(vii) 調定・収納の状況

調定・収納事務は、愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則(昭和 51 年 12 月 3 日規則第 82 号)(以下「規則」という。)で規定されている。

事務フローは次のとおりであるが、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業に係る会計事務の一部は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第1項及び第 165 条の3第1項の規定に基づき、愛媛県森林組合連合会及び愛媛県木材製材協同組合(以下「県森連等」という。)に委託している。

(事務フロー)

- 愛媛県は、林業・木材産業改善貸付資金を県森連等に交付する。
- 県森連等は、林業・木材産業改善貸付資金の交付を愛媛県から受けたとき、及びこれを借受人に貸し付けたとき、並びに林業・木材産業改善資金に係る償還金を収納したとき、及びこれを愛媛県に払い込んだときは、林業・木材産業改善貸付資金・林業・木材産業改善資金償還金受払簿に記帳する。
- 県森連等は、林業・木材産業改善貸付資金の支出の結果について、毎月、林業・木材産業改善貸付資金受払報告書を愛媛県に提出する。
- 愛媛県は、林業・木材産業改善資金に係る償還金並びに違約金及び違反金(以下「償還金等」という。)を納入させるときは、納入通知書を納入義務者に送付して納入の通知をする。
- 県森連等は、納入義務者からの償還金等を収納したときは、領収書を交付し、収納済報告書を愛媛県に送付する。
- 県森連等は、償還金等の収納をしたときは、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)第 24 条に規定する払込書に計算書を添えて、その日に指定金融機関等に払い込む。

(viii) 債権管理の状況

(a) 債権回収手続

債権管理は林業政策課が行っており、定期的に債務者に訪問をして経営状況を把握し、償還一覧表等で管理、延滞債権については督促や交渉状況を債務者ごとにまとめた「債権回収の経緯等」に記録している。

事業を停止している場合は、担保の処分を県が進める。事業が継続している場合は、債務者、連帯保証人、金融機関、県にて協議を行い、県に対しては少額であっても継続して元本償還を行うように指導している。

(b) 延滞金

年 12.25%

違約金(延滞金)は時の経過と共に発生するものであることから、長期滞納者及びその連帯保証人に対して償還の請求書を送付する際に、送付時点での違約金発生額を計算して通知している。また、違約金の調定は、違約金の金額が確定する元金全額返済後に実施している。

(c) 支払猶予

- 災害又は借受者(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときには、償還金の支払を猶予することができる。
- 借受者は、償還期限の 30 日前までに林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書を愛媛県に提出、県は内容を審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行う。

(d) 不納欠損処理

長期滞納者について、個別の状況を踏まえて債権放棄を検討している。不納欠損処理は、主債務者及び連帯保証人の破産又は年金受給者といった事由を受けて回収困難と判断して平成26年度に6,348千円、平成28年度に227千円実施している。

(ix) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度 末残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	435,672	76,700	104,575	98,658	-	227	413,487	
うち、								
収入未済額	64,133	-	※2 -	2,083	8,000	227	69,823	
履行期限 未到来債権	371,539	76,700	104,575	96,575	△8,000	-	343,664	92.3
<平成29年度>								
債権残高	413,487	83,194	79,024	81,239	-	-	407,442	
うち、								
収入未済額	69,823	-	※2 -	2,215	-	-	67,608	
履行期限 未到来債権	343,664	83,194	79,024	79,024	-	-	339,834	100.0
<平成30年度>								
債権残高	407,442	47,360	65,022	67,182	-	-	387,620	
うち、								
収入未済額	67,608	-	※2 -	2,160	-	-	65,448	
履行期限 未到来債権	339,834	47,360	65,022	65,022	-	-	322,172	100.0

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額+振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額-収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率=収入額/調定額×100

※2 過去に調定した結果、入金されていない債権が収入未済額となっており、すでに調定済みのためここでは記載していない。

(x) 収入未済額の内訳(平成31年3月31日現在)

(単位:月、千円)

順位	対象者	収入未済額	遅延発生年月	滞納整理の現状
1	A	52,348	平成21年7月	・最近3年間は月7万円の返済が続いている ・不動産担保を設定しているが2番抵当(※2) ・連帯保証人は債務者である会社の役員又は従業員 ・経営改善計画に基づき事業を継続。左記のほか違約金42百万円発生
2	B	9,137	平成19年5月	・債務者及び連帯保証人2名は破産又は死亡(相続放棄済) ・残った連帯保証人から返済を受けている。担保は処分済み ・左記のほか違約金8百万円発生
3	C	3,513	平成20年7月	・年に数回、3~10千円の入金がある ・連帯保証人には、平成25年に督促をして以降、直接、接触・請求をしていいない。 ・金融機関からの借入れもあり、金融機関には利息のみ支払中。 ・左記のほか違約金4百万円発生
4	D	262	平成18年1月	・月5千円の返済を継続中 ・連帯保証人1名は破産、1名は調査中。資産価値のある財産は債務者自ら処分済み ・左記のほか違約金84万円発生
5	E	188	平成9年12月	・月10万円の返済を継続中 ・時効が到来しているが、元本部分を債務者の意思で返済中。違約金(延滞金)については時効援用の予定。
合計		65,448		

※1 これらの者は、全て履行期限到来済みであり、履行期限未到来債権額はない。

※2 貸付当時は1番抵当ではなくても担保設定が可能であった。

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 連帯保証人に対する長期未請求(指摘事項23)

(発見事項)

連帯保証人に対して、5年超にわたって請求が行われていない事例があった。現状では、債務

者たる会社の破たん、もしくは個人が死亡、所在不明等にならない限り、連帯保証人に請求していないとのことである。したがって、実際に経営破綻等の事態に至って初めて、連帯保証人は要償還債務及び多額に膨れ上がった違約金(延滞金)を把握する場合もある。

(問題点)

連帯保証人は、延滞の状況を把握していないことにより、思いがけず多額の債務を負うことになりかねない。また、償還期限を長期間経過した後に請求しても、連帯保証人の生活も変わっており資力もなくなっている可能性があり、債権保全の手段である連帯保証人制度自体が無意味なものになりかねない。

(指摘事項 23)連帯保証人に対する長期未請求

連帯保証人に、適時に請求して償還を受けていれば違約金(延滞金)が発生しないため、連帯保証人への影響も少なくて済んだ可能性がある。また、愛媛県が延滞債権を早期に回収できた可能性もあった。

したがって、今後、償還遅延事例の発生の際には、延滞後一定期間を経過した場合、延滞債権及び違約金(延滞金)の請求は、仮に主債務者からの償還が見込める場合であっても、連帯保証人にも定期的に実施し、早期回収に努めるべきである。

(ii) 履行期限の延長(意見事項 36)

(発見事項)

林業・木材産業改善資金貸付において、災害又は借受者若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときに、償還期限の 30 日前までに申請することで償還が猶予される仕組みがある。

しかし、経営悪化は支払猶予の適用要件に該当せず、約定どおり償還期限が到来した後は違約金(延滞金)が発生する。

また、違約金の年利は 12.25% (年利は法定内) であり、分納であっても違約金は生じるため、現在、経営悪化を理由に発生している延滞債権については、元本とほぼ同額の違約金を債務者は負担している例もある。

(問題点)

得意先の倒産等から経営難となった場合、違約金が重く、経営再建に大きな重荷となっている可能性がある。また、元本完納後の延滞金の支払いが多額であることから元本自体の償還意欲すら無くすことも考えられ、連帯保証人が自己破産するケースも見受けられる。

この点、無利子貸付のため、ペナルティーが重くないと償還期限を遵守しない可能性もあり、また延滞した債務者にペナルティーがなければ償還期限を守っている債務者との公平性にも欠けることから、ペナルティーとしての違約金の設定は理解できる。

しかし、違約金が経営再建の障害となっているとすれば、当該貸付制度の目的である林業・木材産業の経営の改善等に沿ったものとは言えない。

(意見事項 36) 履行期限の延長

自治法施行令第 171 条の 6 によれば、当初の履行期限に履行できない場合、債務者の資力等を確認して、履行期限の延長の特約(合意)又は処分をすることができる。これにより、①適宜分割して履行期限を再設定できる ②この特約・処分以降、遅延損害金が発生しない ③訴訟提起する義務が発生しない ④無資力の場合、初の特約・処分から 10 年で免除可能といった効果がある。

経営努力にもかかわらず経営不振に陥った債務者に対しては、経営再建を支援することが重要であり、今後は債務者が経営再建計画を策定し取り組んでいる段階では、履行期限の延長の検討を行うことが望ましい。これにより、違約金の負担軽減による経営再建が進む可能性がある。

地方自治法施行令

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(iii) 徹収不能引当金の計上(意見事項 37)

(発見事項)

平成 30 年度末における収入未済額が 65,448 千円(平成 29 年度一般会計等財務書類に計上されている長期延滞債権残高は 68 百万円)あり、毎年度 2 百万円程度しか償還されていない。これに対して、平成 29 年度一般会計等財務書類においては平均不納欠損率に基づき百万円未満の徴収不能引当金が計上されている。

(問題点)

65百万円の収入未済額を年間2百万円の償還額で除した償還見込年数は32年であり超長期であり、徴収不能引当金の十分性に疑問がある。

(意見事項 37)徴収不能引当金の計上

平成30年度末における収入未済額が65,448千円あり、毎年度2百万円程度しか償還されていない。

林業・木材産業改善資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用することが考えられる。

20. 公共用地整備事業貸付金

(1) 概要

(i) 債権の種類

松山港外港地区港湾関連用地の整備に際して先行補償のために公共用地整備事業特別会計から港湾整備事業特別会計に貸し付けたものである。愛媛県が設置した特別会計間の貸借金であるが、一般会計等から公営企業会計への貸付けであることから、愛媛県が作成する一般会計等財務書類上は貸付金として取り扱われる。

[土木部 用地課]

(ii) 平成30年度債権残高

(単位:千円)

事業	債権残高	収入未済額	履行期限未到来額
公共用地整備事業特別会計から港湾施設整備事業特別会計に対する貸付金	626,590	-	626,590

(iii) 時効期間

愛媛県内部の特別会計間の貸借のため時効はない。

(iv) 制度の概要

公共用地整備事業特別会計は、愛媛県特別会計条例(昭和39年3月19日条例第3号)によ

って設置されたものであり、「公共事業の用に供する土地の取得を行う事業の円滑な運営と経理の適正」を目的としている。当該特別会計は、昭和 36 年度の土地価格の上昇化傾向を背景として、土木部に属する公共用地の先行取得を一元的に実施するため、県の単独財源をもって設置されたものである。近年は、公共事業の計画的、効率的な施行、用地取得の円滑化による事務コストの軽減を目的に事業を進めている。

この公共用地整備事業特別会計における長期貸付金は、平成 7 年度までに実施した松山港外港地区港湾関連用地の整備に際して実施した漁業補償や物件補償費等の支出(先行補償)に相当するものであり、造成した埋立地の売却収入をもって、港湾施設整備事業特別会計から償還されるものである。

(v) 債権の特徴

港湾施設整備事業特別会計(以下「港湾特会」という。)に対する貸付金であることから、港湾特会における償還財源の確保が重要である。この点、港湾特会では、平成 27 年度に整備した全ての土地の売却が完了しており、総売却代金 3,288,843 千円は、公共用地整備事業特別会計(以下「公共特会」という。)から港湾特会への貸付総額 3,232,590 千円を上回った。

しかし、土地の売却価額が想定よりも低かったため、平成 27 年度末の港湾特会の繰越資金は 1,561,335 千円しかなく、公共特会の貸付残高 1,820,590 千円の全額を償還できない状況であった。

そこで、平成 28 年度に両特別会計において調整を行い、平成 28 年度は 1,194,000 千円返済し、残りの 626,590 千円は 15 年後の令和 13 年度に一括償還することで合意したことである。

港湾特会から公共特会へのこれまでの返済状況については、次のとおりである。

(単位:千円)

年度	港湾特会における 土地売却収入	港湾特会から公共特会へ の振替(償還)	公共特会の貸付残高 (未償還額)
平成 7 年度	—	—	3,232,590
平成 18 年度	580,000	350,000	2,882,590
平成 19 年度	832,543	300,000	2,582,590
平成 20 年度	170,300	250,000	2,332,590
平成 26 年度	512,000	—	2,332,590
平成 27 年度	1,194,000	512,000	1,820,590
平成 28 年度	—	1,194,000	626,590
平成 30 年度	—	—	626,590
合計	3,288,843	2,606,000	

※1 港湾特会の土地売却収入を翌年度に公共特会に振り替えている。

※2 平成 7 年度以降、収入又は振替のあった年度のみ記載している。

(出典:公共用地整備事業特別会計作成資料)

(港湾特会の収支計画について)

平成 28 年度に両特別会計において償還時期を合意した際には、港湾特会の令和 18 年度までの 20 年間の収支を試算している。それによると、年間の収入(使用料)を 56 百万円、支出(一般管理費)を 27 百万円と見込み、収支差額 29 百万円が毎期資金留保されることで、15 年間でおよそ 443 百万円の資金が獲得できるとして、平成 28 年度末は繰越資金が 413 百万円あることから、その後 15 年間の収支を加えれば、未償還金額 626 百万円の償還は十分可能な計画となっている。

その後の実際の収支差額は、平成 29 年度は 49 百万円、平成 30 年度は 53 百万円発生しており、当初見込んだ毎年の収支差額 29 百万円を大幅に上回っている。計画を大幅に上回る実績となった理由は、支出(一般管理費)の見込額を算定する際、平成 16 年度から 26 年度までの支出の平均値とし、その期間中に発生した外港建設費(167,018 千円)や水門補修といった多額の支出を除外しなかったためである。このような方針としたのは、港湾特会で整備した施設には、耐用年数経過や塩害による老朽化による大規模修繕工事が今後見込まれるため、将来の支出に備える意味で、具体的な修繕計画がないものの、多めの支出を見込んだ計画としたとのことである。

(vi) 債権残高、調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(a) 直近 3 年間の推移

(単位:千円、%)

	前年度末 残高	発生額	調定額	収入額	振替額	不納 欠損額	当年度 末残高	収納率
<平成28年度>								
債権残高	1,820,590	—	1,194,000	1,194,000	—	—	626,590	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	1,820,590	—	1,194,000	1,194,000	—	—	626,590	100.0
<平成29年度>								
債権残高	626,590	—	—	—	—	—	626,590	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	626,590	—	—	—	—	—	626,590	—
<平成30年度>								
債権残高	626,590	—	—	—	—	—	626,590	
うち、								
収入未済額	—	—	—	—	—	—	—	—
履行期限 未到来債権	626,590	—	—	—	—	—	626,590	—

※1 債権残高:当年度末残高=前年度末残高+発生額-収入額-不納欠損額

収入未済額:当年度末残高=前年末残高+発生額-収入額+振替額-不納欠損額

履行期限未到来債権:当年度末残高=前年度末残高+発生額-調定額+振替額

振替額は履行期限未到来債権の「調定額－収入額」であり、履行期限未到来債権から収入未済額へ振替えている。

収納率＝収入額/調定額×100

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権管理に係る関係者に対する質問
- ③ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の閲覧
- ④ 監査対象とした債権管理に関する関係帳簿等の記載内容に対する関連資料との突合・吟味
- ⑤ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果及び意見

(i) 港湾施設整備事業特別会計の施設維持にかかる計画策定(意見事項 38)

(発見事項)

公共特会からの貸付けは、松山港外港地区港湾関連用地の整備に際して実施した先行補償に相当するものであり、造成した埋立地の売却収入をもって返還を受けるべきところ、想定よりも売却価額が低く、全額の返還を受けられていない。

そのため、港湾特会は、今後 20 年間の收支計画を策定して、公共特会への借入の償還時期を令和 13 年度で合意している。この計画では、過去の外港建設費及び一般管理費(補修工事含む)の実績をもとに毎年の支出見込を算出しているが、建設から 50 年経過した埠頭岸壁にある建物(昭和 41 年建築、総床面積 2,700 m²の県営 1 号上屋、2,631 m²の県営 2 号上屋)などは、更新工事には多額の資金が必要になると予想しているものの当面は利用が見込めるとし、具体的な計画策定はされていない。また、施設維持に関しても、工事の実施時期や規模についての具体的な計画が策定されていない。

(問題点)

今後、港湾特会が管理している施設の維持にも資金が必要となることが見込まれ、施設維持の工事の時期や規模によっては、これまでと同様に公共特会の資金が利用され、返還が延期されるリスクがある。

(意見事項 38) 港湾施設整備事業特別会計の施設維持にかかる計画策定

港湾施設整備事業特別会計は、今後、老朽化による施設維持工事に資金需要が見込まれることから、公共用地整備事業特別会計への償還を確実に履行できるように、早期に具体的な施設維持計画を策定することが望まれる。

(ii) 愛媛県港湾整備事業経営戦略における借入の償還時期(意見事項 39)

(発見事項)

平成 30 年 3 月に策定した愛媛県港湾整備事業経営戦略(計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度まで)の投資・財政計画(収支計画)において、港湾特会が公共特会から借り入れている 626,590 千円を、令和 6 年度に全額償還するとしている。

(問題点)

前述したとおり、施設維持に一定の支出が見込まれること、また償還により港湾特会が資金不足にならないように、両特会間で令和 13 年度の全額償還に合意している。

しかし、愛媛県港湾整備事業経営戦略では運転資金を考慮せず、借入残を超える資金を確保した時点で償還するものとして令和 6 年度の償還としているため、実際の県による計画とは異なったものとなっている。

(意見事項 39) 愛媛県港湾整備事業経営戦略における借入の償還時期

愛媛県港湾整備事業経営戦略において記載する公共用地整備事業特別会計からの借入の償還時期は、特別会計間で実際に合意した時期を記載することが望ましい。

21. 単年度貸付金

(1) 各貸付金の概要

種類	目的	貸付先	貸付条件等
中小企業環境保全資金貸付金	中小企業者等に環境保全資金の貸付けを行う金融機関等に対して、予算の範囲内において原資を預託するとともに、利子補給金を交付することにより、環境保全に要する資金の融通を円滑にし、環境保全施設等の整備促進を図ることを目的とする。	株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行 なお、資金利用者は次のとおりである。 中小企業者又は中小企業団体で、次の要件を満たしている方。 1 これから公害防止施設等又は保全施設等を設置しようとする方、環境浄化対策をしようとする方、公害防止のために工場等の移転をしようとする方、ISO 14001 の認証取得をしようとする方 2 愛媛県内に工場又は事業場を有する方で、6か月以上引き続いて現在の事業を営んでいる方	預託金額:75,000,000 円 預託金:無利息普通預金 預託期間:平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日 なお、金融機関から資金利用者に対する融資条件等は次のとおりである。 ・融資限度額:5,000 万円以内 ・融資期間:10 年以内 ・返済方法:元金均等半年賦償還 ・融資利率:1.5% (一定の事業は 0.5%) ・担保・保証:取扱金融機関所定の扱いによる ・融資対象:一定の公害防止施設等、一定の環境保全施設等、ISO14001 の認証取得
漁業経営安定資金貸付金	愛媛県が、愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「信	信漁連	貸付金額:150,000,000 円 貸付期間:平成 30 年 4 月 2

種類	目的	貸付先	貸付条件等
	「漁連」という。)に愛媛県漁業経営安定資金貸付金を貸し付けることにより、漁業経営の安定化のための融資を促進することを目的とする。	なお、信漁連は、愛媛県からの貸付金の額の3倍以上の融資枠を設定し、会員及び会員の正組合員(以下「会員等」という。)に次の資金用途に対して貸し付ける。 ・漁業生産資金 ・漁獲物の共販資金 ・その他災害のため特に必要と認められる資金	日～平成31年3月29日 貸付金利子:年0.01% なお、信漁連の会員等への融資条件等は次のとおりである。 ・融資限度額:会員等1人当たり500万円 ・融資利率、返済方法及び担保の設定又は保証契約:信漁連所定の方法による。
漁業経営健全化資金貸付金	愛媛県が、愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に愛媛県漁業経営健全化資金貸付金を貸し付けることにより、漁業経営の健全化のための融資を促進することを目的とする。	信漁連 なお、信漁連は、愛媛県からの貸付金の額の3倍以上の融資枠を設定し、会員、会員が出資した水産団体及び会員の正組合員(以下「会員等」という。)に次の資金用途に対して貸し付ける。 ・漁業用燃油資金 ・漁具修繕等資金 ・餌料等購入資金 ・漁業協同組合等運転資金	貸付金額:900,000,000円 貸付期間:平成30年4月2日～平成31年3月29日 貸付金利子:年0.01% なお、信漁連の会員等への融資条件等は次のとおりである。 ・融資限度額:会員及び会員が出資した水産団体については1団体当たり3,000万円、会員の正組合員については1人当たり500万円 ・融資利率、返済方法及び担保の設定又は保証契約:信漁連所定の方法による。
漁業経営振興総合資金貸付金	愛媛県が、愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に愛媛県漁業経営振興総合資金貸付金を貸し付けることにより、漁業経営の振興を図るための融資を促進することを目的とする。	信漁連 なお、信漁連は、愛媛県からの貸付金の額の3倍以上の融資枠を設定し、会員、会員の出資した水産団体及び会員の正組合員(以下「会員等」という。)に次の資金用途に対して貸し付ける。 ・魚類養殖振興資金 ・真珠・真珠母貝養殖振興資金 ・のり養殖振興資金 ・漁船漁業振興資金 ・担い手確保資金 ・セーフティネット推進資金	貸付金額:1,000,000,000円 貸付期間:平成30年4月2日～平成31年3月29日 貸付金利子:年0.01% なお、信漁連の会員等への融資条件等は次のとおりである。 ・融資限度額:会員等1人当たり5,000万円 ・融資利率、返済方法及び担保の設定又は保証契約:信漁連所定の方法による。
漁協等経営基盤強化対策資金貸付金	愛媛県が、愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に愛媛県漁協等経営基盤強化対策資金貸付金を貸し付けることにより、漁業経営の振興を図るための融資を促進することを目的とする。	信漁連 なお、信漁連は、愛媛県からの貸付金の額の3倍以上の融資枠を設定し、合併を行う会員の次の資金用途に対して貸し付ける。 ・欠損金、固定化債権がある会員の運営資金	貸付金額:600,000,000円 貸付期間:平成30年4月2日～平成31年3月29日 貸付金利子:年0.01% なお、信漁連の会員への融資条件等は次のとおりである。 ・融資利率、返済方法及び担保の設定又は保証契約:

種類	目的	貸付先	貸付条件等
木材産業振興資金貸付金	<p>農林漁業信用基金からの借入金と同額の県費の合計を原資として指定金融機関に預託することにより、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、木材の生産及び流通を促進し、木材供給の円滑化を図るために必要な資金を低利で融資する措置を講じ、木材関連産業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>農林中央金庫、愛媛県信用農業協同組合連合会</p> <p>なお、農林中央金庫は、右欄の4倍協調資金は供給を受けた資金の4倍、3倍協調資金は供給を受けた資金の3倍、2倍協調資金は供給を受けた資金の2倍に相当する額の資金を運営要綱に定めるところにより貸し付ける。貸付対象者は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」)に基づく合理化計画の認定を受けた次に掲げる者 ・森林組合又は森林組合連合会 ・森林所有者又はその組織する団体 ・素材生産業を営む者又はその組織する団体 ・木材製造業を営む者又はその組織する団体 ・木材卸売業を営む者又はその組織する団体 ・木材市場を開設する者又はその組織する団体 <p>○暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた林業を営む者</p>	<p>農林中央金庫、愛媛県信用農業協同組合連合会</p> <p>なお、農林中央金庫は、右欄の4倍協調資金は供給を受けた資金の4倍、3倍協調資金は供給を受けた資金の3倍、2倍協調資金は供給を受けた資金の2倍に相当する額の資金を運営要綱に定めるところにより貸し付ける。貸付対象者は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」)に基づく合理化計画の認定を受けた次に掲げる者 ・森林組合又は森林組合連合会 ・森林所有者又はその組織する団体 ・素材生産業を営む者又はその組織する団体 ・木材製造業を営む者又はその組織する団体 ・木材卸売業を営む者又はその組織する団体 ・木材市場を開設する者又はその組織する団体 <p>○暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた林業を営む者</p>	<p>信漁連所定の方法による。</p> <p>資金供給金額合計 360,000,000 円 (4倍協調資金合計) 50,000,000 円 (3倍協調資金合計) 185,000,000 円 (2倍協調資金合計) 125,000,000 円 期間:平成30年4月2日～平成31年3月29日 利率:年0.011%</p> <p>指定金融機関からの貸付条件は次のとおりである。 ・貸付方法:証書貸付又は手形貸付 ・返済の方法、担保及び保証人:指定金融機関の定めるところによる。</p>
農業経営改善促進資金貸付金	<p>愛媛県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)が造成する愛媛県低利預託金基金の原資として、愛媛県が貸し付けるものであり、基金協会と融資金融機関の協調融資により、意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通することにより、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業構造を確立する農村の活力の再生に資することを目的とする。</p>	<p>基金協会の愛媛県低利預託基金</p> <p>なお、基金協会は、愛媛県及び民間金融機関から借入れた借入金により造成された預託基金を、愛媛県の預託指示に従って、融資機関に預託する。</p>	<p>貸付金額:愛媛県が策定した貸付目標額の1/6 貸付利率:無利子 貸付期間:平成30年4月2日～平成31年3月29日</p> <p>なお、基金協会から融資機関の預託額及び預託利率は次のとおりである。 預託額:愛媛県が定めた融資機関の貸付目標額の1/3に相当する額以内の額 預託利率:年1% 融資機関は、供給を受けた資金の額の3倍に相当する額の範囲内で、貸し付ける。</p>
廃棄物処理センター運営費	愛媛県廃棄物処理センターの施設稼働後の運転資金不	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター	<p>貸付金額:1,863,000,000 円 貸付利率:無利子</p>

種類	目的	貸付先	貸付条件等
貸付金	足に対応するため、平成 13 年度からつなぎ資金の融資を行うことを目的とする。		貸付期間:平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日
中小企業振興資金貸付金 (豪雨災害関連対策資金貸付金含む)	県内中小企業者の事業資金の融資を円滑化し、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。	株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、株式会社商工組合中央金庫松山支店、株式会社みづほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社中国銀行、株式会社広島銀行、株式会社山口銀行、株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行、株式会社四国銀行、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行、株式会社高知銀行、観音寺信用金庫(以下「金融機関」という。) 融資対象者は次のとおりである。 ○融資を受けることができる者は、県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の定める保証対象業種に属する事業を引き続き 6 か月以上営む者で、要綱に定める資金区分ごとに、それぞれ融資対象者の欄に掲げる要件に該当する者とする。 ○経営安定資金(小口資金)のうち信用保険法第 3 条の 3 に規定する特別小口保険を利用する者については、事業実績が 1 年以上あるものとし、新事業創出支援資金及びチャレンジ企業支援資金については、事業実績が 6 か月以上あることを要しない。	預託金額: 30,180,000,000 円 預託金:無利息普通預金 預託期間:平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日 預託金額:8,450,000,000 円 預託金:無利息普通預金 預託期間:平成 30 年 10 月 26 日～平成 31 年 3 月 29 日 預託金額:7,250,000,000 円 預託金:無利息普通預金 預託期間:平成 31 年 1 月 25 日～平成 31 年 3 月 29 日
勤労者福祉資金貸付金	愛媛県内に居住する労働者及び離職者の生活安定、職業能力の向上等を通じて、福祉の向上に資することを目的とする。	四国労働金庫 なお、融資対象者は次の条件に該当する者である。 (1) 育児・介護支援資金 次の全てに該当する者 ア 愛媛県内に在住する金庫の会員たる資格を有する者 イ 同一事業所に 1 年以上勤務している者	預託金額:320,000,000 円 預託金:普通預金無利息型 預託期間:平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日 なお、この資金の融資条件等は次のとおりである。 (1) 育児・介護支援資金 ア 融資限度額 1,000 千円 (勤労者 1 人につき) イ 融資期間 5 年以内(1年

種類	目的	貸付先	貸付条件等
		<p>(2) 自己啓発支援資金 次の全てに該当する者 ア 愛媛県内に在住する金庫の会員たる資格を有する者 イ 同一事業所に1年以上勤務している者 (3) 離職者緊急生活資金 離職時から雇用保険受給満了後6か月以内の者のうち、求職活動を行っている者で、かつ、次の全てに該当する労働者であった者 ア 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上あること イ 原則として 20 歳以上 65 歳以下であること ウ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと エ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと オ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと (4) 教育資金 次の全てに該当する者 ア 愛媛県内に在住する金庫の会員たる資格を有する者 イ 同一事業所に1年以上勤務していること ウ 本人又は本人の扶養親族が、中学校卒業以降に入学する学校で、原則として、高等学校、高等専門学校、大学、大学院等に進学又是在学する者 (5) 結婚支援資金 次の全てに該当する者 ア 愛媛県内に在住する金庫の会員たる資格を有する者 イ 同一事業所に1年以上勤務していること ウ 本人又は子が結婚する予定であること </p>	<p>以内の据置き可能) ウ 融資利率 年 1.33% 育児又は介護休業を取得中の者及び取得予定の者については、年 1.0% エ 保証方法 金庫の定めるところによる オ 返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (2) 自己啓発支援資金 ア 融資限度額 1,000 千円(労働者 1 人につき) (パートタイム労働者、派遣労働者及び有期雇用者は、同一事業所の勤務年数が 2 年に満たない場合は 500 千円(労働者 1 人につき) イ 融資期間 5 年以内 ウ 融資利率 年 1.33% エ 保証方法 金庫の定めるところによる オ 返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (3) 離職者緊急生活資金 ア 融資限度額 1,000 千円(離職者 1 人につき) イ 融資期間 5 年以内(6か月以内の据置き可能) ウ 融資利率 年 0.3% エ 保証方法 金庫の指定する保証機関の保証及び連帶保証人 1 名を徴求する オ 返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (4) 教育資金 ア 融資限度額 2,000 千円(教育を受ける者 1 人につき) イ 融資期間 10 年以内(4 年以内の据え置き可能) ウ 融資利率 年 1.33% エ 保証方法 金庫の定めるところによる オ 返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (5) 結婚支援資金 ア 融資限度額 1,000 千円(結婚予定者 1 人につき) イ 融資期間 5 年以内 </p>

種類	目的	貸付先	貸付条件等
			ウ 融資利率 年 1.33% エ 保証方法 金庫の定めるところによる オ 返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還

(出典:愛媛県ホームページ、貸付要綱、契約書)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした債権の貸付け及び回収に係る関係資料の閲覧、突合、吟味
- ③ 監査対象とした債権に係る関係者に対する質問
- ④ その他必要と認めた手続

(3) 単年度貸付金に対する検証結果

種類	単年度で同額の貸付・回収を繰り返している理由	愛媛県のリスク	損失発生可能性の管理方法	平成30年度における貸付・返済の検証結果
中小企業環境保全資金貸付金	当該貸付金は、金融機関に融資原資の一部を預託するもので、年度ごとに預託金の予算の範囲内で預託し、年度末には一旦全額を返済してもらうことにしているためとのこと。	預託金は決済用預金として管理されており、金融機関の破綻時には全額保護されるほか、貸付けは金融機関の責任において実施されるものであり、愛媛県のリスクはないとのことである。	損失発生リスクはないと認め、該当なし。	特に問題点を識別しなかった。
漁業経営安定資金貸付金	愛媛県の貸付金の一部は条例により定められたものがあり、条例において毎年度予算措置を行い、貸付期間はその予算の年度内と定められていることから当該資金もそれにならって創設したためとのこと。	当該資金の貸付先である信漁連から会員等に貸付けを行う際に、全国漁業信用基金協会愛媛支所による保証契約の締結又は抵当権、譲渡担保の設定により債権を確保しているため、信漁連の会員等に対する貸付金が実質的に回収不能となり、愛媛県への返還金が返還不納になるリスクは非常に低いと愛媛県は考えている。また、信漁連の貸倒リスクに対して愛媛県がその損失	愛媛県では、信漁連の経営成績及び財政状態について、毎年度信漁連の総会への出席及び業務報告書等の確認によりモニタリングしているとのことである。 これに対して、愛媛県が入手している過去3事業年度の業務報告書を閲覧した。	特に問題点を識別しなかった。

種類	単年度で同額の貸付・回収を繰り返している理由	愛媛県のリスク	損失発生可能性の管理方法	平成30年度における貸付・返済の検証結果
		を負担するような損失補償契約等もないことである。		
漁業経営健全化資金貸付金	同上	同上	同上	同上
漁業経営振興総合資金貸付金	同上	同上	同上	同上
漁協等経営基盤強化対策資金貸付金	同上	同上	同上	同上
木材産業振興資金貸付金	当該資金は、事業体が作成する合理化計画に基づいて貸付けを実施しており、近年は短期(1年以内)で資金を利用し目標を達成する計画が申請されているため、金融機関に対しても単年度で貸付けを行っているとのことである。	預託先(農林中央金庫高松支店及び愛媛県信用農業協同組合連合会)から愛媛県へ預託金が返還されないリスクはあるが、預託先の判断で債務保証制度を利用しているため、リスクは非常に低いものと考えているとのことである。 損失補償契約等は締結していない。	預託先については、財務諸表等で経営状況を把握し、預託を行っている。	特に問題点を識別しなかった。
農業経営改善促進資金貸付金	愛媛県は、毎年度、金融機関から提出される貸付予定目標額を踏まえて国と協議し、その後、国から内示される当該年度の貸付目標額をもとに、基金協会への出捐額を算定して貸付けを行い、貸付期間が終了する年度末に同額の返済を受けているものである。 翌年度以降も、毎年度、同様の手順で、国から内示される当該年度の貸付目標額をもとに出捐額を算定して貸付けを行い、年度末に同額の返済を受けることの繰り返しどなる。	基金協会は(独)農林漁業信用基金と代位弁済に係る保障保険契約を締結しており、基金協会の代位弁済となった元金及び利息の70%は保険でカバーされている。 残りの30%については、基金協会が保証引受リスクを負担することになるが、当該資金は認定農業者に対する短期運転資金の貸付けで事故率が極めて低いほか、基金協会において保証引受リスクに見合う必要額を特別準備金として積み立てている(県は、特別準備金の必要積立額の1/2を補助金として交付している)。これらにより、愛媛	基金協会は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱及び愛媛県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に基づき、資金の貸付・残高状況等を定期的に愛媛県に報告することとなっており、愛媛県としても、当該資金の運用状況は適宜把握できる体制となっている。	特に問題点を識別しなかった。

種類	単年度で同額の貸付・回収を繰り返している理由	愛媛県のリスク	損失発生可能性の管理方法	平成 30 年度における貸付・返済の検証結果
		県の貸付金に係る返還不能が発生するリスクは極めて低いと愛媛県では判断している。		
廃棄物処理センター運営費貸付金	<p>愛媛県の無利子貸付金は、愛媛県廃棄物処理センター（以下「センター」という。）の施設稼働後の運転資金不足に対応し、廃棄物の適正処理の確保のため、平成 13 年度から開始されたものである。</p> <p>一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター（以下「財団」という。）ではつなぎ資金として返済期間が 1 年未満の短期借入金として会計処理している。</p> <p>愛媛県としては、廃棄物の適正処理の確保のため、センターの資金繰りに支障を生じないよう配慮しつつ、毎年、必要な額を精査することとし、これまでの貸付けを行っているとのことである。</p>	<p>財団の運転資金不足に対応するために年度中において短期貸付金として貸付けと返還を繰り返している。年度末には金融機関から一時的に愛媛県への返還資金を調達し、愛媛県の貸付金を返還している。</p> <p>財団の経営が上向き、財政状態が改善し資金的な余裕ができなければ、財団決算書に計上されている金融機関に対する借入金相当の愛媛県の貸付金額は返還不能になるリスクがある。</p> <p>監査時の愛媛県担当者へのヒアリングに対する回答は次のとおりである。</p> <p>地元との協定で約束している供用期間 20 年（令和 2 年 1 月）が迫るため、廃棄物の主たる搬入元である東予 5 市町と協議を重ねた結果、東予 5 市町の廃棄物について、令和元年度以降は他の施設での処理に目途が立ったことや、施設故障の多発により、約 1 年前倒しとなる平成 30 年度末をもって施設は休止することとなった。</p> <p>合わせて、民間事業者への施設譲渡</p>	<p>愛媛県では譲渡不調を見据え、東予 5 市町と、廃止に伴う施設の処分や、センターの解散、整理に係る費用負担のあり方を 30 年度より継続協議しており、本年末までには、東予 5 市町等との間で、今後の対応について最終的な合意形成を図り、センターが具体的な作業に着手できるよう支援したいと考えている。</p>	<p>形式的な貸付け、返還の手続に特に問題点を識別しなかつた。</p> <p>しかし、そもそも実質的には長期貸付金であるものについて毎年度貸付返還を繰り返すことにより、結果的に愛媛県の財務書類や財産に関する調書上貸付金の記載が行われていない。</p>

種類	単年度で同額の貸付・回収を繰り返している理由	愛媛県のリスク	損失発生可能性の管理方法	平成 30 年度における貸付・返済の検証結果
		の可能性を探っているが、現時点で譲渡先は見つかっていない。		
中小企業振興資金貸付金 (豪雨災害関連対策資金貸付金含む)	愛媛県が無利子で金融機関に預託する資金の運用益により、金融機関は中小企業者に通常よりも低利で融資できるようにする仕組みである。よって、愛媛県が預託した金銭は費消するものではないため、年度当初に愛媛県が金融機関に預託した額を年度末には金融機関から返済されている。	預託金は決済用預金として管理されており、金融機関の破綻時には全額保護されるほか、貸付けは金融機関の責任において実施されるものであり、愛媛県のリスクはないとのことである。 ただし、愛媛県信用保証協会の保証業務を促進し、愛媛県の中小企業者向け融資制度のうち、「新事業創出支援資金」の円滑な貸付けを推進するため、当資金の保証承諾分を対象として、代位弁済による信用保証協会の損失の一部を補償しており、この損失補償リスクがある。	損失補償発生の可能性の把握として、愛媛県信用保証協会から毎月、当資金の融資残高及び代位弁済の件数・金額の報告を受けている。 損失補償等引当金については、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上している。	特に問題点を識別しなかった。
勤労者福祉資金貸付金	毎年度当初に金融機関に預託のうえ金融機関が融資対象者に貸し付ける制度であり、毎年度、事業実施に先立って、当該年度の資金需要や必要性等を勘案のうえ預託金額を決定し、年度当初に愛媛県が金融機関に預託した額を年度末には金融機関から返済されている。	預託金は決済用預金として管理されており、金融機関の破綻時には全額保護されるほか、貸付けは金融機関の責任において実施されるものであり、愛媛県のリスクはないとのことである。 勤労者福祉資金貸付制度において、愛媛県と預託先との間で損失補償に関する契約は行っていない。	損失発生リスクはないため、該当なし。	特に問題点を識別しなかった。

(4) 監査の結果

(i) 返還不能リスクのある単年度貸付金(指摘事項 24)

(発見事項)

廃棄物処理センター運営費貸付金は、愛媛県廃棄物処理センターの施設稼働後の運転資金不足に対応するため、つなぎ資金として返済期間が1年未満の融資を一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター（以下ここでは「財団」という。）に対して行っているものである。このようにして財団の運転資金不足に対応するために毎年度において短期貸付金として貸付と返還を繰り返している。財団は年度末に金融機関から一時的に愛媛県への返還資金を調達し、愛媛県の貸付金を返還している。これにより、愛媛県の財産に関する調書や財務書類（貸借対照表）上、当該貸付金の記載がなされていない。

過去3事業年度における財団に対する愛媛県の貸付金額及び財団の各年度末における短期借入金残高は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(参考)
財団に対する貸付金額	1,563,000	1,563,000	1,863,000	2,700,000
財団の短期借入金残高	1,563,000	1,663,000	2,433,000	年度途中のため記載していない。

（出典：財団決算書、令和元年度の参考値は愛媛県の歳出予算執行整理簿）

過去10事業年度における財団の経営成績及び財政状態の推移は次のとおりである。

（単位：百万円）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
正味財産増減計算書(抜粋)										
経常収益計	1,185	1,349	2,363	1,473	1,577	1,587	1,410	1,261	1,261	624
うち事業収益	884	1,223	1,261	1,346	1,413	1,426	1,282	1,140	1,119	486
うち受取補助金等	300	125	1,098 (※1)	126	119	109	79	80	80	74
経常費用計	1,222	1,187	1,147	1,264	1,449	1,673	1,384	1,268	1,399	1,261
当期正味財産増減額	△37	162	1,216	209	128	△86	23	△9	△141	△637
貸借対照表(抜粋)										
短期借入金	2,080	2,080	1,978	1,934	1,833	1,643	1,563	1,563	1,663	2,433
長期借入金	2,269	1,952	1,635	1,318	1,022	761	587	414	240	83
正味財産	△1,469	△1,307	△91	118	247	160	184	175	34	△602
県の財政的関与										
補助金	189	125	350	126	119	109	79	80	80	74
貸付額	1,980	1,980	1,980	1,978	1,934	1,833	1,643	1,563	1,563	1,863
貸付残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 微量PCB廃棄物処理に伴う施設改造費への補助金があつたことによる。

（出典：県出資法人経営評価検証シート、財団決算書）

平成 23 年度の財団の正味財産は、平成 22 年度の△1,307 百万円に比し△91 万円と 1,216 百万円改善しているが、これは主として上表※1 に記載の補助金の受入れによるものである。

(問題点)

財団に資金的な余裕がなければ、財団の決算書に計上されている金融機関に対する借入金相当の愛媛県の貸付金額は返還不能になるリスクが高い。

そもそも実質的には長期貸付金であるものについて毎年度貸付返還を繰り返すことにより、結果的に愛媛県の財産に関する調書や財務書類上貸付金の記載がなされておらず、将来の財政負担リスクが開示されていない点が問題である。

財団に対する貸付金の手法はいわゆる「単コロ¹⁴」や「オーバーナイト¹⁵」と呼ばれる財政運営手法と言える。これらについて、地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書(平成 27 年 12 月 総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局財務調査課)において、第三セクター等に対する短期貸付に係る見直しが報告されている。この報告書の中で、第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、一概に不適切な財政運営であるとは言えないが、早期の解消又は必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべきであることや、第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなるリスクが潜在しており、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべきであることが提言されている。

なお、この報告書を受け、現行制度では将来負担比率¹⁶の内訳に地方公社や第三セクター等に係る負債の一般会計等の負担見込額が追加されており、愛媛県でも将来負担比率の算定に当たり財団に対する貸付金に関して将来負担見込額を算入している。

【地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書(平成 27 年 12 月 総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局財務調査課)抜粋】

(2) 健全化法の課題への対応

① 第三セクター等に対する短期貸付に係る見直し

a) 反復かつ継続的に行われ、かつ返済が出納整理期間に行われているもの

地方公共団体が第三セクター等に対して行っている短期貸付(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付)の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われ、しかもその返済が出納整理期間に行われる常態化しているものがある。いわゆる「単コロ」と呼ばれる財政運営手法である。

¹⁴ 地方公共団体が第三セクター等に対して行っている短期貸付(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付)で、毎年度、反復かつ継続的に行われ、しかもその返済が出納整理期間に行われることが常態化しているもの。

¹⁵ 地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付で、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているもの。第三セクター等は地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで 2 日間(数日間～数ヶ月間の場合もある。)のみ金融機関から資金を借り入れる。

¹⁶ 地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の標準財政規模に対する比率

単コロは、経営状況が悪く市中銀行等から資金を調達できない第三セクター等を地方公共団体が支援するために行われているのが実態であり、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなる（当該地方公共団体の負担になる）おそらくを含んでいるものである。しかし、現行制度上、健全化判断比率として捉えられる「将来負担」等には該当せず、地方公共団体の財政負担リスクは潜在化している。

本来、経営状況が悪い第三セクター等に対して資金を供給し続ける必要があるのであれば、反復かつ継続的な短期貸付ではなく、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等によって対応すべきである。また、地方公共団体にとって貸し倒れになるリスクを潜在化させたまま、短期貸付を反復かつ継続的に行うことは、健全化法の趣旨から、適切な財政運営とは言えない。さらに、毎年度の返済が出納整理期間に行われる事が常態化しているのは、地方自治法に定める会計年度独立の原則の趣旨に反した不適切な財政運営である。

（略）

b) 反復かつ継続的に行われているもので、a) 以外のもの

地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているものもある。第三セクター等は地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで2日間（数日間～数ヶ月間の場合もある。）のみ金融機関から資金を借り入れる。いわゆる「オーバーナイト」と呼ばれる財政運営手法である。

オーバーナイトは、経営難の第三セクター等への経営支援のために行われる場合もあるが、第三セクター等の資金調達コスト（金利負担）軽減や、地方公共団体と第三セクター等が協調して行う制度融資（中小企業等への低利融資）などのために行われる場合もある。ただし、第三セクター等の経営状況が急に悪化し、年度末の返済原資を工面できなくなった場合には、地方公共団体に対する返済が滞るおそれがあり、貸付を行っている地方公共団体が一定の財政負担リスクを負っているという点では、単コロと同様である。また、その財政負担リスクは、現行制度上、健全化判断比率としては捉えられておらず、潜在化しているという点でも、単コロと同様である。

オーバーナイトを行っている理由は様々であるが、反復かつ継続的な短期貸付を行わなければならぬ状況が固定化しているのであれば、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等による対応を検討することも必要であると考えられる。また、オーバーナイトは、単コロと異なり、毎年度の返済が出納整理期間に行われているわけではないから、一概に不適切な財政運営であるとは言えないが、規律ある財政運営のためには、地方公共団体の実質的な財政負担リスクを客観的に把握できるよう、制度的に手当てすることが必要であると考えられる。

そこで、オーバーナイトを行っている地方公共団体に対しては、実態に即した財政運営が行われるよう、必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべきである。また、オーバーナイトの形での貸付けを続ける場合でも、当該地方公共団体が実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべきである。

(指摘事項 24) 返還不能リスクのある単年度貸付金

廃棄物処理センター運営費貸付金は、毎年度末と年度初めに返済と貸付けが反復・継続的に行われているが、実質的に長期貸付金である。経営状態が悪化している第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、地方公共団体にとって貸し倒れになるリスクを潜在化させることから適切な財政運営とは言えず、その実態に応じて早期の解消又は必要に応じて長期貸付又は補助金の交付等への切り替えを行うべきである(地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書(総務省自治財政局 平成 27 年 12 月))。また、今後は愛媛県としてこのような経営状態が悪化している第三セクター等に対するいわゆる「単コロ」や「オーバーナイト」と言われる財政運営手法は厳に慎むべきである。

(ii) 廃棄物処理センター運営費貸付金相当額の偶発債務の注記その他のリスク開示(意見事項 40)

(発見事項)

廃棄物の主たる搬入元である東予 5 市町と協議を重ねた結果、東予 5 市町の廃棄物について、令和元年度以降は他の施設での処理に目途が立ったことや、施設故障の多発により、約 1 年前倒しとなる平成 30 年度末をもって施設は休止することとなった。

合わせて、民間事業者への施設譲渡の可能性を探っているが、現時点で譲渡先は見つかっていない。

過去 3 事業年度における財団の経営成績及び財政状態の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業収益	1,140,047	1,118,665	486,216
受取補助金	80,017	79,650	74,238
経常費用計	1,267,529	1,399,450	1,261,044
当期一般正味財産増減額	△8,613	△140,620	△636,638
正味財産合計	175,097	34,477	△602,161
短期借入金	1,563,000	1,663,000	2,433,000
長期借入金	413,687	239,887	82,587

(出典:財団決算書)

(問題点)

財団の悪化している財政状態や平成 30 年度末における施設休止状態を鑑みると、平成 30 年度末に金融機関から一時的に調達した資金のうち愛媛県が実質的に融資している額 2,433,000 千

円は返還不能になる可能性が高いと認められるが、これに対するリスク情報が全く開示されていないことが問題である。

また、愛媛県廃棄物処理センターは平成 30 年度末をもって事業を停止し、愛媛県ではセンターの譲渡不調を見据え、東予 5 市町と、廃止に伴う施設の処分やセンターの解散、整理に係る費用負担のあり方を平成 30 年度から継続協議しているところであることであるが、施設の処分に当たり土壤改良、解体工事等にかなりの費用を要することが容易に想像できる。のことからも、愛媛県の負担額は、令和元年度の貸付金額が 27 億円(平成 30 年度 18.6 億円)に増加しているよう、さらに増加していく可能性がある。そして、愛媛県の財団に対する出資割合が東予 5 市町のそれに比べ大きいことを鑑みると、その貸付金額のかなりの部分が愛媛県の負担になる可能性が高いと考えざるを得ない。

ところで、ヒアリングの結果、愛媛県が「将来負担比率」算定に当たり、算入している廃棄物処理センター運営貸付金に対する将来負担算入額は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	年度中の貸付額(※1)	算入率	将来負担算入額
平成 28 年度	1,563,000	30%	468,900
平成 29 年度	1,563,000	30%	468,900
平成 30 年度	1,863,000	90%	1,676,700

※1 年度末は金融機関からの借入により愛媛県に返還されているため年度末残高は 0 円である。

(意見事項 40) 廃棄物処理センター運営費貸付金相当額の偶発債務の注記その他のリスク開示

廃棄物処理センター運営費貸付金は愛媛県における将来負担の発生可能性が極めて高い実質的な長期貸付金であるが、年度末において一時的に返済されているため法形式的に債権残高が存在していない。愛媛県においても将来負担見込額として合理的に見積もっていることから、愛媛県の貸借対照表上「長期貸付金」として計上されれば、徴収不能引当金の検討対象であるはずである。

将来負担額の発生可能性が高いリスク資産を実質的に保有している実態を開示するために、保証債務に準じて偶発債務として注記することが適当である。注記金額としては、年度末の財団の短期借入金残高と翌年度初の愛媛県からの貸付額のいずれか少ない額を記載することが適当である。

さらに、愛媛県が将来負担する可能性がある金額については、企業会計上、履行後損失発生可能性が高い「保証債務」に対して計上を要求される「債務保証損失引当金」に準じて、適当な科目で貸借対照表に引当金として計上することが望ましい。

当該貸付けに対し担保提供や第 3 者の債務保証契約がないこと、平成 30 年度末時点において東予 5 市町との費用負担も決まっていないことから、平成 30 年度においては、少なくとも愛媛県が「将来負担比率」に算入している 1,676,700 千円を財務書類上債務保証損失引当金そ

の他の引当金として計上し、損失の発生リスクを開示することが望ましい。

22. 損失補償契約

(1) 損失補償契約及び損失補償支払額の概要

平成 30 年度の損失補償契約及び損失補償支払額は、次表のとおりである。

(単位:千円)

所管課	事項	損失補償限度額	補償債務残高	平成 30 年度 損失補償支払額
農政課 農地・担い手対策室	財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社(現:公益財團法人えひめ農林漁業振興機構)が社団法人全国農地保有合理化協会(現:公益社団法人全国農地保有合理化協会)から融資を受ける借入元本に対する損失補償 (平成 21~24、29 年度分)	借入金総額 45,000 千円のうち社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかつた元本相当額	1,713	-
経営支援課	愛媛県信用保証協会の信用保証に係る損失に対する補償 (平成 21~29 年度貸付分)	愛媛県信用保証協会(以下「協会」という。)が行った中小企業振興資金融資制度保証のうち新事業創出支援資金に係るものについて、協会が被保証者に代わって弁済(以下「代位弁済」という。)した額から日本政策金融公庫により支払われる保険金相当額及び代位弁済に係る回収金のうち日本政策金融公庫へ納付すべき額(保険請求前の回収金については全額)を控除した額の 2 分の 1 に相当する額 保険金による補てん率が 80%、残りの 20% のうち愛媛県は 2 分の 1 を負担するため、保証債務残高の 10% が愛媛県の負担となる。	1,780,436	1,793

(出典:予算説明書(債務負担行為に関する調書)、各課提出資料)

(2) 実施した監査手続

- ① 諸規程等の閲覧
- ② 監査対象とした損失補償に係る関係資料の閲覧、突合、吟味
- ③ 監査対象とした損失補償に係る関係者に対する質問
- ④ その他必要と認めた手続

(3) 監査の結果

(i) 損失補償債務等額の財務書類の注記の記載漏れ(指摘事項 25)

(発見事項)

統一的基準による地方公会計マニュアルにおいて、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記することになっているにもかかわらず、平成 29 年度の財務書類に当該注記が記載されていなかった。

平成 29 年度における損失補償等引当金の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

法人名	損失補償付債務残高	損失補償債務等 負担見込額 (損失補償等引当金 計上額)	貸借対照表 未計上額
(公財)えひめ農林漁業振興機構	2,522	1,261	1,261
愛媛県信用保証協会	※1 133,734	5,285	128,449
合計	136,256	6,546	129,710

※1 愛媛県の負担率 10%を愛媛県信用保証協会の保証残高に乘じた額

(出典:平成 29 年度決算 健全化判断比率(算定資料)一部加工)

平成 30 年度における損失補償等引当金の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

法人名	損失補償付債務残高	損失補償債務等 負担見込額 (損失補償等引当金 計上額)	貸借対照表 未計上額
(公財)えひめ農林漁業振興機構	1,713	171	1,542
愛媛県信用保証協会	※1 178,044	11,527	166,517
合計	179,757	11,698	168,059

※1 愛媛県の負担率 10%を愛媛県信用保証協会の保証残高に乘じた額

(出典:平成 30 年度決算 健全化判断比率(算定資料)一部加工)

(問題点)

統一的な会計基準による地方公会計マニュアルに準拠しておらず、損失補償債務等のリスク情報の開示が不十分である点が問題である。

統一的な基準による地方公会計マニュアル(抜粋)

第 3 章 一般会計等財務書類の作成要領

I 貸借対照表

1 総則

127 損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失（損失補償等引当金繰入額）に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）第12条第5号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）によるものとし、地方道路公社及び土地開発公社に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。

V 注記

4 偶発債務

266 会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載します。

- ①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））
- ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③その他主要な偶発債務

（指摘事項 25）損失補償債務等額の財務書類の注記の記載漏れ

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記する必要がある。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額も併せて注記する必要がある。

なお、令和2年2月7日付けで当該注記を追記した平成29年度財務書類が愛媛県のホームページ上で更新された。

以上